

最惠國條款には種々なる區別がある。先づ條件の如何によつて見る場合には無條件最惠國條款・條件付最惠國條款・單なる最惠國條款の三種に分たれ、適用範圍の如何によつては一般的最惠國條款・特定的最惠國條款に分たれる。また義務の双方向的と一方的たるに依つて、双務的最惠國條款・片務的最惠國條款に分つことも出来るのである。

無條件最惠國條款とは特別の報酬の有無に拘らず、締盟國の一方が第三國に與へたる一切の權利利益は、當然相手國が均霑し得ることを約定するものであり、條件付最惠國條款とは特別の報酬を得ずして第三國に與へたる權利利益は、相手方たる締盟國も均霑し得るのであるが、特別の報酬を受けて交換的に第三國に與へたる權利利益は、同一の報酬を提供せざる限り、他の締盟國も均霑し得ざることを規定するものである。また單なる最惠國條款とは單に最惠國と同一の待遇を與ふる事を規定するに過ぎず、條件の如何を明示しないものである。此の場合に無條件最惠國條款と解す可きか、條件付最惠國條款と解す可きかは、常に疑問となる所であるけれども、歐羅巴主義においては前者と見做し、アメリカ主義においては後者と解するのが普通である。

最惠國條款なるものは、最初單純最惠國條款であることを原則としたものであり、其後對國家間の問題が複雑となるに伴れて、有條件のものとなつたものと區別が生じたのである。従つて其の解釋に疑問を生じ易い國家に對しては、單純最惠國條款を約定することゝが無いが、その憂のない國家との間には今も尙行はれるのである。

また一般的最惠國條款とは、條款適用の範圍を限定しないものであり、特定的最惠國條款とは特定の事項に對してのみ該條款を適用するものである。双方的最惠國條款は、締盟國の双方に於いて、第三國に與へつゝある利益に均霑せしめることを約するもので、今日一等國間に行はるゝ最惠國條款は常に此種のものである。之に反して片務的最惠國條款なるものは、締盟國の一方のみが最惠國としての利益を享受し得ることを約するもので、多くの場合優劣の差異ある國家の間に締結されて居る。斯くのごとく諸種の最惠國條款が行はれるのは、通商條約によつて規定される通商航海の自由・住居・旅行・營業の自由等に關して、他國との間に區別待遇を受くることを防止せんが爲めである。殊に關稅の賦課等に就いて

他國と差別待遇を受くる場合には、自國のみ不遇の地位に立ち著しい損害を受くることなるので、最惠國條款の締結によつて、他の諸國同様の權利を自國に留保して置かんとするに至つたのである。

故に最惠國條款なるものは、何等積極的の効果を擧げ得るものではないが、相手國が他國の爲めに利益の讓歩を爲す場合には、自國も共に均霑し得ると云ふ消極的效果を齎らすものである。殊に相手國が自國に對して、輸出少く輸入多き場合に、稅率協定を爲さないことがあつても、最惠國條款を約定して置くならば、相手國が他國の稅率協定に應ずる以上自國も亦同様の稅率に均霑し得るのであり、若し其の協定稅率中に自國の產物が包含されてゐる時には、自國に對する稅率協定を承諾せしめたと同様の効果を擧げ得るのである。最惠國條款を適用する國家においては斯くの如き利益あるものであるが、適用される國家においてはそれだけ不便なものである。然し一等國間に於いては双務的條款が行はれるので利益・不利益は相殺され得るのであるが、片務的に劣等國が之を適用される際には、自國の自由を束縛されるのみであつて、甚だ不利益なものである。

歳入(サイニユー)

歳入とは國家又は公共團體の、一會計年度に於ける金錢の總收入を言ふのである。帝國憲法によれば、國家の歳入は毎年豫算を樹て、議會の協賛を経ることとなつてゐる。而して歳入の中に加へられざるものは、政府が單に處分權を有するのみで、所有權なきもの即ち吏官の身元保證金、裁判所の管理する未成年者の財産供託金、郵便貯金等のごときものと法律上所有權ありとしても特別の目的の爲めに收納されるもの、即ち官吏の退職及び遺族扶助料資金、大藏省の預金、官營保險の掛金等の如きものである。

尙歳入の種類は經常歳入と臨時歳入に分たれる。經常歳入は規定の權利または確定した財源より、一定の期間に規則正しく國庫に收納する自動的收入を言ふので、經濟收入と臨時收入とに大別される。經濟的收入としては、官有財産の收入、官業の收入・租稅・手数料があり、臨時的收入としては、罰金・科料・沒收等、及び國庫補助金・下付金・地方分擔納付金等の補填の爲めに收納されるものが屬する。臨時歳入とは財源が不定であり、且つ不定時に收納せられるもので、官有財産・不用品の拂下代金・償金・貢獻・分捕の如きも

歳出(サイシュツ)

歳出とは國家又は其の他の公共團體における、一會計年度内の經費の總支出を言ふ。國家又は他の公共團體はその存續發達を計る爲めに、適當なる機關を設備し、これを維持經營する等多くの經費を要する。なかんづく國家の歳出はその金額最も大きく、且つこれを爲し得ざる場合には國家の活動を休止せざるを得ない爲め、豫め憲法その他の會計法規により豫算の調製、議會の協賛等の手續を経此の豫算に基いて法令の定むる機關から支出されるのである。然し乍ら此の經費は國家が自己の計算に入る可きもののみ限られるのであつて、國家が他人の爲めに保管し、單に受渡をなすに止るもの、即ち貯金の拂戻、供託金・保管金・管理財産の拂渡等のごときものは、全然歳出と區別されるのである。

我國に於て國家の歳出は種々なる區別に分たれて居り、豫算上の區別と憲法上の區別とがある。豫算に於ては經常歳出・臨時歳出の區別がありそれ／＼經濟の異なるに伴れて細別されてゐる。憲法上の區別には、豫算の議定に際して自由に討議し得るものと、然らざるも

のとがあり、自由討議を許さざるものとしては皇室經費、憲法六・七條の歳出、憲法上の大權に基づける既定の歳出、法律の結果による歳出、法律上政府の義務に屬する歳出、繼續費等が數へられてゐる。憲法はまた支出の方法に依り、豫算に依る支出と豫算に依らざる支出とを認め、豫算に依らざる支出としては豫算超過の支出、豫算外の支出の二者に分ち共に準備金又は歳計剩餘によつて補足充當し得可きものとしてゐる。

最低賃銀法(サイテーンギンホー)

【概説】最低賃銀法は労働階級の極端なる窮乏と、賃銀に關する労働者及使用主間の紛争とを防ぐ爲めに行はれる一の社會政策的施設である。労働力の取引が當事者の自由契約のみに委せられてゐる結果、使用主は能ふ限り低廉な賃銀を以つて労働者を雇ひ入れんと努むる事となり、勞資兩階級の間には、種々なる掛け引きが行はれ、鬭争が行はれる事になるのである。而も労働者は無力な場合が多く結局低廉な賃銀に泣き寝入りらねばならぬので、益其の困窮を増加することとなる。最低賃銀法なるものは、斯かる弊害を未然に防がんとして行はれるもので、豫め一定の賃銀率を制定し、法律を以て強制するものである。

これはまた「法定賃銀法」乃至「低賃銀法」とも呼ばれてゐる。

【沿革】最も早く最低賃銀法が行はれたのは、瀋洲で、英米諸國は何れもこの瀋洲の制度に倣つたのである。即ち十九世紀の中葉に、始めて歐洲の機械工業が輸入された瀋洲では、労働者が工場労働に對して驚異を感ずる程無知であつた爲め、驚く可き労働力の濫費が行はれたのであつた。故に労働者酷使調査會等が屢々開催される事となり、其の結果、一八九四年にニュージブランドに労働争議仲裁法が設けられ、此の法律に依つて労働争議地方和解所は、最低賃銀率を制定する権能を有するものとされた。超えて一八九六年には、ヴィクトリアに労働者の酷使を禁ずる法律が布かれ、四ヶ年間を限つて試験的に實施される事となつた。これは各地方に労働局を設け、特定の産業に對して最低賃銀率を指定する制度であつたが、試験の結果が非常に良かった爲め、一九〇〇年には更に擴張され、一九〇四年からは永久法とされるに至つた。其他サウス・オーストラリアは一九〇〇年、クインズランドは一九〇八年、タスマニアは一九一〇年に何れも最低賃銀法を設ける事とした。英國では一九〇九年に、始めて最低賃銀法が

制定された。この法律に依れば、労働局はある産業部門の賃銀率を、他の産業部門の賃銀率に比較して、低廉な場合などに其の最低賃銀率を指定する事が出来るのである。一九一三年には更に此の法律の適用範囲が擴大されたが、而も尙全體の労働者に對して行はるゝ迄には進んでゐない。米國では一九一二年マサチューセツ州に行はれたのを始めとして、一九一三年に二州、一九一五年更に二州に採用され、漸次各州に普及しやうとしてゐる。

【實例】最低賃銀法を行ふ場合に、最も問題とされるのは、何に依つて最低賃銀を決定するかと言ふ事である。労働者が普通の生活を営み得る程度の賃銀を、最低限度とすると言ふ主張は、かゝる場合に最も多く起るのであるが、普通の生活なるものが既に複雑な且つ明かならぬ事柄である。此の最低賃銀率決定の方法は大體二種に分たれてゐるが、一をフラットレートと言つて直接に法律を以つて規定するものであり、一は労働局乃至特別の委員會に依つて、産業の實狀を調査の上隨時に規定する方法である。以下瀋洲・英國・米國等の實例に就いて、最低賃銀率の決定法とその適用範囲とを述べて見る。

(一)瀋洲 瀋洲に於ては大抵の州がフラット

レートに依つて最低賃銀を決定してゐる。而して此の最低賃銀は單に労働者の肉體を維持せしむるに足るものではなく、可成り豊富に諸種の費用を見積つたものである。且つその法定賃銀は、労働者の熟練程度に依り、男女の差別に依つて、それ／＼差等が設けられてゐる。都會に於ける主なる製造業・鐵道電車等の交通機關・鑛山・商店等に屬する賃銀労働者は、何れも皆この最低賃銀法の適用を受けるのであるが、幼少年工・見習工・徒弟等も往々無報酬で使役され、報酬を要求する時には解雇される場合があるので、特別に低廉な最低賃銀率を定められてゐる。

(二)英國 最低賃銀法の適用される範圍は、裁縫業・紙箱製造業・レース仕上業・鐘類製造業・菓子製造業・食品保存業等、一般労働者の賃銀に比して特に賃銀率の低い部門に限られてゐる。而して最低賃銀率の決定は、賃銀調査會の調査に依つて行はれ、其の地方に於ける最良の使用主が仕拂ふ賃銀率まで引上げる事を目的としてゐる。然し是れは必ずしも必要生活費に足る賃銀と言はれない。何故ならば最良の資本主が仕拂ふ賃銀と言つても元來賃銀率の低い産業部門の事であるから、他の産業部門の一般的賃銀に比べて、特に高

い賃銀である筈もないからである。かくして決定された賃銀率は、労働局に依つて三ヶ月間廣告され、其の間に異議の申し立てをする者がなければ確定率とされる。此の確定賃銀率は多數の労働者を包括契約に依つて雇ひ入れる場合、労働者が書面を以つて確定率以下の賃銀を支拂はれる事に同意した場合の外は必ず適用せられるのである。最低賃銀率を嚴重に遵守せしむる爲めには、特に監督官を置き、使用主の犯則に對して罰金を課し、且つ労働者が請求する場合には、最低賃銀率に準ずる不足額を支拂はねばならぬこととしてゐる。

(三)米國 賃銀率の決定は、多くフラットレートに依つてゐるが、中には英國の如く調査會の調査に依つて決定してゐる州もある。そして調査會の調査によりて決定する州では、労働者が調査會に於いて硬論を吐く爲めに、解雇されることを防ぐべく、一定の保護を加へてゐるのが普通である。適用範圍は多く婦女及幼少年工に限られてゐるが、徒弟・見習工等にも相當の給與を爲さしめる規定が設けられて居る。また能力の不十分な労働者に對しては、監督官廳の認可を有する場合に限り、最低賃銀以下の賃銀で使用することを認

められてゐるのである。

【効果】労働者に支拂はるる賃銀額は、經濟上の理由に依つて決定せられるものであるから、かゝる法律上の干渉は大して効果のないものであるが、然し嚴重にさへ行はれれば、幾分賃銀の低落を防ぎ得ることだけは確かである。また最低賃銀法の實施に依つて、賃銀率が一體に昂騰した事實もある。即ち英國の織物業に最低賃銀法が行はれた場合に、労働組合の標準賃銀が數割騰貴した事もあれば、ヴィクトリア州に於いて、矢張り織物業に適用された時、織物業労働者の一般賃銀は、最低賃銀率の二割以上高まつた事もある。

最低賃銀法の制定に依つて、企業家の利潤が減少するといふ非難は、屢起る處であるが、然し此の制度は左程彼等に打撃を與へ得るものでもなく、却つて労働組合等の運動を阻止せしむることゝなる場合が多いものである。また此の制度を實施すれば、労働者は最低賃銀の保護を得る爲に、労働能率を低減する事になりはしかと云ふ事も多くの企業家によつて懸念される處であるが、瀋洲・英・米等の實例によれば、却つて反對に一般の労働能率が増進したと云ふ事實があり、これも大した問題ではない。要するに最低賃銀法の實施は勞

働階級に對する濫取的搾取を減じ従つて労働階級の極端なる窮困を緩和し得るもので、これによつて資本家階級は格別の負擔を得るものではない。故に賃銀労働階級の存続と、現在の生産制度の維持とを計る爲めには最低賃銀法は相當の効果を擧げ得るものであると云つて差支えないであらう。

左傾(サケイ)

「右傾」を見よ。

搾取階級(サクシユカイキュー)

「階級」を見よ。

産業革命(サンギョウカクメイ)

【概説】産業革命とは産業組織の急激なる改革、即ちその産業的發展の上に新紀元を劃す可き事件の發生を言ふのである。今日の産業組織は、何れも幾段階かの改革を経て現はれたものであるが、多くの場合その改革は漸進的に行はれたのであつた。然るに十八世紀の中葉以後英國に行はれた處の産業革命は、全く急激なものであり、且つ英國のみならず、各國の産業界をして急進的發展を爲さしめたのであるから、産業革命と言ふ場合には主として此の英國のそれを指すやうになつてゐるのである。十八世紀中葉の英國に於ては、産業状態は尙甚だ幼稚であつた。農業は中世の

マノーア(「マノーア」参照)が滅び、土地は多くの所有者に分割されてゐた爲め、小農的經營法が用ひられて居り、工業は兼業的小生産者に依つて營まれてゐた。即ち今日の如く資本家と労働者の對立もなく農民と工業者の區別も明かではなかつた。一方に小區劃の耕地を耕しつつ、一方には紡績機械を備えて置き老幼男女の別なく各自が適宜の業に従ふと言ふが如き有様であつた。また商業も交通機關の發達が遅れてゐた事と、生産と消費が敏活に行はれてゐなかつた事との爲、未だ小規模に行はれてゐた。毎週日時を定めて各地に市を開くこと、行商を爲すことによつて、僅かに商品の交換が行はれると言ふのが此の當時の状態だつたのである。

然るに十九世紀に至ると、種々なる新機械が發明され生産力が急激なる進歩を遂げる事となつたので工業は勿論商業上の状態も全く一變するに至つたのである。

【生産方法の發達】 十八世紀後半以後、機械の發明、生産方法の改良は實に著しいものであるが、その中の最も重要なものはジェームス・ワットの發明した蒸氣機關である。これは全く英國産業史上に一新紀元を劃したものであつて、英國の生産業者が他國のそれを壓

倒するに至つた原因は主として茲に存するのである。蒸氣機關に次いで特筆すべきものは紡績及び織物機械の發明であつた。即ちハーグリースの紡績機、アークライトの水力紡績機、クロムプトンの紡績機、ケリー及びロバーツの自動紡績機等のみならず、從來の手工業者に對して、致命的打撃を與へた動力使用の織機が、一七八五年カートライトに依つて發明されたのであつた。

其他製鐵方法の改良、及び製鐵機械の發明等が行はれ、製鐵業の面目が全く一新されたのみならず、蒸氣力の應用は交通機關の上にも及んだのである。即ち一八〇七年フルトンに依る汽船の發明、一八一四年ステファensonによる機關車の發明が行はれた結果、海上及陸上の交通は著しい發達を遂げ、諸機械の發明による生産の増加發達を完成せしめるに至つた。此の交通運輸機關が發達した事は甚だ注意すべきことで、之に依て英國の産業界はその多量の生産物を容易且つ低廉に運搬することとなり、内外に於ける販路の擴張を見るに至つたのである。

工業生産界に於ける此の革命は、農業及び商業上にも大なる變動を與へたのであつた。即ち農業に於ても、科學的方法が採用されるこ

とゝなつたので、從來の小農的經營法は廢れ大農法が行はれることとなつて來たのであつた。従つて土地は大資本の兼併する處となり、農民の数は著しく減少して來た。一八一一年には全人口に對して農民數三割五分であつたのが、一八二一年には三割三分、一八三一年には二割八分となつた。而も農産物は十年間に約四分の一宛を増加したのである。かくの如き生産の増加と、交通機關の發達とに依つて、商業も全く革新された。殊に外國貿易の如きは一七〇〇年頃輸出額僅かに七八萬磅に過ぎず、而もその三分の一は和蘭に對する貿易が占めてゐる有様だつたのである。然るに十八世の中葉以後は、從來の歐洲西岸の貿易は一轉して植民地に對する貿易となり、内國市場の如きもその範圍が益擴張されるに至つた。當時最も盛であつた織物商人の如きは、自ら工業經營者となつて其の生産に従事しつつ、販賣に従ふと言ふ有様だつたのである。

【産業革命の影響】 産業革命は從來の手工業を葬つて、今日行はれるが如き機械的大工業即ち資本制工業を建設した。此機械工業は、その後各國に輸入され今日の如く世界的となつて來たのである。故に今日我々が當面して

あるところの資本主義の特長と禍害とは一切この産業革命に淵源してゐるものと言はなければならぬのである。大量生産の發達、資本集中の傾向は、貧富の懸隔を甚しからしめ且つ一切の生産物を商品化して來た爲めに、遂に階級對立資本階級の對立を促し、その反抗争闘を招來せしむるに至つたのである。かゝる經濟的變革はまた社會上政治上の關係をも動かす事となり、資本主義思想を發達せしめ、資本家階級をして政治上社會上の支配階級たらしめるに至つた。今日に於いては一切が資本主義の支配下に置かるゝ有様であるが、かゝる現象を生ぜしめたものは産業革命による新生産方法の確立であることを思ふとき、産業革命の影響の實に大なることを感ぜしめられる(「資本主義」参照)。

産業組合(サンギョークミアイ)

産業組合とは、組合員の産業又は經濟の發達を期するため、(一)組合員に産業に必要な資金を貸與し、及び貯金の便宜を得せしめ(信用組合)(二)組合員の生産したるものを加工しまたは賣却し(販賣組合)、(三)産業又は生計に必要な物を購買してこれを組合員に賣却し(購買組合)、(四)組合員の生産したるものに加工し、又組合員をして産業に必要なもの

のを使用せしむる(生産組合)目的を以て設立する社團法人をいふ。従つて産業組合の法律上の性質は私法人に屬する營利的社團法人であつて水利組合、商業會議所の如き公共團體と異り、重要産物同業組合、農會等の如き公共組合と異り、また民法上の公益法人とも異なり、民事會社・商會社等と其法律上の性質を同じうするものである。産業組合はその目的とする業務の異同により、大別して信用組合・販賣組合・購買組合及び生産組合の四種に分たれる。而してこれら大別されたる四組合は、更にまた各部門に於ける加工・販賣・購買・貸付等業務の異なるにより、更に幾多の小部門に分類される(「信用組合」「販賣組合」「購買組合」「生産組合」参照)。

産業組合の組織には無限責任・有限責任・保證責任の三種の區別が存する。無限責任組合にあつては組合財産を以てその債務を完済すること能はざる場合に於て、組合員の全員が連帯無限の責任を負擔し、有限責任組合にあつては組合員の全員がその出資額を限度として責任を負擔し、保證責任組合にあつては、組合財産を以てその債務を完済すること能はざる場合に於て、組合員の全員がその出資額の外、一定の金額を限度として責任を負擔す

るものである。それ故に一の産業組合を組織するにあつては、ある組合員はこれを有限責任とし、ある組合員はこれを無限責任とする如く定むることは許さない。即ち産業組合に於ては、商會社に於ける合資會社または株式合資會社の如き制度を認めないのである。わが産業組合法によれば、産業組合は七人以上の發起人あることを要し設立の曉には理事及び監事を置くことを要する等、種々法律上の規定が設けられてゐる。

尙産業組合なるものが始めて起されたのは十九世紀の前半であつて、英國に於て先づ起りその後半世紀間に諸國に發達したものであるが、現在に於ては獨逸が最も發達してゐる。蓋し産業組合が起さるるに至つた原因は、自由競争主義に基ける現在の經濟組織の下に於て、資本家の壓迫を蒙られる中流以下のものがこれと對抗する必要上企てられたものである。従つてその發達の状態も各國に於て特色を有するのみならず、その種類性質の如きも多少の相違のあることはいふ迄もない(「イ・オ・ベレーション」参照)。

産業豫備軍(サンギョークベジン)

【生産力と資本組成の變化】 資本の組成、即ち放下資本における可變部分と不變部分との

比例は、労働生産力の變動することに變化する。蓋し労働生産力の増進は、ヨリ發達せる機械の採用乃至ヨリ大規模なる協業の實施に依つて行はれ、従つてヨリ大なる不變資本を必要とするものであり、同時に同一商品の生産に要する人間労働量を、従つて可變資本を減少せしめるからである。一定せる程度の労働生産力の増大は、一定の資本蓄積を豫備條件とする。即ち労働生産力の増大は、高價なる労働要具、廣大なる工場、多量の生産原料等を前提とするものであり、かくの如き大なる生産機關の所有は一定の資本の蓄積があつてはじめて可能となるものだからである。然るに資本制生産のもとにおいて、労働生産力の増大は、同時にまた剩餘價值生産の増大となるものであり、剩餘價值生産の増大は、資本の蓄積を大ならしむるものである(剩餘價值參照)。而して資本蓄積の増大はまた當然生産規模の擴大を誘起し、生産規模の擴大は生産力の増大を促すこととなるのである。かくの如くして、社會における労働生産力は絶えず増大し、資本の總額は不斷に増加されて行くのであるが、而も可變資本の相對的減少は資本の絶對的增加以上の速力を以つて進むのである。即ち資本の蓄積によつて新たに

生ずる資本は、其の大きさに比例して、益少數の追加労働者を雇ひ入れることとなり、同時に舊資本の組成が變化して來るからである。資本の蓄積及びその生産技術上の革命が急激なるに従つて生ずる可變資本の絶對的減少、即ち雇傭労働者數の減少を防ぐ爲めには、それだけ新資本の蓄積が迅速に行はれなければならない。然るに蓄積の進行が迅速であればある程、生産技術上の革命も促進され、資本の組成は變化して來るのである。『總資本の増大につれて、それよりも急激に速度を加へる可變資本部分の相對的縮少は、常に其反對の形を取つて、可變資本又は生活資料に對するヨリ急激なる絶對的増殖として現はれる』とマルクスは言つてゐる。マルサス論者が人口過剰を説明して、生活資料(嚴密に言へば可變資本)が一、二、三、四の算術級數を以つて増殖するに對し、他方において人口は、一、二、四、八、の幾何級數を以つて増大する、と爲したのは、即ちかくの現象の皮相的觀察であつた。然しマルクスに依れば、『實際はそれと反對に、資本蓄積は絶えず相對的の、即ち資本の價值増殖慾に超過せる、隨つて又過剰の、或は追加的の労働人口を造る。而して此の過剰人口生産の大きさは又、

蓄積の強度及び範圍の如何に比例するものである。』可變資本の増減は主として被傭労働者數の増減と一致するものである。然し事實においては、労働者數の増加なしに可變資本の増大が計られる場合もある。即ち此處に一千人の労働者を雇傭する企業家があると假定する。從來、労働者一人一日の労働時間は十時間であり、賃銀は二マルクであつたとする。然るに此企業家は今又、追加資本を投せんとする。追加資本の投下は労働場を擴大し、新機械を買込み追加労働者を雇ひ入れると云ふ方法でも出来るが、又現に使用してゐる労働者の労働時間を延長すると云ふ方法でも出来る。彼は後の方法に依つたとする。そして労働力の價值を従前通りとし五時間宛労働時間を延長したとすれば、一日の賃銀は一人三マルク宛となり、可變資本は労働者數の増加なしに五十パーセントだけ増大するのである。實際社會に於いては如何なる企業家も出来る限り此方法に依らうとしてゐる。一人の労働者の使用する労働用具が僅か二マルクの働であつた場合には労働者數を適宜に増加することも困難でなかつたであらう。然るに今日の如く各労働者に對して一臺十マルクもする機

械を使用せしめる場合、労働者數の増加は勞働不變資本の増加を招來することとなるのである。故に資本の蓄積と共に、企業家は出来る限り労働者數の増加なしに労働の増加を計らうとする。而も可變資本の減少によつて生ずる産業界の過剰労働者、即ちマルクスの謂ふ『産業豫備軍』の増加はかくの傾向に對する就業労働者の抵抗力を減退せしめるのである。更に就業労働者の過剰は、過剰労働者の増加を招くに至り、資本組成の變化と相俟つて、産業豫備軍を、即ち資本の自由支配に屬する労働者を、一般人口の増加率に比して、遙か以上に増大せしめる。

【労働の單純化と農業の資本主義化】 産業豫備軍の増殖を盛ならしめる原因には尙、労働の單純化と農業の資本主義化とがある。近世の機械工業が發達するに従つて、労働は次第に單純となり、労働者の見習期間は最低限度に切り縮められる。労働者の再生産期間は短縮された。婦人及び兒童は多くの産業部門に流入して男子の成年労働者と地位を争ふに至つたのである。而も婦人及び未成年者の經濟的獨立と、彼等が共稼ぎし得ること、子女をも早くから労働に従はせ得る可能とは、必然に早婚を促し益々労働者の再生産期間を短

縮するに至るのである。更に、資本主義生産が農業を征服するに至ると、労働軍の激増、従つて過剰労働者の激増は一層急速な勢ひを以て行はれる。農業に於いては生産力の増進は最初から可變資本の、即ち労働者の絶對的減少を惹き起すのである。それは農業が土地を基礎とする爲め、労働者數の絶對的減少を防ぐに足る可き、新資本の投下が不可能だからである。されば農村において過剰となつた労働人員は、國外に移住するか、然らざれば工業地に流入して、其處で資本家の下に職を求むることとなるのである。

かゝる諸種の原因の外に交通機關が發達する爲め、産業の發達の後れた國々から、資本は新労働者を引寄せるとも出来るので、労働人員は非常なる速力を以つて増加するのである。その結果は過剰人口即ち産業豫備軍の出現となり、而もそれは労働力の増進によつて益甚だしくなつて行くのである。然し乍ら、此の過剰人口即ち産業豫備軍の存在は、資本の發達を阻止するものではなく、却つてその前提條件となるものである。若し隨時に必要な追加労働者を供給すべき源泉となる此の豫備軍が無いとすれば、資本制大工業の飛躍

的發達は不可能となるであらう。而して又、此の豫備軍は單に資本の突發的伸張を可能ならしめる計りでなく、労働階級一般の賃銀を壓迫するものである。此の豫備軍が全部收容されると云ふことは、減多にないで、賃銀は生産界の最も活氣を呈した時にも尙一定の限度を超えて増騰することが出来なくなるのである。

**サンチカリズム**

【概説】 サンチカリズム (synicalism) なる佛蘭西語は比較的近年に至つて生じたものである。サンチカー及びこれに派生した言葉は久しく労働團體について使用されてゐた。即ち保守的労働組合をサンチカー・ジョヌー(黄色組合)、急進的労働組合をサンチカー・ルージュ(赤色組合)と呼んでゐた如きはそれである。然るに十九世紀の終末に至つてサン

チカー・ルージュの主張をサンデカリズムと稱することゝなつて来た。サンデカリズムなるものを廣義に解し、黄色・赤色の兩労働組合を以つてサンデカリズムの一部を爲すものであると説くものもあるが、普通には急進的労働組合の主張のみを指してゐる。

佛蘭西の急進的労働組合は英國流の労働組合と頗る趣を異にしてゐる。即ち英國の労働組合が主として職業的團結を爲し、多數の組合員と多額の資金を有してゐるに反し、佛蘭西のそれは比較的小規模であり、資金に乏しく且つ職業的ではなく産業的團結を爲してゐるのである。斯かる相違は英佛兩國に於ける工業上の發達程度が異つてゐた事と、一般の社會思想が相違してゐる事とから生ずる。英國に於ては工業の發達が最も進んでゐる爲め、労働賃銀も亦従つて高く、労働階級の中には餘裕のある者が多い。従つてかゝる熟練労働者に依つて爲される團體は、資金をも豊富に集めることが出来るのである。此の資金が豊富である事と、職業的團結であり、賃銀の低廉な不熟練労働者を含まないといふ事が、英國の労働組合を保守的ならしめてゐるに反し、佛蘭西の労働組合は一般労働階級の賃銀率が低い爲め、資金に乏しい事と、且つ

不熟練労働者をも含む産業的團結である事の爲め、甚だ急進的で、非合法的な傾向を示すに至つたのである。

斯かる相違が著しくなつたと言ふ事には、産業發達上の理由のみならず他にも種々なる理由があつたであらうが、兎も角、かくして急進的となつて来た労働組合は、英國流の労働組合とは全く異つた主張を有するに至つた。これが即ちサンデカリズムなのである。  
【理論】 サンデカリズムは理論よりも實行を尊び、理論主義を極端に排斥してゐる。従つてサンデカリズムには獨創的なる理論はない。あるものは唯實行の哲學のみであるとサンデカリストは稱してゐるのである。彼等は一切の合法的政治的運動を避け、現在の經濟組織を改革する爲めには、總同盟罷工に依る外はないと唱へてゐる。即ち階級闘争を完了せしめる者は、労働階級の經濟的直接行動たる總同盟罷工の外にはないと言ふのである。然し此の非論理主義のサンデカリズムも、全然特殊の理論をも有してゐないわけではなく、殊にその實行運動としての地歩が漸く堅固となるに伴つて、その行爲を是認す可き理論が必要となつて来るのである。ソレル及びベルト等は、實にその理論の建設者となつ

たのである。彼等は現在社會が二個の敵對的階級に分たれ、常に闘争を餘儀なくされてゐる事を主張し、國家制度・軍國主義等が全く資本階級の利益に出發するかの如く説いてゐる。そして此の闘争を完成せしめる爲めに經濟的直接行動を執ることを高唱してゐるが、彼等の階級闘争論は全くマルクス派社會主義の主張と同様であり、經濟的直接行動に就いては無政府主義と同一の歩調をとつてゐるのである。彼等サンデカリストの中には、自らマルクス説の繼承者であるが如く唱へ、カウツキー、リーブクネヒト等のマルクス派社會主義者が、マルクスの教義を混濁せしめ且つ不透明ならしめたかの如く説く者もあるが、マルクス説が社會進化の自然法則的基礎の上に立つものである以上、サンデカリズムとは全然相容れないものであると言ふまでもない。而もサンデカリズムは階級論に於て社會主義の流れを汲んでゐるに反し、國家觀の上では無政府主義を模倣してゐるのである。即ちサンデカリズムは現存の國家を否認し、將來社會に於いてはサンデカーとその聯合組合の外に、何等の政治的團結をも認めないのである。故にサンデカリズムは非議會的となり、非愛國的・非軍國的となつて來てゐ

るのである。

且つ又サンデカリズムは知識階級を排斥する。彼等に依れば知識階級なるものは、不生産的寄生蟲であり、無用の長物である。知識階級なるものは、何れも資本階級の扶養を受けてゐるものであるから、學問技術の發達も労働者自身の手によつて爲すべきであり、知識階級を排斥するは寧ろ學問發達上に必要であると言ふのがサンデカリストの見解である。我國の労働階級の間一時高唱された知識階級排斥論は、實に此のサンデカリズムの主張に出でたものである。

【將來社會觀】 サンデカリズムの將來社會觀は、必ずしも一定してゐる譯でない。然し最も普通に行はれてゐる見解に依ると、政治的國家組織の代りに、サンデカー組織を以つて行政をなすといふのである。即ちベルト、ブーシェー等の述べる處に依ると、恰も中世に於けるギルドの如く、サンデカーをして行政の擔當者たらしめるのである。將來社會のサンデカーは生産團體として働くと共に、生産の組織を造り、消費を整理し、また一般的社會利益を管理する機關として働く可きことは、一九〇六年のC.G.T. (労働總同盟) 協議會に於いても公認されたところであるが、

然しかゝる主張はかつてブルドーンやオーエンに依つても提唱されたものであつた(『シー・ジー・ティー』参照)。

サンデカリストが描くユトピアに於いては、何等の經濟的特權も存在せず、支配的政治制度も存在しないのである。搾取者及び被搾取者もなく、總ての人々は生産に従事しなければならぬものであり、また萬人共に消費し得るのである。此のユトピアは無政府主義の人々、及び理想的社會主義の人々の説くそれと、甚だ似通つたものである。これは労働者の理智に訴へ、其冷静な判斷に待たんとするよりも、寧ろその想像に訴へ感情を喚起して不合法的活動に出でしめんとするサンデカリズムにとつては、寧ろ當然の行き方だと言はなければならぬ。

【沿革及び現状】 サンデカリズムは佛蘭西に發生し、佛蘭西を始めとして、伊太利・西班牙等の拉丁系諸國に主として發達して來たものである。サンデカリズムの主張、及び運動方法たる總同盟罷工が、初めて労働組合の採用する所となつたのは、一八九四年のことである。即ちナントに開催された労働組合員及社會主義者の聯合大會に於いて、總同盟罷工政策は三十七對六十五の多數を以つて

採用されることに決したのである。その翌年にはナントの大會に於いて、總同盟罷工政策に賛成した労働組合を聯合したる労働總同盟(C.G.T.)が生れた(『シー・ジー・ティー』参照)。

此の労働總同盟は佛蘭西に於ける労働組合の全部を網羅したものではないが、然し總同盟の活動は佛蘭西労働運動の全内容を爲すほどであつて郵便・電信・電話事務等に從事する政府の下級官吏を網羅して、一九〇九年の春に起した運動の如きは、國家の存続をも脅かさんとする勢ひであつたのである。當時の巴黎は、一切外部との通信を遮断された計りでなく、食料品の供給をも村絶せんとする有様であつたので、政府の狼狽は一通りでなかつたのである。此の外に、一九一〇年の鐵道従業員罷工等は労働總同盟の活動として特筆す可きものであつた。かくして労働總同盟は種々なる同盟罷工の直接間接の創案者及實行者となり、かゝる同盟罷工をしてサンデカリズム運動の終極的目的である總同盟罷工に導かんとして來たのである。  
サンデカリズムは伊太利に於いても甚だ盛んである。然し拉丁系の諸國以外には一向勢力を得てゐないのである。それは民族性や生産

界の状態が全く異つてゐるからで、労働運動の旺盛な英國等にも殆んど浸潤してゐない。労働運動が大規模となるに従つて、同盟罷工等の闘争手段は全国的となり超職業的となつて行く爲め、すべての労働組合運動がサンヂカリズムに接觸して行くかの如く見えるが、然しこれ等の運動は本質上サンヂカリズムとは全く異なるもので、單に目的遂行の手段をサンヂカリズムの實行方法に藉るに過ぎないのである。サンヂカリズムの現状に就いては『佛蘭西の労働運動』の項を参照せよ。

産兒制限(サンヂセーゲン)

産兒制限とは生兒の出産を調節するため、人工的に避妊の方法を講ずるをいふ。而して産兒の制限を必要とする理由は、經濟上からと女性解放の必要上からと、優生學的見地からと、而して多産そのものゝ生む間接的悲劇、即ち人口過剰の生む悲劇からと、大體此の四つの方面から説かれてゐる。然し今日最も痛切に説かれてゐるのは、經濟上の理由からである。單純な理論として、父が支持し得る範圍と、母に世話の出来る範圍を越すならば、その多少に係らず父母の重荷になることはいふまでもない。重荷となつた結果は父母自身が經濟的に困難を感じるばかりでなく、その

結果生兒に對しても充分なる保護を加へる事が出来なくなるを以て、範圍を超過するは親子に取つての不幸である。故に人工的方法を以て受胎せざるやうにし、以て産兒を制限すべしといふ理論が出だされたのである。而も事實は重荷であるべき筈の労働階級に出生率が多く、資本家階級の出生率は遙かに少なく生産死亡兩率の比例を採つても労働階級が甚だしいのである。バルテロン博士の調査によれば労働婦人の一六の出生率に對して三四を示し、死亡率は一・八%に對して八・八%といふ數字を示してゐる。この事實は益々貧乏人即ち労働階級を増大せしむる所以であつて、その結果は賃銀の低落を來たし、幼少年労働者、婦人労働者を激成せしむる原因を作り、多産によつて父母自身の直接の負擔を重くする外、一方では自己の競争者を出して間接に賃銀を低廉ならしむる如き結果を招いてゐるのである。この意味に於て産兒制限の問題は労働階級と最も密接な關係を有するものである。のみならず多産によつて母體を傷つける事は甚だしく、殊に妊娠に耐えざる健康の者が妊娠して、それがため生命を失ふといふが如きは數多の實例が示す所である。のみならず生兒の死亡率は第一子より二子三子

と相次いで増し、第十子以下の死亡率は非常に増してゐる故に、死産・流産等の不幸を招かざる前に、避妊によつて母體の健康を圖ることが重大だといふのである。第二の女性解放の必要といふことは一般の女子は多く子供の保姆として時間を奪はれ、自ら職業に就くとか讀書修養するとかの時間をもたないため、文化生活に浴する機會を失ふが常である。故に生兒の出生率を適當に制限するは女性解放の目的に添ふものといふ。優生學上の立場は精神的乃至肉體的に病患あるものに對して、その子孫を残すことは一個の社會惡なりとする根本の見地に基くものである(『優生學』参照)。産兒制限が起されたのはマルサスの『人口論』が發表された事に由來する。尤もマルサス自身は出生制限論者となす事は出来ないが、制慾と晩婚を以てこれが調節をなすべき事を主張した(『マルサス主義』『人口論』参照)。これに對して更に一層その理論を高調したのはジェームス・ミルであつた。彼は人生の本能を無視せず、科學的方法を以てて妊娠を避くるは罪惡でない事を説き、新マルサス主義の闘争を開始したのである。この運動はブリスによつて更に一層明白となり、リカルド、カーライ、ジョン・

ミルに至つて新マルサス主義の理論は大成されたのである。

三權分立(サンケンブリンツ)

三權分立は三權獨立ともいふものでモンテスキューによつて唱へられた學說である。即ち彼は一七四八年に一書を著し、當時の英國の政治状態を基礎として立法・行政・司法の三政務乃至は三國家機關が、相互分立せざるべからざることを説いたのである。彼は英國の政治が自然の發達によつて、その美果を収めた所以を説き、他の國民がこゝに遵ふべきことを懲懲した。然るにその推理の巧妙なる事と、時勢に適應した事との爲に、遂に一世を風靡し、北米合衆國獨立及佛蘭西革命以來大陸諸國は皆その學理を奉ずるに至つた。今日各國に於ける議會制度の如きは、皆此モンテスキューの説に準じたものである。

然らば彼の學說の内容は如何なるものかといふに、國家の政務は頗る多岐多端なるものなるが故に、これを分割して一定の機關をして擔當せしむべしとなすものである。即ち國家は單一にして分割すべからざる實體である事いふまでもないが、其政務を分割し、分割せる各部をして獨立せしめ、各獨立の高權を享有せしむるは、却つて國家の存立を完全にす

るものだと根拠に出でてゐる。かゝる解釋は決してモンテスキューの創見に係るものではなく、既にアリストテレス、シセロ、ポリビウス等の古代學者によつて唱へられ、十四世紀に至つてはマルシグリオによつて政務の分配すべき所以を明らかに説かれてゐる。十六世紀に至り、ボードンは行政と司法とに分割すべきことを主張してゐる。たゞモンテスキューはかゝる先人の主張に依り、分割すべき政務をば、行政・立法・司法の三權と解せるに過ぎない。然し彼が國家機關をこの三權に分割すべきを説いたことは、政權分立の主張を完成せしめ立憲政治の本義を闡明したる意味に於て、政治學上及び政治史上に特記される所以である。然るにモンテスキューの三權分立の説は種々なる非難を受けた。その最も大なるは國家の高權そのものを分割するの意義と解するにあつた。國家の高權即ち主權は不可分のものであつて、これを分割するは幾多の危險を伴ふといふにあつた。然しながらモンテスキューの論據は、決して高權たる主權そのものを分割すべしといふのではなく、これに發動する政務を分立せしめよとなすのであつた。又國家機關の獨立といふこ

産婦保險(サンブホケン)

産婦保險とは婦人労働者に對して、その出産を保護する爲めに行はれる一種の労働保險である(『労働保險』参照)。生産方法の發達と共に家庭より狩り出されて、工場の中に流れ込む婦人の數が次第に増加して來たので、斯かる婦人に對して出産に依り經濟的損失を補ふ

とも、獨立せる機關が相互に抗争し侵害するといふ意義ではなく、多端繁雜なる政務をば三個の機關に分立して處理せしめ、共同共助の目的を以て、高權を伸張せんとする外ならなかつた。蓋し、近代の大國家組織が樹立されるに及び、その政務も複雑を極むるに至つたので、國務の圓滿なる進行を期するため、立法・行政・司法の三部門に分ち、獨立せる三個の國家機關によつて遂行せしむべしとなすに外ならない。都市國家や小國家に於ては、政務が單純であるだけにこれを分配するの必要を認められなかつたが、大國家に於ては、圓滿に義務を遂行せんとするには、どうしてもかゝる分配を必要とせざるを得なかつたのである。かゝる自然的必要に準じて立論されたものであつただけに、各國の立憲政治の理論的基礎は、この三權分立に端を發することになつたのである。

爲めに營まれるに至つたのが、此の産婦保険である。然し現在に於いては一般に普及してゐず、唯伊太利に於いのみ、一九一〇年以來強制保険として行はれてゐる。この保険法に依れば、保険の經營者は國家であつて、國立産婦保険金をその保障としてゐるのである。これに加入すべき義務ありとされてゐる者は、『女子及小兒労働法』の適用を受ける工場に就業する十五歳以上五十歳迄の婦人の全部である。そして、保険料は十五歳から二十歳までは一リール、二十歳から五十歳までは二リールで、國家はその二分の一宛を補助して居り、出産の際には、平等に四十リール宛の保険金を交附することとなつて居るのである。

**サン・シモン**(クロード・アン)

サン・シモン(Claude Henry Comte De Saint-Simon)はオーエンやフリエーと等と共に初期の社會主義者として最も有名である。彼は一七六〇年十月十七日巴里の伯爵の子として生れた。十六歳の時より軍隊に入り、一七八〇年アメリカに渡りワシントンの下に戦争に参加した。一七八四年佛國に歸るや陸軍大佐に任ぜられたが間もなく軍職を退いた。メキシコに渡り、大西洋と太平洋を連絡する運

河の開鑿を企てたが、革命の勃發に會して歸國し、自分は貴族の出であるに係はらず人民に味方し、而して其所有地のある地方のコミュニティの代表者となつた。彼は其爵位を放棄してゐたのであつたが、尙貴族黨と見られて殆んど一年近く禁錮の憂目に逢つた。投機によつて若干の金を獲、婚約を取結んだが不幸にして破婚となつた。それより熱心に學問に耽り初めた。資産を使ひ果し、健康を損ねるに至つて、一日九時間労働一年約二百弗の給料をもつて寫字事務員となつた。彼が社會改良家として現はれるやうになつたのは、四十九歳の時からである。一八二五年五月十九日病をもつて巴里に歿す。

彼の死後門弟アンファンタン及びバザールによつてサンシモン黨なるものが建設され一八三〇年代には非常な勢を得た。サン・シモンの著書はかなり多いが、社會主義的見解を吐露したものは一八一七年に公にした『産業論』が初めで、其後、『産業問答』、『新基督教主義』其他を著はした。

**サン・シモン黨**(—ト—)

サンシモン黨とはサン・シモンの學說を繼承してゐたところの、十九世紀前半における佛國社會主義者の一派を云ふ。サン・シモンは

エ、ローラン、ミカエル・シアヴァリエ、バール、フォーリエ、アドルフ・ブランキ、ピアール、デ・レセップ等が即ちそれであつた。

斯くてこれ等の同志は、一の社團を組織して共同生活を營み自らサン・シモン黨と呼んでゐたのである。然るに首領たるバザール及びアンファンタンの兩人が、婦人問題に關する意見の相違を來した爲め、同志の間も亦二派に分れ、遂にバザールはフォーリエ及びピアール等を率ゐて退黨した。

此の分裂後暫くしてアンファンタンは同志と共にメニルモンタンに退去して僧院生活を送ることとなつた。然し此の静寂なる僧院生活も永續せず、一八三二年には各自分散するの外ないこととなり、且つアンファンタンは不正の團結を企てたとの理由を以つて投獄されたのであつた。アンファンタンが出獄してからは、アンファンタン及びデ・レセップ等によつて地中海と紅海とを連絡する大工事が計畫された。彼等は社會より種々なる非難を受けつゝも、人道の爲め人類の爲めになさるゝ労働は總て神聖であるとの信念のもとに努力してゐた。そして遂にデ・レセップによつて工事は完成されたのである。即ちスエズ運河

がそれである。

スエズ運河の大工事を完成する爲め遠征してゐた同志は、その後續々巴里に歸つて來たけれどもサン・シモン黨は再び組織されることなく、その教義も亦次第に忘れられて來たのである。

**生物學**(セーブツガク)

生物學とは生活物または有機體を研究するところの學問である。即ち生物の構造・成長・發達・分布及び機能の形態と、此等の現象の生起する原因等を研究するものである。而して構造を研究するものを構造生物學といひ、構造と引離せし生物の性質を研究するものを、組織生物學といふ。構造生物學の關する範圍は(一)單に一個の物質の整合せるものとして見たる機關、または有機組織の形態の關係及びその變遷を究むる形態學、(二)生命を有するものとしての有機體を取扱ひ其營養・生長・生殖等を論ずる生理學、(三)地理學的及び地質學的に地球上の時代と地方的相違より生ずる生活狀態の變化・氣候・風土と生物との關係、それらの相違より生ずる變化の比較研究等を究むる分布學、(四)これら一切の事實の生起する原因を推定する推原論等である。而して組織生物學にあつては(一)動物學、

其著『新基督教』に於いて、人は相互に同胞である可きことを説き、「社會は貧民階級の道德的及び物質的向上改善に努めねばならぬものであり、而して社會はかゝる目的を達するに最も善き方法を以つて組織しなければならぬ」と述べてゐる。

サン・シモン黨に屬する社會主義者は、この説を金科玉條とし、貧困者と貧困者の勞役によつて生活する富者との不公平を矯正する爲めには、私有財産制を廢して國有財産制とすべきことを主張してゐた。而して遺産制度を覆し、富の分配を平等にする爲めに、軍隊的組織のもとに一の共同社團を造るべきことを説いた。此の社團は僧侶・労働者・産業者の三階級より成り、各階級の長を統治の主體とし、全財産は國家に屬するものであるとの見地から、社團の所有とすべきであると考へてゐた。

サン・シモン黨の起るに至つたのは、サン・シモンが死亡してからの事である。即ちサン・シモン歿後三年なる一八二八年に、サン・シモン門下のバザールは、巴里に於いて先師の學說教義に關する講演會を開いた。而して一八三〇年に至り七月革命が行はれてからは、多數の名士が此の派に加つたのである。プンシ

(二)植物學、(三)人體構造上の分類學的的研究等がある。その他人類學的人體構造學の一部分としての生物學には、榮養と氣候によつて生ずる變化の研究と人類の解剖學的分類をも含むのである。尙ほ此解剖學的分類には、(四)比較生理學及び病理學、(五)犯罪上より見たる人類學等の、更に小なる區別も設けられてゐる。

**政府**(セーフ)

政府とは畢竟するに行政の謂である。モンテスキューの三權分立の思想に立脚せる文明諸國の憲法は、一方に於ては所謂國家の三作用を統一する機關又は方法を設けつゝ、他方に於ては作用の種類に従ひ、各異なる機關をして是に參與せしむる立法作用を行ふ機關を總稱して立法院といひ、司法作用を行ふ機關を總稱して司法院といひ、行政作用を行ふ機關を總稱して行政府といふ。政府とは此行政府の略稱と解していい。日本に於ては天皇が總ての國家作用を統括せらるゝが故に、立法院といひ、司法院といひ、行政府といふもその最高の決定點に於ては、同一の機關に歸屬してゐる。故に政府とは天皇の名に於て司法權を行ふべき裁判所たる司法院、及帝國議會の協賛を以て天皇が立法權を行はるべき機

關係統即ち立法院に對して、行政大臣が天皇に隷屬して行政をなし、國務大臣として天皇を輔弼する機關の系統を指稱するに外ならぬ。故に、又所謂政府はそれ自身一個の權限主體として一定の意思を有するものにあらず、唯行政機關の系統を總稱せるに過ぎないのであるから、それが如何なる機關であるかは、官制その他の規定において決定せらるべき問題である。憲法にいふところの政府の意義も單に司法部及び立法院に對して一定の意義を有することを規定してあるが故に、頗る漠然たるものである。従つて政府の意義に關する學者の意見も一定せず、或は天皇なりとし、或は天皇及び内閣なりとし、或は單に内閣なりとし、或は國務大臣及び樞密顧問なりと説くものもあるといふ風である。これ畢竟するに行政機關の内容に就て不動の定義を與へんとするが故に生ずる相違であるが、元來政府なるものは他の官制の關係に於て、相對的に決定せらるべき行政機關の系統そのものを指すものであることに注意を要する。若し政府と天皇とが相合致する觀念であるとすれば、天皇に對する上奏文以外政府に對する建議を認むる必要はなく、又内閣なる合議體が政府であるとすれば、緊急勅令を發する權が天皇

に存せざる事なるのである。更に政府を以て國務大臣と解する事、諮詢機關たる樞密顧問と解する事、共に同様の矛盾に陥らざるを得ない筈である。要するに政府とは立法院及司法部に對する言葉としての行政機關の系統と解すべきものであつて、その系統中如何なる機關が實際上の事務を取扱ひ、又は決定するかは、他の相對的な關係によつて決すべきである。而して若し他に何等例外とすべきものがない限り、系統中の最高機關たる天皇又はその旨を奉じて執行する國務大臣と解するをもつて、最も正鵠を得たる解釋となすことを得る(三權分立參照)。

**政治學(セーデガク)**

政治學とは人類の生活の一方面たる國家の本體及び作用について總括的説明を試むる學問である。人類の生活状態は多方面に亘り、或は個人的状態・家族的状态・民族的状态といふ風に分れてゐるけれども、政治學は特に人類が國家を形成し、政治を行ふ状態に關して研究する學問である。而してその研究に關しては、一部分に就て分析的な研究をなす爲ではなく、國家の本體とその作用に對し總括的な研究をなすを以て特色とする。詳言すれば國家機關の組織と、その運用方法を兼ねて研

究する學問である。茲に於て政治學は國家の分析的攻究なる國法學・法律學・國家學等とその趣を異にする所以である。政治學が一個の學問として研究されるやうになつたのは、東西共に諸般の學問中最も古き歴史を有する。即ち希臘時代には既にプラトンによつて理想國が談せられ、アリストテレスは『ポリチク』なる一書を公にし、茲に政治學なる名稱は生れたのである。爾來學なる名稱を附すると否とに係らず、國家の本體並に作用を總括的に研究するやうになり、殊に十九世紀に入りて學問の分科が漸やく立てられ、學者は各自の立場から専門的に研究する風が生じたが、その結果、法律家は公法學上より國家の體形を組織して國家學を樹立し、社會學者は人類の社會生活の見地から演繹して政治團體の理法を説くに至つた。然しながら一方にかくの如き分析研究方法が進むにつれ、他方には一層これが總括的研究の必要と可能性を認め、茲に總括的研究としての政治學が、獨立の學問としての必要を認められるやうになると共に法律學等を貫通する基礎研究たる事を許されるに至つたのである。斯くして政治學なるものゝ位置は確立されることになつた。

元來政治なるものは學問たるべきか否かといふ事は問題とされてゐたところである。その理由とするところは政務は一の事實であり、政治家は一の天才であり、その成敗は天命であつて、豫め原則理法を以てこれを正す事が出来ないといふにあつた。のみならず政治に關する研究の範圍は、社會學・法律學・經濟學等の理論を以て覆はれてゐるが故に、政治學なるもの存在すべき餘地がないとされてゐた。然し乍ら現在の意味に於ける政治學は政治的事實、政治家の成敗、國民の盛衰等を研究の對象として起された學問であつて、而も社會學・法律學・經濟學等を總括したる上に、獨特の目的と範圍を定め、獨立の地歩を開拓して來たのである。然らばかかる對象を以つて生じ來たつた政治學の研究範圍即ちその研究の順序は如何なるものであるか。即ち第一は各國家の種類階級を分つ事、第二は一定の國家の構成を分析し、その諸機關の作用を區分する事、第三はその發達進歩の原因を探究し、常則によるものと、異例的なものとを區別する事、第四はこれを人類國家生活の通則に歸納し、廣く事實を綜合して、その一貫共通せる理法を發見する事である。従つて政治學はかかる總括研究であるだけに他の學

問と不可分の關係に置かれるものが頗る多いイエリネックによれば地理學・人類學・心理學と最も密接なりとし、ジアーネーは經濟學・法律學・哲學・史學と離るべからざる關係を有すと説いてゐる。蓋し此等何れの學問も甲乙なく關係は密接であるが、歴史は政治學の研究に最も必要とされてゐる。

**關(セキ)**

關とは所領の境界點乃至防衛上の重要點に設けられ、平時に於いては通行人の検査、戰時に於いては敵軍の防禦を行つてゐたものであつて、關の門又は關所とも言はれ、江戸時代には俗に番所と言はれてゐた。關の起源は頗る古く、日本民族の原始生活時代にも既に存在してゐたものゝやうである。その當時に於いては、築造法は極めて單純であり、且つ軍防の必要が止まれば直ちに撤去するやうな、極めて臨時的のものであつた。然るにその後帝都の位置が一定するに至つて帝都の近傍には警衛の目的を以つてする定置的の關が設けられ、又邊境にある關も次第に定置的となつて來たのである。王朝時代の末に至ると、多くの關が荒廢して來た爲め、權門・社寺等は自衛の爲めに關を設け、自ら警衛するやうになつた。鎌倉時代

に入つては湖海の港、河川の要津等に關を設けるやうになり、これ等の關は『河平津料』等と稱する通行税を徴収するに至つた。これは必ずしも通貨のみに限らず、關を通過する材木・米穀等をも徴収したのであつて、かかる収入は社寺の用途に宛てることになつた。即ち幕府は社寺に關を設置する許可を與へ、それによつて収入の途を計らしたためであるかくて關の意義は全く一變して來たが、徳川時代となつてからは、これ等私設の關は一切嚴禁されることとなつた。即ち幕府は、自ら國內要地に直轄の關を設けて、防衛及警察上の必要を充つこととした。此の時代においては、關所・番所等の名稱が専ら行はれてゐたので、陸上のみならず、渡船場等にもこれを置いた。關所には守衛を置いて嚴重に通行人を検査せしめ、一定の資格乃至は關所手形を所有する者の外は、固く通行を禁じたのである。殊に寛永十九年參勤交代の制が定つて、諸侯の妻子を人質として江戸に定住せしむるに至つてからはその逃亡を防がんが爲め婦女の検査は一層嚴重となつたのである。夜中に關所を通過することは上使及び御飛脚等特定の者に限られてゐたが、書問は手負・亂心者・病人・鐵砲携帶者等を



除く男子は、手形を要せずして通行を許されてゐた。然し女子は一般に手形を必要とし、且つ守衛の妻女をして髪を解いて改めさせてゐたのである。關所に對する犯則の處罰は極めて嚴重であり、暴力又は詐偽を以て通過し又は間道から密かに迂回する者は關所破りとして磔刑に處した。此場合には案内者も同罪とされ、男に誘はれて罪を犯した女子は奴とされたのである。また忍んで關所を通つたものは重追放とし、女子は奴とされるのであつた。然し實際には間道を迂回する者も多かつたが、犯罪者でない場合には幕府も一々定通りの處罰はしてゐなかつたやうである。此の防衛上・警察上重要な職分を帯びてゐた關所も、明治二年に至つて全然廢止されることとなり、總ての道路が自由に交通し得るに至つたのである。

赤衛軍(セキエーゲン)

『ポリシエキキ』を見よ。

責付(セキフ)

責付とは未決監に拘留されてゐる被告人に對して、一時その拘禁を解き拘留狀の効力を停止せしめる處の、裁判所の職權上の處分であるが、保釋が保證金の納付を條件として許可されるに反し、『保釋』參照、これは被告人の

親族乃至知人に對して、一定の保證を爲す責任を負はせ、其者に被告人を付託するものである。即ち責付は、裁判所の呼出しに應じて必ず被告人を出頭せしめる旨の證書を、親族乃至知人から受け取る事によつて、被告人を是に付託して出獄せしめるもので、裁判所が檢事の意見を聽いて行ふのである。而して、責付中の被告人が正當の理由なくして呼出しに應じない場合、拘留すべき必要が生じた場合等には、また檢事の意見を聽く事によつて裁判所から責付取消の命令が發せられるのであるが、かゝる事情の發生せざる限り、被告人が禁錮・懲役等の刑に服するまで繼續する事を普通とする。若し無罪・免許・罰金以下の言渡しを受ける場合には、責付とされてゐる原因が消滅するのであるから、責付も亦當然消滅して終ふのである。

赤十字條約(セキジュージョウヤク)

赤十字條約とは「戰地軍隊における傷病者の状態改善に關する條約」のことで、一八六四年ジュネヱヴァに於いて調印され、一九〇六年に改正されたものである。これは出来る限りに戰爭に伴ふ傷害を輕減せしむることを目的とし、戰地における傷病者に對しては、國籍の如何に拘らず尊重看護し、戰闘後は互ひに遣

棄されてゐた傷病者の引渡しを爲すこと等を規定する國際的の慈善的條約である。

かゝる國際的慈善事業は、博愛平等の宗教的思想に發足するものにして、『博愛主義』參照)クリミア戰爭當時に英國のフロレンス・ナイチンゲール女史が、同志と共に傷病兵士の救護に従事したことを、最も古き歴史とするものである。その後一八五九年に伊太利統一戰爭が起り、ソルフェリノの野に奧國軍とサルチニア佛蘭西聯合軍とが闘つた場合に、瑞西人ヘンリー・デュナンが戰中にあつて、四萬の負傷兵が會戰後三日を経て猶救護されなかつた實狀を目撃し、大に感憤して之が救護機關を造る可く、各國の王公貴顯を訪問し、瑞西の公協會を動かして其目的の完成に盡力せしめてから、始めて此の條約が結ばれるに至つたのである。即ち公益協會は瑞西政府に謀り各國政府と交渉して一八六四年、瑞西ジュネヱヴァにこれが爲めの會議を開き、遂に各國をして條約に調印せしむる事となつたのである。これ即ち赤十字條約の嚆矢である。その際瑞西政府の盡力を記念する爲め、同國々旗が赤地に白十字を劃したものである處から、之を反轉して白地に赤十字を染めたるものを、同條約によつて行ふ事業の記章と

したのである。これが赤十字の初めであり、且つ同條約を赤十字條約と呼ぶ所以である。此の赤十字條約は丁未戰爭・埃普戰爭等に應用した結果、多少の缺點があつた爲、一八六八年に修正された。また其後普佛戰爭當時海戰の上に大變革が行はれた爲、一八九九年には『ジュネヱヴァ條約を海戰に應用する條約』なるものが調印された。これ即ち『海上赤十字條約』と呼ばれるものである。其の後一九〇六年に改正されたものが、現行の赤十字條約であつて、各國には此の條約に基く救護團體が設けられてゐるのである。我が國に於ては、日本赤十字社なる名稱のもとに、政府の保護を受けて戰時における赤十字事業の完成を期してゐる團體がある。日本赤十字社は病院を經營して、平時に於ても貧窮病者の救護に従事してゐるものであり、且つ歐洲大戰終結後(一九一七年)全世界の赤十字團體が聯合し、健康増進・疾病豫防・苦痛輕減といふ三大事業に従事することとなつたので、戰時における救済のみならず、平時における救護事業にも大に努力することとなつたのである。

赤十字社(セキジュージョウシャ)

『赤十字條約』を見よ。

節儉の令(セッケンノレイ)

節儉の令とは奢侈を戒め、消費を制限せんとする法令を云ふ。斯る法令によつて個人經濟の平準を保たしむることは、一種の仁政であると云ふ思想は、東洋において古より存在してゐたものであつて、我國でも古代から行はれてゐたのである。即ち古代に於いては之を過差の制と云ひ徳川時代においては儉約令又は御儉約條令等と呼んでゐた。

節儉の令が國史に現はれた最初は、天武天皇の十年に、親王以下朝臣庶民に至るまでの一般服制を定められた事にある。これは唐の制度を輸入したものであるが、同時にその政策をも模倣したものであることは言ふまでもない。その後も朝廷から、屢々衣服・宴會等に對する取締令が發布された。これは消費を制限すれば財貨の缺乏を見る事がないとの思想に基くものであり、王朝時代の末に至つて、節會・諸社の祭禮等が華美に流れるやうになつてからは、祭禮法會に對してもそれ／＼過差の制を定めたのである。

鎌倉時代に入つてからも、節儉の令を下した事が多く、殊に龜山天皇の弘長元年には、次第に華美の風に染んで來た處の武士に對して最初の節儉令が發せられたのである。室町時

代に入つてからは、國民の生活が一般に向上し、將軍家においても義滿・義政の如き豪奢を爲す者が現れ、一般に奢侈を競ひ、幕府に於いても何等の取締りを爲さなかつた爲め、遂には經濟状態の平準を保持することが出来ず、社會の恐慌を惹起するに至つた。

徳川家康は個人としても、大いに質素を守り之を家訓としてゐたので徳川時代に入つてからは幕府は極力節儉の鼓吹に盡力したのである。即ち元和元年に武家法度を定めて諸侍に儉約を専らとす可き事を教へたのみならず、公家法度にも服制等を定めて之を嚴守せしめたのである。其後に於ても、屢々儉約令を發して武士及び一般人民の消費を制限し、且つ一方に於いて生産の獎勵を行つた。然し其の結果は、生産の過剰となり、米を以つて唯一の收入と爲す旗下其他の武士は、却つて生活の困難を感じる事となつた。幕府は是に對して武士の節約を獎勵し、米價の釣上げ策を講じたが十分の効果を表はすことがなかつた。徳川時代ほど節儉の令を頻繁に發した事はなかつた。それは、當時生産力の進歩して來た結果、一般人民の生活が向上し、華美放逸の風が流れて來、また武士階級が是に刺戟されて華美を競ふに至つたからである。一般市民

の華美は彼等の生活が富裕になつて来た爲めであるから、決して不自然なものではなかつた。然し乍ら武士階級の収入は、一定の米俵に限られてゐた。故に彼等が華美を競ふと云ふ事は、甚だ多くの弊害を生じたのである。それ故に、幕府は武士の節儉を勵行す可く焦慮したが効果は甚だ薄かつた。諸侯を始め庶下等の武士は、何れもその身分不相應な生活を續ける爲めに、町人から借入金をする外はないと云ふ状態であつた。即ち武士階級は、かつては經濟的支配階級でもあつたのであるが、當時に至つては、事實上、經濟的實權を握るものは新興町人階級であつた。徳川時代の中葉以後に於いては、かくして武士階級の封建制度を崩壊す可き萌芽が生じつゝあつたのである。かゝる社會的傾向を阻止せんとする試みが、即ち徳川時代に於ける儉約令となつて表はれて来たのであつた。

**生命保険(セーメーホケン)**

生命保険はまた生存保険と死亡保険の二種に分けられる。生存保険とは被保険人が一定の年齢まで生存する事を條件として、保険金の支拂を爲すものである。即ち就業資金保険、教育資金保険、結婚資金保険等の如く、年少の子女を被保険者として、一定の年齢まで生

存すべき資金を提供するものと、年長者を被保険者として、老後の生活を保護する爲に行はれる長壽保險等がそれである。

死亡保險は生命保險の本體とも云ふべきもので被保険者の死亡に對して保險金の支拂を爲すのである。これには被保險人が何時死亡するにしても保險金を交付する終身保險と、一定期間に死亡した場合のみ保險金を交付する短期保險とがあり、また被保險者の數によつて分たれる單獨保險・連合保險の別もある。單獨保險とは被保險者が一人である場合を云ひ、日常最も普通に行はれるものであるが、連合保險は相手が一人以上の場合を指す。たとへば共稼ぎをしてゐる夫婦等の場合には、何れの一方が死亡しても甚大な苦痛を蒙らねばならぬので、連合して加入し得る死亡保險が現はれたのである。

なほ生命保險には、死亡保險と生存保險とが結合して行はれる養老保險(養老保險(參照))がある。これは混合保險とも云はれ、一定年限内に死亡するか、又はその期間以上生存する場合に保險金を交付するものである。その他兵士となつて人營する者の爲めに保險金を支拂ふ徴兵保險や、簡易保險などもある(「保險(參照)」。)

**セーニア(ナツソウ・ウキリアム)**

セーニア(Nassau William Senior)は一七九〇年英國バークシャー州のオックスフォードに生れ、イートン及びオックスフォード大學に學んだ。一八二六年オックスフォード大學經濟學教授に擧げられ、救貧法改正委員會、及び力織機採用の手續業者に及ぼす影響調査委員會の委員に選ばれた。一八三六年衡平裁判所長官に任ぜられ、倫敦大學評議員を兼ねたが一八四七年再びオックスフォードに歸つて一八五二年に至る迄經濟學を講じ、一八六四年六月四日ケンシントンに歿した。

彼の著書は左程多量ではないが、その交換價值論・工業に於ける收穫遞増論・理論的抽象的演繹的科學としての經濟學研究方法の闡明の如き何れも良く正統經濟學派の長短を明にせるものとして注目せられる。就中彼の利子制慾説及び賃銀基金説は最も有名にして又同時に彼の秀抜なる學究たるを證するものである。著書としては、『經濟學概論』『經濟學講演』が有名である。

**選舉(センキョ)**

選舉とは一定の團體において、一定の目的の爲めに少數の適任者を選出するを言ふ。少數の適任者を擧ぐる爲めには、必ずしも選

舉による必要が無く、或は任命により或は指名に依つて行ふ事も出来るのである。然し任命は監督權を有するものが、命令服従の關係に基いて行ふものであり、指名は團體より委任された權利に基いて行ふものであるに反し、選舉は團體員多數の意見に従ふものであり、二三の團體員の意思のみの遂行を許さぬものである。

選舉の方法は通常投票によるものである。それは投票に依つて行はれる場合には、其の結果が明瞭であり、誤謬を生ずる危険が最も少いからで殆んど總ての場合に投票が選舉方法として行はれると言つても差支えない。故に選舉なるものは投票によつて少數の適任者を擧ぐるものであると言ふも大した誤りがない。又選舉の結果は多數決によつて適任者を決定することとなるので、團體員全部が一致して同一適任者を選出すると云ふが如き事は、殆んど稀有なる例外的現象である。

選舉の行はれる範圍は極めて廣く、大は國家より小は少數者の集會に至るまで、殆んど選舉の行はれぬ事はないのである。此の選舉の種類は、目的の異なるに從つて二様に分つて出来る。議員選舉と役員選舉とが即ちそれである。議員選舉には、國會議員の選舉を始

めとして、府縣會議員、市町會議員等の選舉があり、役員選舉には大統領選舉を始めとして、公私各種會議の議長、市町村長等の選舉があるものである。またその行はれる團體の相異によつて、公共團體選舉・私的團體選舉と云ふ分類を爲すことも出来る。

選舉の方法が主として投票に依つて行はれるといふ事は、既に述べた通りであるが、投票が如何なる數に達することに依つて多數であることを決定するかと言ふ事は、一般に論斷することが出来ない。選舉の目的如何によつて、之を決定する方法にも種々なる種別がある。然し比較的多數であると言ふ如き場合には、團體員の意思決定手段として根據が薄弱であるから、絶對多數の投票を得る者がない場合には、其の最高點者に對して決議投票法を採り、改めて團體の意思を徹するを最も完全な方法とするのである。

**選舉權(センキョケン)**

選舉權とは選舉を爲し得る權利の一切を指すものであるが、一般には主として衆議院議員の選舉を爲し得る權利を指してゐるので、此處には先づ衆議院議員の選舉權に就いて説明する。

選舉權は選舉資格を有する者が、選舉人名簿

に記入されると同時に生ずるもので、我國の衆議院議員選舉權は、次の如き資格を備ふるものでなくては附與されない。

- (1) 帝國臣民たる男子であること
- (2) 年齢滿二十五歳以上なること
- (3) 選舉人名簿調製前一ヶ年以上同一選舉區に住所を有し、且つ引續き居住すること
- (4) 選舉人名簿調製前滿一ヶ年以上地租三圓以上收むる者及び滿二ヶ年以上直接國稅三圓以上收むる者乃至地租直接國稅を合計して三圓以上收むる者
- (5) 缺格者たらざる事

以上の要件を具備する者でも次の諸項に該當する時には選舉權を與へられない。即ち、(イ) 禁治産者及準禁治産者、(ロ) 身代限の處分を受け債務の辨償を終へざる者、及び家資分取又は破産の宣告を受けて復權せざる者、(ハ) 剝奪公權者及び停止公權者、(ニ) 禁錮以上の刑の宣告を受け裁判確定せざる者、(ホ) 華族の戸主(ヘ) 陸海軍の軍人にして現役中の者戰時又は事變に際し召集中の者、(ト) 官公私立學校の學生及び生徒、(チ) 選舉に關する犯罪により刑に處せられ、刑期後二年以上八年以下の間選舉人たる事を得ざる宣告を裁判所より受けたる者等がそれである。衆議院議員

の選挙権に就て財産上の制限を撤廃せんとするの所謂普通選挙であつて、佛蘭西、獨逸、米國等多くの西洋諸國においては行はれてゐるのであるが、我國では第五十議會に初めて其第一の實現を見た(第六八六頁追加参照)。尙我國における市町村制によると、市町村公民はすべて其市町村會議員の選挙を爲し得る資格を有することとなつてゐる。然し公民権を停止されてゐる者、陸海軍々人中の現役に服してゐる者及び戦時、事變の爲め召集されてゐる者等には選挙権を與へられぬこととなつてゐる。又市町村の公民でない者でも、直接市町村税を公民中第三位の多額納税者以上に納むる者は選挙権を與へられるのである。其の他郡會議員選挙権は郡内の市町村公民であり、府縣會議員選挙権はその府縣内の市町村公民であつて、何れも一定の直接國税を納むるものに附與されるのである。

**選挙制度(センキョーゼイ)**

立憲國の立法部は國民の代表者を以て組織するを原則とする。二院制度を採用する國にあつては、一院は必しも選挙によつて其議員を選挙するとは限らないが、他の一院は必ず公選によつてこれを組織する。公選には公民の自由意志によつてなされるところの投票を以て、

議員を選定することになつてゐる。即ち一定の法規による選挙権有資格者により投票によつて選挙するものである。選挙制度とはかかる選挙に關する一切の規定並に方法を總稱したるものである。選挙制度に關しては幾多の種類に分つことが出来るけれども、その最も多く行はるゝ分類法は、一定の財産上の資格を有するか否かによつて分つ方法である。即ち財産の有無によつて選挙権を有する制度を制限選挙制といひ、然らざるものを普通選挙制といふ。

然し以上は單に國會議員に對する場合の、而も最も通俗なる分類に就ての記述に過ぎないが、國民代表の選出に關する理論、即ち選挙制度に關する理論は更に根底的なものであることはいふまでもない。即ちその立場より解すれば、國民代表の體格即ち選挙制度はこれを三個に分別するのが妥當とされる。その一は委任代理によるところの代表方法である。各團體・各地方・各階級の委員等は、この範圍に屬する。聯邦組織の諸國、例へば獨逸の聯邦參事會、合衆國の元老院議員等はそれである。その二は一般人民中よりその代表的人物を擧げ、之れを以つて、人民一般を代表する標本となす制度であつて、裁判所の陪審

官・租税評定委員・土地評定委員等はこれに屬する。その三は一般人民の意志能力を代表するものとなす制度で、國會議員・地方議會議員等がそれである。茲に意味する選挙制度とは、單に第三の場合のみをなす指すのであるが、然らば如何なる範圍の人民が、如何なる投票形式によつて選挙するかといふ問題がある。要するに選挙制度の分類は、その範圍を決定するための選挙區に關する規定と、選挙投票に關する方法との二者となすべきである。

いふ迄もなく、國會議員の場合にその例を採用するならば、各人が全國民を代表するを以つて原則とするが故に、純理を以つてすれば全國を一選挙區となすが當然である。然し選挙事務・地形・交通状態等の關係により全國を細分して多くの選挙區を設くるは立憲國の通例とされてゐる。この場合原則として一選挙區より一人の議員を選出するを小選挙區制とし、數人を選出するを大選挙區制とする。わが國においては中選挙區制なる名稱を用ふる者があるが、これは嚴密なる意味に於ては、許されざるものである。以上は地理的に見たる區劃であるが、これを人事に求むる方法もまた少數ながら行はれてゐる。獨逸・日本等の自

治體に於ける三級(又は二級)選挙法、嘗ては奧太利に於ける國會議員の五級選挙法等の如きがそれである。かかる方法を稱して、階級制選挙制といふ(『階級制選挙制』参照)。この意味に於て、白耳義の智識代表制の如きも選挙區劃といふ方面より見れば、これまた一種の階級制選挙と見做して差支へない(『知識代表制』参照)。投票選挙の形式に就ては先に述べた如く普通選挙制と制限選挙制との區別が求められるが、普通の選挙投票によつて選挙人を選定し、この選挙人によつてその目的とするところの選挙投票をなさしむる二重選挙の方法がある。佛國の元老院議員選挙、合衆國の大統領(及び副大統領)の選挙は、即ちこの方法によるものであつて、かかる方法ならば選挙制度の上より複選挙制といふ。これに反してかかる二重の方法を採らず、公民たる選挙人が、被選挙人を直接に選挙投票をなすものは直接選挙制といふ。

これは主として投票行使に關する直接間接かの區別であるが、その投票を行使するに當り、被選挙人を只一人だけになすか、或は二人もしくは數人となすかによつて、單記制と連記制とに區別される。單記制の最も單純なものは、小選挙區の場合に認められる所

であるが(大選挙區も同じ)、これは選挙人がただ一人の被選挙人を選ぶ方法である。然るに大選挙區にあつては、少くとも二人以上の議員を出すことになつてをるが故に、政黨の大小によつて投票の分配が公平を缺くことあるを以て、二人以上を連記して多數黨に獨占せられざる方法を探るのである。例へば五名を出すべき選挙區に於ては、三名の連記を許すといふ風である。然るに連記投票の場合には、選出さるべき議員數全員の連記を許すことはなく、必ず二名乃至數名に制限されるを以て(この例によれば三名が制限人數)、連記投票制はこれを制限投票制ともいふ。然るにかゝる連記制もまた少數代表の方法を完全になし得ないとの理由の下に立案されたものは、所謂集積投票制なるものである。集積投票制とは五人の議員を出すべき選挙區の選挙人は、五人の名を連記するを許すものであつて、而もその場合、一人の選挙人は、同一の候補者に五票を投じ得ることを許す規定である。この意味に於て、集積投票制とても一の連記投票制に相違ないが、一人の選挙者が一人の候補者に對して、五票を集積し得るを以て、この名稱が出たのである。

等しく多數黨と少數黨に於ける投票分配に不公平を來たすとの見解の下に、新に創められたのが所謂比例代表制に外ならない。比例代表制にも種々の種類があり、その何れも方式が煩瑣を極むるものであるけれども、投票の分配を可及的に公平ならしむる方法としては、現在行はれつゝある諸種の選挙方法中、上乘の成績を擧ぐる制度である(『比例代表制』参照)。これに反し知識代表制の如きは、資本階級や知識階級にのみ幾多の特點を認め、この階級が勞働階級に比して公正なりとの獨斷論に出發し、而も投票行使の上に公正を期することを説いてゐるが、これは決して多數代表の方法に達し得たものとなすことは出来ない選挙制度に關しては、その他選挙人が投票に際して、自己の名を記入するか否かにより、記名投票制と無記名投票制との區別を設くるが如き方法もあるが、これらは選挙制度の根本問題に關しては、寧ろ枝葉末節の分類方法といはねばならない。

**戰闘員(セントーリン)**

戰闘員とは交戰國の兵力を構成する人員の中で、實際兵器をとつて闘ふ者を言ふのである。即ち幹部將校・隊附將校・一般下士卒等がそれである。衛生部員・經理部員・通信部員・陣中・通譯

官等は職員ではないのである。

製錬業(セーレンギョー)

製錬業とは鑛石の中から化學的方法を以つて金屬を收取する産業を云ひ製錬の方法には鑛鑄製錬法、蒸氣及び揮發製錬法、濕式製錬法等があるが、何れの方法に依るにせよ、含硫鑛物を製錬する場合には亞硫酸瓦斯を生じ、砒鑛を製錬する場合には亞砒酸瓦斯を發散する。故に製錬業には礦毒問題なるものが生じ易いのである。亞硫酸瓦斯はその量少くとも、遠隔してある植物等に對して多大の傷害を及ぼすものであり、又發散した金屬的蒸氣殊に含鉛化合物、含砒化合物は動物及び植物に對して有害である。また收銀法及び收銅法を施す際方鹽化物を生じ、食鹽を使用する時には有害なる鹽硫酸素及び鹽化水素瓦斯を齎し、蒸氣及び揮發製錬法に於いては有毒な鑛煙を吐き、濕式製錬法例へば銅を鹽化體・硫酸體として濕式に出す場合には、之れが爲め鑛滓と酸性の廢液を出し金屬を含む酸性液は河流を化して不淨のものたらしめる等、製錬に附隨する傷害は實に甚しいものである。故に獨逸では製錬業者をして、かかる礦毒による損害を賠償すべき責任に就き、種々なる

規定が設けられてゐる。即ち自己の所有地に對して他の土地から、蒸氣・瓦斯・煙等が侵入する際には、一定の限度まではこれを認容す可きものであるが、その限度を越ゆる時には所有權侵害の訴を起し、營業の停止乃至は侵害防禦設備を爲すことを請求し得るのみならず、故意又は過失に因りて他人の生命・身體・自由・所有權その他の權利を不法に侵害したものは、之に依つて生じた損害を他人に賠償すべきこと等が規定されてゐるのである。我國に於いては、製錬所の爲めに生ずる害毒問題に就いて、屢紛争が起つてゐるにも拘らず今日に至るまでも此等の規定がない(礦毒問題一參照)。

セリグマン(エドキン・アール・エー)

セリグマン(Edwin R. A. Seligman)は一八六一年紐育に生れ、コロンビア大學に學び、歐洲に遊學してハイデルベルヒ・柏林・巴里・ゼノアの諸地に三年の間經濟學を研究し一八八五年コロンビア大學經濟學講師となり、後經濟學財政學教授となり現にその職にある。セリグマンは『米國經濟學會』の創立者の一人で又暫く會頭であつた。一八八六年後、年四回發行の『經濟學雜誌』を發行してゐる。著述としては『歴史の經濟的説明』は説明平易要

領を得たる點に於て聞えてゐる。尙租稅其他一般經濟に關する著書多く、ことに『經濟原論』は獨逸のシュモラーの學風の影響を受け、最新の立場を代表し、統計並に圖解の豊富な點に於て米國經濟書中の白眉といはれてゐる。

生産(セーサン)

【意義】生産とは自然の提供する材料に人間の勞働を加へて、人間の欲望を充足し得る能力(即ち使用價值)を附與し、若くは増加せしむることである。而して生産と云ふことは無より有を生ずることではない。宇宙間の物質は、人が之を消滅せしめ得ざると同様に、創造することも爲し得ないものであつて、人の爲す所はただ或る物質を分離し、若くは集合若くは移動せしめるのみである。生産の對象となる材料には、自然が提供したままに存するもの(單なる勞働對象)と、一旦人間勞働を加へたもの(原料)とがある。生産を爲すに當り、勞働を助けて生産を容易ならしむるものを勞働要具と云ふ。故に家畜として賣却する爲めに飼養する牛馬は勞働對象であるが、耕作の爲めに使用する牛馬は勞働要具である。勞働要具と勞働對象とを總稱して生産機關と云ふのである。

【種類】生産の方法より分類すれば次の四種となる。即ち(一)自然に存在するものを採取する採掘狩漁の如きもの。(二)一定の植物又は動物を生産若くは蕃殖せしむるもの、即ち農業・牧畜・植林等。(三)以上二種の生産の結果を原料として或は之を變形し、或は之を結合するもの、即ち諸種の工業。(四)以上三種の生産により生じたるものを消費者に接近せしむる運輸業(並に普通商業と稱するものを含む運輸機能)。以上の(一)及び(二)は原始生産と稱せられる。(四)の商業に就ては賣買によつて商品移動の行はれることを常とするが、最も發達した商業に就ては必ずしも商品の移動が賣買に伴ふことを要せぬ場合がある。即ち單なる所有權の移動のみに止まる賣買である。この種のもの生産と稱し難いのである。

次に生産の形態より分類すれば次の如くなる即ち(一)自家生産、(二)註文生産、(三)商品生産(若しくは市場生産)である。第一の自家生産とは一家族の内部で生産されたものがその家族の内部で消費され、生産者は同時にその生産品の消費者たるものである。即ち自足經濟であつて、之れは今日尙一部のには存してゐるのである。第二の註文生産は、自家生

産よりも發達せる形態であつて、他よりの註文を待つて生産し、註文以外のものは生産しないのである。歐羅巴でも日本でも中世永く行はれ、今日の工業は概ね此種の生産より發達せるものである。第三の商品生産は、他よりの註文を待たず、また自己の消費をも目的とせず、市場の需要を目的として生産し、之を商品として市場に送り出す。註文生産と消費との間には直接交渉を有するが商品生産では、兩者の間に複雑なる商業が發達し、消費と生産との調節はたゞ市場の景況によつて決定される。而して生産の動機となるものは營利であつて、貨幣價値の無限の増大がその生命である。現今生産界を支配する資本制度は其最も發達せるものである。

生産過剰(セーサンカジ)

生産過剰とは市場に於ける生産物の供給過剰を言ふ。即ち供給過剰・商品過剰等と同一の現象を指す言葉である。生産過剰と言へば、全社會の消費欲を越えて生産されることを意味するやうであるが、斯くの如きことは殆んど絶無である。個人の消費欲は常に購買力によつて制限されてゐるのであるから、價格の低落は消費欲の發現を促進することになる。然るに生産者の方は利潤の獲得を唯一の目的

としてゐるのであるから、生産物の價格が極端に低下する場合には生産を中止するに至るのである。故に絶對的な生産過剰と云ふ事は實際上に現はれることが無い。

即ち今日の生産は、消費欲の充足そのものを目的とするのではなく、購買力を目標に行はれるものである。生産者は市場に於ける價格の高低を標準として、その需要を豫測して、生産を行ふのである。市場に於ては需要供給の理法が敏活に働いてゐるので、市場價格が高價な場合には、商品の供給量は購買力に比して僅少である。従つて其の生産は多くの利潤を齎らすのであるから、生産業者は多量の生産を供給する事になる。然るに生産業者はそれ〴〵かかる利潤の多い商品の生産を希望してゐるので、同一商品の生産が一時に輻濫する事も有り勝ちである。即ちかかる場合には生産物の供給はその購買力を超越することとなり、生産過剰と言はれる處の現象を生ずることとなる。尙また生産が市場の購買力を目標とする以上、購買力の減退によつて供給過剰となる事もあるが、これも亦生産過剰の一現象である。生産過剰は以上のごとく或る特殊の商品のみに限られるものではない。全社會的な生産

過剰もある。それは資本蓄積量の増加に伴ふ生産の隆興に對して、全社會の購買力が増加しない場合、及び生産量は同様であつても社會の購買力が減退した場合等に生ずるのである。所謂恐慌なるものは、かくの如き意味の生産過剰を指すのである(恐慌參照)。

生産過剰なる現象は、決して永續的なるものではない。生産過剰が世界の現象として現れる場合に於いても數年にして止むことを常とする。それは生産過剰の爲め一般物價が低落する事によつて、労働賃銀及び利子等が低下して來る結果、低落した價格を以つてしても十分に利潤を收め得る程生産費が低下して來るからである。また特殊の商品のみが生産過剰に陥つた場合には、一般生産者とその商品に對する生産を避ける爲め需要は再び供給に超越して來るからである。即ち生産界に於いては、生産過剰と生産不足とが絶えず循環してゐるものであるが總ての生産と消費とが無秩序無統制に行はれてゐる以上、かゝる現象の表はれることもまた避け難い事である。

**生産組合(セーサンクマイ)**

【概説】 生産組合は労働者が、自ら生産を行ひ一切の利益を組合員の手で收めんとする所の組合組織を云ふのである。即ち生産者たる

労働者が團結して、本來企業家の任務に屬してゐた産業經營の衝に當り、企業家の所得に歸す可き利益をば、組合員たる労働者相互の間に分配しようとするのが、生産組合の目的である。然るに生産組合は、往々消費組合(消費組合參照)の職分が擴張されたものに過ぎぬと解せられてゐる様である。之れは全く誤りで、消費組合と生産組合との間には本質上明かな相違があるものである。即ち消費組合は、商品の購入に際して中間に立つ商人の搾取を防ぐ事を本來の目的とするもので若し消費組合が生産を營む事があるとしても、その場合には生産組合と全く異つた關係に立つのである。消費組合は生産の爲めの結合ではないから、組合員が全部労働者である等もなく、また全組合員が労働者であるにもせよ、組合員のみによつて生産が行はれるといふことは消費組合自身の性質に反してゐる故に消費組合が生産を營む場合には、必ず組合員外の労働者を使役して、組合自身は資本家の立場に立つ事となるのである。即ち消費組合は組合員の必需品を可及的低廉に買入れる事を目的とするもので生産を行ふ場合には純然たる資本家となるのであるが、生産組合は之に反し、或種の商品を組合員の手で生産

し、これが利益をも亦組合員自身の手で收めようとするものである。また普通に生産組合と云はれてゐるものの中でも、本來の意味の生産組合と、明白に分たなければならぬものがある。それは貸銀労働者を使用して生産を營むもので、労働者は同時に組合員ともなる事が出来るのであるが、然しそれは必然的でなく組合員と労働者とが同一でない事が原則とされてゐるものである。斯かる組合では組合員は企業家の役目を演じ、組合員以外の労働者は、普通の資本家の下に於けると同様全く隷屬的關係に立つのである。これは大資本家の代りに、小金を持つてゐる労働者が互に資本を出し合ひ、資本を有せざる労働者を搾取しようとするものである。即ち一人企業者に代つて、多數の小企業者が利益を獲得しようとするものである。

然し本來の生産組合は、個々の組合員が各々資本家と企業家と労働者とを兼ねるものになければならない。従つて其處には、特殊の資本家なる者もなければ、何等の搾取も行はれ得ない。尤も生産組合が、組合として銀行から資金の借入れを爲す場合があるが、これは世間の小企業者が借入れ金をすると同様のもので、一定の金利以外に何物をも搾取され

る事がないのである。これが爲めに生産組合に依る生産者が、一面には企業家として立ち、企業利潤を平等に分配すると云ふ、組合本來の目的が損はれる筈はないのである。

【組織】 生産組合は多く、小規模のものである。従つて投機的性質のない、販路に動搖の少ない、比較的確實な工業にのみ限られてゐる。而して組合員は相互の選擇した指導者の下に労働することになつて居り、指導者は労働者に對し任意の權利を有してゐる事が普通である。

(1)資本 組合の資本金は、全部組合員たる労働者に分有されてゐる。一部分の資本を他から借入れると云ふが如き事はあつても、全部の資本を他から借入れると云ふが如き事は無い。

(2)分配 企業利潤の分配は全組合員に對して、即ち全労働者に對して爲されるのであるが、その率は労働の多少によつて決定される場合と、出資額の多少によつて決定される場合とがある。然し純粹の意味に於ける生産組合では、労働の多少を分配率決定の最大條件とし、出資金に對しては低廉な銀行利子に相當するものを分配するのを普通としてゐる。労働の多少を基礎とする事なく、出資額の如

何に依つて分配を定めることは、組合員外の労働者を使役する場合などに行はれるもので斯くては普通の合資事業と大差がない事となるのである。

【沿革】 生産組合が始めて行はれたのは、一七七七年に英國バーミンガム市で、被服職工が同盟罷工を起した場合に企畫した生産組合である。これは全職工が資金を出し合つて、生産を營み、その利潤は主として労働の多少によつて分配されてゐたのであつた。其後現はれて來た生産組合は、いづれも範をこれに採つたものであるが、然し生産組合の發達と共に、組合員外の労働者を使用するとなり次第に本來の性質を離れて行くのが普通である。

(1)英國 バーミンガムに生産組合が發生して以來、至る處に表はれて來たが、一八八四年には生産組合の普及發達を計り、その設立及び經營を扶ける所の労働共同作業協會が組織されるに至つた。これは生産組合と、かゝる運動に對する同情者とを會員とするもので、加入組合數は一八九三年には七十七、一九〇六年には百三十二に上つた。その内の百二十三は英吉利、七は蘇格蘭、二は愛蘭であつたが、これ等の中には消費組合と結合して

行はれるものも多かつた。又これを營業の差異によつて分類する時には、次の如きこととなる。即ち建築業・木材業等三十二、機械業二〇、製靴・皮革業等一七、農業一九、印刷業一四、金物業一三、其他一七、合計百三十二であつた。

(2)佛國 佛蘭西では一八四七年に三百萬フランの國庫金を貸與して、政府保護の下に生産組合を組織せしめたのであるが、一八五一年頃に至つて全く失敗して終つた。それはあまりに政府の保護が寛大であつた事と業務擔當者が無經驗だつた事などが原因となつたのである。然しその後次第にまた發達して來て一九〇五年には三百三十八の組合が活動してゐる程となつた。これを職業に依つて分類すれば、

書籍紙類・印刷業等三三、金物業三六、木材業二八、建築業一一、石類・硝子業一一、運輸・移轉業等二五、機械・衣服業等二四、皮革・製靴業二五、食料品・醸造業九、農・工・林業一五、化學生産品七、其他一一、合計三三八であつた。

生産組合の連絡機關としては、労働組合協會があり、低利の資金を供給する機關としては生産組合銀行もあつた。また政府からも無利

子の特別資金を借出し得る便宜を與へられて居り、その他種々なる特權も與へられてゐたのである。

(3)伊太利 伊太利では一八八〇年に始めて生産組合が設けられ、その後次第に發達して來たが、多くは労働者自身によつて設立されたもので一體に急進的色彩を帯びてゐる事が特色とされる。今日行はれてゐる組合は、大體麵粉組合・産業製造組合・労働者公益組合の三種に分類する事が出来る。産業製造組合とは印刷業・陶器業など種々なる部門の熟練職工が組織するものであるが、労働者公益組合は不熟練労働者に依つて行はれるもので、市街鐵道、雪拂ひ等の如き労働をする爲めに設けられたものである。

生産力學說(セーサンリョクガクセツ)

生産力學說とは利子の存在する理由を資本の生産力を求めんとするもので、また生産力利子學說とも呼ばれてゐる。此の學說に依れば資本は價値造出力を有するものであり、従つて餘剩價値を生むものである。而して資本に對する利子は當然資本そのものが生むこととなるのである。

ボエーム・パヴェルクに依れば生産力學說は更に粗策生産力學說と究理生産力學說とに分

たれる。粗策生産力學說とは、資本それ自身價値を創造する力あるものとす説と、資本を以つて單に物理的生產力より過剩價値が生ずると爲す説とを總稱するものである。即ち粗策生産力學說に屬するものは、資本に生産力ある事を主張し、而もその理由及び餘剩價値生産に至る過程について何等の説明も與へないものである。シェーン、リーデル、クライングエヒター、シユルツェ、デーリツチ、ガルニエ等は此の粗策生産力學說を奉ずるものとされてゐる。

究理生産力學說とは資本の物理的生產力を立論の基礎とし、物の數量的増加が何故に價値の餘剩を生むかを説明し價値論の範圍に及ばんとするものである。即ち前者が資本の生産力を認め、餘剩價値の發生を以つて、説明を要せざる當然の現象となすのとは全然反對のものでパヴェルクによれば、マルサス、ケレイ、ベンアイン、スミス、チューネン、フライッホグヰツチ、デーツエル、ケーザー等がこれに屬することとなる。

パヴェルクは又利用學說なるものを生産力學說と區別して説いてゐる。これは資本を生産の用に供する場合を、單に資本の實體を犠牲とするのみならず、その生産期間内に投下せ

る資本の効用をも犠牲とするものであるとし、生産物の價値なるものは、資本の實體と効用との價値の合計であるとするのである。

此の說に於いては、餘剩價値は即ち生産物に表はれた資本の効用價値であると云ふのであるが、資本の實體と効用を區別することは全く誤りである。これは始めジャン・バチスト・セーに依つて唱へられ、ストルヒ、ネベニウス、シエフレ、クニース等に繼承され、後メンガーに依つて大成されたものである。何れにもせよ、生産力學說に屬する主張は餘剩價値の源泉を資本にありとするもので、甚だ主觀的な、且つ詭辯的なものであると言はなければならぬ。資本は本來その價値を生産物に移轉するに止るもので、決して價値を造出するものではなく、従つて餘剩價値を造り得るものではない。即ち價値の、従つて餘剩價値の源泉はたゞ労働力のみにあると言はねばならぬのである(『價値論』『剩餘價値』参照)。

生存保險(セーゾンホケン)

『生命保險』を見よ。

生存權(セーゾンケン)

生存權とは組織されたる社會内に生れたる何人も、その社會内に於て生存するため、己れ

の欲望を充足するに必要なものを、その社會内に於て獲得する權利を指していふ。換言すれば、社會の各成員が自己の生存を保持する上に必要とせらるる財貨及び勤勞に對して、これを請求し得る權利といふことである。従つて生存權なる觀念の基礎をなすものは、個人の必要を以て分配の原則と認むるものである。生存權の主張は法的社會主義が、基本的なる經濟的權利の一として樹立せんとするものであるが、最初にこの觀念を主張したものはゴッドキンであった。彼は必要に應じて財貨及び勤勞を分配するといふ原則に立ち、この權利の觀念を明らかにした。これと同時にフイヒテもまた『合理的國家』の中に於て、財産の分配は先づ第一に總ての人々が生存し得るがごとくに行はねばならないことを説いてゐる。彼によれば、人間の活動の目的は生きるといふことであつて、この生活の可能に對しては自然によつて生命を與へられた各人は、同等の權利を主張し得るといふのである。佛蘭西に於てもロベスピールは生存は個人の不可侵權に屬するものであつて、他人の財産權を以て侵害することは出来ないものだとなした。生存權に關する稍明白なる主張はジャコピン黨員にすら承認され

なかつたが、一七九三年の佛國憲法には、これとは似て非なるものであつたといへ、救助權なるものを規定した。然し救助權なるものは生存權の單純なる形態として、又はその原始的形態として、法理學上に承認されるべきものではなく、嚴密にいへば、救助權は權利とはいふ得ないものであつて、貧窮とか癡疾とかいふ一定の條件に對する國家の慈惠を意味するに過ぎない。然るに生存權は慈惠ではなくして一個の權利である。

然らば生存權の根據は何ものかといふに、それは自然法說に基礎を置くものである。即ち自然法論者のいふ原權は、人間の本具的權利であつて、人性の最も根本的な必要を満たさんとするものである。その内容を分析して、生命及び身體の保全權、乃至は平等の權利といふやうな觀念が抽出される。この觀念を理論的に展開して行くと、自ら生存權の觀念に到達し得ることは明瞭である。然し乍ら、何れの自然法論者もかゝる結論に到達することを巧みに避け、今日の法理學者もまたこれを救助權と結びつけて説くを常とするのである。然し救助權とは救助法によつて生ずる特定の個人の利益を意味するばかりであるが故に、各人が國家に對して救助を請求することを認め

生存競争(セーゾンキョウソウ)

【概説】生存競争とは元來生物學上の一學說であり、有名なる生物學者ダーキンが提唱したもので、人類社會に於ても同様の理法が働いてゐるものであると説かれるに至つた。ダーキンの說によれば、生物の増殖率が極めて著しいものであるに拘らず、食料の増加は之に伴はないが爲め、食料に超過するだけの生物は、當然淘汰され、死滅しなければならぬと言ふのである。生物は自己保存の本能を

ないばかりか、國家もまた何等の法律上の義務を課せられてをらない。従つて理論上、生存權と救助權とは全然異なる立場に立つたものである。即ち生存權を完全に實現せんとすれば、今日私有財産制度が地主や資本家に與へる所得の大部分を、租税その他の形式に於て國家の手に吸収せねばならないが故に、結局は公有財産制度を實行せねばならない事となる。少くともこれがために私有財産制度の意義と重要とは甚だしく減殺され實際上公有制度の實行と大差なき社會を實現することとなる。法的社會主義が革命的手段を避けると稱しながら、生存權の實現により、實質に於て社會革命を達成せんとするのはこの故であるに外ならない。

有する。故にかゝる淘汰を免れんが爲め、意識的無意識的に闘争を続け、之に勝利を得た者のみが、生存し得ることとなるのである。ダーキンは此の勝利者と惨敗者との區別を生物の先天的差異に求めた。即ち各個體の間には、生存に適するものと適せざるものとが、いづれも先天的に決定されてゐると説いたのである。

生物界に於いて生存競争が行はれる爲めには生物の出産超過と適不適の差異の外、更に固有性の保存と言ふ一條件が必要である。即ち生物は其の有する固有的特質差異を、飽く迄維持しそれ／＼その特徴を増大するが爲めに既存の變種と原種とが交合し得ざるか、又は受精し得ざることとなつて来る。かくて生物はその特徴を増大せしめることによつて益々自然的裝備を完全にするのである。自然的裝備、即ち或る生物に於いては爪牙の鋭きことまた或る生物に於いては羽翼の堅固なる事等の武器は、直接競争の手段となるものであつて、かゝる固有性の發達せるものは適當となり、その發達の遅れてゐるものが不適當となることは當然の現象である。即ち生物界の進歩はかくして行はれると言ふのが、ダーキンの説である。

【自然界と人類社會】自然界に行はれる此の法則は、また人類社會の中にも行はれるものであると言はれてゐる。即ちダーキン説を奉ずる者は社會の各成員の間に於いても、生活資料の獲得、子孫の繁殖の爲めに闘争が行はれ、適者は生存し不適者は淘汰されると言ふのである。マルサスの如き、またアダム・スミスを始めとする正統派經濟學者の如き、何れも此の生存競争説を人類社會に適用せんとしたのであつた。即ちマルサスが社會に於ける人類の出産超過を高調し、食料増加の範圍を超越する人類に對して、『自然の饑饉は去れと命ずる』事を説いたのは、實にダーキンの影響を多分に受けたものであつた。

またスミス一派の經濟學者が、人類社會の基調となるものを個人主義的思潮であると爲し今日の社會に於いては一切が自由競争に委せらる可き事を説いて、以つて適者は富み不適者は窮乏の淵に沈淪してゐることを避け難き且つ當然の現象であるかの如く説いたのも、此の生存競争説をそのまま人類社會に適用せんとしたものであつた。

かゝる企圖に對し反抗を試みる學者もある。彼等のあるものは、人類社會においても生存競争の理法が當然働かず可きものであることを

承認しつつも、今日の社會が完全なる生存競争を妨げる事を説いて居り、また或るものは人類社會に於いては、他の事情が加つてゐる爲め、生存競争なるものが行はれ得ないことを説いてゐる。

人類社會には生存競争が行はれないことを説くものは、大體次の如き理由を擧げてゐる。即ち(イ)人類は他の生物のごとく、本能の動がまゝに増殖するものではなく、子孫に對する配慮及びその養育に要する苦痛負擔を考慮する爲めに、自ら産兒を制限する場合も多し、且つ食料の過不足に拘らず私有財産制度が確立され、富の分配が平等でない爲め購買力缺乏の爲めに食料を得られないこと、(ロ)人類社會に於いては刻々に生産力が増進する爲め、生産物即ち食料も亦絶えず増加しつゝあること、(ハ)また適者不適者と云ふが如き才能の相異も、教化の如何によつては緩和され得ること、(ニ)各人はそれぞれ階級等生れながら有する條件に依つて、才能の如何を働かず餘地のないこと、等がそれである。

【現代社會の競争】生存競争に對する是非様様なる論議の中、生物學上の専門的立場よりするものに就いては、門外漢たる我々が批評し得る限りでない。然し乍ら生存競争説の生

物學的價值如何に拘らず、現代の人類社會に同様の理法が働いてゐるといふ事は、絶対に認めることが出来ぬのである。何故かと言へば、今日の社會に於ける食料は人口の増加に伴はないものではなく、却つて反對に人口の増加率を遙かに超過してゐるものだからである。此の點において生存競争の根本的條件が缺けてゐるのである。

人類は他の動物と異り、自然に生ずる食料のみを獲得してゐるものではない。人類は實に機械を造り、自ら食料を生産する所の特殊の動物である。故にその生産力が進むに伴つて、人類社會に於ける食料の増加は著しく進むのである。従つて其處には他の下級生物の間に於けるが如く單に肉體を支へる爲めのみ食料競争をなすが如き事はあり得ないのである。もとより今日の社會には、極端なる貧困に悩まざる者がある。然し乍ら彼等の中にも單なる食料を競ひ、敗れて淘汰されると言ふが如きものは、殆んどないやうである。また一方より考へれば、幾十萬・幾百萬の巨財を積み、尙財貨の獲得に狂奔する者を、生存の不安の爲め子孫の保育の爲めであると言ひ得る筈はない。然し乍らこれは人類社會に於いて生存競争が全く行はれなかつたと言ふ

ことではない。かつては生存の爲めの競争が人類を動かすところの最重大なる衝動であつたかも知れない。然し社會の生産力が一定の必要範圍を超えて進むと共に、人類は生存競争の支配を免かれることを得たのである。

【優勝の競争】然らば今日の社會を貫ぬくところの、根本的動力は何であらうかと言ふにそれは優勝誇示の欲望である。今日に於ける社會の競争は主として此の優勝誇示の爲めに行はれるのである。人類社會に於いては、一見生存の爲めに狂奔してゐるかに見える下層の階級すらも、何等かの優勝を示さんとする欲望に動かされてゐないものはないのである。多くの財貨を得んとする競争、それに附隨して生ずる今日の私有財産制度等は、何れもかゝる衝動が生む現象の一であると言はねばならぬ。然し乍ら優勝誇示は單に財貨を積む事に依つて充されるものではない。人類が生存の競争を免かれ得た當初に於いては、多量の食料を貯蔵すること、即ち多くの財貨を積む事のみが優勝を誇り得る唯一の道であつたかも知れない。然し今日に於いては、單なる貯蔵のみが優勝ではないのである。マルサス、スミス等の學者は、財貨を積む事を優勝者たり社會の適者たる唯一の手段であるかの

如き辯護を爲す傾向があつた。然し富者たること必しも優勝慾充足の唯一手段ではない。人類が生存の不安を免かれること大なるに従つて、富者の權威は益々地に墜ちる計りである。近世に於ける富者の煩悶は實に此處に生ずるのである。財貨を手段として、種々なる名譽を購はんとする現象はかくして生じたのであつた。また近世資本家が次第に政治的支配權を握つて行く事にも、一面にはかゝる衝動が働いてゐるものであらう。生存競争従つて食料の獲得財貨の蓄積が人類社會を動かす不變の理法であるとするならば、人類社會に於いては永劫に私有財産制度が存在しなければならぬ。然し今日の社會に於ける競争の根本的衝動が、優勝誇示にある以上、優勝慾の對象が變動し行くに伴つて、社會における競争の形態もまた従つて變化し行かなければならぬのである。現代社會に於ける競争と生物界の生存競争とが全然異なる事を信ずる者は、また當然今日の競争状態が消滅し行くこと、而して更に新たな競争が表はれ來たることを豫想し得ると信じてゐるのである。

**生存最小限度**(セゾゲンサイ)

【概説】生存最小限度とは労働者がその労働

力を支持し、且つ後継者たる子孫を扶育して行くに必要な生活資料の最低限度をいふ。かかる觀念の生じた當時、即ち近世工業の創立當時に於いては社會の一般的生活程度が甚だ低かつた爲め、單に生理的なる存在を續ける爲めのみならず、單に生活資料を意味してゐたのであるが、其後生産力の發達が著しく進み、一般的生活が豊富になるに従つて、多少習慣上の必需品が加味されるに至つた。即ち生存最小限度なる概念は、時代及び場處の異なるに従つて、常に變動してゐるものである。

英國の經濟學者マーシャルは今日に於ける不熟練労働者及び農業労働者が、その労働力を不斷に維持する資料の最小限度として、(1) 數室を有して通氣宜き住宅、(2) 暖衣及び清潔なる襦衣、(3) 飲用良水、(4) 牛乳及び肉類若干、(5) 十分の穀食、(6) 茶若干、(7) 一定限度の教育及び娯樂費、(8) 養育上・家政上の義務を履行するに必要な餘裕を妻に與へ得る事等の八箇條を擧げてゐる。この外には酒精飲料・煙草・季節服等のごときのもも習慣上必需品とされてゐるので、男女一般に他の純必需品を一部分犠牲としても尙之を得んとする場合が多い事を説き、これまた生存最小限度の中に加ふ可きことを説いてゐるの

である。

生存最小限度の中には單なる食料のみならず人間らしき生活を續ける爲め一般的に必要なりとせられる要件を含む可き者であると言ふのは、決してマーシャルのみでなくリカルドを初め種々なる學者が唱道してゐる所であるマルクスが賃銀決定の根本的標準であるとした生活資料の價值の中には、かくの如き純然たる生理的の必要以上に、社會に於いて一般的に必要とされる資料も悉く加へられてゐる。(『賃銀』參照)。

【生存最小限度の不安】生存最小限度が労働者の生活を安固ならしめる爲めの、人道的必要であることは言ふまでもない。而も此の最低限度を完うせしむる事は、労働者をして労働力を十分に養はしめ、労働力の使用價值を十分ならしめることとなるのである。即ち生存最小限度を確保することは、労働効程を確保する事にもなるのである。然るに今日の社會に於いて労働者は労働力の需要がある場合にのみ、生活資料を得る事が出来るのである。

労働の機會は今日甚だ不定である。それは資本の組成が絶えず變化して行く爲めに、即ち機械の發達が常に進んで行き、労働力の需要

が相對的に減少して行く爲めに、假令社會の總生産量が増加して行くにしろ、労働人口は絶えず超過し勝ちだからである。失業者の群は常に此最小生存限度を求めて彷徨しなければならぬのである。失業者の救済なるものは、即ち彼等を此の苦痛より救はんとするものである(『失業者問題』參照)。

生存最小限度の不安は、労働の機會を得ることによつて必ずしも消滅するものでない。それは今日の労働賃銀が、必ずしも最小限度に達してゐるものでないからである。生存最小限度の確實を期することは、單なる道義的の必要のみではなく、資本家にとつて労働階級の不斷の存続を計り其の労働力を十分ならしめ以つて資本の増殖を計る爲めにも、缺くべからざる事なのである。價値の生産は労働力なしに行はれ得ないものであり、價値の生産なくして利潤の獲得は行はれ得ない。然るに資本家は往々にして生存最小限度以下の賃銀を支拂つてゐる。

これは彼等が利潤の増収に熱中する餘り、労働力の正當なる價値、即ち生存最小限度の支拂を爲さないものであつて、かゝる賃銀が持續するならば、労働者は消費する労働力を充分に恢復することが出来ず、遂にはその肉體

を衰弱せしむる事となるのである。此の事は労働人口が需要に超過してゐる場合、資本家にとつて何等の苦痛ともなるものでない。然し乍ら斯かる労働力の濫耕が繼續し労働階級が疲憊するに至り、生産上の必要をさへ充たすに足らぬ場合が表れるとすれば、資本家階級自身も甚だしい苦痛を感じなければならぬ。即ち利潤の増加が停止して終ふ。かかる現象はもとより、容易に起り得るものではない。然し乍ら生存最小限度に關して、何等の保護干渉も爲さないならば、而して資本階級の自由に委かして置くならば、必ずしもかゝる不安なしとは言ふ事が出来ない。

そこで一面には労働力の濫耕を戒め他面には之によつて労働階級の反抗を防ぐんとする主張が生じ、生存最小限度の確保を計る可しと高唱されるに至つたのである。

【生存最小限度の確保】今日社會政策的施設として表はれてゐるもの、中で、最低賃銀制度の如きは生存最小限度の確保の爲めに行はれるものとして、最も出色のものである(『最低賃銀法』參照)。其他失業者の救済に關する施設、労働者の幸福増進に關する施設の如きは、何れも皆生存最小限度を確保するものであると云ふ事が出来る。また各國とも一

定の最小生活費を得ることの出来ぬものに對して、納税の義務を免じてゐる事の如きも、亦これ等の施設と同様の目的に出づるものであると言ふ可きであらう。

かくの如き施設のみならず、近來提唱されてゐるところの、種々なる社會政策的施設は何れも、此の生存最小限度の確保を計るものであるが、然しこれ等の種々なる施設は必ずしも生存最小限度を確保し得るものであるとは言ふことが出来ない。如何に、社會政策が發達すればとて、萬人の生存最小限度が保證されると言ふことは豫想を許されないことである。何人も一様に生存最小限度を保證されるのは、今日のごとき自由競争が消滅し、私有財産制が撤廢された時にのみ期待する可き事である。

政黨(セーター)

【概説】政黨とは國家の政務に參與する目的を以て結合するところの、自由團體の謂である。この意義を更に解説すれば、國民がその國憲の定むるところによつて、その公權を行ひ、その政治上の意見を表示するに際し、多數が共同してこれをなすを利便とするが故に團體として結合せるものである。この意味に於て、政黨は何等の拘束をも有せざる自由團

體である。尤も政黨の内規に就てこれを見れば、首脳部たる幹部があり、支體たる支部があり、黨員たるものは一定の規律の下に共同一致の運動をなし、各人の自由行動を許すものではないけれども、然しこれは便宜上に定められたる内規に過ぎないものであつて、何等命令服従の權力關係をも含まざる自由契約に基く團體である。故に黨員がその黨憲黨則に合致せざる時は、その黨を去つて他の黨へ轉ずる事は自由である。斯くの如く政黨は一個の自由團體であると共に、また相對的の結合をなすものである。故に國民の團體とはいつても、國民の中で政治意見政治行動を同じうするものが、相對立して始めてその意義を有するものである。英語に於て Party というが如く、その性質は部分的なものである。即ち二個以上の政黨が存在してを、相互に異りたる意見、行動を執り、各黨派が各々その意見を貫徹し、その行動の効を擧げんとするものである。これが爲めに、政黨がその所屬議員をして議院の過半数を得せしめ、それを基礎として内閣を組織するの必要が生じてくるのである。故に政黨は先づ議員選舉に於て優勢を占め、國家機關の編制を争ふを以て、生命となすものといはざるを得ない。



政黨の存在理由は、かゝる不漸の抗争をなすに  
ある。蓋し國家の最高統治機關たる内閣は、  
政黨員を以て組織せらるるか、又は政黨と一  
定の連絡を保ち得て、初めて國政を擔當し得  
るのである。これ政黨が立憲政治に於て、少  
くとも立法部に取つては基礎的必要となつて  
ゐる所以である。  
元より純理の上からすれば、政黨がなくとも  
立憲政治を行ひ得ないといふのではなく、政  
黨あるがために生ずる弊害も存するところ  
あるが、特に政治上に於ては數人が共通なる  
利害關係を有し、共同なる目的に終始する事  
が便益であり、且つ人間の本能性にかゝる政  
治的團體たる政黨をば、自然的必要として生  
ぜしめたのである。

【利害】 政黨の存在は一個の自然的事實であ  
るだけに、その利益とする所がある代りに、  
弊害もまた多いことは否定し得ない。  
先づ政黨の利益として數ふべきものは、政黨  
が輿論による原則とする點にある。即ち立  
憲政治は公議輿論に由るを原則とするもので  
あるが、國家の政務と個々人の間の間隔は甚  
だしく、これを融合すべき機關がない以上、  
この原則も單なる空文に終るは當然である。  
政黨はその機關とも目すべきもので、輿論を

を免れんために、議院に席を得んとして運動  
せるに求められる。爾來君主の特權を維持せ  
んとするものと、これに反抗せんとするもの  
との兩派が生じ、一六八〇年に至り前者を繼  
ぐものがトリー黨、後者を繼ぐものがホイグ  
黨となり百五十有餘年間の抗争を續けた。然  
るにハノーヴァー朝廷に至り、兩派の位置は  
轉倒し、ホイグ黨が朝廷派トリー黨が反抗派  
となり、十九世紀に入るに及びて、前者は自  
由黨と改めて改革進歩を主張し、後者は保守  
黨と改めて秩序保安を求め、政權爭奪の時代  
に入つたのである。これ英國に於ける二大政  
黨の對立であるが、その間幾多の變遷を経て  
歐洲戰爭が開始され、ロイド・デーチが聯立  
内閣を組織せる時に及びて、從來の歴史的關  
係が覆されたばかりでなく、産業上の進歩に  
伴ふ當然の結果として十九世紀後半より労働  
階級を代表する議員が出て、労働黨・社會黨  
の議員も多くなつた。

二大政黨對立を以て、立憲政治の正形とすれ  
ば、米國の如きは、正にその理想的なもの  
とせざるを得ない。米國の政黨は一七八七年、  
國民政府が成立して憲法が施行された頃、フ  
エデラリスト及レバブリカンの二派が存し前  
者は聯合政府を強大ならしめることを以て主

基礎とする政黨が存して初めて國民意思を形  
成するを得る。即ち立憲政治は國會による議  
院政治によつて始めて行はれ得べく、國會議  
員を公選することは、政黨を待つて始めて完  
全に行はれ得るものである。且つ國會に於け  
る議員にして黨派を形成せざる時はその主義  
政策に統一性を缺き、繼續性を缺き、權勢を  
成さず、責任を負はず、議院は遂に事實上政  
務に參與する能力を喪失する事となり易い。  
然るに政黨は團體としての責任を負ひ、統一  
を加へて政務の運用に資する事が大である。  
これ政黨が議院政治と分つべからざる密接な  
關係を有する所以である。のみならず、政黨  
は實際政治に訓練せる團體なるを以て、内は  
政治家を養成するための好個の試練場であ  
り、外は公議輿論を形成するに便である。  
而して二個以上の政黨が相對立し、相互に、  
至美至善を以て責め、その優勝を競ふところ  
に憲政の不斷の進歩があり政局の開展を期し  
得る所以である。斯くの如く政黨の存在は純  
理上よりは否定し得ない節もあるが、事實上  
にはまた幾多の弊害を有するは否めない。  
黨派勢力が多數勢力である限り、その多數を  
贏ち得んがために利益を以て好餌となし、黨  
利黨益を計つて、國民の全體的利益を蹂躪す

義とし、後者は各州の權力を保持せんとして  
ゐるに發してゐる。然るにフエデラリストは  
間もなく權力を失ひ、その反對黨はデモクラ  
チック・レバブリカンの二派が獨占して  
居た。ところが一八二九年アンドルー・ジャ  
クソンが政局に立つに及び、新面目を開い  
て、民權論を鼓吹し、選舉權を擴張し、從來  
の同黨の政策に逆行した。ここに於てジャク  
ソン一派とその反對派の二派が生じた。間も  
なく奴隸問題が起さるゝに及び、後者は非奴  
隸論（奴隸廢止反對者）を糾合して、新にレ  
バブリカンの二派なるものを組織した。南北戰爭  
以來、奴隸が廢止さるゝに至つても、此兩派  
はデモクラット黨、レバブリカンの二派として對  
立し、一は自由主義を採り他は保護主義を主  
張し、今日の民主黨・共和黨と呼ばれるゝとこ  
ろの二大政黨が對立せるに至つたのである。  
而して米國の兩派の單位は選舉區を範圍とす  
る、カウカス又はグリマリーと稱する選舉團  
體であつて、その地方黨派に屬する一切の事  
務を處理する。この單位の上に國會選舉區・  
元老院議員選舉區・州會選舉區等によつて分  
布されたる團體があるけれども、その事務は  
似たものである。英米二國の政黨は大體以上  
の如きものであつて、何れも二大政黨が對立

ることになり易い。殊に小黨分立せる國にあ  
つては、所謂策士なる者が陰謀詭計を用ひ、  
以て國政を玩弄する結果を招く。小黨分立せ  
ずして二大政黨が對立する所にあつても、か  
かる事實が生じ得るはいふまでもないが、殊  
にかゝる國にあつては、政權爭奪を事として  
政府以外に政府を成すの現象を見るものも少  
くない。米國の如きは其の適例である。  
が、英國の如きは二大政黨對立の状態をなす  
が、一黨が政權を把持したる場合、議院に過  
半數の頭數を得んがため、第三黨、第四黨、  
に追隨して、自ら困危を招きつゝある事實を  
見る所である。故に政黨排斥の空氣はこれら  
の諸國に醸され、米國の如きは『無黨同盟』  
と稱する運動さへも起されてゐるほどであ  
る。然しながら前述の如く、政黨は一個の自  
然的事實として存在するものであるが故に、  
その利害の如何に係らず立憲政治の骨髄たる  
の位置を有することは、何人も否定し得ない  
ところである。

し、立憲政治の正形を作つてゐるが他の歐洲  
諸國の政黨關係は、多く小黨分立の状態を呈  
してゐる。その勢力の消長を示せば次の如く  
である。佛蘭西は一九二四年五月の總選舉の  
結果、共和左黨五二人、民主左黨七五人、急  
進黨及び急進社會黨一三九人、共和社會黨三  
五人、社會黨一〇二人、共產黨二九人、保守  
黨二〇人、共和黨一七人、伊太利は一九二  
四年四月の總選舉の結果、國粹黨四二六四  
五四票、人民黨六四五〇九〇票、ユニテリア  
ン社會黨四四八〇四四票、リフォーミスト社  
會黨三五一〇八〇票、マキシマリスト黨三四  
八五四〇票、共產黨三〇四六八票、民主自由  
黨二四一六八五票、立憲反對黨一四六一二二  
票、共和黨二四九七八票、社會民主黨一〇  
四九六二票、スラヴ黨六一二五八票、ラジニ  
黨五八九〇二票、分離派三〇三一九票、獨逸  
帝國議會の一九二四年十二月に於ける黨派  
別は、社會民主黨一三三人、中央黨六七人、  
國權黨一〇四人、人民黨五〇人、共產黨四五  
人、民主黨四三人、バイエルン人民黨一九人  
農民黨一七人、國粹黨一四人、農民組合派八人  
を示してゐる。尚ほポリシエキキが政權を  
取らざる以前の露西亞の事情を參考のために  
記せば、右黨六一人、國民黨八六人、十月黨

八五人、進歩黨一人、立憲民主黨五五人、  
労働黨一人、社會民主黨二人、波蘭黨一  
三人、無所属一九人の數字となつてゐた。こ  
れは一九一五年の總選挙の結果を略示したも  
のである。

**正統學派**(セーローガク)

正統學派(orthodox school)とは廣義に解され  
ば、すべて一學説の鼻祖の説ける所を忠實に  
傳へる學徒を指すこととなるが、一般に英國  
のアダム・スミスの經濟學説を遵奉する人々  
を指すのが常となつてゐる。スミスの思想は  
根本に於て重農主義(其項を見よ)に負ふ所多  
大であるが、これに當代の英國の經濟現象を  
研究したる結果論理上の誤謬に校正を加へて  
大成したものである。彼は富の基礎を勞働に  
置き、且つ各人は自己の利益に就き最も鋭敏  
なる判断を有するが故に、各人をして自己の  
利益を正當に保存せしむべし、さすれば社會  
は全體としてまた利益を享くるものであると  
説いた。此點よりして彼は自由主義・自由貿  
易主義を唱へた。殊に彼は生産上に於ける分  
業を説き、生産・分配・交換の各方面に互つて  
精細なる説を立てたのである。スミスの學説  
を繼承し、更らに論理に統一を與へ明確なら  
しめたのはリカルドであつた。リカルドは穀

物關稅の廢止を主張して、後年マンチエスタ  
一學派の淵源となつたのである。而して彼の  
論理は全く演繹的にして、後年の正統學派は  
皆この演繹法を採つたのである。其主なるも  
のをミル、セニヤー等となす。茲に於て、  
英國の經濟學は、大成せられたのである。  
之にはスミス、リカルドの説を基礎とし、  
更に研究範圍を擴張し、歸納的研究法をも採  
り入れた。ミルの後に出でた人で有名なのは  
マーシャルで、彼れは正統學派に屬すると雖  
もミル以來歐大陸に現はれた各學説を參酌し  
て必ずしも從來の學説のみに捉はれなかつた  
其他アメリカのケリー、佛蘭西のバスタア、  
獨逸のフオン・チューネン、英國のフオーセ  
ット、シチュウキック等は正統派學者として  
有名である。正統學派が英國に於て斯くの如  
く發達しつゝあると同時に、獨逸に於ては所  
謂「歴史學派」が發育しつゝあつた。而してま  
た社會主義經濟學も新たに起るに及んで、正  
統學派の權威は大いに落ち、その社會の實情  
と合致せざる演繹的學説は最早や行詰りの狀  
態となつてゐるのである。

**正統派社會主義**(セイトウハシヤ)

正統派社會主義はマルクス説を忠實に遵守す  
る所謂マルクス派社會主義の異稱である。即

ちスミスの學説を遵奉する經濟學派を、正統  
派經濟學と稱するが如きものである。現今そ  
の派の代表的人物と目されてゐるのは獨逸の  
カウツキーである。レニンも亦自ら正統なる  
マルクス派をもつて任じてゐる。併しカウツ  
キーとレニンとの間には一の抗争が續けられ  
てゐる。レニンは労働階級の獨裁といふ新形  
式の獨裁政治を是なりとして實行し、カウツ  
キーは、正眞なる社會主義實現の道途に於て  
は、政治形態は民主的ならざるべからずと主  
張してレニンを攻撃してゐるのである(「社會  
主義」參照)。

**節慾**(セツヨク)

次の「節慾學説」を見よ。

**節慾學説**(セツヨクガク)

節慾學説とは、資本の蓄積を資本家の節慾の  
結果であると爲し、資本より生ずる収入を節  
慾に對する當然の報償であると云ふ學説のこ  
とである。此説の代表的主張者たるウヰリア  
ム・ナソー・セニヤーに依れば、生産の根本  
要素は自然力及び労働力であるが、然し他  
に節慾(即ち資本家が剩餘價値の全部を消費  
せずして其の幾分を節慾する資本家の蓄積)  
なるものがあつて之を補助しなければ、十分  
にその効果を發揮することが出来ぬと云ふの

である。

此の資本家の節慾が外部に表はれる場合に一  
應資本の形態を経るのだから、如何なる資本  
も、節慾なしには成立し得ないのである。故  
にかゝる節慾に對しては一定の報酬を爲す必  
要があることは道徳上當然のことであり、從  
つて總ての資本から報酬なるべき利子が生じ  
なければならぬと言ふのが、此の學説の骨  
子である。

資本を節慾の賜と見る傾向は、十八世紀の末  
葉に於て、既に佛蘭西の學者ガルニエから見  
出すことが出来るのであるが、かゝる傾向が  
學説としての體系を有するに至つたのは、一  
八三六年セニヤーの説が發表されて以來のこ  
とである。續いて一八五五年にはバスタア及  
びヂーツェルが一八六二年にはセルビユリエ  
が、一八六四年にはケルンズが、何れも利子  
は節慾の報償であるといふ説を發表した。然  
し其後、此の説に對しては種々の修正説が表  
はれて來た。即ちマーシャル、カーヴァー、ラン  
ドリー等は、節慾の外に資本の生産力をも利  
子の原因に加ふ可き事を主張しその他ガルニ  
エ、ジエヴォンス、ポリーユ等もそれらの  
折衷説を説くに至つたのである。  
此の學説は、資本に對する道徳的辯護を爲

し、剩餘價値の掠奪に道徳的權利を與へんと  
するものであるが、然し資本の蓄積が節慾の  
みに依つて爲される筈はない。事實上於て勞  
働者が如何に節慾すればとて資本の蓄積され  
る筈はなく、相當に豪奢な消費生活をしてゐ  
やうとも資本家の手には資本が蓄積され得る  
のである。即ち資本の蓄積は節慾の有無に拘  
るものでなく、剩餘價値の搾取量によつて決  
定されるのである。個人の消費し得る量には  
略限りがある。如何に節慾を好まぬ資本家  
もその莫大な不拂労働量を悉く消費して終ふ  
と云ふ事は、殆んど不可能である。これを  
全部消費すると言ふ事こそ、却つて苦痛な問  
題なのである。勿論、彼等はその不拂労働量  
の中から消費する部分を僅少にして、ヨリ大  
なる剩餘價値の獲得を計らうとする。然しそ  
れは節慾が資本蓄積の唯一の要素であるから  
ではない。それは只蓄積を多からしめんとす  
る方法の一つに過ぎない。

資本家のかゝる節慾が苦痛であり、報償さる  
べきものであるならば、剩餘價値を提供して  
自身はヨリ以上の節慾に甘んずる労働者に對  
しても、資本家に對するヨリ以上の報償を與  
へなければならぬ譯である。經濟學の範圍の  
中に、かゝる倫理學を持ち込んで詭辯を弄し

**社會地理學**(シャカイチリガク)

社會地理學は地理學の一分科ではない。社會  
學的人種的特性の現はれるのは地理的差異に  
基くのであると云ふ一部の研究に附與した名  
稱である。其説明によれば自然即ち物質的外  
圍が個人の性格に及ぼす影響は、直接に行は  
れずに、或過程を経なければならぬ。先づ自  
然は、労働とその報酬に一の規定を與へる。  
自然によつて規定せらるゝ労働は又生活の  
習慣を規定する。生活の習慣は傳統の基礎で  
あつて、土地所有者・住居家族・遺産・團體  
等の諸形式を作り、此等の諸形式は人民の思  
想・習慣等を決定し、その性格を作る。社會  
地理學は、この原因より結果に至る過程を具  
體的に研究するのである。

**社會學**(シャカイガク)

社會學とは情意を有するものゝ結合たる社會  
を研究對象とする學問である。即ち複雑なる  
社會現象の中より社會的關係を支配するとこ  
ろの普遍的法則を發見し、これを研究すると  
ころの合理的・總合的・統一的なる科學を社  
會學と呼ぶのである。

社會學なる一の科學を建設したのはオーギュスト・コントであり、社會學なる名稱も亦コントによつて與へられたものである。コントはその實證哲學の歸結として社會學を建設したもので、之を社會靜學・社會動學の二種に分つてゐる。靜學とは社會における秩序の理論であつて、動學は其の自然的進歩の理論である。然しコントの社會學は、社會學の體系として尙不完全のものであり、社會靜學は社會の秩序の記述、動學は社會進歩の自然史に終つた傾きがある。即ちコントは社會學を記述の學に非ずして理法の學であると説いてゐたにも拘らず、事實において記述に終つた観があると言はねばならぬ。コントに次いでスペンサーが出たが、彼の社會學はその綜合哲學の體系の一で、宇宙的理法を以て社會現象を説明したのである。而して彼の社會に關する中心思想は、社會が有機體であると云ふにあつた。此の社會有機體説は其後の學者によつて改められるに至つたが、兎も角も彼の意見によつて社會が統一體であり、之を支配する理法が存在し、従つて社會學の存在することを公認されることとなつたのである。スペンサーの長逝以後社會學の研究は鬱然として起つた。即ち佛蘭西においては模倣説の研究

で有名なタルドを始め、フーイエ、ルボン、デュルケーム、ブルムス等の著名な學者が出て獨逸においてはシェフレル、ラツェンホーフ、ゲンプロキツ、シュタイン、ジンメル、テニス等を始め、國家學・經濟學・人類學・文明史の方面から社會學の研究に参加する多くの學者が出てゐた。また米國においては、スモール、ウワード、ギヂングス、ポールドキン、モリス等が出て、英國においてはマッケンヂー、ド・モルガン、マクレンナン、ラボック露國においてはノギコフ、ド・ロベルナー、白耳義にはド・クレーフ、伊太利においてはロンプロソリ等が出てゐたのである。

社會學は研究の立場より見て生物學的社會學・心理學的社會學・人類學的社會學・統計學的社會學の四種に分つことが出来る。また社會の本質を生物學的でありとし、又は心理的であるとする相違によつて、生物學的社會學と心理學的社會學とに分類することも出来るのである。此の外歴史哲學及び文明史を基礎とするものと、國家學を基礎とするものによつて史學的社會學・國家學的社會學との分類を爲す等、社會學の分派は頗る複雑になつてゐる。社會學の研究方法は、歸納的及び演繹的の二種に分たれ、前者はまた比較的研究・歴史的

研究・統計的研究に分たれ、後者は物質的研究・心理的研究・綜合的研究に分類される。綜合的研究とは社會は生物の集團であるが多數生物の集合は個々の生物におけると全然異つた現象を呈することが多いものであるから生物學的物質的研究と、心理學的研究に依つて得來つた所の原理原則を綜合し、純粹の社會的法則を建設せんとするものである。而して社會學研究の目的は結局此の部分にあると云ふ可く、従つて心理學・生物學・人類學・統計學を初め、歴史哲學・文明史等の如き諸科學は何れも社會學の基礎を爲すものである。換言すれば、社會學はかかる諸科學の上立つところの、綜合的・統一的なる科學であると言はねばならぬのである。

**社會學的國家觀** (シヤカイガクテ) (キョクカカン)

今日、社會學的國家觀 (Die soziologische Staatslehre) と稱せられてゐる學説は、在來の國家學説に對する異端説である。十九世紀後半の大社會學者ゲンプロキツが之を創唱し、次いでラツェンホーフが繼承して一層深刻にし、更に現代では獨逸の大學者オッペンハイマー教授が獨自の見地より同種の見解を發表してゐる。

社會學的國家觀は國家の發生及び本質を經濟

に説明するものである。國家の形式は統治であり、その内容は經濟的搾取であつて國家はその發生より見るも、その本質より見るも優勝の人類群が經濟的搾取の爲めに劣敗の人類群を統治する一社會制度に外ならぬと論ずるのである。即ち國家は征服に起原するのみならず、その本質も征服關係であつて、その根本動機をなすものは經濟的搾取だと謂ふのである。

かくの如く、國家を永遠不動の實在と見ずして、一つの社會制度として取扱ひ、これに現實的な分析を試みる思想は既に古代より斷片的には現はれて居たのであるが、かゝる考察に一の系統を與へ、社會學的國家觀なる名稱を附したのはゲンプロキツが初めてである。ゲンプロキツは一元論者であると同時に宿命論的で、彼の學説には一種の深酷な厭世味が滲んでゐる。彼は歴史とは自然過程であつて、歴史學は人類の自然史に外ならぬと考へる。彼れによれば、人類の初期には無数の血族的集團が個別的に存在し、此の異質の群が膨張し、接觸し、衝突することによつて歴史が初まるのである。而して此人種群は元來獨自の言語・道德・宗教を有し、他群に對して絶對的な嫌惡感情を有して永遠に融和す

ることが出来ぬ。群の人口が膨張し、相互間に衝突を起すに至り、争闘に勝つた群が統治階級となり、劣敗群は被治階級となる。國家の構成要素は個人でもなく、家族でもなく人種若くは人類の集團である。總ての上級の地位や身分は文化財と共に人種の起原を有する優勝群が獨占し劣敗群は永遠に自由を求めてもがき續けるのである。この群なるものは極めて利己的であつて、個人は常に根本に於ては群の意志感情によつて動く。英雄なるものはその從屬する群の意志を實行する操り人形に過ぎないのである。而して道德なるものは極めて無力なものであつて、不斷に變遷し永遠に法律の奴隷たるものである。國家は本質的に不平等であり、不自由である。ゲンプロキツの所説は以上の如くで、極めて決定論的であり、非觀的である。彼に従へば群の闘争が歴史の内容であつて、人種の闘争若くは階級的闘争が人類社會の内在的範疇なのである。ゲンプロキツの後にはラツェンホーフが1が出て、ゲンプロキツと同じく國家の起原は征服に在りとし劣敗者は奴隷若くは勞働階級となると説いた。而して彼は征服の發生については、原始人が勞働を嫌惡し、従つて他人の勞働を搾取するに至るといふ事實をもつ

て説明した。

現時に於て此の社會學的國家觀を明瞭に且つ新しき見地より説くものはオッペンハイマーである。彼はゲンプロキツの根本思想を繼承するものであるが、兩者の間には著しい相違が存在する。オッペンハイマーはゲンプロキツの如く階級闘争をもつて人類の内在的範疇と認めず、歴史的範疇と考へる。また彼に至りてはゲンプロキツの唱へた先天的の嫌惡感、ラツェンホーフの前提したる絶對的な敵對感情なるものは餘程緩和されてゐる。また人類の社會が永遠に群の闘争を免がれないといふ先人の論に反し、彼は將來に於て階級的國家が消滅し、自由市民團體なるものが出現するであらうと論じてゐる。

オッペンハイマーも人間の行爲の根本的動機は意識的理性的なものではなくして、生存の欲望であると考へる。而して、生存慾を満足せしむる方法は二種あり、一は他人の勞働を掠奪することであり、他は全く己の勞働によるか、己れの勞働をばこれと等價なる他人の勞働と交換することである。彼れは第一のもの『政治的手段』第二のものを『經濟的手段』と稱してゐる。而して彼れは國家を以つて『發達したる政治手段』となしてゐる。換言すれ

ば國家とは發達した労働掠奪の組織化なりと云ふのである。

國家の起原に關するオッペンハイマーの所説によれば、國家以前の人類の集團には牧畜種族・狩獵種族・農業種族が存した。而して狩獵種族は本來無政府的であつて財産上大なる差別もなく、種族内部は平等である。彼等は食物の餘剰を有しないから戦争に際しては敗者を襲殺して仕まふ。農業種族は常に、各村に孤立して住み、年一回ほど種族共同の祖神の祭りに集合するに過ぎずして、彼等の間には鞏固な連絡なく、強烈な戰鬥的精神もない。しかるに牧畜種族には、所有家畜の頭數による財産の差異があり、乳と肉とに豊富で筋骨も逞ましく、人口の増加も急激である。天幕を携へて曠野を移動する彼等の間には自ら遠征氣分が湧き集團的行動も巧となる。かくの如き特質を有する牧畜民と狩獵民とが衝突すると、狩獵民は山岳や草原の奥深く逃げ込め、降服して一種の隷屬關係を作る。しかし狩獵民は正規の労働には堪えられないから久しからずして滅亡してしまふ。然るに牧畜民と農業民とが衝突した場合は後者は戰鬥に弱く、又その産業の性質上狩獵民の如く逃亡するを得ない。

かくて衝突が頻繁に行はれるにつれて、最初には單に産業の掠奪のみを目的とした牧畜民の襲撃は、終には恒久なる農業民支配を目的とするに至り、農業民の土地に君臨して、征服國家を生ずるに至るのである。

オッペンハイマーは國家の起原は以上の如くであると論じ、而してその後には大土地所有制度の發生と共に發達する封建國家の特徴を論じてゐる。原始國家に於ける官僚貴族はやがて土地貴族に變化して小さき地方的君主となる。中央權力は崩壊し、專制主義の外観は存するが、絶對主義は行はれない。ジングス汗や帖木兒の絶對的權力は最早見られなくなる。土地貴族は土地世襲權・租稅徵收權・司法權道路通行料・商業權・貨幣鑄造權・賦役強制權・兵士徵發權を擁して事實上の獨立をなすに至る。この時代に入ると中央權力の没落と併行して自由民が没落する。自由民の共有地は土地貴族に奪はれてしまふ。一面に於ては、奴隸は土地貴族と結合する傾向を有し、下落する自由民と向上する奴隸とは相合して『臣民』となり、茲に人種的融合がなし遂げられる。封建國の廢墟の上に生れた近世立憲國家と雖も、その外延が統治であり、その内包が經濟的搾取であることは同一である。國家

の利益を代表すると稱する官吏群は、支配者と被支配者との戰鬥の埒外に立つ抽象人たり得ずして、常に支配者群の傀儡に過ぎなかつたのである。

オッペンハイマーは以上の如くして人類の生存欲望を充足する手段の一たる『政治的手段』が發達して國家を成すと同時に、他の欲望充足手段たる『經濟的手段』の發達が行はれると説く。彼等は、國家と社會との概念を峻別し、社會とは『發達したる經濟手段』を意味するものであつて、『經濟的社會』の略稱に過ぎないと云つてゐる。彼は原始社會以後見られたる火の交換、女の交換、一般生産物の交換、市の發達、近世商工都市の發達、貨幣經濟の發達等より推して、經濟的手段の發達か邊には政治的手段を崩壊せしめて人類は『國家』より『自由市民團體』に移る。即ち社會の内容は財と財、財と労働との等價的交換なる純粹經濟となり、その形式が自由市民團體になると謂ふのである。かくて人類は鬭争より平和へ、群の敵對的分裂より、人類同志の平和な統一に赴くと、彼は説いてゐる。

オッペンハイマーは自ら一元論者を以て任じてゐるに係らず、ゲンプロキツ程に直截鮮明ではない。彼の自由市民團體説はマルクス

の社會主義社會到來の必然性を證したほど精銳な論理を有してゐない。しかし彼の『國家論』はレニンの『國家と革命』と共に社會主義的なる國家學說の優秀なものとして一般に承認されてゐる。

尙ほ附言したいのは、社會學的國家觀はグムプロキツやラツェンホッフやオッペンハイマーのみの説でなく、スペインサー、モルガン、メーン、ウオード等の思想にも現はれてゐる。殊にアメリカの大社會學者たるウオードの『純正社會學』に含まれてゐる此の種の思想は十分研究さるべき價値のあるものである。

**社會保險**(シヤカイホケン)

社會保險とは一般の労働者階級、及び下層の俸給生活者、小企業者等の爲めに、その生計の安固を計り、不時の災害に依る經濟的損失を補償する爲めに設けられた保險を總稱するもので、我國ではこれを労働保險と呼んでゐる。これは西洋でも初めは労働保險と呼ばれてゐたものであるが、嚴格な意味に於ける労働者のみならず、その他の少額所得者も亦包容される事を常としてゐるので、近來は社會保險と言はれる事となつたのである。

然し乍ら此の保險の中心とされるものは労働

者であり、労働者以外の下層階級と言へば、何れも無産階級であり、且つ肉體的精神的労働に従事する事を生活手段としてゐるものであるから、廣き意味での労働階級と言ふ事が出来る。故に之を社會保險と云ふも、労働保險と呼ぶも結局何等の相違もないわけである。本書では之を我が國に於ける一般の稱呼に従つて、労働保險と呼ぶ事とする(労働保險)を見よ。

**社會意識**(シヤカイイシキ)

社會意識とは社會の各個人によつて互に共通せるものと意識されつゝある意識を云ふ。従つて社會意識は個々の個人において内在するものであるが、而も個人意識とは異なるものである。今茲に輿論の例を以て社會意識の説明を試みる。輿論は一個人の意見でも思想でもなく、社會中における多數の思想が或る方法のもとに一致して形造られた意見であり一の社會意識である。而して此の輿論は、一度び勢力を得るに至ると各人の意志に對して強制力を持つて來るものである。輿論と全然反對の意志を有するものは、輿論を社會における多數の意志と見做すが故に社會の多數に反抗する事なく、是に服従することとなる。即ち強制力のあるところは、各人の意志以外

の或る意志の勢力のあるところで、かくの如くして各人の意志が統一され社會の各人に共通なりと認められる意志が成立すれば、即ち社會意識が成立するのである。

社會意識の存在が論議されるに至つたのは、民約論者が現はれてからである。ホップスは人民の意志なるものを認め、ロックは共通意志なる語を用ひ、ルッソーは一般意志なるものゝ存在を説いた。ルッソーに依れば、主權は一般意志であり、法はその發表である。而して一般意志は各人の自由契約によつて成るものである、契約者全體を一體として考へられるところのものであると云ふ。ヘーゲルは純正哲學の見地より汎理説を説き、理性を以つて世界の原理とし理性發現の一階段として客觀的精神を説いた。客觀的精神は即ち社會精神であり、第二に法の形において第三に道徳として現れると云ふのである。此の説はプラトンの世界精神説と同様、社會意識なるものを全然個人意識以外に根柢を有するものと爲すものである。

シェフレは社會の意識活動に、個人的方法と總體的方法とがあるとし、又社會的威權に能動的・被動的の二種があるとした。即ち議會において勢力を有する人々が、心的に社會を

統制するものを能動的、多数の是に對する服従、または同意を被動的であると爲したのである。故に彼は社會意識は個人意識の調和であり、多数の服従及同意であると爲したものと見做すべきであらう。ノヴァコフは社會にはエリートなる階級を有する生物に相當するものがあり、政府はその一部であり一機能を司るものであると爲した。されば社會意識は社會の全員によつて形成せらるゝことなく、かくの如き一部の有力者によつて形づくられると云ふのである。ルボンも亦これと同様の意見を述べてゐる。

スモール、タルド、ギジングス、ジンメル、ロックス等の學者は、何れも皆社會意識を以て個人意識の調和であり、合奏であると思ふ。即ち社會における各個人の心的交通は相互に作用することとなり、漸次に變化して社會的となり、結局調音の統一を爲すに適するに至つて、社會意識が生ずると云ふのである。然るにグンプロキツ、シュタイン等は、社會の本質は心理的なるものとし、社會の心理的研究の必要を説いてゐるが社會意識なる言葉を用ひてゐないのである。またスタッケンベルグの如きは、社會において意識するものは個人のみであるとして、社會意識の存在を否

定せんとしてゐる。然し一般の社會學者は大抵、社會意識の統一的存在を認めてゐるのである。個人意識に智情意の三方面があるごとく、社會意識にも智情意の三方面がある。民約論者のごときは、即ち此の「意」の方面のみを説いてゐるもので、從來社會意識なる言葉が多く用ひられてゐたのである。智の方面即ち分析的判断力は、主として社會的選擇となつて現はれる。社會的選擇は或種類の風俗習慣の採用のごとき、無意識的合意によるものから始まつて、社會意識の淘汰即ち理想に至るまで種々なる種類がある。また知識は社會中に發生し、社會的意識によつて客觀的確實性を得るのであるから、科學的知識のごときは悉く社會的意識であると言ふことが出来る。社會的感情は純粹なる形において特別に發表されるのではないが、其の社會に存在する傳説及び道德的情操に現れることを普通とする。

社會意識が特別の事象に對し一時的に現はれるものを輿論と云ひ、また一定の時代において、社會の多數個人を左右する思想的結合として現はれるものを時代精神と云ふ。由來風俗・習慣・制度・宗教等のごときものが社會

に發生するのは、人類の社會意識に作用されて徐々に定まつて來たものである。然るに輿論のごときものになると、古來の習慣制度と合體するものではなく、心理的に結合したる一國の人々により、急激の間に社會的決意を左右することが多いものである。かゝる場合に現はれる心理的現象が群衆心理であり、多くは群衆指導者に導かれ、十分なる個人的意識的判断を経ることなく、暗示が猛烈に働き、無意識的模倣によつて結論が生ずることが多いのである。即ち社會意識は群衆心理的であるか、社會心理的であるかと云ふことはその意識内容が長時間的に決定されたものであるか、或は一時に決定されたかと云ふことに依つて分れるのである。尙、社會意識に就いては觀察點の異なるに従つて、人種的意志・民族意志等の名稱が附せられることもある。これらは人種又は民族等の社會的結合の内部における共通の意識である。

【概説】 社會改良主義はその實行に關する特色により、或はこれを社會政策主義ともいふ。即ち社會主義の急進的なるを厭ひ、自由主義の保守的なるを排し、兩派の特長を折衷し漸進的に社會問題の解決をなさんとする主義で

ある。然し社會改良主義の主張は、從來種々の學派系統に分離してゐて、これを一言にして盡す事は出来ないが、兎に角現代社會組織の二大支柱たる自由競争と私有財産の制度を維持し、然る上にその弊害を匡正せんとするものである。蓋し、此派の理論に従へば、自由競争と私有財産とは、現在社會に於ける經濟發達の前提であり、社會組織の根柢をなすものであつて、これを廢止する新社會は架空の妄想なりとなす前提に立脚してゐる。即ち現社會に於て、貧富の懸隔より生ずる諸種の弊害は、自由競争及び私有財産そのものが直接に招致した結果ではなく、ただこれを無制限に擴張した結果であるに外ならぬと觀る。故に貧富の懸隔より生ずる諸種の弊害は私有財産と自由競争を直ちに否認する事によつて解決し得るものではなく、これを特定の範圍に制限するを以つて足れりとすのである。自由主義學派の論據を採れば各人の經濟的欲求を無制限に放置せしめ、自由競争を極端に遂行せしめ私有財産を無限に擴張せしめんとするものであるが、これを或る程度の範圍を限定して制限し、社會問題の生起するを緩和すべしとなすのである。例言すれば資本家と勞働者との關係に於て、自由競争を絶

對的に承認する場合には、本來弱者の位置に立つ勞働者は、強者の地位に立つ資本家と對抗する力なき故に、多くの場合殆んど資本家に掣肘されざるを得ない。殊に勞働契約を提起する場合の如き、賃銀によつて勞働力を賣る立場に置かれたる勞働者は、いづれの方面からするも、幾多の不利を忍ばざるを得ない事となる。然る場合この中間に政府の權力が加はれば、一方には強者たる資本家の權能を制し、一方には弱者たる勞働者の力を伸張せしめ得るが故に、兩者の關係は對等の位置となり、勞働契約より起る諸種の弊害を防止し得る筈である。工場法の如きはこの國家的見地より施設された者に外ならない。またこれを私有財産の方面に於て觀察するに、社會改良論者は全ての産業乃至財産に對し、悉く私有を許す事が、諸種の社會問題を惹起する所以となるを認むれど、私有財産主義そのもの、根本原理を否定せよといふのではない。ただ或る特定の私人に經營せしむれば、その事業の性質として勢ひ獨占的傾向を帯ぶる所謂獨占事業のみに對しては、これが私有を或る程度に於て限定するか、然らざれば一歩進んで國家又は公共團體の經營に移すことによりその害悪を防ぎ得るものと認める。鐵道國

有・電車市有といふ如き施設は、この論據に立脚して編案されたものに外ならない。斯くの如く社會改良主義の立場は、資本主義經濟組織の二大支柱たる自由競争と私有財産を理論的に承認し、ただその無制限なる伸張によつて醜釀される弊害を認め、これを緩和匡正せんとして國家また公共團體の干渉により、または自主的解決方法により、ある程度の制限を設けんとするものである。略言すれば自由主義の社會主義的修正とも斷せられる。

【實行方法】 社會改良主義は前述の如き、無制限なる自由放任主義は認めないが、社會主義を一個の空想として排斥する。社會改良主義者の説明によれば、現社會には社會主義者のいふが如く、産業集中の結果として、少數資本家の手に資本が集中すると云ふ事實がなく、反つてその反面に産業分散の傾向もあり、且つ産業が集中したとしても資本が集中するといふ事實は認められない。蓋し株式會社の如き大規模の産業經營の場合について見るに小資本家又は勞働者も株主として、その事業經營に參畫し得るのみならず、純益の分配にも與り得るを以て、産業の集中必ずしも資本の集中と斷じ得ない。斯くの如く社會改良主義の見解は、産業が必ずしも集中化的傾向を

有するものでなく、且つその傾向が、よしあるとしても、必ずしも資本の集中を随伴するものとは認めないが故に、社会主義の豫言は、これを一個の空想として排斥する。その意味に於て、自由競争及び私有財産の二制度を原則とし、ただこれに多少の制限を加へ、適當なる方法を設けて、諸種の害悪を緩和せしめんとするに外ならない。この方法に關しては、その性質に従ひ三方面から種別する事が出来る。即ちその一は國家的方針であり、二は慈善的方針、三は自主的方針である。國家的方針とは社会問題の解決に就て國家の權力に訴へ立法行政の手段によつて社会改良の目的を達することであつて、所謂社会政策主義と呼ばれるところのものである。第二の方針は富豪資本家の慈善事業を奨励して貧民労働者を擁護し以て社会問題發生を緩和せんとするもので、所謂温情主義なるものはこれである(「温情主義」參照)。第三の自主的方法の目的とするところは、労働者の獨立自營の念に訴へ、相互救助の設備をなし、團體的結合の力によつてその利益を維持し、その地位を改良せんとする所に出でゝゐる。職工組合・消費組合・共済組合等各種の團體を組織し、政府及び資本家の權力に訴ふる事なく、各自の

自營心によつて問題を解決せんとするは、その代表的な方法である。斯くの如く社会改良主義の實行方法は、以上の三種に分類する事が出来るが、然しその方針は實行上、各別に行はれるものではない。三者が同時に行はれて、始めて實効を擧げ得るものとされてゐる。加之、労働保險の如きに就て見るならば、獨逸は國家的方針によつて行ひ、英國は自主的方針によつて行ひ、佛蘭西は主として慈善的方針によつて行ふといふが如く、多くは實行する方法的如何によつて分岐するものである。蓋し、社会改良主義は理論よりも先づ事實の解決を重視するが故に、社会改良の計劃の如何よりも、これを實行する方法的如何によつて起されるからである。故に各國の社会改良の事蹟を實際上より見れば、社会改良主義的の實際政策に俟つところ最も著しきものある事はいふまでもない。

**社会契約説**(シャカイケイヤクセツ)

「契約説」を見よ。

**社会民主主義**(シャカイミンシュユギ)

民主的政治形態の下に社会主義を行はんとする主義である。この主義は社会主義が空想的共産主義より覺め實際的となつて、運動上政

治と結合するに至つて生じたものである。現今各國にこの主義を唱ふるものがあるが、最も勢を得てゐるのは獨逸の社会民主黨である。獨逸の社会民主黨は、マルクスが萬國労働者同盟を提唱しラッサレが全國獨逸労働者同盟を組織したときに初まり、主義としてマルクスの説を奉じてゐる。その綱領とする所は、マルクスの共産主義的見地に基き、労働者を社會の本位とし、生産機關の公有、分配の平等、一切の特權の廢止を理想とし、此目的を達せんが爲めには、政權の獲得を必要なりとするのである。この主義を奉ずる社会主義者は、現今露國民を支配してゐる労働獨裁主義に對して、反對の叫びを擧げてゐる。獨逸に於ける同主義の代表者と目される、カウツキの如きは、種々なる方面から獨裁政治の非を擧げてゐる(「社会主義」民主主義參照)。

**社会問題**(シャカイモンダイ)

【概説】社会問題なる言葉を最も廣義に解釋すれば、社会面に浮沈する一切の問題は、悉く一の社会問題といひ得る。然し社会問題の現在の意味に従ふならば、現存經濟組織に由來する諸般の社会制度の誤謬缺陷が原因となつて生起するところの問題に對してのみ、その名稱が附せられるものである。尤も

社会面に浮沈する一切の問題は、労働争議、萬引事件・心中沙汰等その何れも、直接か間接かの意味に於いて、現在の社会制度の缺陷に由來せざるものはなく、而もその社会制度なるものは、必然的に、現在の資本主義的經濟組織の缺陷を根柢とするものであるから、社會上の如何なる問題も社会問題としての性質を有せざるものはない筈である。茲に於て社会問題なるものは、直接に經濟組織そのものの缺陷に由來せられたるか、もしくは間接に影響されたるかの差異により、廣狹の二義に分類し得ることとなる。故に廣義の場合には婦人の解放運動・普通選挙の要求の如きは元より、賣淫婦の存在、暗殺の流行、乃至は家出事件・姦通沙汰の末に至るまで、悉くこれ社会問題の一として見られる。これに反して狹義の場合には、直接に經濟組織そのもの、缺陷によつて誘發されるものにして、且つその缺陷に對し、漸進的か、急進的か、改良的か、革命的かに、破壊又は緩和せんとする要求を有するものである。故に狹義の場合の社会問題とは謂ふ所の労働問題と、その範圍を一にするものと見做して差支へない。蓋し、全ての労働問題は社会問題なりとの命題は、反對に全ての社会問題は労働問題なりとの命題とな

り得るのである(「労働問題」參照)。而して今日に於ては、一般に社会問題を狹義の意味に解釋し労働問題の同義異語として使用してゐる。しかし社会問題そのものは労働問題以外更に幾多の諸問題を含むものであつて、たゞ労働問題に於て最も明瞭にそれを代表せしめ得ると解すべきである。故に社会問題なるものを便宜上狹義に解釋して、その由來並に解決策に就て研究する事は、やがて廣義の社会問題を間接的に説明する事となるのである。

【由來】社会問題の性質は前述の如く、直接間接に、その時代の經濟組織の缺陷に發したものである。此缺陷は貧富の懸隔に依つて表現されるものであるから、社會に資本家と労働者の區別がある限り、社会問題は必ず的に生起せざるを得ない。これを歐洲の歴史に見ても、希臘時代・羅馬時代に既にそれが現はれてゐた。中古時代に入ると共に富者と貧者との衝突は著しきものがあつた。然し當時に於ては、多く農業上の階級的軋轢であつて、今日に見る工業上の軋轢の如く、激甚なる社会問題は見られなかつた。然るに、十九世紀に於ける産業革命の結果、工場制生産が大規模に行はれるやうになると共に、茲に資本を投下

する企業家と、労働力を賣る賃銀労働者との二大社会階級が生じた。而してこの企業家たる資本家階級と、賃銀労働者たる労働階級とは、相互に利害關係を異にせる存在として、衝突の度も多くなり、且つ劇しくなつて來たのである。斯くして近世の工業時代に於ける労働者と資本家との間の社会問題は、質的にも量的にも重大な關係を持つやうになつたのである(「工業社会問題」參照)。蓋し、農業時代にあつては地主と小作人とが種々の情誼によつて結ばれ、且つ階級的にも工業に於けるが如き劇然たる區別なく、従つてその社会問題もさして重大なものではなかつたのである。然るに今日に至つては貧富の懸隔が著しく、労働者は子孫の代に至るまで、その窮乏状態を脱出し得ない程度となつたのみでなく資本家との關係の如きも、單なる労働力の賣買以外に存しないため情誼も薄くなり、従つて兩者の衝突も劇しくなつたのは當然である。斯くの如く貧富の懸隔が甚だしくなればたる程、それに伴ふ社會的に不健全・病的なる現象を増すは當然である。過富なる者は元より、過富なる者に於ても、幾多の弊害は起り易いものであり、かゝる顯著なる謬點に對して根本的に批判せんとする思想が生じ、諸

種の社會的問題は提供され、論議される事となつたのである。

【解決策】 社會に諸種の問題が生起すると共に、これを如何に解決せんとするかは、各人の等しく關心するところである。即ちその解決策に對しては、それらの諸問題が悉く直接か間接かに現在の經濟組織に影響されてゐるものである限り、經濟組織そのもの、根本に觸れ、如何にこれを改良すべきか、如何にこれを革命すべきかの差違により、自ら二種の區別が生ずる事となる。即ち現在の經濟組織を改むべきか撤廢すべきかの區別である。前者の立場を採る解決策が社會改良主義であり、後者の立場を採る解決策が社會主義である。尤も社會主義にせよ、社會改良主義にせよ、尙ほ細別すれば幾多の區別をも設けられるが、少くとも現在の私有財産と自由競争とを二大柱石とする資本主義經濟組織に對し、これを全然否認して新なる組織を建設すべきか、或はその二原理は正當なるものとして是認し、たゞその無制限なる擴張に附隨する弊害を認め、ある種の干渉を加へて、寧ろその弊害を緩和すべしとなすかによりて區別が設けられる。略言すれば現存の經濟組織を認むるか否かによつて決せられる。社會主義に於ては人

類の經濟的平等を絶対に實現せんとし、その方法として自由競争と私有財産の二大條件によつて成立する現社會を破壊し、生産を國營に移し、土地資本を國有とする新社會を建設せんとするものである。尤も何れの社會主義も同斷といふ事は出来ないが、兎に角く現存の社會組織を變更して新社會を建設せんとする理想に於ては共通である（『社會主義參照』）。これに反して社會改良主義は、社會主義の計畫を架空の妄想なりとし、自由競争と私有財産の二大條件を是認する。ただ自由放任主義の如く自由競争を極端に遂行し、私有財産を無制限に擴張する事は弊害を伴ひ易いので、國家はこれに對して強者たる資本家に或る程度の干渉をなし、弱者たる労働者を保護し、可及的にその弊害を緩和せんとするのである。尤も社會改良主義にも諸種の分派はあるが、何れにせよ、現在の經濟組織の根本を是認し、漸進的にそれによつて生ずる弊害を緩和せんとするのである。而してかゝる解決策の相違は、單純に經濟組織そのものに對する態度ではなく、やがては全般の社會問題の解決に對する態度ともなるのである。

社會連帶（シヤカインライク）の社會連帶とは佛蘭西語の solidarite social の

譯語で、社會思想上の新しい觀念論である。元來ソリダリティーなる文字は法律上の言葉であつて、羅馬法以來金錢の貸借に於ける連帶責任を意味してゐる。例へば甲が乙より借金をなす時、丙なる者が保證人になるとする。然る時債權者甲に對して保證人丙は、乙の債務に就ての責任を連帶的に負ふとすれば、丙は乙に連帶責任を負ふこととなるのである。ソリダリティーとはつまり此連帶責任を意味する言葉である。而してこれを社會生活の上に適用したのは、佛蘭西の民主主義者であつた。彼等の見る所によれば、個人の生活は決して個々に獨立して存在するものではなく各人の相互的協力によつて支持されるものである。従つて個人は恰も草木が大地より榮養を吸収して生活してゐる如く、社會全體から思想を得てゐることを知らなければならぬ。然るに社會は各個人の相互的協力によつて成立するものなるが故に、各個人は社會の良否に對して連帶的の責任を有するものである。換言すれば社會は個人の連帶責任の下に成立するものだといふのが、社會連帶説の起された理由である。従つて社會連帶の思想は決して新發見でもなく、また特別に人心に訴ふることもない平凡な理論であつた。然る

に社會連帶説はデモクラシーの主張と結び、其主張に新しい根柢を與へるやうになつた。即ち社會連帶説によれば、各人は社會に對して連帶的の責任を有するが故に、これを逆理的にいへば、社會はまた各人にその責任を完全に果たし得るやう、道を開かなければならぬ責任があるといふ。換言すれば全ての個人に平等な權利を與へて社會奉仕の義務に參すべき機會を、均等に分與せねばならないといふのである。一例を選擧權に求めれば、ある個人がこれを有し、或る個人がこれを有しないとする時、社會奉仕の責任の分擔に公平を缺き、それがために個人の連帶責任の上に成る社會の基礎を薄弱ならしむるものだとするものである。社會連帶の理想は歐洲戰爭以後國際主義の思想が擡頭すると共に、世界は各國家の連帶責任の上に成立するといふ意味に於て、更に新なる發展をなした（『民主主義參照』）。

社會政策（シヤカイセイサク）

【總説】 社會政策とは階級間の衝突を防ぎ、その調和統一を計らんとする理論及び實行方法を總稱するものである。されば社會政策なる語に包括される内容は、階級の發生と共に生じてゐるものであつて、必ずしも近世社會

の特産物ではない。然しながらかゝる理論及び實行方法に就いて、社會政策（Socialpolitik）なる名稱が與へられるに至つたのは、一八七三年に獨逸社會政策學會が成立して以來のことである。當時歐洲に於ては資本制企業が漸く盛となり従つて資本階級及び労働階級の分離及衝突も著しくなつて來たのであつた。獨逸においても普佛戰爭後の經濟的發展によつて、階級の隔絶及びその衝突が現はれて來てゐた上に、階級闘争が避け難き傾向であることを主張する社會主義が勃興して來たので、この社會主義に對抗して、階級の調和統合を主張する社會政策説が生じたのであつた。獨逸社會政策學會は、シュモラー、ワグナー、ブレンターノ等有力なる經濟學者によつて創立され、獨逸學者の大半を網羅したものであるが、其の目的は社會主義説に反對すると共に、マンチエスター派經濟學説にも反對し、一つの新たな學説を建設するにあつた。即ち獨逸に於ける社會政策は、純然たる哲理に基くものであつて、單なる階級調和の政策のみにとどまるものではないのである。

今日において、社會政策と言へば、經濟上の優勝階級を保護發達せしめる爲め、經濟的劣

勢階級の反抗を防ぐものであるかの如く解せられてゐるが、然し本來何れの階級を保護し何れの階級を消滅せしむると云ふが如きものではない。各階級間には必ず共通の要素があり、従つて一切の階級は調和統合され得るものであらねばならず、且つ社會の發達と進歩とは、此の調和統合によつてのみ果されると云ふのが、社會政策の理論的根柢である。尤も社會政策の内容は、今日頗る擴大されて居り、新カント派の流を汲む社會主義説やベルンシュタイン一派等の社會主義修正説をも社會政策の中に含む事が出来る。即ち階級闘争による突變的革命が、社會の進化を齎らすことを否定し、社會の漸進的變化を主張するものは、これを社會政策の中に含め得るのである。社會政策の母國は獨逸である。社會政策に學問としての體系を與へたのは全く獨逸學界の功績である。今日においても、獨逸における社會科學者の大半は社會政策を奉じてゐるのであつて、獨逸の社會政策は、實に經濟學・社會學・哲學等すべての學科を包容するところの一科學と見られるのである。單なる實行政策としての社會政策の意義は社會改良主義とまったく同様である（『社會改良主義參照』）。即ち社會政策なる言葉が一般に

用ひられて以来階級調和に関する一切の實際政策が、社會政策なる言葉によつて表はされるに至つたのである。此の社會改良主義(Social Reform)なる言葉は、主として英米に行はれてゐたもので、社會政策の如き學理的根據を有するものではなく、單に階級間の調和を計る施設の實行、及びその實施を主張するところの、極めて通俗的な言葉である。我國に於ては、社會政策即ち社會改良主義、社會改良主義即ち社會政策であるかの如く解してゐるものもあるが、社會政策なる言葉の全内容は頗る複雑であり、社會改良主義は社會政策中の一派の實行方面に包括されるに過ぎないものである。尙、近來しきりに用ひられる勞資協調主義・温情主義等の如きものは、尙れも社會政策中の一派の通俗的實際的なる部分に包含されて終ふものである。

【實行的方面】 社會政策の實際的施設は、大體公共的施設と自助的施設との二種に分たれる。公共的施設は階級的調和を計らんが爲めに、公共團體が行ふところの施設であり、國家が行ふものと國家以外の公共團體即ち主として都市の行ふものとの二種がある。自助的施設とは、對立し争闘しつゝある當事者が自らその兩階級の調和統合を計らんとするもの

であつて、これには資本階級の行ふものと、勞働階級が行ふものとの別がある。

國家が實施する社會政策には、産業の國營乃至國家管理・勞働保險・救貧事業・工場法・最低賃銀法等の如きものがある。これ等は何れも、資本階級に對して極端なる搾取を防ぎ勞働階級を保護しその生活を向上せしめんとするものである。國家自身が行ふものでなく都市等に依つて行はるゝ社會政策施設には、市町村經營の住宅・公設浴場・公設市場・職業紹介所・簡易食堂の如きものがある。我國に於ける大都市乃至その府の社會政策施設には、重要なものが多い。職業紹介所・簡易食堂等のごとく、専ら勞働階級の貧困を緩和するものは勿論、公設市場・公營住宅等中流以下の都會人の生活を容易にし、階級的衝突を防止して行く機關は、主として市又は府の營むところである。

公共團體が行ふものゝ外には、資本家階級の行ふ職工住宅・無料診療所等のごときものがある。これ等は主として自己の使用勞働者に對するものであり、温情主義的施設、勞働者の幸福増進設備とか呼ばれることが多い。而してかゝる資本階級の施設は、階級的調和を計ると云ふよりは勞働階級の信頼を強めて、

一層多くの搾取を爲さんとするものであると云へるのである。温情主義的施設と云ふ場合には、常に此意味の罵倒が含まれてゐる。

共濟組合・生産組合・消費組合等のごときも、勞働階級の自ら行ふ社會政策的施設である。これ等のものは、何れも勞働階級自身の生活を安易にし、且つ向上せしむるもので延いては、勞働階級及び資本階級の衝突を防ぎ、その調和を得せしめるものであるからである。この中でも、共濟組合は備主側において強制することも多いが、他のものは多く自發的に行はれてゐる。而してかかる施設の多く行はれるのは、勞働階級中の比較的富裕層の間であり、我國に於いては尙頗る發達が遅れてゐるのである。

社會政策の實際的施設には、以上の如き諸方面がある。然し以上概述せるものは、實際施設中の一部に過ぎず、公共的乃至自助的施設の中には、尙種々なるものが存するのである。現代社會においては、階級の懸隔及び其の衝突が、益甚だしくなつて行く爲め、階級の調和を計らんとする思想も亦次第に盛となつて行くのである。されば、國家・都市等の公共團體施設、國家の立法、實際資本家の事業經營方針等の中に、社會政策が加味され

て行く事は、次第に多くなりつゝあると言はねばならない。尙、社會政策の實例に就いては、『勞働者保護法』『工場法』『勞働保險』『法定賃銀法』『勞働者補償』『消費組合』『生産組合』『共濟組合』『公設市場』『簡易食堂』等の各項を参照せよ。

社會政策學(シャカイセイ)

社會政策學とは、獨逸において社會政策を主張せる一派の學者により組織せらるゝ一の學術的會合である。一八七二年ロツシアの發意によつてアイゼナツハに開かれたる會議に基き、一八七三年より永久的組織となつたもので、會員にはロツシアの外、ワグナー、シュモラー、アドルフ・ヘルド、ザムター、ランゲ、ブレンターノ、デューリング、シエール、ナッセ、ヒルデブランド、クニース、コンラッド等知名の經濟學者を始め、獨逸における學者の大部分を網羅してゐた。その後、社會政策派の學說が各國に行はれるに至り、他の諸國においても同様の會合が起された。我國においても、明治四十一年以來社會政策學會が起り、經濟學者を中心とする會合が行はれ、書籍の發行・講演開催等がなされてゐるのである。

社會進化(シャカイシンカ)

社會は生物や天體の如くに進化する。進化と一切の事物が單純同質より複雑異質へ(低級より高級へ)と變化することである(『進化説』参照)。今社會現象中の一二に就て説明すれば、社會組織に於ける進化の階段は群團(ホルド)時代・氏族時代・大家族時代・封建時代・集權國家時代に分つ事を得、夫婦關係に於て亂婚時代・多夫多妻時代・一妻多夫時代・一夫多妻時代・一婦一夫時代がある。又生産に於ては自然物採取・牧畜・農耕・手工・商業・工場工業等の段階を認め得る。器具の製作に關しては石器・土器・青銅器・鐵器等の階段があり、其他統治關係・血縁同胞の關係・教化等總ゆる方面に社會進化は認められるのである。而して社會退化は、社會進化を進行せしめる上に必然隨伴することを免れぬものであつて、同一現象の表裏たるものである。

社會心理學(シャカイシンリガク)

社會意識を研究する學問である。社會心理學の概念を得んとするには、先づ『心理學的社會學』と『社會心理學』との相異を調べる必要がある。多くの學者が認める如く、社會現象の主要なる部分は大衆人の心理的相關より生ずるものである。故にタルド、ジジナル等の如く心理學的社會學者と呼ばれる人は社會現

象の心理的過程の研究をもつて、社會學の任務となして居る。然し社會は心的なると同時にまた物的存在にして、假令社會現象の主要なる部分が心理的なりとするも、心理的説明のみをもつて社會の完全なる説明をすることは出来ないのである。社會の心的物的兩方面を合一的に研究するのが社會學當然の任務である。然るに心理學的社會學はその一部たる心理的方面のみを研究せんとするものなるが故に、その學問的脚點は自ら他の社會學と異なる。例へば社會の物的基礎、人口問題などは、心理學的社會學の任務とは見做されぬ。若しこれに言及する事ありとするも心理的現象の基礎として論ずるに止まるのである。

心理學的社會學は以上の如きものであるが、然らば、社會心理學との關係は如何なるものか。通常、この兩者は同一と見做されてゐる。されど兩者の間に區別を認めることは不可能ではないのである。何となれば、兩者とも多數意識の相關の現象を研究する點は同じであるが、前者は意識の聯合としての社會現象を研究するを目的とし、後者は、特にその統一せられたる状態即ち社會現象の一部たる社會意識のみを研究の對象とするのである。勿論實際上にはこの兩者の區別は甚だ不



明瞭なことがある。例へば社會心理學も心理學的社會學も共に社會體制及び社會制度に論及する。されど心理學的社會學は、この制度及び體制に關する一切の心理的關係を研究せんとするが、社會心理學は單に社會意識的現象が關係する限りに於てのみ是に論及するのである。この點より見れば、社會心理學は社會の心理的研究の一部のみである。

次に個人心理學との關係は何うであるか。埃太利の哲學者リンドネルはその先覺ヘルバルトが、個人は相互作用によつて社會を生じ、多數成員の意識より一の大なる社會意識を生ずる。而して社會中の個々人と個人精神中の多數の觀念との聯合は同一關係にありとした思想に基いて、社會心理學の體系的の研究を企てた。彼は社會の心理を説明するに當つては心理學の研究法より類推して内部聯合と外部聯合とに分ち、それがヘルバルト一流の統覺によつて統一せられるものとして研究した。

されど彼は、心理學の問題及範圍を、社會心理學のそれと同一に見たのでなく、只研究の方法と、體系の組織に心理學の分野を轉用したに過ぎないのである。彼は社會心理學が固有の領域を有する一つの獨立科學なることを信じてゐた。リンドネルは、その社會心理學

の體系的的研究をする爲めに以上の如き方法に基ついたのであるが、通常心理學は其研究を個人的現象に限るのであつて、多數意識の聯合の統一状態を研究する社會心理學とは當然區別せらるべきものである。尤もザント及びポールドキン等の如く、社會意識の現象を客觀的に見ず、主觀的に個人の意識の内容として研究する一派もあるが、社會現象としての意識は、その活動に於ては客觀的に考察するに至當とし、且つその具象化、即ち道德及び法律の社會的成立の如きは、客觀的意義を附與するべきものと認めらるゝが故に、兩者の區別は正當と云はねばならぬ。約言すれば、個人心理學は觀念その他の心理學要素の、一意識内に於ける聯合を研究し、社會心理學は多數意識の間の聯合を研究する點が異なるのである。社會心理學の研究題目は、(一)社會中に於ける個人は如何にして、又何故に聯合するか、(二)社會意識成立の過程、(三)社會意識の標識及び本質、(四)社會意識としての活動、(五)活動の社會に現はるゝ形式、(六)社會意識は如何なる形式で個人の意識の中に存するか、(七)社會意識の發達及び活動の法則如何等をその重なるものとする。

社會主義(シャカイシユギ)

【意義】最も廣く普及してゐる社會主義の定義は、生産機關の私有私營を廢し、一切の生産機關、若しくは主要なる諸生産機關の公有公營を基礎とする社會制度の實現を主張するといふことにある。然し生産機關の公有といふことは、社會主義の重大要素ではあるが、必ずしも社會主義の全部ではない。社會主義は生産機關の公有によつて一定の目的を達成せんとするもので、その目的まで含んだものが即ち社會主義である。目的を問はざる單なる公有は、社會主義的と云ひ得るかも知れないが、社會主義そのものでない。然らばその目的とは何か。曰く人が人を搾取するといふこと、詳しく云へば労働する人と労働せざる人とがあつて、後者が前者による労働の果實を收納すると云ふ關係を廢することである。何故一方の人が自ら労働せずして、他人の労働の果實を收納し得るかと云へば、それは即ち一方の人が生産機關(今日に於ては資本)を私有する結果である。そこで搾取を廢するには、生産機關の私有を撤廢して公有たらしめねばならぬ。故に社會主義の定義は簡單に次の如く云ふことが出来る。

「社會主義とは人に依る人の搾取を廢し、萬人をして労働に従事せしめ萬人をして其労働の

果實を享樂せしめんがために、生産機關の公有を實現せんとする主義である」

此目的、此手段は單なる理想に止つてゐても宜しい。それでも社會主義と云へる。然し今日最も重きをなしてゐる社會主義は、之れが單なる理想たるに止まらず、社會進化の必然の者が生産機關の公有、及び搾取の廢止を齎らすと云ふ風に見るのである。

以上定義する如き社會主義を分類すれば左の如くなる。

【分類】社會主義はその目的とする社會制度の上より見れば經濟上には集産主義と共產主義とに分れ、政治上には民主主義と無政府主義とに大別される。然し一定の社會組織を豫想する以上は、その社會組織の制度的屬性として、同時にその政治的制度和經濟的制度和の兩方面を含むべきことは云ふ迄もない。故に經濟的方面に於て集産主義なり共產主義なりを取るものは、又同時に政治的方面に於ては民主主義なり無政府主義なりを採るべき管である。かくて左の如き分類が生ずる。

一、民主的集産主義(若くは集産的民主主義)

二、無政府的集産主義(若くは集産的無政府主義)

三、民主的共產主義(若くは共產的民主主義)

四、無政府的共產主義(若くは共產的無政府主義)

凡そ社會主義のあらゆる傾向は、集産主義と共產主義に分れる。而して兩者の區別は先づ分配制度の理想に於て現はれる。

資本主義撤廢後の分配制度に於て、集産主義は貨幣經濟を主張し、共產主義は自然經濟を主張する。集産主義は何等かの方法によつて各人の収入を調節することを主張する。即ち各人が自己の消費の爲めに支出する價值量をば、社會の力によつて正確に秤量することを主張する。是に反して共產主義の分配制度は各人の収入を調節せず、一定の價值としての收入なる概念をも除外して、只だ直接に消費のみを調節し、又は消費さへも全然調節しないのである。従つて集産主義の分配制度の下では、何等かの形態の貨幣の力を藉らずしては分配を行ふことが出来ぬ。各人は自己の所有する價值限度に於てのみ消費することが出来る。消費するには収入の一部を支拂はねばならぬ。故にその制度の下に於ては、物資は總て一定の價格を有し、價格は總て一定の價值單位によつて秤量されることを要するの

である。これに反して共產主義の分配制度は、収入に關係なく直接消費のみを調節し或は消費でさへも調節しないのであるから、貨幣の必要がない。謂ゆる自然經濟の分配法である。されば集産主義も共產主義も共に分配の平等を主張するものであるが、集産主義の平等は収入に關係し、共產主義の平等は直接消費に關係する。然し共產主義の平等には更に、分配の客觀的平等を主張するものがある。前者は年及男女の差異の限界内に、各人に同量同質の物資を分配すべしと説く。カペー、バブーフ等はその著名な代表者である。後者は、フリーエー、クロボトキン等の無政府的社會主義が代表する所の説であつて、各人の必要に應じて直接物資を使用すべしとするのである。各人の消費を客觀的に平等ならしめると云ふ説は、社會主義の最も原始的な形であつて、個性の尊重と自由の追求を生命とする現代人の要求に添はない。これに反して、無政府的社會主義者の唱へる消費の主觀的平等は、自由・平等・正義の理想から見ると、現代人に最も望ましきことである。ただ此種の分配制度を實現するには、社會の生産力が總ての産業部門を通じて、殆ど無限に發達してゐるか、

然らずんば各人の道徳心が極度に發達し居ることを要する。然らざる限り、無政府的社會主義の實行は不可能である。共產主義が斯く二派に分類される如く、集産主義も又大體に於て二派に分れる。一は各人の收入を客觀的に相對に平等ならしめると同時に、その收入の消費を各人の自由によつて委ねることを主張し、他は各人の技術に應じて收入に差等を附すべきことを主張する。マルクス派社會主義は大體に於て前者を代表し、ルイ・ブラン、サン・シモン、ロドベルトス等は後者を代表する。

以上は分配上より見たる集産主義と共產主義との區別であるが、生産の上からも兩主義を區別する事が出来る。一口に言へば、集産主義の生産組織は集中的であり、共產主義のそれは分散的である。集産主義は原則として生産機關を國家の手に移すことを主張する。是に反して共產主義は、中央權力の破壊を主張すると同時に、又一切生産機關を種々なる自治體(地方的自治體・労働組合等)の所管に委ねることを主張する。かくて共產主義の生産方法の最大缺點は、生産力の均衡を維持することが出来ないことである。集中的權力なく自由競争なき社會に於て、如何にして各職業

或は各地方の間に生ずる生産力の不均衡を調節することが出来るであらうか?

社會主義はまた方法論上より分類すれば、科學的社會主義と、空想的社會主義とに分れる。科學的社會主義は、必ずしもマルクス派社會主義のみならず社會主義の理想及實現を科學的に支持せんとするものを指し、是に反して空想的社會主義は、社會主義の理想及實現を單なる信念若くは興味によつて支持せんとするものである。科學的社會主義は更に革命的と進化的との二種に分れる。

革命的なる科學的社會主義は、社會進化の必然によつて舊社會が崩壊し新社會が生れると説く。即ち舊制度の否定によつて、新制度を肯定するのである。此の派は或は意識的或は無意識的にヘーゲルの辯證法(辯證法(參照))を基礎とするものであつて、所謂マルクス派社會主義は元より、クロポトキン等の無政府共產主義も是に包括される。

進化的なる科學的社會主義は舊制度が發展して新制度を生むと見るのである。如何なる制度も、更に發展すべき胚種と、亡び行くべき形骸とを含む。形骸は徐々に亡び胚種は除けに發展して、結局は舊制度と全く異なる如く見ゆる新制度を生ぜしむることとなるので

ある。資本主義制度と社會主義制度とに就て云へば後者は前者の崩壊により、其發展の胚種の否定によつて生ずるものではなく、寧ろ肯定に依つて生ずるものであると説く。ペルンシュタイン一派の修正説は、此部類に屬するものと見ることが出来る。資本主義の下に形成せる労働組合を將來に於ける新社會の胚種と見るサンデカリズムの如きも、或る程度まではこの派に入れることが出来る。

さて、單なる信念若くは興味に立脚する空想的社會主義は、これも又兩分されて、人道主義的の社會主義は、これも又兩分されて、人道主義的の社會主義は、これも又兩分されて、人道主義的の空想的社會主義は、キリスト教社會主義新カント派社會主義の一部を含む。キリスト教社會主義は、神より與へられた人性の尊嚴平等を主張し、神の愛を如實に現世に實現せんとするものである(キリスト教社會主義(參照))。次に新カント派社會主義の中にはカントの人格至上主義を基礎とし、その目的のために資本主義の撤廢、社會主義の實現を主張する一派がある(新カント派(參照))。空想的社會主義の他の一である政策主義は、方法論上には科學的根據を有せず、單なる比喩的常識的説明に止まるものである。最後に、現實に於ける運動政策の上より見た

る社會主義の分類を述べることにする。先づ解り易くする爲め左に分類表を掲げる。

- 運動政策の上より見たる分類(甲)
- 一、議會的社會主義(社會政策主義)
- 二、組合的社會主義(トレードユニオンイズム、サンデカリズム)
- 同 上(乙)
- 一、ポリシエキズム(獨裁主義)
- 二、中間派(セントラリズム)
- 三、メニシエキズム(レイヴイ 民主的社會主義)
- シヨニズム)

右に掲ぐる(甲)の一、議會的社會主義とは代表者を議會に送り、議會の力によつて社會主義を實現せんとする主義である。組合的社會主義は前者に反して、政治運動を排斥し労働組合の力によつて社會主義を實現せんとするのである。サンデカリズムは其著しい代表で經濟運動派と稱する者が是れである。然し労働組合主義は必ずしも議會主義を排斥するものでなく現に英國の労働組合は政黨としての労働黨の母體であり、獨逸の社會民主黨は組合主義的労働運動と全く同一線上にある。次に分類(乙)の一、ポリシエキズムはレニンの唱ふる主義で、革命後の社會を労働者の獨裁政治によつて維持すべしと主張する。

マルクスの説ける所に従ひ、世界革命によつて世界共產主義を樹立すべしと主張する第三インターナショナルと相通する主張である。

第二の中間派はカウツキー、ロンゲイ等の立場を包含し、社會革命を信するも獨裁主義を排し、民主主義に依らんとするもので政治方面に於ては從來他派との提携を避け、社會黨獨行主義を固守するものであつたが、近來は必ずしもさうでないやうである。次に第三のメニシエキズムは革命に依らず、専ら労働組合議會運動等の實際的手段によりて徐々に社會主義に到達せんとするもので、他派との提携も辭せない。中間派と同じく民主的社會主義(社會民主主義)の下に包括し得る。

【沿革】社會主義的思想は紀元前四百年の間に於て理想國を説けるプラトンの思想の中に之を發見することを得、また下つては、一五二六年「ユトピア」を著はせる英國のトーマス・モアや、モアに後る事一世紀伊太利に於て一種の共產主義を唱へたカムパネラの思想中にも發見せられるのであるが、近世社會主義はその本質に於て、是等の人々の抱けるものとは異なるものである。近世社會主義は、労働階級と資本階級との階級闘争を基礎條件とし、この條件なくしては考へ得られぬもの

なのである。別言すれば、近世社會主義は資本主義の生める子である。社會主義運動は労働階級の現社會組織に對する反抗運動であつて、それは、現社會が労働階級にとつて堪え難き桎梏たることを前提條件とする。されば、資本主義の起原は十六世紀の頃に溯ると雖も、近世社會主義運動の出現は左程古くでもない。社會主義も亦他の諸思想や運動と同じく、現今の状態に達する迄には幾段階かの過程を経た。初期の社會主義は人道主義に基くものであつて、其政治的意義は左程重要でなかつた。初期社會主義者は社會の缺陷を非難するに急にして、その原因の實際的研究には餘り深い注意を拂はなかつた。

彼等は當時の社會の惡の原因を、社會が永遠の眞理、自然の原則に反して組織せられて居るといふ理由に歸し、理想的社會を空想的に組立て、これを實現せん爲めに人間の道徳心を呼び醒さんとしたのであつた。共產團體及び一八三・四〇年代の暴動一揆はその結果として生じ、初期社會主義の特徴を爲すものである。社會主義初期の人物として第一に擧げらるゝはバブーフである。彼はフランス大革命の立物であつたが、また大革命の結果の非難者でもあつた。彼は曰く、革命は自由と平等

とを旗印として起されたが、社會的・經濟的方面を伴はざる單なる政治的平等は畢竟屈辱的平等に過ぎぬ、と。彼は同志を集めて政府を覆さんと謀つたが、實現を見るに至らずして押へられ、死刑に處せられた。十九世紀に入つてからフランスには續々として社會主義を唱ふる者が現はれた。そのうちにサン・シモン及びフリエーは最も著名である。サン・シモンは實際運動よりは思想家として卓越した。彼の思想の中心は、社會組織の基礎たるべきものは政治にあらずして産業でなければならぬといふ觀念である。彼の名著『新基督教』は、彼の思想を最も明瞭に表現し、その中には、後世マルクスによつて大成せられたる經濟的必然論の萌芽が藏されてゐる。彼の死後、バザール、サン・アマン等を中心とする『サン・シモン黨』なるものが興り、當時の佛國思想界に大なる影響を及ぼし、一八三〇年の革命には尠なからぬ活動をした。サン・シモンが一方に於て社會の權利と重要とを認め、秩序と制度を説きつゝあつたとき、他方には個人の權利を主張し、調和を唱へるフリエーが在つた。この二大思想家の示した二傾向は、現代社會主義の集産派と共產派との二大潮流に照合するものである。フ

リエーの弟子コンシデランは師の死後フリエー黨を率ゐて可りな勢力を振つた。一八四二年に、カペーの『イカリアの航海記』が出版された。この書は數十萬の讀者を得、共產主義思想を普及せしむること尠なからざるものあり、その結果『イカリア共産團』なるもの出現となつた。一八四八年米國テキサスにその最初のものが建設された。一八四〇年、ルイ・ブランは『労働の組織』と稱する書を著して有名となり、一八四八年の佛國革命には重要な活動をなし革命政府に重要な地位を占めた。次いでブルドーンは『所有とは何ぞや』『經濟的矛盾』等を著し近世無政府主義の始祖と稱せらるゝに至つた。十九世紀の前半期に於ける佛國の社會主義が、この状態にあるとき、英國の社會主義はロバート・オーエンによつて開拓されつゝあつた。オーエンの思想は、英國民が有する國民性及び經濟上及び政治上の特殊の境地によつて佛國の社會主義とは自ら異なる所があつた。オーエンの運動は元來革命的でなく、實際的であつた。社會主義者としての彼の生涯は一八一七年頃より初つた。當時産業革命の結果として生じた貧民問題に關し彼は個人的自由競争主義に基く産業が存続する限り、貧困は絶滅し得るもの

でないと考へ、而して組合的社會主義を提唱したのであつた。彼は自分の所有する工場にその理想を實行せんとしたが失敗に終つた。オーエンの活動は約四十年に亘り、英國社會主義の始祖たり、後世大いに發達したる消費組合運動の母であると稱せられる。されど彼の學說及び運動は、彼の死と共に中斷し之を承け繼ぐものがなかつた。オーエン存命當時の英國は労働階級の暗黒時代を表現したものであつた。政府はしきりに救貧策を講じたが一向効がなく、一揆が諸方に起つた。一八三八年に労働者等は『労働協會』と稱する結社を組織し有名な『赤旗黨運動』(チャーチスト運動)を起した。此運動は表面一種の急進的政治運動に過ぎなかつたが、其實は社會制度の根本に對する不平の發露で、屢々暴動を起し全國労働者の同盟罷工を企てた。一八四八年に至り牧師モリス及びキングスレー等は『基督教的社會主義』を唱へ、チャーチスト運動に對する反抗運動を起したが結局成果を見るに至らず、一八六〇年頃よりチャーチスト運動が下火となると共に消滅した。然るに一八八〇年代に至り社會運動は再び英國に起り、一八八四年に『社會民主同盟』が生れ『フエビアン協會』も同年に組織された。一八九

二年に至つては、社會主義的色彩を有する労働組合が聯合して獨立労働黨が組織され、社會黨の勢は年々増加した(『英國社會主義運動』參照)。

獨逸に於ける社會主義思想の濫觴はフイヒテの『封建的産業國家』中に發見せられると雖も、ウキルヘルム・ワイトリングこそは、近世社會主義と、その前期の思想との中間を繼ぐものであつた。ワイトリングは旅行中佛國で得た共產主義を信奉し、その宣傳に一身を委ねた。彼はまたオーエンの如く、當時知り得たあらゆる改革事業に携はり、労働組合生産組合その他を組織した。されど彼の思想には未だ階級闘争の觀念が生じてゐなかつた。空想的社會主義に代つて鞏固な現代的な基礎に立つ社會主義の出現すべき時期は、産業の發達科學の進歩に伴ひ、十九世紀の半頃に到來した。マルクス及びエンゲルスはこの新しき社會主義の父であつた。マルクス派社會主義即ち所謂『科學的社會主義』は現社會主義の最も主要なる部分を占めてゐるのである。マルクス及びエンゲルスと並んで獨逸初期の社會主義者として有名なるはロドベルトスである。フェルデナンド・ラッサレはロドベルトスの學說を主として襲用し、マル

クスの説をも採つて、實際運動に活躍した。一八六三年三月一日ラッサレがライプツヒ労働團體に與へた『公開返書』に基き、ライプツヒに『一般労働同盟』が組織された。これが獨逸に於ける労働團體の創始である。この團體は一八六八年に至つて、一八六四年に創立されたインターナショナルの政綱を採用することとなつた。その政綱はマルクス及びエンゲルスの起草にかゝり一八六七年に公表された共產黨宣言に示されるものである(『インターナショナル』『共和黨宣言』參照)。共產黨宣言の要旨は一八六九年に新たに組織された獨逸の『社會民主労働黨』(或は通稱『社會民主黨』)がアイゼナッハ大會に於て採用した綱領中に採り入れられ、一八七五年該黨とラッサレ一派との合同が成立したとき、ゴータ綱領が發表された。ゴータ綱領の發表以來社會民主黨の主義は益々マルクス主義化し來り一八九一年エルフルト大會に於て發表された第三回綱領は、カール・カウツキーの起草に成り、全然マルクス説に立脚せるものであつた。かくしてマルクスの社會主義は先づ獨逸に鞏固なる地盤を占め、漸次に各國に蔓延して行つたのである(『獨逸社會主義運動』參照)。

**社會主義鎮壓策**(ジャカイシユキ)

【概況】 社會主義鎮壓を目的として各國が採つた政策のうち最も有名なのはビスマルクの社會主義鎮壓令である。最近日本では、此のビスマルクの鎮壓令に類して、更に苛酷な罰則を含む『治安維持法案』が政府によつて議會に提出されて通過した。社會主義・無政府主義に對する斯種の取締を勵行した例は、大戦中歐洲に若干あつたが、就中模範的と稱せられるのは一九一四年十一月二十七日の英國の『國防法』と、米國の『敵國間諜取締法』であらう。兩者とも名目は戦時非常法として制定されたものであるが、其實全く社會主義者の取締を目的とするものである。英國のは其後幾回かの追加修正並に施行細則を加へてゐる。一九一九年版のデリー・メール年鑑は評して曰く「英國現行の諸法律中最も徹底的にして廣汎な權力を有する此法律は、戦時中、英國民の最も貴重なる自由を凡て蹂躪した。少しでも疑ひあるものは容赦なく監禁又は追放され、少しでも軍事に妨げありと認められしものは躊躇なく長期の懲役に處せられた」と。米國の敵國間諜取締法は、表面獨逸人を取締る爲めに作つたのだと稱してゐるが、事實はこの法律によつて處罰された外人は一人

もないのである。其反對に、此法に觸れたものは急進主義者並に平和主義者ばかりでも一千名はあつた。大抵の社會主義者は、この法に依つて極刑に處せられたのである。パーキマンやゴールドマンも、これがため、國外に追放された。

戦後は主としてポリシエキズムの宣傳者や、I.W.W.の會員などが續々この法に依つて處罰されてゐる。検事總長グレゴリーは、この法律を純横無盡に振り廻したので有名である。

【ビスマルクの壓迫法】ビスマルクの社會主義壓迫法は一八七八年に發布された。當時の獨逸には社會主義が年々勢力を加へてゐたのである。一八七五年ゴータ大會に於てラッサン派とマルクス派とが合同を遂げて獨逸社會民主黨を作り、一八七四年の選挙には帝國議會に九人の代表を送つたのが、一八七七年には五十萬の投票を得、十二人の議員を選出したのである。時の宰相ビスマルクはこの形勢を見て何とか社會黨を抑壓しようとしてゐたのであるが、恰も一八七八年に至り、その機會が到来した。同年の五月十日、一労働者ヘーデルは皇帝を狙撃した。ビスマルクはこの事件を社會黨の責任に歸し直ちに議會に社會主義鎮壓法を提出した。併しその議案は僅々

二名の賛成者を得たばかりで否決されて了つた。然るに翌六月には、皇帝は再びノビリンクなる者に狙撃され負傷した。ビスマルクはいよいよ社會黨の罪を鳴らし、十一日に議會を解散し凡ゆる選挙干渉を行つた揚句新議會を召集し、同年十月二十一日終に該法を成立させたのである。

鎮壓法は全三十箇條より成り、發布の日より一八八一年三月末日迄を施行期限とするものであつたが、多少の修正を経て一八九〇年迄持續した。其内容の概要を示せば、(一)結社を禁ずることである。社會主義的、共產主義的目的及方法の下に現國家又は現社會制度の根本の崩壊を目的とする結社は之を禁止する。崩壊を目的とせざる迄も其傾向を有し、公安を害し、殊に各階級間の和合を害する様な結社も又同じである(第一條)。これは我が治安警察法の、内務大臣は安寧秩序を保持する爲め必要と認める場合には結社を禁ずることを得る(第八條第二項)規定と同様である。(二)は集合自由の制限である。社會主義的、共產主義的のもので現在の國家又は社會組織の破壊を目的とする集會は之を禁止する。目的が明示されない場合でも事實上右同様な性質を有するものは又同じ(第九條)。日本で

これに該當するのは治警第八條第一項であらう。安寧秩序を保持する上に必要なる場合警察官は屋外の集會、又は多衆の運動若しくは群衆を制限禁止若しくは解散することを得、また屋内の集會を解散することも得るのである。(三)は出版の自由に關するものである。社會主義的な出版物は禁止する。繼續刊行物は續刊を禁止する事を得としてある(第一〇條)。日本新聞紙法第二十三條には、安寧秩序を害す新聞紙に對して發賣頒布を禁止する規定があり、第四十三條には發行禁止の規定があり、出版法第四十九條にも發賣頒布の禁止をなす規定がある。(四)は寄附金募集に關する規定である。社會主義の促進の爲めに寄附金を集めること、及び公然寄附の勧誘を爲すことは警察上禁止される(第十六條)。日本には直接是に該當する法律は從來なかつた。されど治警第十六條には、街路其他公衆の自由に通行人の場所に於て、文書・圖畫・詩歌の揭示、頒布・朗讀・若しくは放吟又は言語形容其他の作爲を爲し、安寧秩序を害すものと認めるときは之を禁じ得ることになつてゐる。今回議會を通過した治安維持法案には、社會主義宣傳の目的をもつて寄附を受け、又は情を知つて之を與へたる者を罰する條項を含んでゐる。

以上述べたる所は公然法律上よりする社會主義鎮壓策であるが、隠然として暗々裏に行はれる鎮壓策は勿論種々ある。社會主義者が目して最も陰險なる強敵とするのは、社會政策である。社會政策は資本制度の原則を擁護するために、労働階級に種々なる恩惠的政策を施し、労働者の階級的反抗心を懐柔するものだといふのである。殊に、賃銀の値上げ、労働時間の短縮等を目的する純然たる労働組合を保護獎勵する社會政策は、未だ日本の如き後進國には餘り行はれてゐないが社會主義の勢力旺盛なる國家に行はるる所であつて、これも社會主義者によつて有力なる社會主義防禦策と目せられる。が、之は鎮壓策といふよりも寧ろ回避策といふのが妥當であらう。

**借家借地人保護問題** (シャックカシヤクチ)

家賃は一般収入の増加に比して法外に騰貴し都會居住者の生活を脅威すること甚だしきに至つた。例へば東京市に於ける借地借家契約なるものを見るに、地主家主専横の真相は實に思ひ半ばに過ぐるものがある。即ち土地契約に於ては、所謂地價買なるものの行はるる度毎に、新地主は必ずその地代價上げを斷行するを常とするのみならず、地代引上げの利益を唯一の目的として土地を賣買する黒地主からず、甚だしきに至つてはその實これ無くして賣買の行はれたる如く裝うて地代引上げを要求し、借地人若し是に應ぜざるときは直ちに借地契約に従ひ立退を命ずるを常とする。借家契約に至つては弊害更に甚だしく都市居住者の大部分が借家人たる關係上一日も忽せにすることを得ざる底の重大なる社會問題を形成して居る。家主が借家を新設する場合必ず兩三年を出して建築費を回收することを目的とするが故に、家賃は常に家賃價格の二分乃至五分に上り、加之家賃以外に六ヶ月乃至一ヶ年分の家賃に相當する保證金(所謂敷金)の積立を要求するのである。爲めに一般の労働者月給取の如きは其の収入の大部分を家賃に充つるも、而も猶僅に雨露を凌ぐに足る如き住宅をだに選ぶこと能はざ

る状態にある。借地借家人の保護の重要が社會問題として提唱されるに至れる理由は、正に斯くの如くである。

【解決策】この問題の解決が何人によつて講ぜらる可きかに就ては、最初私人又は私的團體の保護に一任されてあつたのである。即ち工場主が自己の工場經營上その工業労働者に低廉なる家賃を以て住宅を供給することは、斯くすることによつて工場主も亦自ら利する所あるとの理由によつて屢實行され來つた。その他組合の自給的救済、例へば住宅組合を組織して低利資金を融通しこの資金を返還すると同時に住宅を各自の所有に歸せしむるといふが如き方法も往々にして行はるゝ所であつた。然し乍ら私人的救済に與り得る範圍は至極狭少に制限せられてあるが爲めに、住宅困難の大勢を緩和する力なく、今日では國家公共團體の關與を俟つに非れば到底目的を達し難しとの見解が勢を占むるに至つた。以下公共的救済策の各種を略説しよう。

(一)借家借地契約法改正及び地代法定——その要旨とする所は貸貸者及び賃借者相互の利益を標準として、相當の賃借料及び契約條件をば法律を以て決定し、是に従はざる時は其契約を法律上無効となし或は進んで重き制裁

を加ふるにある。賃借料の法定といふことに就ては、借地借家料が時の進行と事情の如何によつて甚だしき弾力性を有するものなるが故にその適當の程度を決定することは甚だしき困難である。假に著しき高利と見做さる可きものを處罰するとしても、實際には斯る高利を拂ふも猶其必要を認めて契約の行はれる場合が多い。斯る場合に契約自由の見地より見て是に干渉することを不當とせらるゝが故に、法定借地借家貸賃料の制度を斷行し、相當の効果を收めたる實例は、何れの國にても之を見出すことが出来ぬ。只契約條件の改正に至つては、地主家主が自己の利益を擁護する必要上借地借家人に對して立退を要求し物件を取得する權利が認められてゐるれば、一方借主に對して契約解除の十分なる豫告期間及び契約改更の充分なる保證を附與する必要が認められるに至つた。借家借地法の改正はこの豫告期間の延長及び土地賃借契約改更の場合に於ける借主に對する保證の二點に存するのである。現行日本の新借家法案によれば借家立退の豫告期間は六ヶ月とされて居る。

(二)借地借家供給制度——借家供給は國家へは公共團體が直接家を建築し之を低廉の家賃を以て一般に貸與するものと、一定の住宅

組合を指定して是に低利資金を融通する間接的のものを含んで居る。東京大阪等の市營住宅は前者に屬し、全國各縣に互つて行はれてゐる住宅組合支給低利資金制は後者の實例である。その他國費又は公費を以て一定の宿泊所を設置し、無料又は低廉の泊料にて宿泊せしむる宿泊所供給制も、住宅難緩和の一方方法であつて、東京市大阪市の經營にかゝる低廉宿泊所の如きそれに屬するものである。借地供給に關しては、公有地國有地を無料又は低廉に貸附ける借地制度があつて、住宅組織に對する資金融通と結び付けて行はれる場合が多い。市有地を私人に貸與しつゝある著例は戰前の地太利及び露西亞に之を見るべく、維那では一ヶ年の地代三十萬圓に上り、聖彼得堡では百二十萬圓に達したと稱されてゐる。

(三)都市分散——市街地には自然的土地制限がある故に萬人が市街地に居住せんとする限り住宅困難は必然不可避の現象たり、之を緩和する根本方針は勢ひ郊外住宅地の擴張を以てするより他はない。一般の要求よりするも低廉なる住宅を求め、新鮮なる空氣と田園の風景とを享樂せんとする希望から、俵給生活者の如きは續々郊外に轉居しようとしてゐるのである。但し此傾向の障害となるものは交

通の不便といふことであるが爲めに、この喜ぶべき土地分散の現象を助長せんが爲めには、國家その他の公共團體の手を待つて、交通機關の設備を完全ならしめなければならぬのである。

**奢侈税(シャッセー)**

【概説】生理的必要と、國民の文化的生活に於ける習性的必要とを越えて、單に誇示の目的を以つて行はれる高價たる消費を奢侈と云ひ、斯る奢侈的消費に對して課せらるゝ直接消費税を奢侈税と稱す。自轉車の使用は現在に於ては習性的必要とされる。而も文化程度の低かりし半世紀前の我國に於ては、それは習性的必要以上のものと見られたが故に、奢侈とせられて居つた。而してこの種の消費に課せらるゝ税が、直接的たるべしといふ所以は、同じく煙草の消費に課せられる税も我國の如く生産者が國家にして、納税者が直ちに消費者たる場合はこれを奢侈税と稱す可きも、諸外國に於けるが如くその生産者が個人的會社なるが故に、國家は一應此等の私的生産者に課税し、然る後、一般消費者に轉賣するゝが如き間接の場合は、これを奢侈税とは稱すべきでないからである。但し煙草の消費を以て直ちに奢侈と做す可きや否やに就て

は異論がある。禁煙の見地よりして喫煙一般を奢侈と見做し、それに過大の税を課す可しといふものも少からざれば、現在に於て喫煙は一般の習慣としてやむを得ざるもの、唯高價なる喫煙は一種の奢侈たるべければ、是には累進税を課す可しと説くものが多い。

奢侈税の典型的なるものとしては自動車税がある。最初英佛の諸國には馬車税・自轉車税等の諸税もあつたが、それらのものが地方税に移さるゝと共に、自動車税が新しく國税として現はれて來た。現在に於ける奢侈税のうち、税額最も大に財制上相當に重要なる意義を有するものは、これだけである。その他玉突税・集會所税・犬税といふが如きものは、その收入微少にして、國税としての重大なる効果を期待することは出来ぬ。

【効果】奢侈税の効果に關しては、古來禁慾思想の立場よりして大いに之を利用す可しとなされてゐるが、其徴收の範圍が狭く制限されてあるのみならず、徴收の手段が複雑多岐に互り隠蔽等のことが行はれ易い爲めに、その實際的收入は決して多くを望むことが出来ぬ。加之それによつて到達せんとする實際的目的の大部分は、之を他の法方によつて一層有効に容易に實現することが出来る。即ち

社會政策上の立場よりして富者の奢侈的生活を制限せんとする場合には、所謂所得税の累進率を増加する方法を採る可く、又は間接の消費税、例へば飲料煙草等の場合、その高價なるものに特に、重税を課するといふ方法がある。世俗の用語で斯る所得税間接消費税を奢侈税と混同するのは、それが奢侈税と同一の効果を有し實現し得るからである。但し之を地方税殊に市町村税の財源として見る時は相當の價値を認む可きである。即ちその收入少しとは云ふものの、市町村の財源として見れば、相當の補助たるべく、加之伸張力大ならずといふ點は、偶々以て大なる減少を來し、財政を混亂するが如き怖れ無からしむる長所ともなるのである。

**紙幣(シ)**

【意義】紙幣とは國家が強制通用力を與へて硬貨の代用をなさしむる流通貨幣をいふ。金屬貨幣を硬貨と呼ぶに對して、軟貨とも呼ばれてゐる。硬貨は發行者に信用なくとも其實價によつて、貨幣乃至地金として國外に流出するが、紙幣は紙片に價格を表示し、國家が強制的に通用せしめるものであるから、國外に流通することはない。且つ、發行者に信用がない場合には、表示する價格と實際上流通

する價格との間に著しい差異を生ずる。露西亞革命後のルーブル紙幣、歐洲大戰後のマルク紙幣の下落は即ちそれである。紙幣は本來國家の強制通用力に依つて硬貨の代用をなすものであるから、狹義に解すれば、政府發行の不換紙幣及び兌換紙幣と銀行紙幣とを國家が借上げて不換紙幣としたもののみを指す。しかし廣義には、此外に兌換銀行券をも包含される。理論の上においては、狹義の紙幣が眞の紙幣の性質を有する譯であるが、實際には主として銀行兌換券が紙幣の實績をあげてゐる。これは各國ともに見る現象であるから、紙幣といふ場合は銀行兌換券を含めて廣義に解すべきである。紙幣はすべて國家の信用に依つて流通する代用貨幣であるから、これを有効に流通せしむ可く、國家は保護を與へる必要がある。又公債とは性質を異にするものであるから、利子を附せられることがない。國家は法律に依つて、一切の公共金庫に對し紙幣の無制限なる支拂力を認めてゐる。即ち納税は勿論、鐵道・郵便等に對する貨錢・料金の如きすべて紙幣を以つて支拂ひ得るのである。また政府發行の兌換券の如き、將來必ず一定の金庫において償却すべきことを豫約するものもある。銀行兌換券は、發行額に等し

き正貨を準備して、之が償却をなすのであるが、政府の兌換券は正貨を準備せず、その實際上の償却も全部を盡さず、發行額の一部に止るのを常とする。獨逸帝國國庫證券が全然正貨の準備を有せざるが如き、即ちそれである。

【種類】紙幣には正貨と引換をなすものと爲さざるものとの二種、即ち兌換紙幣と不換紙幣とがある。而して、これ等の紙幣も發行者の別によつて、政府紙幣と銀行紙幣の二種に分れる。(1)兌換紙幣 これは發行者がその紙幣の所持人に對して、請求に應じ何時にても正貨と引換ふ可きことを約するものである(2)不換紙幣 これは全く正貨と引換を爲さざるものである。(3)政府紙幣 國家自身が發行するものを指す。(4)銀行紙幣 國家が紙幣發行の特權を附與したる銀行の發行するものをいふ。この政府紙幣は主として不換紙幣であり、銀行紙幣は兌換紙幣たることを常とするが、しかし、政府發行の兌換紙幣、銀行發行の不換紙幣の如きものも其例がないではない。即ち一八二四年新兌換券として發行された獨逸帝國國庫證券、一八二四年以後ループル紙幣を引上げるために發行された露西亞信用紙幣の如きは、兌換政府紙幣であり、

一八四八年五月以後地金引換を停止し、これに強制價格を法定した埃太利銀行券の如きは不換銀行紙幣である。しかし此等は殆んど例外的な現象で、最も普通に流通してゐる紙幣は、兌換銀行券である。然らば如何なる銀行が紙幣發行の權能を有するかといふに、國家の設立した銀行、若しくは國家の指定する銀行がそれである。多くの國家は、自國の中央銀行に之が發行權を附與してゐる。英蘭銀行・獨逸帝國銀行・佛蘭西銀行・日本銀行の如きは、何れもそれである。しかして、兌換銀行券は兌換の義務があるので、發行額及び正貨準備額に制限を附することが多い。これを制限發行法といふ。反對に、何等制限を加へざるもあり、之を自由發行法といふ。現在歐米諸國においては、主として制限發行法が行はれてゐる。

【司法(シホー)】司法とは立法及び行政と對立する國權作用である。立法を司法及び行政と區別することは著しい困難を伴はないが、司法と行政の觀念の區別については種々異なる學説がある。或者は司法は法律を適用するもので行政は法律を執行するものだといふ、或者は司法は裁判の形式で法律を適用し、行政は處分の形式

で法律を適用するのだと稱する。或はまた司法は法律を適用するものであるが、行政は法律に背かざる範圍内において活動するを目的とし、これが準備のために法律の適用をなすことがあるが、しかし司法の如く法律の適用を要素とせざるものであると爲す者もある。然し、國權作用を立法・司法・行政の三に分つ場合には、立法は法律の制定行為、司法は民事・刑事を裁判する行為、行政は其他の行為として觀念すべきである。(『三權分立』參照)

【私法(シホー)】私法とは公法に對する觀念である。従つて公法に非らざる法はすべて之を私法と呼ぶ。私法はこれを實質的に見れば、非統治關係を規定する法である。非統治關係の當事者は必ずしも私人のみではない。一方乃至は双方が國家乃至公共團體たることもある。故に法律關係の主體が私たることを意味するわけではない。たゞ、その法律關係の性質が私たることを云ふのである。而してその性質の公たると私たるとは、實に統治關係であるか否かと懸る。この私法の法源は成文法と不文法(即ち習慣法)の二に分れる。成文法は更にまた、法令・自治法規・條約の三種に分れ、法令中最も重要なものは民法・商法の二法典である。

これに次ぐものは、私法的特別法令であつて民事特別法令と商事特別法令の二つに分れる。民事特別法令には、民法施行法・利息制限法・著作法・特許法・意匠法の如きものが、商事特別法令には商法施行法・銀行條例・保險業法・私設鐵道法・鐵道營業法・取引所法・商標法等の如きものが含まれる。自治法規とは市町村が設けた條例及規則をいひ、その中には私法的規定が包含されてゐる。條約に就いても種々異なる説がある。條約は國家間の契約で當事者たる國家を拘束するに止り直接國民を拘束するものでないといふは私法の法源たり得ないが、國家間の契約であると同時に、一方公布によつて國內法たる効力を生ずるとすれば、通商條約・著作權條約・工業所有權條約等の如きものに包含される。私法的規定は又私法法源の一たるを失はない。不文法には又、民事習慣法と商事習慣法とがあり頗る錯雜してゐるが、これが適用に當つては大體次の原則が守られてゐる。即ち、成文法は不文法に優り、特別法は普通法よりも重く法律は命令よりも強いとするのである。

【資本(シホー)】經濟學上の資本なる語は、歐洲語のカピタル(Kapital) キャピタル(capital)

英)に當り、元來利子に對する貸附元金を指したものである。日本では昔この貸附元金を『母銀』といひ、利子を『子銀』といつた事がある。これは資本の性質をよく現はした語で、資本は即ち利子の母、利子は資本の生む子である。然るに西洋では中世紀に、金を貸して利子を取ることを、初めは教會が非難し後には法律で禁止した(『ウツラ』參照)。この禁制を誤魔化す爲めに、借手が貸手から名目上物品を買入れ、後に之を元償より安い値で賣戻すといふ様な方法が行はれ、自ら資本の意味が廣くなつた。資本は貨幣ばかりでなく、貨幣價值を有するものといふことになつた。斯くて佛國經濟學の鼻祖チュルゴ(其項を見よ)は、資本は蓄積されたる價值より成るといひ、その蓄積は貴金屬によつて爲され種と他の物品によつて爲され様と異なる所はないといふに至つた。チュルゴは又、人は勞働又は土地の收穫により生活し得ると同様に、資本によつて、或は寧ろ資本から生ずる利子によつて、生活することが出来ると唱へた。斯くて資本は利潤の本源と考へられるに至つた。これ今猶ほ普通に行はれる觀念であつて、『資本とは收入を齎す所の富である』と多くの人は考へる。併し貨幣貸附(ウツラ)を

禁止した人々が、金は金を生むものでないと考へたと同様に、如何なる形の蓄積された富でも、更に一層多くの富を生産する爲めに利用されない限りは、生殖不能である。のみならず、貸した金は生産に用ひられないで、借手が直ちに消費してしまふこともあり、それでも利子は期限毎に拂はれる。外國人に貸す場合は別として、斯様な貸附資本で國民全體が生産して行く譯には行かぬ。この考は多くの經濟學者殊に英國の經濟學者に、「將來の生産の爲めに取つて置かれた富」といふ、資本の根本觀念を與へた。然るに茲に生産といふ意味を擴大して廣義に解さなければ資本の意味も亦甚だ狭いものとなる。そこで生産の意味が擴げられた。而して「資本は將來の必要を直接間接に充すべく用意されたもの」といふ考を生じた。斯くて資本の意義は様々な方面に發展して、經濟學上最も混雜した問題となつた。アダム・スミス以來の重なる説を擧げると(一)單に物質的貨物のみならず、苟も生産及び營利に資する以上は、知識才能の如きも資本であるとの説、(二)生産及び營利に資する凡ゆる外界の貨物、即ち土地をも併せて資本とする説、(三)生産又は營利に用ひらるると否との別なく、永續的使用、また或

は將來の使用に供せられる一切の蓄積された貨物を資本とする説、此等が重なるものである。然るにマルクスは、是等の紛糾した諸説を排し、明確透徹した資本の概念を與へた。彼は資本をもつて剰餘價值を生む價值、一切の利潤の源泉となした。資本は利子の母であるといふ資本本來の意義が復活したのである。併しマルクスは、利子を生む資本即ち貸附貨幣を以つて、近代に於ける典型的な資本とは見ず、商品生産に投ぜられる資本をもつて最も發達せる資本となした。マルクスに依ると、單純なる商品流通では、商品の所有者は他の商品を買ふために其所有商品を賣る。所が發達した商品流通では、賣る爲めに買ふといふ形式が行はれる。即ち單純商品流通の法式は

$$C-M-C$$

であるが、發達した商品流通の法式は

$$C-M-C'$$

である。前の場合は自分のものと異つた商品を得て、消費するのが目的、後の場合は貨幣に出資して結局貨幣を得るのが目的である。而して得られた金で又商品が買はれ、再び賣られて貨幣に還る。貨幣は斯くして無限の循環運動を續けて行く。この循環運動の原動力は何かといへばこの運動によつて、貨幣額が段々増えて行く

といふことである。貨幣が商品に變り又貨幣に變る、其最後の貨幣額が最初の貨幣額よりも多くなければ、手数を掛けて循環させる必要はない。最初の貨幣額と最後の貨幣額との差を△とすれば、その法式は

$$C-M-C'+\Delta$$

である。此△が即ち新たに附加へられた價值は、右の循環運動の終點に於て、最初に放された價值の餘分として現はれるもので、マルクスは之を剰餘價值と呼んだ。この剰餘價值こそが「 $C-M-C'+\Delta$ 」たる循環の決定的特徴をなすもので、之あるが爲めに、此循環に於て活動する價值は一箇の特徴を附與される、即ち資本となる。されば資本は剰餘を生む價值である。剰餘價值を考へずに資本を考へることは出来ぬ。古來の資本の觀念が利子と引離し得なかつたと同様である。而して剰餘價值なるものは、利潤・利子・地代等の形となつて顯現する。剰餘價值及び其顯現態の説明は、當該各項に譲る。

資本は剰餘價值を生む價值で、資本の一般的法式は、

$$C-M-C'+\Delta$$

である。この法式によつて、總て資本の運動は貨幣の形式をもつて始ることを知る。又資本は、最初の貨幣形態から種々の商品形態に轉化し、それから再び元の貨幣形態に轉化する事實を知る。

又この法式によつて、總べての貨幣、總べての商品が必ずしも資本でなく、只それ等が一定の運動を爲す時始めて資本となることを知る。しかも此運動は、一の特種な史的條件を必要とする。即ち勞働力が商品として存在することを必要とする。何となれば剰餘價值といふものは、賃銀勞働者を使用することによつて、資本家が獲得するものだからである(剰餘價值參照)。然るに多くの經濟學者はこの條件を没却して、資本を靜止物として考へ、その歴史的意義を忘れてゐるので、資本の概念は混雜を來し矛盾を招く。例へば或學者は勞働器具を資本と見たが、此筆法で行けば石器時代にも資本家が存在したことになる。又或學者は資本を蓄積勞働と定義したが此筆法で行けば蟻やモグラも資本家である。又或學者に至つては人の勞働を促進し、其生産に資するものを總て資本に算入したが、然りとすれば國家も人智も靈魂も資本である。勞働器具、蓄積された富其他は、確かに資本の實質をなすものである。けれども夫れが資本となるのは、一定の事情の下に限る。即ち剰餘價值生産の手段として用ひられる場合に限る。

【資本の種類】マルクスは資本に「可變資本」と

と「不變資本」の區別を與へた。「可變資本」とは勞銀に充用する資本の事である。之れを何故可變資本と稱するかといふに、生産に使用される原料・補助原料・勞働器具等の價值はその儘生産品に轉移されるのであるが、勞働賃銀は生産中に於てその價值を増大し、剰餘價值を發せしめるからである。マルクスは斯う云つてゐる。「生産機關たる原料・助成材及び勞働器具に轉化される資本部分は、生産行程内に於て其價值の大きさを變ずることなきものであつて私は之を不變の資本部分、又は簡單に不變資本と名づける。」然るに勞働力に轉化される資本部分は生産行程内に於て其價值を變化する。それは自己の等價を再生産する上に尙一つの超過たる剰餘價值を生産する。そして此剰餘價值は又、それ自身變化し得るものであつて、大きくもなれば小さくもなり得るのである。此資本部分は絶えず不變量から可變量に變化してゆく。そこで私は之を可變の資本部分又は簡單に可變資本と名づける。かくして勞働行程の上から見れば、客觀的及び主觀的兩因子として、即ち生産機關及勞働力として區別される資本成分は、之れを價值増殖行程の上から見れば、不變資本及び可變資本として區分される。」

資本はまた、一生産期間内に全部の價值が生産品に轉移されるか、一部分づつ徐々に、數生産期間に互つて轉移されるかにより、「流通資本」と「固定資本」とに區別される。原料・勞銀の如きは流通資本であり、機械・建物等の如きは固定資本である。マルクスは特に「商業資本」及び「金利資本」を區別し、之を以て資本が未だ完全に發達しなかつた時代から存する資本としてゐる。「商業資本」は商品が生産者の手から消費者の手に渡る中間期に資本として商人の手に保有されるものであり、「金利資本」は單に他人に貨幣を貸附け、夫れに對して利子を收めるものである。

**資本家階級**(シホソカカイキョウ)

資本家階級とは自己の所有する資本に依り、何等かの形態に顯現する剰餘價值を得、以て一定時代に於ける標準的生活(乃至はそれ以上の生活)を営みつゝある人々の總稱である。故に獨立自由職業者(例へば醫師・辯護士等の如きもの)にして、資本所得に依らず、自己の勤勞所得のみを以つて生活しつゝある人々は、如何に豪奢な生活を営んでゐても、これを資本家階級といふことが出来ない。しかし乍ら、勤勞所得を貯蓄して、株式會社の株主となり、或は銀行預金とし、これに依つて

得る収入が主要生活費を辨じ得る程度に至れば、彼等もまた資本家階級として觀念されねばならぬ。株主の得る配當が剰餘價值たるは勿論、銀行利子も亦剰餘價值の一顯現態である。自由職業者としては、何等搾取を行ふことも、行はるゝ事もないのであるが、かゝる場合には彼等は明かに資本所有者であり、直接乃至間接に勞働階級に對する搾取を行つてゐるのである。故に、かゝる状態にある自由職業者を假想すれば、彼等を資本家階級の副次的成員と見なければならぬ。資本家階級の基本的な成員は、資本所得のみに依る人々であり、副次的成員は、資本所得と、他より搾取されることなき勞働所得とに依つて生活する人々である。農村における自作地主の如きは、一面地主として、勞働所得並びに資本所得に依つて生活し、他より搾取されることなく、反對に他を搾取しつゝある者で、此等は資本家階級の典型的副次的成員である。要するに資本家階級なるものは、何等かの形態において勞働階級を搾取しつゝあるもので、産業革命が行はれ、現在の資本制生産が成立するとともに生じて來た經濟的搾取階級である。資本制生産成立の當初、資本家階級たる地位を占むるに至つたのはブルジョア即ち封建都

市の市民であつて、これが今日商工資本家階級となつてゐるのである(『ブルジョア』参照)。

資本集中説(シホンシューチュース)

『集積説』を見よ。

資本主義(シホンシューギ)

【概説】資本を運用して利潤を獲得すること、乃ち資本の増殖を以て唯一の目的とする経済的欲求を意味する。更に客観的に解すれば資本そのものが利潤を生み、この利潤が一部又は全部元金に添加されることによつて資本が膨張し行く所の、循環的傾向と、斯る傾向を可能ならしむる経済組織及び社会制度を包括する。後者の場合には明確に資本主義制度と稱せらるゝ事もある。此二つの意味に於ける資本主義は、互に因となり果となつて助長し合ひ、現代の社会生活を強く特色づけるのである。この言葉が普及したのは、マルクスの資本論中に於ける『資本主義的生産方法』といふ用語から始つてゐる。而してこの場合資本主義といふことは、「労働者が資本家によりて剰餘價值を搾取する、所の」といふ意味に解せられる。この解釋は制度としての資本主義に對する決定條件を示して居る。これを今少しく詳細に説明せんに、労働者の剰餘

労働生産物はそれが資本家によつて掠奪される場合の他は、地主乃至君主から掠奪されて居つた。斯る武力の脅迫による一方的納附を防止せんが爲めには、所有權の一般的確立を必要とし、一切の貨物が双方の等價提拱によつて交換されることを必要とする。斯る條件は十六・七世紀に於て、貨幣制度が經濟生活のあらゆる分野に普及すると共に實現せられた。然し乍ら更に一步を進め、他によつて掠奪されざる剰餘労働が特に資本家の手に歸せしめらるゝ條件如何を考ふるに、それには労働者の労働力が商品として市場に出現する事が必要である。既に所有權の確立を見たる上は、何人も對價なくして他人の労働生産物を持ち去ることは出来ぬ。従つて労働者が自己の經營により自己の労働力を以て生産したる貨財に對しては、資本家は手を下す術がない。故に先づ労働者の自己經營が不可能となり而して彼の労働力が相當の代價を以て資本家の手に買ひ取られなければならぬ。労働力の買取とは、一定の代價に代へて彼の労働に對する拘束權と彼の労働生産物に對する所有權とを獲得することである。斯くて労働者に長時間の労働を強制することによつて、資本家は先に代價として拂ひ出したる價值以上の所謂剩

餘價值を、當然の權利として取得するのである。只何が故に労働者が斯る不利の條件に甘んじて自己の労働力を商品たらしむるかに至つては特殊の條件を必要とする。手工業が廢止されて機械工業起り、それが益々大規模となり行くが爲めに、苟くも生産に従事せんとすれば、多大の資力を有せざる可からざるこゝとがそれである。十六世紀より十八世紀の初めにかけて、機械の發明が相ついで起りしこと及び新世界の富が當時の金融業者の手を通して歐洲に流入したることの爲めに、少數者に依る大資金の運轉が可能とされたことがそれである。斯る條件に出發して、資本主義の制度と欲求とは、今日見るが如き多岐複雑の體容を呈するに至つたのである。

資本集積説(シホンシューセキセツ)

『集積説』を見よ。

シー・チー・ティー

【概説】C.G.T (Confederation Generale de Travail)の略で、通常『労働總同盟』と譯される。サンヂカリズムを代表する佛國の大労働團體であつて、約二千九百七十に及ぶ各種の組合を網羅してゐる。近來左傾黨と右傾黨に分裂の形勢を示しつゝあるが、兩派とも創立以來傳承せるサンヂカリズムを主張する點

に於ては變りはない。

C.G.Tの起原は、一八八四年第三共和政時代に、ワルデック・ルソー法なるものが發布されて『サンヂカ』即ち労働組合が國法によつて公認された時にある。當時佛國の諸所に存した『サンヂカ』は、一方には居住地を中心とするサンヂカの聯合團體『労働聯合組合』(又は『労働取引所』)を組織すると同時に、他方には、同一職業に従事する多數の組合が聯合して『地方聯合會』を起し、全國の同業の組合が聯合して、『全國聯合會』を組織した。一八九二年にサンテチエンに開催された全國聯合會の會議で『労働取引所聯合會』設立の議を決し、次いで一八九二年のリモージュ會議にては、全國聯合會の聯合即ち一切の労働組合を總括すべき聯合團體を設立することを決し、其名稱を Confederation Generale de Travail と定めたのである。次いで一九〇二年のモンペリユー會議で『労働取引所聯合會』をC.G.Tに合併することに決し、茲に於て佛國労働者の一大統一團體が成立したのである。斯く合同を遂げたC.G.Tは、『労働取引所聯合會』と『聯合會部會』の二部に分れ、一九〇六年には、前者は百三十五の地方團體を包括してゐた。而して會費を納むる義務を有す

る組合員總數は二十五萬五千人以上、納入の義務を有せざる労働者を合する時は、總數三十五萬人に達したといふことである。又一九〇八年には、約六萬の會員を有する『全國鐵夫同盟』がC.G.Tに参加して、C.G.Tの勢は益々増大した。一九〇九年の春起された大運動には郵便・電信・電話事務に従事する政府の下級官吏が参加し、巴里の食料供給は將に杜絶せんとし、市内と市外の交通は殆ど遮斷された。次いで翌一九一〇年には鐵道従業員の大同盟罷工を惹起した。

C.G.Tの中央機關としては七名の委員より成る『ビューロー・コンフェデラル』なるものが存する。中六名は書記役に當り、その二名は聯合會を代表し、一名は労働取引所を代表し、残りの三名は各々新聞係り、庶務係りを分擔するのである。而して一名は會計を管掌する。此等の委員は労働者、又は嘗て労働者たりし者のみより成り、所謂知識階級なるものを加へないのを特色とし誇りとするのである。

【最近の狀態】サンヂカリズムは純粹なる革命主義であつて、C.G.Tは表面主としてその革命主義を標榜し來つたのであるが、實際は必ずしも然らず、歐洲戰爭の久しい以前か

らC.G.T一般の態度が右傾を示して居つたことは事實で、一九〇四年のブルジュ大會では、改良派の三六一票に對し八二二票を得たが、一九〇八年のマルセイユ會議では革命派は改良派の四二二票に對し六八一票を得たに過ぎなかつた。一九〇九年には革命派のジョーが改良派のニールを排して幹事長となつたが、ジョー自身の政策は極めて穩健着實なるものであつた。歐洲戰爭が勃發するや、C.G.Tの年來唱へて來た非軍國主義も一切の妥協を排斥する階級闘争説も、何處へか吹き飛ばされ、また一切の政争に關與することを排斥して、社會黨との協力をも拒否して來たものが國民的防禦を名としてブルジョア政府を支持するやうになつたのである。

そこで開戦後間もなくC.G.Tの内部には金屬工組合の幹事メンエムの率ある少數左傾派が現はれ右傾幹部を攻撃し出した。一九一八年の巴里大會及び翌一九一九年のリオン大會では、少數派は慘敗したが翌一九二〇年には鐵道従業員聯合會が全く少數派の勢力に歸し、同年七月オルレアンの大會を期しC.G.Tの内部に『革命的サンヂカリスト委員會』(C.S.R.)なるものを組織した。所が大會後有力な組合が續々としてC.S.R.に加盟し初



めたので、C・G・T中央委員会はC・S・R加盟組合の除名を決議したが、實行されるに至らず、一九二一年七月のルール大會では中央幹部派は苦戦に陥つたのである。幹部派はこの形勢に驚いて同年九月再びC・S・R組合の除名を宣言した。是に對しC・S・Rの方では十二月に巴里に全國大會を開催した。この大會は非常な人氣を呼び一五六四組合の代表員の参加を見た（この數は事實上全C・G・Tの過半数を占めると稱せられる）。大會は除名宣言の撤回要求を決議し幹部派に通過したが、幹部派は之を受附けず重ねて除名宣言を發した。そこで左傾派は止むを得ず臨時委員會を組織して舊幹部と相對峙することゝなつた。もとの少數左傾派は今や少數派に非ず少數右傾派が多數の左傾派を除名したと云ふ奇現象の下に、C・G・Tは全く二派に分裂し、巴里市内に別々に本部を置き、別々の機關紙を發行してゐる。（『サンチカリズム』參照）。

**市場（シジャー）**

市場（market）なる語は極めて多様な意義を有し、その使用せらるる場所によつて、各意義を異にするのみならず、その關係を有する學科及び學者により、種々異なる意義の下に用ひられてゐる。然し經濟學上に於て普通市場といふは、或る貨物に對して自由競争が行はれ、その價格を均一にし又は均一に歸せしめんとする傾向を有する地理的範圍・貨物範圍を指していふ。例へば國內市場又は外國市場といふが如きは、この意義によつて用ひられたものである。然し乍ら市場なる術語の特に注意を要すべきは取引所の性質たる市場の意義と、取引所の設備としての市場の意義に關してである。本來取引所なるものは、公開の市場より漸次に發達して來て、遂に團體的性質を有するやうになつて來たものであるから、經濟的見地より觀察すれば、一個の大市場である。

經濟的發達の幼稚な時代には、販賣者と購買者とを一定の時期及び一定の場所に於て集會せしめ、その賣買取引を周旋する制度が設けられてゐた。これが所謂市場なるものの起源であるが、この市場は週・月・年の一定の日に開かれるを以て、週市・月市・年市と呼ばれてゐた。然るにこの中でも年市は、多くの宗教的祭典に伴つて開催せられ、外國の販賣者及び購買者をも誘引するに至り遂にこの市場は地方的價值をも有するやうになつて來た。而して此處に於ては市場に現存する商品のみならず、見本によつて賣買取引を契約し、その履行を即時になさず、通例次期の開市まで延期するやうになつた。殊に大都市に於ては市場の發達に促されて商業進捗の新制度が發生し、小商賣のみならず大商賣の用にも供せられたのである（『取引所』參照）。故に市場なるものは、需要と供給とを接觸せしめ、生産と消費の權衡を保たしめる設備として、自然的に發生して來た商業取引の機關である。而も市場が多く宗教上の祭典に伴なつて開かれたのは、祭典に際し多數の人士が各方面から集合して來たからに外ならなかつた。即ち祭典は一定の時期及び一定の場所に於て、地方の人士の集合を誘引し、販賣者並に購買者の接觸に便利が多かつたために、市場發生の動機を與へたからに外ならない。故に、歐洲語に於ける市場の意義は、宗教上の祭典の言葉に因んでゐる。日本語の所謂市場は宗教上の言葉と何等の關係もないやうであるが、市場そのものが縁日・祭日と密接なる關係を有することは勿論である。

これを要するに經濟的發達の初期に於ても既に商業進捗の制度として市場が存在したが、漸次經濟活動が發達するにつれて、個人的分業のみならず國際的分業が行はれると共に、

これらの需要供給を反映せしめ、且つこれを調節すべき必要に驅られて新なる經濟的機關として發生したのが取引所である。

**私刑（シケー）**

私刑とは國法にも依らず司法機關の手も藉りず人民自身が習慣によつて刑罰を行ふ事である。國法未だ完備せず官憲の威力普ねからぬ社會に行はれるもので、昔は各國に存在し、米國には最近まで存在してゐた。私刑は一般激昂せる民衆によつて行はれるから性質慘虐であり、往々不當の刑罰を加へることとなるので、今日の國家は皆之を禁止してゐる。米國に於て最近迄私刑が盛に行はれたのは、同國が土地廣大にして警察力薄弱なると、黒人に對する反感蔑視に由る。黒人にして白人の婦人に凌辱を加へ、白人の權利を害したる時必ず私刑を行ふ事は米國民の風習であつた。黒人犯罪者が警察官廳に收容せられた時、私刑を行ふ爲めに之を奪ひ取らんとして官憲と民衆との間に争闘を起したことが屢々ある。

**死刑廢止論（シケーハイシロン）**

死刑廢止論は、伊太利の犯罪學者チエザレ・ベッカリア（Cesare Beccaria）が其著書『犯罪及刑罰論』（Die delitti e della pena）に於て、ルッソーの社會契約説に據り當時の刑事制度

上の弊害を摘發し死刑の廢止を唱へたるに創まる。廢止論の要旨は、（一）刑罰權は社會契約に基くものであつて個人の利益を保護するのが任務である故、其の最大利益たる生命を奪ふのは社會契約の本旨に反する。（二）生命は神の與へたものである故、之を人間が奪ふのは不當である。（三）死刑は絶對に犯罪の分量に應じて輕重を分つことが出来ない故、罪刑の權衡を失はしめる。（四）裁判には誤斷なきを保證し難い、然るに一旦死刑に處すれば後に誤斷を發見しても回復する途がない。（五）國家自ら生命の不可侵を認めずして殺人罪を罰するが如きは甚だ矛盾してゐる。（六）死刑を存置した所で犯罪を減少する實益がない、實益のない刑を課するのは不必要事である。（七）死刑は要するに野蠻時代の復讐刑の遺物で、今日の文明國に存置すべきものではない、といふのである。法律上早く死刑を廢止した國は伊太利（一八八八年）、和蘭（一八七〇年）、ポルトガル（一八七六年）、ルーマニア（一八六四年）、スウェーデン（一八七四年、但し一八七九年以來二十二州のうち七州は死刑を回復した）、北アメリカ諸州のうちウィスコンシン（一八五三年）及びメーン（一八八七年）の二州、ノ

ルウェー（一八七六年以來死刑を宣告せず、一九〇五年實施の新刑法を以て之を廢止す）等である。勞農黨國では革命政府の樹立と共に死刑廢止が宣言された。

**島田 一郎（シマダイチロー）**

石川縣の人、金澤藩の足輕であつた。戊辰の役には、藩軍に従ひ北越に轉戦して屢々佐幕黨と戦つた。藩の兵制改革と同時に拔擢されて大尉に進んだ。後に金澤の忠告社の同志となり頗る激越なる政論家として鳴つた。明治十年、西南の役勃發するや、遙かに擧兵して、賊軍に應せんとしたが、間もなく平定したので果たさなかつた。茲に於て君側の大奸を除くを名として、西郷隆盛を殺したる主謀者とも目すべき内務卿大久保利通を狙ひ、杉木乙菊以下四人の同志と謀つて、明治十一年五月十四日、利通が參朝の途を喰鹽門内紀屋井町に要して狙撃した。斬殺狀を懐にして官に自首し、從容として刑場に赴いたといふ。

**新聞紙法（シンブンシホー）**

新聞紙法によれば、新聞とは單に所謂新聞紙のみならず、一定の題號を用ひ、時期を定め又は六月以内の期間に於て時期を定めずして發行する著作物、及び定期以外に著作物と同題號を用ひて、臨時發行する著作物を總稱

するのである。然し新聞紙は一の著作物ではあるが、出版法によつて直接支配せられるのではない。新聞紙法なる特別法によつて支配を受けるものである。また新聞紙は一定の題號を用ふる著作物なるを以て、その題が新聞といはず××雑誌、△△公論と呼ぶも自由であるのみならず新聞紙は定期・不定期・臨時に發行し、定期には月刊・週刊・旬刊・日刊等、一定期間内の一定日に發行せられる。而してそれが定期刊行物と異なる所以のものは、定期刊行物は例へばこれを漱石全集に求むるに全集に收めらるべき内容に既に一定せるものであつて、自らその限界が定められ、永續的な性質を有せざるものである。即ち新聞紙は内容の限界が一定せず、且つ永續性を有するものでなければならぬ。かくの如く新聞紙は普通の刊行物と異なり、發行の回数及び部數も多くそれに掲載するところの著作物の傳播も迅速なるを以て、その取締には特別の注意を要する。新聞紙法なる出版法の例外が設けられ、特に新聞紙の形式を以て發行せらるる著作物の出版を取締るは、かかる必要に出でたものに外ならない。即ち新聞紙法は新聞紙の出版に就き責任主體として、發行人・編輯人・印刷人の三者を認め、出版の自由を制

限し、これに違反する者は、行政上及び司法上の二種の制裁を加へることになつてゐる。法律上の責任主體としての發行人は、新聞紙の發賣頒布を擔任するもの、編輯人は出版すべき著作物を蒐集し又は自ら著作するもの、印刷人は出版の印刷を擔任するものである。而して新聞紙法が諸種の規定を設けて、出版の自由を制限をなすは前述の如くであるが、その規定は三種の責任主體に對し、發行所及び印刷所・發行届出・保證金納付・納本等に關するものが主となつてゐる。尙ほ新聞紙が法律によつて制裁を受ける行政上及び司法上の制裁は次の如くである。行政上の制裁は地方官廳が發行差止及差押をなす外内務大臣が直接に發賣頒布の禁止、差止及差押をなし得るのみならず、既に發行したる新聞紙の掲載事項が風俗を害し、安寧秩序を紊すと思むる時は、これが發賣頒布を禁止し、必要の場合にはこれを差押へ、同一事項の掲載を差止めする事が出来るのである。司法上の制裁といふまでもなく、最後の制裁であつて、新聞紙法の命ずるところを確實に遵守せしむるため、眞法行爲者に刑罰を加へ、懲役・禁錮・罰金に服せしむるものである。

ダーキンは生物の進化に關し、自然淘汰の外人為淘汰・雌雄淘汰・用不用等を研究し、これらを以て何れも生物進化の一原因を形成するものと認めたが、ダーキンの中心はいふまでもなく適者生存 即ち自然淘汰を以つて生物の進化を説く主なる要素となしてゐる。故にダーキン説に對する賛否の論は悉く自然淘汰説に注がれてゐた。これに反對するものは、生物が進化して或る生物、殊に人類に至るの経路は自然淘汰の結果でもあるが、尙その他に種々の原因もあることを指摘した。即ちラマルク説、ド・フリークス説等は其最も代表的なものであるが、これに反して他の一派の人々は、ダーキンの説に従ひ、主として自然淘汰によつて生物の進化することを指摘し主張した。この一派の主張を新ダーキン説といふ。ワイズマン、ワレリス、ハックスレー、グレイ・ブルックス、ランケスター等の如きはその最も代表的な戦士である。

**新ヘーゲル學派**(シン—ガクハ)  
ヘーゲルの辯證法思想を復興せるものを稱して、廣く新ヘーゲル學派と呼ぶものもあるけれども、一般には十九世紀中英米に發展せるヘーゲルの影響を指していふ。即ち英國の唯心論は僅かにヒュームによつて説かれ

てゐるけれども、その思想は偏狹なる現象論に囚はれてゐるを以て、それに満足せざる研究者は、カント、ヘーゲル等の獨逸哲學に唯心論の體系を求めんとした。即ちスターリング、グリーン、ケーアード等がその代表的な學者である。その中グリーンはカントの認識論より出發してヘーゲルの形而上學に進み、以て兩者の調和を計り、世界を以て絕對理性的の體系なりとするヘーゲルの思想を移植したのである。これは哲學界に於て一般に新ヘーゲル學派として認められる一派であるが更にヘーゲルの辯證法的思考法を取つて、これと唯物論を結びつけたるマルクス、及び同じく其立場から絕對個人主義に入つたスチルナーの如きも、等しくヘーゲル派と呼ばれることがある(『唯物史觀説』参照)。

**シンヂケート**  
シンヂケート(Syndicate)なる言葉は種々なる意味に用ひられる。即ち個人乃至法人が協同して企業を行ふ場合を指すこともあり、又トラスト、カルテルの如き市場の獨占を目的とする合同を指すこともあるといふ有様であるが、然し最も普通に用ひられるのは有價證券引受に關する組合に對してである。此の意味に於けるシンヂケートは、國債・地

方債・社債等の形式を以て資金を募集する場合に組織されるものであり、其發行を引受け募集を完成するを目的とする。かゝるシンヂケートは今日の金融状態の下において、多額の資金を集むる爲めに極めて便宜なる方法であるとされて居り、我國でも社債募集の手段として近來盛んに行はれて居るのである。此のシンヂケートを組織するには、引受人・發行銀行・仲買人の三要素が必要である。この中でもシンヂケートの中樞となるものは發行銀行であつて、證券發行に關する一切の實務を處理するものである。發行銀行は必ずしも銀行に限らず、個人乃至組合がこれに當る事もあり、その數も亦一定してゐない。即ち發行銀行は債券發行の希望者が、その意志を傳へた場合に、一團體を形成して金融上の状態を考へ、その時期を計つて發行引受の契約に調印し、募集金額・利率等の發行條件を記載した目論見書を發表し、その募集に當り、相當の發行手数料を受けるのである。又引受人は募集が定額に充たぬ場合を豫想し、その場合には一定の應募を引受けるものであり、引受高の多少によつて一定の引受料を得るのである。仲買人も亦缺く可からざるものであつて、應募の勧誘を爲すことに依り、シンヂ

ケートの目的を達成せしめるのである。これも勧誘募集額の多少に従つて手数料を受けるこれ等の機關の活動如何は、シンヂケートの成功・不成功を決定する重要な條件であるから、これが選擇は、シンヂケートの組織上に頗る重要な條件とされてゐる。

**新カント學派**(シン—ガクハ)  
十九世紀の初頭に於て哲學界を風靡したのはカントであつたが、やがて中葉に近づくと共にその地位をヘーゲルに侵され、一時學界から忘れられるやうになつた。然るに一八六〇年代に到ると共に、再びカント哲學を研究せんとする學者が出で『カントに歸れ』の運動が起された。その先鞭をなしたのはランゲの『唯物論史』に外ならなかつた。かくしてカント哲學は又も學界の大勢力となり、その祖述者を新カント學派と呼ぶやうになつた。彼等はカントの批判哲學を高調して思辨哲學に反對したる故に、その最初の問題は單純に認識論に關する研究に止まつてゐたが、やがてその實踐哲學をも究むるに至つた。従つてカント學派の範圍は頗る廣く、歐洲全土にその祖述者及び修正者を見るに及んだのである。然しながら、狹義に新カント派といふ時は、特にマールブルヒ派學者即ちランゲ、ニーヘン、ナ

トールプ、シュタムラー、スタウデンガー等をいふ。此中ランゲは學問の研究法として缺くべからざる唯物論もカントの形式的觀念論を以て補ふを要すと説き、コーエンはその純粹理性批判の經驗批判たるを主張してカントの觀念論的方面を説き、ナトールプはその主張せる社會教育學に於てカントの倫理學を基礎とせざるべからざるを説き、更にシュタムラーはマルクスの歴史觀念を取つて、これにカントの批判的方法をも適用して批判的社會哲學を創始し、スタウデンガー及びフォルシッゲルもカント説とマルクス説の調和を企てた(『法的社會主義』參照)。

新カント派は以上のマールブルヒ派(祖述派)のみならず、半カント學派の諸學者、即ちリプマン、フォルケルト、キンデルバンド、ヘルムホルツ等を數へ得るのみならず、更に英國に於てケアード、ブラッドレー、ボサンケイ等を始めその他佛伊等の諸國にも幾多のカント祖述者及び修正者を出した。

進化説(シンカセツ) 【概説】 進化とは生物たるを然らざるを問はず一切の事物が低級より高級へ、單純同質より複雑異質へと變化することを云ふ。古來より、宇宙の萬象成立に關する説には、創造

説・流出説・進化説がある。創造説とはかの古風な宗教家達の唱へたものであつて、一切の存在は神の手によつて個々に創造されたものであると云ふのである。流出説とは、新カント派などの説く如く、至高絶對なる神靈が根本に存し、それより漸次に低級の物質に至ると云ふ主張である。次に進化説は、流出説とは反對に、低級のものより高級なものに一切の事物は變化して行くものであると考へるのである。進化の思想をもつとも早く現はしてゐるのは西紀前第五世紀頃のギリシア哲學者エムペドクレスであると云はれる。彼れは生物の初は植物で、植物より動物が生じたと考へたのである。同じく西紀前百五十年頃のギリシア哲學者、デモクリトスの流を汲む原子論者は矢張り進化の思想を有し、近世佛蘭西の唯物論派哲學者は皆進化説を唱へた。哲學的思索の方面でもアリストテレス以來進化説は存した。スコラ學派が衰落して自然科學が勃興してからは、進化説は益々重要な地位を認められ、十八世紀より十九世紀に亘り、種々の方面より進化の思想が起つた。カント、ラブラースは星雲説によつて太陽系統の進化を説き、ゲーテ、オイケン、ラマルク、ダーキン、ワレース等の學者は生物學

この特徴をもつとも多く承け繼いだものが、生存して子孫を遺すからである。即ち生存競争によつて其特徴が子孫に傳へられるからである。(『生存競争』參照)。

うちに又矛盾が生じ、再び高級の思想によつて綜合せられるのであつて、この反覆により、思想は漸次に進化するのである(『辯證法』參照)。

【生物學上の進化論】 進化論と云へば直ちにダーキンの進化説を聯想するのであるが、進化論は生物學上のみに限られたものでないことは前段に説ける如くである。然し進化論に確かな基礎を與へ、進化論を大成したのは實にダーキンであつて、ダーキン以後にダーキンなく、ダーキン前にダーキンなしとは今日なほ承認せられる言葉である。ダーキンはその多年に亘る實驗的研究によつて、生物は凡て進化する事、その進化は自然淘汰によつて行はれる事を主張したのである。彼の説に依れば生物は決して一定不變の形式に當概めて作り上げられたものでなく、個々の生物が何れも特殊な點を備へて生れて來るのである。この特徴の著るしいのが即ち變種であつて、變種の特徴が更らに遺傳によつて積み重ねられ益々際立つて來れば、遂には一の全く新しい種を生ずるに至るものである。然らばこの過程は何故に行はれるのであるか。それは生存競争に最も適した特徴を備へた個體が生き長らへて子孫を遺し、其子孫のうちでも、

『進化』の原語は evolution であつて、元來『展開』詳しく云へば隠匿されてゐたものが顯はれ出で、包藏されてゐたものが展開されると云ふことで、今日云ふ『進化』の意味とは大分異ふのである。然し生物學の幼稚期にはこの『展開』に意義があつたので、その時代にはイダの卵巢内にはあらん限りの人類を生ずべき要素を含むものと思はれ、顯微鏡が發明されて精蟲が見えられ、精蟲の中に將來人となるものを含むとして、頭部や四肢を畫いた學者もあつた。然し今日は斯様な説が信ぜられないのは勿論の事である。また生物學上の『進化』なる言葉には『向上』とか『改良』とか云ふ意味はない。生物は自然淘汰によつて異種を生ずるといふだけの意味である。

神權政治(シンケンセーヂ) 神權政治を簡單にいへば、政權は神の子孫又は神の使者もしくは代表者のみが、これを把持すべしとなす主張である。この種の主張は政治學説として最も原始的なものであることはいふ迄もないが、最も永く人類の政治思想

の方面より、ライエルは地質學の方面より進化を説いた。殊にダーキンの進化論は、進化説に鞏固な基礎を與へ、これを大成した。斯くて進化説によつて宇宙觀を建設せんとする哲學者を生じた。フイヒテ、シェリング、ヘーゲルの論理的進化論スペンサー、ヘッケル、トラウゼの機械的進化説、ハルトマン、ヴェント、パウルゼンの目的觀的進化説等がそれである。機械觀は一切の活動及變化を物理的に説明し、盲目的にして機械的なる原因結果の法則によつて支配されるとなし、別に何等の精神的要素を認めないのである。目的觀は自然界の活動及進化をば一種の精神的原理に従ひ、即ち意識的若くは無意識的なる目的活動より生ずるとし、之と同時に機械的因果關係の必要を承認し、前者の補助として必要缺くべからざるものとするのである。論理的進化論はヘーゲルに至り大成せられたもので、ヘーゲルの辯證法と稱するものは即ちこれである。ヘーゲルによれば、一つの思想は必ず其反對思想を伏藏するもので、此反對思想が顯在的になると共に矛盾せる思想の對立を生ず。此等の兩思想は、更に高級な思想によつて綜合せられ、茲に初めて矛盾は解決せられるのである。然るにこの綜合せられたる思想の

を支配した意味に於いて注意すべきものである。

神權政治に關する説が起された所以は、人類の政治生活が家族生活に出でたことに由來してゐる。萬能家長は元首で家族は血族を以て連結する永久的團體であつた。茲に於て家族團體に祖先崇拜の風が生じ神事と政治とを包合して統制を完成した。所謂祭政一致の状態であつて古代にあつては多く僧侶宗教家が政治を司つてゐた事實は、これを證するに足るものである。一八一五年埃大利・露西亞・普魯西間に締結された神聖同盟なるものは、神權説を採つて國際間の原則となしたものである。今日に於ても各國の元首は、自ら稱して天佑に依り、神恩に依りその神聖なる政權を擴張する事を宣してゐるが如き、これまた神權説の名残りとも見られるものである。斯くの如く神權説なるものは、何等科學的なる検討を経ざる原始的な思想であるにしても、最も永く人心を支配して來たものであり、且つ現在もまたある程度まで支配しつつある主張である。蓋し、今日の文明を以て誇る歐洲諸國に於ても、政府と寺院との關係を決定する事は、至大の勞苦を注ぎつつある問題である。十九世紀より二十世紀にかけての政教分

離の煩悶は、遺般の關係を明らかにしたるものといはなければならぬ所である。この意味に於て最近世に至るまで、各國はことごとく神權政治の說に依據して來たものであることは注目に値する。

然し乍ら今日一般に神權政治または神權國と呼ぶところの言葉は、これを國體の上より區別して呼ぶところのものであつて、國家の元首が宗教の首長たるものを意味する。謂ふ所の Theocracy と呼ぶのは此状態を指すのである。古代の埃及・波斯・猶太諸國を始め、中世の回教諸國、近代の土耳其・露西亞の如きはこれに屬するものと見られる。然しながら現在に於ては、かかるセオラシーの政治を純粹に行ひつつある國はないが、政治と宗教との區別を認めて兩者を併行せしめつつ、相互に補助せしめ、以て二元的に政治を行ふ國は、未だ多數存してゐる。これ神權政治の說が、十九世紀の科學時代を経て根據を失ひ、宗教または神學と科學及び哲學とは獨立せる領域を有するものと考へられた結果である。ただ僅かにその名残りを留むるは、祖先崇拜の感情が、未だ牢固として抜くべからざるものとなつてゐるがためである。

新マルサス主義(シン—シュギ)

マルサスはその著『人口論』に發表したる原理に基づき、その原理の必然的結果として人口過多の現象が起り、而してまたその必然的結果として貧困その他の種々なる社會的弊害が起るものと見做し、かかる社會的弊害を防止するには、各人がその結婚期を遅からしめ、かかる道徳的制限即ち制慾によつて、人口過多の現象を豫防すべしと説いた。『人口論』『マルサス主義』(參照)。然るにマルサス以後彼の道徳的制限による防止説に對しては、新に一つの疑問が投ぜられた。それはマルサスの道徳的制限説の如きが、果たして有効に人口の過多を防止し得るか否か、防止し得るとしてもそれが人體に悪影響を及ぼすことがないか否かといふ點に存してゐた。而して新マルサス主義の最初の主張は、かかる疑問によつて發せられた。つまりマルサスのいふ道徳的制限の如きを以てしては到底人口の過多を豫防し得るものでなく、従つて貧困その他の社會的弊害を救済し得るものではなく、且つ制慾は人體に幾多の悪影響を及ぼすべしとなし、それがためには有効にして比較的害悪の少ない避妊の方法を用ふるに如かないといふ修正説である。而して此説を最も熱心に説いたのはミル父子であつた(『ミル・ジェームス』

『ミル・ジョン』參照)。この説が唱へられると共に、新マルサス主義なるものは、人口の過多を豫防し得る唯一の手段として考へられるやうになつた。然るにこの後マルサスの人口原則は、マルサスの出現によつて根本的に動搖せらるゝこととなつたが、新マルサス主義そのものは、更にユーゼニックスやその他の新思想の主張を加味し、當初の内容に比して複雑高級なものとなつて來た(『優生學』參照)。殊に勞働階級を中心とする小家族主義の産兒制限運動が起されるやうになるとともに、新マルサス主義は社會的に重要な位置を占めるやうになつた(『産兒制限』參照)。

新プラトン説(シン—セツ)

新プラトン説とは第三世紀に於いてアレキサンドリアに起り、第六世紀の初めまで繼續されてゐたところのギリシア哲學最後の體系である。即ちプラトンの哲學を祖述し、これに東方の思想を加味した一の宗教哲學で、アンモニウスに依つて創められたと稱せられてゐる。アンモニウスが此の說の創唱者であつたか否かは、幾多の疑問の存するところであるが、その門下生プロチヌスが大成したことは確かな事實である。新プラトン説は宗教的世界觀として實踐的方

面を有し、後世の思想に著しい影響を及ぼしたものである。而してその發達變遷は大體三期に分れてゐる。第一期はアレクサンドリア派と稱せられるもので、プロチヌス及びその門下のボルフィリオスが代表してゐた時代であつた。第二期はシリアに住んでゐたボルフィリオスの門下ヤンブリクスが代表してゐた時代で、通常シリア派と呼ばれてゐる。ヤンブリクスはプロチヌスの說に修正を加へ、且つ一層通俗の宗教に接近したので、一時頗る盛であつた。間もなくキリスト教の勢力に追はれて、ヤンブリクスの一派はアテネに引退せざるを得なくなつた。

第三期はアテネ派と呼ばれ、アテネ人ブルタルコス、プロクロス等が此の說の代表者となつてゐた。彼等は主としてプラトン、アリストテレス等ギリシア在來の思想を研究しこれをプラトン説に綜合し、以つてギリシアの國民教を復活せしめんと企てゝゐたのであるが、西曆五二九年ユスチニアヌス帝によつて其敎校を閉鎖せしめられ、且つ彼等はアテネより追はれるに至つたので、新プラトン説は全く跡を絶つに至つた。

新プラトン説はかゝる學派の變遷と共に、幾分その内容をも變へつゝあつたが、然し其中

心思想として終始一貫してゐたのは、流出説であつた。彼等の主張する所に依ると、世界は中間の階級を経て、神より流出せるもので、ヌース、ロゴス、理性、精神等が中間者である。此の中間者は後に東方的儀禮における天使や鬼神の觀念と結合して甚だ人格化されたが、要するに流出説は神を世界の彼岸にあるものとして崇拜し、これと合一せんとする要求に應じたもので、中世紀基督教及び近世哲學に多大の影響を與へたのは全く此の點であつた。

新ラマルク説(シン—セツ)

新ラマルク説とは生物學上に於けるラマルク説とダーキン説とを折衷する一派の進化説である。即ち生物の環境に起る總ての變化は、その生物に對して新しき必要を喚起し、これらの新しき必要の結果として、その生物は若干の新しき習慣を取り、若干の古き習慣を棄てる。そしてこれらの新必要・新習慣は、その生物の身體に新しき器官を造出する。器官の發達もしくは萎縮消失は、器官の使用または不使用に起因する。生物がその一生涯の中に獲得したる使用もしくは不使用の結果は、遺傳によつてその子孫に傳はるといふラマルクの進化説を基礎とし、これにダーキ

ンの自然淘汰による變化説をも取入れて主張する一派が新ラマルク派と呼ばれるものである。ヘッケルはその代表的な戰士である。彼等はダーキン説を批評して、ダーキン説は變化を假定するのみで、その起原を説明することは出來ぬ。淘汰の行はれる前に既に變化がなければならぬのであるが、此變化はどこから來るか、その起原を説明してをらない。もし新ダーキン派のいふごとく、かかる變化は二つの全く異なる胚種原形質が受胎によつて混一合體する結果、新個體が生ずるといふならば、もし總ての變化が先天的性質のみにより、兩性生殖に基く雌雄胚種原形質の合體によりてのみ可能だとすれば、斯くの如き合體の行はれぬ單細胞生物には變化が生じないことになるといふのである。新ラマルク説は單細胞生物に於ても、確かに變化の行はれ得ることを説明した。然し細胞生物個體はその一生の間に獲得したる性質特徴を、果たして子孫に遺傳するかどうかにかんして、新ダーキン派との間の論議には、兩者自説を採つて譲らざるものがある(『新ダーキン説』『ワイズマン説』參照)。

心理學(シンリガク)

心理學の原語はPsychologiaなる希臘語より出でたるものであつて、その意義は精神といふ意味と、學または論といふ意味との連結したものである。この言葉が最初に用ひたのはアリストテレスであつたが、術語としての意味を與へるやうになつたのは十六世紀の末葉オットー・カスマン以來の事であつて、而もこれが一般に知られる様になつたのは、ウォルフが經驗心理學及合理的心理學の二者を公にして以來の事である。然らば心理學とは如何なる學問であるかといふに、いふまでもなく人間の精神に關する學問である。即ちカントは思考するものに關する形而上學なりといへる如く、その對象は主觀的精神である。然るに近世に入るに及び、特に實驗的方法を加ふるに及んで、心理學はその内容形式とともに科學的のものとなり、その研究の對象に關しては、單に内部經驗に限るものと、廣く精神物理的有機體全部を對象とするものとの二派が出でて來た。即ちかくの如くして心理學の學派は先づこれを哲學とするか科學とするかによつて哲學的心理學と科學的心理學の二派に分たれ、科學的心理學は研究方法の相違により思辯的心理學と經驗的心理學との二派

に分たれることになつた。

哲學的心理學とはその研究上經驗を度外視して専ら思辯のみに依據し、精神の作用を説明するに、其作用とは全く別個の實體によらんとするものをいふ。これに反して科學的心理學は説明の基礎を形而上的實體に求めんとせず、現象そのものの中に簡單なる要素を定めその複合によつて精神現象を説明せんとするのである。かゝる科學的態度の上に立つ心理學が勃興したのは、偏へに十九世紀の自然科學の進歩に對する反動として、一に精神科學を樹立せんとする要求の上に生れたものであつて、精神科學と自然科學とは其對象とするものが全然異なつてゐるといふ立場に立つてゐる。即ち自然科學に於て外物を知覺するに外官ある如く、精神科學は内官を以て精神を知覺するものであることを説いた。この立場に立つものを思辯的心理學といひ、ベネケ、ブレンター等の所論がそれである。然るにこれに反對するものは、自然科學と精神科學とは同一の經驗内容を研究するものであつて、ただ前者は直接經驗を研究し、後者は間接經驗を研究するもので、外官に對する内官の如きは、決して存在するものでないことを主張する。而してこの派の主張者ヴントは心理學

を以て直接經驗の學なりと呼ぶに至つた。尙經濟的心理學はその精神過程研究の基礎たる事實又は概念を標準として記述的心理學と説明的心理學の二派に分類され、説明派は更に主知派と主意派に分たれ、尙ほ更に主知派は論理派と聯想派の二派に細別することが出来る。またこれを研究の根本方針に従つて、綜合派と分析派に分つことも出来る。

以上は心理學に關する學說上の派別であるが、研究の方法の範圍によつて以下の如き分類が設けられる。即ち(一)普通心理學(人間意識の正常なる作用に關する一般原理)(二)特殊心理學(一部分の特殊現象の研究)(三)實驗心理學(研究方法に於て實驗を主とするもの)(四)兒童心理學(生長發達の見地より兒童期の精神過程を研究す)(五)個人心理學(個人的差異の研究を主題とす)(六)社會心理學(社會現象に現はれる精神過程)(七)動物心理學(八)比較心理學(九)發生心理學(發生の方面を主とする)(十)變態心理學(幻覺催眠及精神病等の如き異常なる精神現象を研究す)(十一)生理的心理學(肉體と精神の關係を主題とするもの)。

森林(シンリン)

森林とは林業地及び現に造林の用に供する土

地を指して呼ぶ名稱である。從て法律上にいふ森林は、樹木の數多叢生せるところの森林状態をなすものに對していふのではなく、地籍上の地目を意味する。故に森林とは必ずしも森相たる現狀を備ふることを必要としないのみならず、伐採跡地・災害跡地にして一時荒蕪に委せる地と雖も森林地たるべく、これに反して公園・境内・並木・果樹園等は如何に立木竹が叢生すると雖も森林といふことは出来ない。

森林はその所有者の如何によりこれを分ちて御料林・國有林・公有林・私有林の四者となす。御料林は帝室所有の森林、國有林は國家の所有に屬する森林、公有林は市町村の所有に屬する森林、私有林は私人に屬する森林たることいふまでもなく、各面積の分布は御料林が二、一〇二、九二四町歩、國有林が一、七四一、六三七町歩、公有林が二、五八七、九四四町歩、私有林が五、七五九、七八八町歩であつて、その他全國の社寺に屬する森林が合計一九、五二五町歩を算する。森林の區別は又、かかる所有者の區別によつてせず、その利用の目的よりこれを分ちて、供用林及び保安林の二種となすこともある。保安林とは社會の福祉を増進せんがため、森林の

利用を制限したものであつて、供用林は保安林に編入せられざる普通の森林であつて、自由の作業を經營し、森林の使用収益を目的とするものである。然し供用林は自由の經營に委すとはいふものの、國家經濟上並に國土保安上自ら制限が加へられる。即ち各國は皆營林監督の制度を設け、森林の荒廢に歸することを防ぎ、植林を奨励する方針を取つてゐる。その他種々の森林組合(例へば造林組合・施業組合・保護組合等)を保護奨励したり、保護林の制度を設けたりして、森林の濫伐を防止してゐる。

森林組合(シンリンクミアイ)

森林組合は森林の保護、森林業者の利便等の爲めに組織せられるもので、我國の森林法に依れば(一)國土保安の爲又は森林の荒廢を防止し、若くは荒廢せる森林を回復する爲めに必要なる時(二)森林が所有者を異にし、協同して施業を爲すに非ざれば其の利用の目的を達するに困難なる時(三)森林産物の運搬に必要なる工事を爲し、又之を維持する爲關係者の共同を必要とする時(四)森林の危害防止につき關係者の共同を必要とする時に限つて、これが設立を許されるのである。保安林は元來何人にも占有されることのないも

のであつたが、私有制度の發達と共に各人に私有されることとなつた。その結保今日見ることが如く、個別分立して互ひに錯綜するに至り、作業上の不便、保林上の困難が甚しくなつて來たのである。されば、かかる弊害を除去し、その利益を收めんとして起つたのが此の森林組合で、獨逸に於いては一八七五年以來保安林及び森林組合に關する法律が發布されてゐる。獨逸の森林組合は山林を組合員の共有と爲す所の所有權組合と、森林の保護を目的とする造林組合と、森林に對して種々なる企業を爲す施業組合との三種がある。我國の森林組合も亦、其目的の異なるに従つて、造林組合・施業組合(但しこれは獨逸に於ける施業組合と異り、施業を共同にするのみであつて特殊の共同企業を爲すものではない)土工組合(森林生産物の運搬を共同にするもの)保護組合の四種に分つ事が出来る。

また我國の森林組合は強制的のものであつて不同意の者も亦、組合の成立した場合には、特別に加入の義務なき事を認められてゐるものの外(即ち御料林・國有林は原則上加入の義務なく、其他試験・演習等の用に供せられるもの大規模に獨立經營せられるもの等特殊の事情のあるものは、加入の義務を免ぜら

れてゐる)必ず加入しなければならない事となつてゐる。歐米に於いては任意組合としてゐる處もあるが、任意組合では十分に目的を達する事が出来ないで、近來では一般に強制的に行ふ傾向になつて來たやうである。

信用(シンヨー)

【概説】信用とは貨幣其他の有形財を始めとし、勞働力の提供等一般に經濟財と稱せられるものを、將來に於ける反對給付を信任して給付することを云ふ。即ち普通の取引に於いては、給付と反對給付とが同時に進行されるのであるが、一方の給付は現在であつても反對給付は將來である場合がある。此の場合を稱して信用と呼ぶのである。故に信用が成立するには次の四要素が必要である。即ち(イ)給付と反對給付が同時に進行されず、一方が現在であつても他方は將來である事、即ち給付反對給付の間に時間的距離がある事、(ロ)時間的距離のある結果、他方の反對給付が不確實であつても疑はない事、(ハ)の目的物は必ず經濟財である事、(ニ)強迫強制によつて反對給付を將來に互らしめるのではなく、全く任意的事である事、等がそれである。

【種類】信用の種類はその觀察點の異なるに従つて、次の六種に分類する事が出来る。

(1)信用の目的物の性質からは純粹信用と必然信用に分たれる。前者は貨幣の貸借・割引貸附等最初から信用取引を目的とするものであり、後者は家屋の賃借料・貸銀・俸給等の支拂の如く、取引の性質上必然に信用取引となるものを云ふ。

(2)信用に依つて得る財の使用目的によつては、生産信用と消費信用に分たれる。生産信用はその財を生産に使用するものであり、消費信用は之れを消費に宛てるものである。そして此の生産信用は生産の種類によつて農業信用・工業信用・商業信用に分類される。また生産經營の爲めに流通資本を借入れることを經營信用と云ひ、不動産乃至企業を買収に要する借入れを所有信用と云ふ。尙長期間に互る不動産・營業設備等の改良を計る資本の借入れを改良信用と云ひ、この改良信用と所有信用とを總括して設備信用と云ふこともある。消費信用の中でも、その必要が極めて緊切なるものを、必要信用と云ふことがある。

(3)信用を受ける債務者によつては公信用私信用の區別がある。公信用とは公共團體即ち國家地方團體等の信用を言ふのであり、國債・縣債・市町村債等がそれである。私信用とは一般私人及び私法人の信用を云ふので、社債

個人の借入金等がそれに屬する。

(4)信用目的物の種類によつて、自然經濟信用と貨幣經濟信用とに分れることもある。自然經濟信用とは土地・家屋・家畜等を貸付けて、かかる財を返済せしむるものであり、貨幣經濟信用とは貨幣を貸付けてこれを返済せしむるものである。

(5)信用の期限を標準としては期限附信用と無期限信用とに分類される。無期限信用とは其の返済期限に制限なきもので、中には永久公債・紙幣・銀行當座預金等のごとく、債務者より返済を申出づることのないのを普通とするものもある。期限附信用は豫め返済期限を定めておくもので、最も普通に行はれ、且つ期限の長短によつて長期信用と短期信用とに分たれる。

(6)信用の保證を標準とする分類には對人信用と對物信用がある。對人信用とは債務者の人格を保證とするものであり、對物信用とは何等かの物件を擔保とせしむるものである。而して對物信用はまた不動産信用と動産信用とに分たれる。前者は土地家屋のごとき不動産を抵當とするものであり、後者は動産を擔保とするものである。

【沿革】人類の經濟生活が幼稚であり、生産

が主として自己の消費の爲めに行はれてゐる時代には、消費の爲めのみ貸借が行はれてゐた。其後生産物が漸く商品化して來ても、生産の爲めの信用は今日の如く盛なる勢を示すには至らなかつたのである。近世工業が出現するまでは、資本の貸借によつて利潤を得ると言ふ事は罪惡であると感ぜられてゐた。即ち高利貸なるものは近世に至るまで、蛇蝎の如く忌み嫌はれたのである。従つて生産の爲めに資本の借入れを爲すと云ふ事は、殆んど稀であり、消費の爲めにも、生産の爲めにも資本の貸借を受けると言ふことは、甚しい耻辱とされてゐた。しかるに近世工業が出現してからは、信用に對する社會的拘束が消滅して終ひ、自由競争を基礎とする經濟上の個人主義が行はれて來たので、信用は大いに發達することとなり、生産の爲めに資本の貸借の行はれることは全く一般的となつて來たのである。且つ生産方法が進むに従つて、生産の爲めに要する資本の量は次第に増加し、資本の集中が甚しくなる爲め、信用の占むる地位は頗る重要となつて來た。信用は實に今日の經濟組織と離る可からざる關係を有して來た。今日の經濟状態を稱して、信用經濟と呼ぶ所以は即ち茲にある。

今日の生産事業は主として信用を基礎とするものである。例へば株式會社の如きものは、多數の株主に對して債務者の關係に立ち、信用によつて資本を得てゐるのであり、その他の商會社・小賣業者・農業者等にしても、銀行等の金融機關によつて何れも大なり小なり生産資本の融通を受けてゐるものである。また經濟上の交換行爲は、小切手・手形・銀行紙幣・振替等の信用によつて、益容易となつて行くのである。故に近來では、銀行その他の信用機關は次第に發達し、與信所・信用保險等信用を完全ならしむる制度も、従つて盛になつて來たのである。

信用貸付組合(シンヨウカシ)

信用貸付組合は特殊の銀行であつて普通銀行より貸付を得ずして、金貸業者より高利の貸付を受けてゐるが如き者に、低利を以て貸付をなす機關である。その他小農階級・小商人階級等の如き資力なきものに對して普通銀行と競争して貸付をなすこともある。而も信用貸付組合が普通銀行と異なる點は、前者にあつては借受人が組合員に限られる點、貸付に對する信用が個人信用である點に、その特色を有する。信用貸付組合なる名稱は、この特色によつて命名されたものである。この制度

は先づ獨逸にその端を發し、且つ同國に最も日覺ましき發達を遂げてゐる。この制度が創始されたのは一八五〇年以前であつて、當時の歐洲經濟界は一般に沈滞状態に陥り、下層界の困難は實に甚だしいものがあつた。この状態に鑑みてデリーッシユ市長シュルツは、英國の友愛協會の例に倣ひ、疾病者救護を目的とせる友愛協會を組織し、同時に靴工組合を組織して原料の仕入を便利ならしめた。次いで一八五〇年十名の工匠を會員とする信用貸付組合を組織したのがその濫觴であつた。次いで一八六二年ライプツィヒが他の信用組合を組織して、細民の金融機關を創始した。これが今日に於ける世界的勢力を形成した信用貸付組合の先驅となつたのである。

信用經濟(シンヨウケイ)

信用經濟とは主として信用による交換が行はれる經濟状態を言ふのである(信用参照)。即ち今日の如く信用機關に銀行が經濟界の中樞となつて金融の連絡を計り、小切手・手形等の信用證券が貨幣の代用物となつて流通し、種々なる形式による貸借がしきりに行はれる經濟状態を物々交換の状態や貨幣を仲介とする交換經濟と區別して信用經濟と呼ぶのである。『自然經濟』『貨幣經濟』『經濟發達

段階説(参照)。

信用組合(シンヨークマイイ)
信用組合とは産業に必要な資本を組合員に貸與し、または組合員に貯蓄の便宜を與へることを以て目的とするものである。信用組合は、それ故に組合員以外の者に貸付けを行ふ事のないものであり、貸與は主として對人信用に依つて行はれ、保證人を立てしめることに依つて、無擔保に貸金の供給を爲すものであるが事實に於ては物的擔保を提せしめることが多い。又貸付金利は一般の利率よりも低いことを原則とするもので、農商務省の發表した模範定款によると年一割二分以下となつてゐるのである。尙信用組合は組合員に對して必ず貯金の便宜を與へなければならぬもので、組合自ら貯金を取扱はない場合には、其の貯金を取纏めて之を確實なる銀行に預け入れる媒介を爲すのである。故に信用組合は組合員の貯金を統合し、更に信用を以つて組合員に貸付け、若し貸金の不足を感ずる時は組合の信用を以つて外部から借入れる所の機關である。

異なる點は、銀行が純商事會社であつて、營利を目的とし、社員及び株主は其銀行より利益の配當を受くる爲めに出資するに反し、信用組合は利益分配を目的とするものではなく、直接組合員に對して資金の融通を爲すことを目的とするものである。故に成る可くその剩餘金即ち利益金を少くし、その利益の多いときには貸付利子を低廉ならしめ、組合員の生産上における利益を保護することを主眼とするのが、信用組合の本領である。

信友會(シンユーカイ)

信友會は我國に於ける活版印刷工組合として、最も勢力あるものである。印刷工の組合としては外に、東京各新聞の印刷工よりなる正進會もあるが、これは遠く信友會に及ばないのである。我國に於ては、活版印刷工が労働階級の中で最も知識的である。故に活版印刷工の組合運動は明治二十三年頃、既にその端を發してゐる。即ち當時活版工同志會・懇話會等が行はれてゐたのは、活版工組合の濫觴とも見らるのである。然し労働者のみの自主的な組合が現はれたのは明治四十年の事であつて、歐文工峰岸正太郎・古川常次郎等によつて組織された歐文植字工組合『歐友會』を最初とする

のである。
歐友會は創立後一年ならずして東京の全歐文工を網羅し、横濱・神戸・長崎等に互つて約三百五十名の會員を有するに至つたのである。而も組合の標榜が『資本と労働の調和』にあつた爲め、印刷業者側でも表面はこれに賛成し、明治四十三年には秀英舎・築地活版所・國文社・東京印刷會社・三秀舎等の諸工場と歐友會とは一の協約をなした。それは「歐文工を使用する有志工場は必ず歐友會員を以つて之を充つる事」と云ふので、歐友會は爲めに甚だ盛になつた。然るに翌年の築地活版所に於ける大ストライキの爲め、罷業資金に關する問題や、會員の收監によつて歐友會は頗る打撃を受け、更に大正三年歐洲戦争の勃發による外字新聞の廢刊、在留外人の歸國と商店閉鎖等による歐文印刷業の閉散を見るに至つて、全く致命的な影響を與へられたのである。而して大正四年における總會に、機會雜誌の發行停止を決議した歐友會は、遂に會務の執行を停止するに至つた。大正五年に至つて少數の有志者は最後の歐友會大會を開き、且つ斷然歐友會を解散して新たに『信友會』を設けることとした。

かくて信友會は大正六年四月、東京に於ける歐文職工の大半を網羅して盛なる發會式を擧げた。信友會は最初歐文職工のみを以つて組織されてゐたが、間もなく全印刷従業員を包容することとし、六百五十名以上の組合員を有するに至つた。信友會の綱領は『技術を研鑽し地位を向上すべし。福利を増進し地位を向上すべし。品性を陶冶して地位を向上すべし』と云ふにあり、その會則の中には、『會員にしてその雇主と爭議を生ずる虞れある時は豫め本部に通知す可し本會は極力未然に防止する方法を講ずるものとす。』會員にしてその雇主と爭議を生じたる時は直ちに本部に通知す可し。本會は會員を代表して其衝に當るものとす』等の規定がある。

信友會は大正七年三月以來、機關雜誌『信友』を發行してゐる。而して同年八月に至つて米騒動の勃發した際、信友會員中其筋の監視取締を受くるもの、及び檢束されるもの等があつた爲め、誤解と恐怖の爲めに脱會する者が多く、僅かに歐文職工のみが留るが如き有様であつた。大正八年に至つて歐洲大戰が終熄し、企業熱の勃興及労働階級の自覚が著しくなるに従つて、信友會の勢力も亦甚だ盛となり、組合員千五百名を超ゆるに至つた。同年

第一回國際労働會議に出席する代表者の選出に當つて、信友會が友愛會と共に盛なる反對運動を起した事は、同會の勢力を社會に示したものであるといふ事が出来よう。

我國に於ける労働組合は何れも所謂階級によつて創立されてゐる。然るに信友會のみは全然印刷工のみによつて組織され、自主的な發達を遂げて来たことは、特筆に價すると言はねばならぬ。信友會には有給役員なるものが無く、幹部員も悉く労働によつて生活してゐることは、組合幹部の腐敗が叫ばれてゐる今日、誠に模範とす可きところである。信友會は最初歐文植字工のみの同職組合であつたが、今日では歐文及び和文の植字・印刷・解版等すべての印刷労働者を網羅する産業組合となつて居り『活版印刷工組合信友會』と稱し、毎月機關雜誌『信友』を發行してゐる。會員數は常に動搖してゐるが、現在では産業界一般の不景氣と、労働運動沈衰の影響を受けて、約七百名程に減少してゐる。

疾病保險(シッペーホケン)

【概説】 疾病保險も亦労働保險の一種として行はれるもので、疾病の爲めに受くる労働者の經濟的損失を補償する保險である。然しこれは、英米に於けるが如く、發疾保險と結ん

で行はれる事もあれば、傷害保險と結合されてゐる事もある。獨逸では古くから疾病金庫があつて此の保險を行つて居たが、一八八三年からは強制保險法に依つて行はれることになり、奧太利は又獨逸に倣つて、鑛山労働者疾病保險組合なる一種の強制保險を行ひ、その他の諸國も亦次第にこの保險制度を採用することとなつた。

【組合及現狀】 傷害保險は主として使用主の豫金に依つて行はれてゐるが、疾病保險は労働者自身の保險料を主としてゐる。自家保險と呼ばれるのは、即ちその爲めであつて、政府の補助に依る事も少いのである。英國では國家が被保險者一人に一週二片の補助を與へてゐるが、獨逸・奧太利などでは、全然補助されてゐず、労働者と使用主との保險料のみで行はれてゐるのである。

(一)獨逸 加入の義務ありとされてゐるのは、總ての労働者及び下級事務員・職人・徒弟・海員等で、且つ傭主の爲めに有償で現業に従事してゐるものである。然し疾病保險を確實に受けてゐる者、父兄の義務に従つてゐる者等は此の義務を免除される。被保險者が疾病に罹つた時は、罹病の三日目から疾病手当金を與へられる。又被保險者が出産した時

は産褥手當金が、死亡の時は一時金が給與されるのである。保険料は労働者が三分の二、使用主が三分の一の割合で納付され、保険金は地區疾病金庫・業務疾病金庫・同職組合疾病金庫・鑛夫組合疾病金庫の五つである。

(2) 奧大利 奧大利の疾病保険は甚だ獨逸に似た者で、一切の労働者に加入の義務を負はせ、小企業乃至國家及び地方團體の被使用者等は任意に加入する事を許されてゐる。

疾病手當金は地方の法定貨銀の六割であり、二十週間を限つて支給され出産の場合には四週間の産養手當金が給される。その他は大體獨逸の制度に似たもので、行政區疾病組合・工場疾病組合・建築疾病組合・同業疾病組合・共濟疾病組合・鑛山從業者組合・登錄疾病相互組合・徒弟疾病救濟金庫等が保險體とされてゐる。

(3) 英國 國民保險法による健康保險が、此の疾病保險に相當するもので、年收百六十磅以下の被傭者と労働者とが加入の義務を負はされてゐる。保険料は使用主が賃銀中から差引いて、使用主の負擔する保険料と共に、特定の郵便切手で納入するのである。また被傭人でない場合は、その合計額を納入するので、何れにしても政府の補助金を加へられる。

保險金即ち疾病手當は無料診療・疾病救濟金・妊娠手當等として給與される。疾病救濟金は二十六週間を範圍とするものであり、それ以上の場合には、從業不能救濟金として交付され、肺病に罹つたものは療養所に收容されるのである。

(4) 其他 伊太利には強制保險としての疾病保險はなく、相互共濟組合の任意保險がある計りである。佛國でも相互救濟會と云ふ任意制のものがあるだけである。其他の諸國ではルーマニア・和蘭が近年強制的疾病保險を行つて来ただけである。

私設鐵道(シセツテッド)

私設鐵道とは一般の運輸交通を計る爲めに、株式會社が敷設する鐵道を云ふ。電車又は馬車による交通運輸の爲めに敷設せられる軌道は鐵道と呼ばれず、軌道と言はれてゐる。我國に於ては、原則として、鐵道國有主義が行はれてゐるが、明治三十三年發布の私設鐵道法によつて、株式會社に限りこれが敷設を許されることになつてゐる。本來鐵道の敷設、營業に就ては多額の資本を要するものであるから、株式會社以外のものが經營することは許されぬのである。

人各自が署名捺印した起業目論見書、假定款起業が公共の利益たることを證する調書、線路豫測圖及び説明書、敷設費用の概算書、運送營業上の收支概算書及び説明書を提出して、主務大臣の假免許状を受けるのである。假免許状の下附を受けた時は、定款を作り起業目論見書を公告して株主を募集することが出来るので、かくて會社が成立した後、定款、工事の方法書、線路實測圖、工費概算書を提出して本免許状を受け、此處に始めて鐵道の敷設を爲し得ることとなるのである。

シスモンチ(ジャン・シヤール・ル・レオナル)

シスモンチ(Jean Charles Leonari Simonetti) は、一七七三年瑞西ジエネバに生れた。祖先は伊太利の名族シスモンチ家である。シスモンチの青年時代は佛國大革命の前後に當り彼も一家と共に伊・佛・英を流浪したが、後伊太利に歸りフロレンスに住んで農業に従つた。彼の『トスカノの農業』なる處女論文は此頃準備せられたものである。彼は其後、或は商務院の書記となり或は旅行し、或は瑞西立法院の議員となつた。彼は又一八一五年の奈翁の追加憲法を讀した事件を以て奈翁と會見した事もある。後英國に渡り其頃發達した資本主義經濟組織の弱者に對する酷薄を見て

痛く感ずる所あつたと云はれてゐるが、要するに彼の生命は學究にして、此點に於て最も優れてゐる。彼はアダム・スミスの熱烈なる信奉者であつたが、一八一八年以來、次第に其説を改變して現社會に於ける資本主義經濟組織が如何に労働者に對して苛酷なるかに鑑み猛然として英國の經濟學たる自由放任主義個人主義經濟に反抗し、學究的反對論議を提出したのは彼を以て嚆矢とする。彼は當時の經濟學が餘りに貨殖の理論を説くに急にしてその目的たる厚生を忽にするのを難じ、下層に沈淪し行く貧者の爲めに萬腔の同情を吐露し、經濟は財貨生産の方面よりも、寧ろ分配の方面に重きを置くべき事を説いた。

私娼(シジョー)

私娼はまた密娼ともいはれ、官廳の許可を得ないで密に賣淫を働らく者、即ち公娼以外の淫賣者を悉く總括するものである。

賣淫に對して自由主義・默許主義を採用する國は元より、娼禁主義を採用する國ととも、反面には此種の賣淫者を有し、干渉主義による公娼制度を採用する國と雖も、私娼の数は數倍乃至十數倍を算するのである。蓋し、人間生活に經濟的壓迫のある限り、その絶滅を

期し難い事は説明する必要はない(賣淫参照)。現に公娼制度を採らぬ諸國は此等賣淫者によつて流さるる害毒甚だしく、公娼制度を許す國と雖も、ある社會衛生家が調査した歐羅巴の統計によれば、人口百萬に對して三千人の公娼を必要とし、而して私娼は實際に於てその十倍乃至二十倍を數へるといふ。この統計によれば東京は約七千人の公娼を必要とする筈であり、實際は四千を越える程度であるが、理論的には四千人の公娼を有する東京は、四萬乃至八萬の私娼を有することとなつてゐる。その私娼が日夜に害毒を流しつゝある事實を考へれば、社會問題として決して看過し得べきものではない。

平安時代の我が國は、白拍子・遊女等の如き賣春婦を有してゐたが、此等は當時自由賣春婦として默認されてゐたにせよ、これ廣き意味に於ける私娼に相違ない(公娼参照)。然し公娼に對する私娼が出たのは、徳川時代に吉原遊廓が認められて以來(元和三年)の事であつた。當時吉原遊廓が設置されると共に、私娼の取締を嚴達されたけれども、所謂『岡場所』と稱せられたる私娼窟は、江戸だけでも十數ヶ所を數ふる程であつた。これらの私娼は踊子・女藝者・湯女・比丘、白人けころ。

失業保險(シツギョーホケン)

山猫・飯盛・夜鷹等の名稱を以て呼ばれてゐた(藝者)に就ては『藝娼妓』の項参照。幕府は機會あるごとに壓迫を下したが、その効果は少しも見られなかつた。明治に入ると共に公娼制度は完備されたが、然し私娼の数はこれに正比例して増加し、數度の絶滅策を施すと雖も、何等の好影響も見られなかつた。全國に散在する私娼の總數は、元より詳密に知るに由ない所だが、娼妓並に藝妓に比較して、決して少數なるべき害なく、或調査によれば十五歳以上四十歳までの女子の二十分の一を數ふべしといはれてゐる。

【意義】 失業保險は労働保險(労働保險参照)の一種で、労働者が自己に責任がある原因からではなく、何等か他の事情に依つて失業した場合、その經濟的の損失の幾分を補ふ事を目的とするものである。然し事業の性質に依つては、天候の關係等の避く可からざる原因の爲め、一定の時間休業しなければならぬものもある。かゝる事業の労働者は、常にその期間だけ失業しなければならぬのである。例へば左官や仲仕人足のごとき者は、一二月頃の結氷期には地方によつて必然的にその職を失はねばならぬなどがそれである。か



かる失業は純粹の意味の失業と云ふ事は出来ない。何故ならば、彼等平生の賃銀は、かゝる失業期間の生活を支へるに足るだけ、その労働の性質に比べて高價であるのみならず、この期間を超過すれば、再び復業する事が出来るからである。従つてかゝる失業は、此の失業保険の範囲に入る可きものでない。更に此の保険から除外されるものは、労働争議に基く失業である。これは失業の責任が、労働者にあるか、又使用者にあるか、明かでない事が多いからであるとされてゐる。然し不可抗的の災厄の爲め、工場に故障が生じて復舊するまでの間休業を餘儀なくされる場合などには、純然たる失業ではないけれども、此保険の保護を受ける事が出来るのである。

【沿革】 失業保険が組織されたのは一八八五年以後のことである。即ち同年に獨逸で組織された者が其の嚆矢で、これは全く相互的であつた。而して二年以上保険料を拂込んだ者に對し、最長限度を六ヶ月として、失業の場合には毎月一定の失業手當を給してゐた。一九〇三年に至つて獨逸では又一私營會社が起り、被保険者は日收の百分の三を拂外、月收の百分の二を前納することとし、加入者六ヶ月以上に及べば、六ヶ月を限つて日收の六

割を給することとしてゐた。この會社の成績は甚だ振はなかつたので、爾來獨逸では失業保険の發達が進まず、今日に至るも何等見る可きものが無い有様である。然し他の歐洲諸國に於いては、一八九三年以後次第に其必要を認められることとなり、瑞西では當時眞先に失業保険部なるものを設けたのである。

【組織及現狀】 労働保険の通則である「公營である事」及び「強制的である事」の二つはこの保険にも亦あてはめられる（労働保険）参照。そして此財源は、労働者の保険料・雇傭主の保険料・寄附金・國庫又は地方金庫の補助金等であるのが普通で、保険金の交付は一定の期間内のみ行はれてゐる。即ち五日乃至七日以上の失業である事を條件とし、一年間同一被保険者に對して六十日乃至十二週を限つて給與されるのである。且つ此配當金たる保険金は、通常の勞銀よりも少額である事を通則とされてゐる。

現在この失業保険が完全に行はれてゐるのは英國だけである。その他の諸國に於いて行はれてゐるのは、何づれも見事に足るものはないやうである。英國の失業保険は、一九一一年の國民保險法に依つてゐるもので、建築業・開墾業・機械業・鑛業・製輪業・挽材業等

の労働者には、強制的に加入の義務を負はせてゐる。尙現在肉體労働者でなくとも、五ヶ年以内の間に二十六週間以上これ等の労働に従事してゐたものは、労働者同様加入の義務があることとなつてゐる。然し何れの場合にも、満十五歳以上の者に限られてゐるのであつて、保険料は一週に被保険者が二片半（但し十八歳迄の者は一片）使用主が二片半、國家が一片三分の二、合計六片三分の二で、労働者の保険料は使用主がその賃銀の中から引き去つて納付することになつてゐる。

生業手當即ち保険金は、一年の内十五週間を限つて毎月七志を交付するのである。然し失業當時は十七歳に達してゐない者は、この交付を受ける資格がなく、十八歳未満の者に對しては半額を與へられるのである。此の保険は商務院の監督の下に職業紹介所が經營してゐるのであるが、英國には此外にも職工組合の經營する任意保険もあり、政府は組合が支拂ふ一週十二志以下の保険金（手當金）に對して、其六分の一宛を補助してゐるのである。

**失業者問題**（シツギョーシ）

【概説】 失業とは労働の意志と能力とを有する労働者が、労働の機會を得ず、又は嘗て得てゐた所の機會を失つて苦しんでゐることを

云ふのである。失業の意味を廣く解する場合には、知識的労働者、即ち俸給生活者等が定職を失つてゐることをも包括することとなるが、狹義に解する時には、單に賃銀労働者の失職のみを指してゐる。而して失業なる言葉は多くの場合、狹義に解せられてゐるやうである。

労働者がその労働口を有しないといふ事は、必ずしも、近世的現象であると言ふを得ない。然し近世の機械的大工業が出現するまでは、即ち資本制生産が確立するまでは、労働者も今日の労働者が有するが如き特質を帯びてゐるものではなく、従つて失業も亦今日の如き性質のものではなかつたのである。即ち中世の手工業時代等に於ては、雇主と労働者との關係は、極めて個人的情誼的であつた。彼等の間を結んでゐる所の紐帶は、必ずしも賃銀と労働力の交換關係だけではなかつた。従つて今日の如き經濟的事情に基づく失業と云ふものは、殆ど存在しなかつたのである。然るに近世工業が行はれてからは、労働力は全く商品と化した。労働者はかかる商品の提供によつてのみ賃銀を得る事が出来るのである。雇主も労働力の代價として賃銀を支拂ふに過ぎない、故に兩者の關係は純然たる取引

であり、其間に何等の情誼もないのである。労働者と雇主とは今や全く自由の關係に立つこととなつて來た。雇主は労働力の必要があれば、何時でもそれを買入れる事が出来るものであり、若し必要が止れば直ちに買入れを中止する事が出来るのである。近世の労働者はかくして不安定な地位に置かれることとなつた。

それに加へて、労働要具の發達が著しい爲め、同一量の生産に要せられる労働力は次第に減少して行くのである。即ち生産に投せられる資本の中、労働要具の占める部分が增大して行くに反し、労働力の、従つてその賃銀の占める部分は次第に減少して行くのである。故に生産は益々擴大し、それに投せられる資本は増大して行くけれども、絶えず膨張しつつある労働者は、次第に労働力の需要に超過して行くのが一般的傾向なのである。従つて需要を求めて彷徨する失業労働者の群は次第に殖えて行くのである。マルクスは斯かる労働者の群を、産業豫備軍と呼んでゐた。

かかる失業者の存在は、今日の經濟組織に附隨する避け難き弊害である。此弊害の矯正に就いては、如何なる資本主義國も種々なる方法を採用してゐるのであるが、然し此經濟的狀

態が持續する限り、永久に失業者問題は解決される事はあるまい。然し此處には各國の救濟策に就いて述べる事にする。

【救濟策】（一）英國 英國に於いては主として失業保険・職業紹介等が行はれてゐる。職業紹介に關する法律は、一九〇九年に始めて發布されたものであるが、是に依つて設立されてゐる職業紹介所は既に二百五十を超えてゐる。此紹介所は何れも、中央政府に於いて管理するものであり、従つて一切無報酬を以つて紹介を行ふのである。而も此の紹介所は労働争議による失業者を防止する爲めに、労働組合乃至雇主組合から通告を受けた場合には、争議に對して干渉を試みる事もある。又紹介所中には其の事業範圍の極めて廣汎なものもあつて、失業者の住所と彼に紹介すべき職業のある地方との間が二三十哩の距離を有する場合も少くない。故にかかる場合には、失業者に對して旅費を貸與する事も法律上許されてゐる。旅費を貸與する場合には、現金を渡さず、乗車券を交付し半月毎に労働者の賃銀中から、幾分宛かを償還する事になつてゐるのである。

（二）獨逸 獨逸の失業救濟施設には職業紹介所・失業保険・渡り工救助工場等がある。職

業紹介所には慈善團體經營のもの、雇主組合經營のもの、職工組合經營のもの及び公設のもの等があるが、慈善的紹介所は全く微々たるものである。雇主組合の紹介所は一九〇九年において百十四ヶ所に設けられ、同年中に取扱つた紹介事件は五十一萬二千四百二十件に上つてゐる。職工組合經營のものは、一〇九四年に於いて二千四百十ヶ所に設けられ、同年中に二十萬四千五百人の失業者を就職せしめた。また公設紹介所には町村の組織するものと、公益組合の經營するもので、市町村が補助を爲すものがあるが、一九一〇年の始めに當り、全國に存在してゐた公設紹介所は四百四十四に及び、其中、三百二十五は市町村經營であつた。尙公設各紹介所間の連絡を立て、之を密接ならしめる爲めには紹介所組合なるものが設けられてゐる。一九〇七年中において組合加入の紹介所が職業を紹介した人員は、九十二萬二千九百五十六人であり、其の翌年においては八十六萬九百一人であつた。渡り職工救助工場はプロイセン及びウエルテンベルヒに於て行はれ、殊にウエルテンベルヒに於いては一九〇九年に二十七ヶ所に此種の工場が經營されてゐたのである。

(3) 英國 英國の職業紹介事業は次の六種

に大別される。即ち(イ)有料紹介所、(ロ)團體經營の無料紹介所、(ハ)公設紹介所、(ニ)公益事業附屬のもの、(ホ)私的組合の紹介所(ヘ)新聞廣告紹介所がそれである。就中最も有力なものは、公設紹介所・團體紹介所等である。公設紹介所には政府乃至市町村等の經營に係るものもあるが、同國では、これに對する法律の制定されてゐない爲め各州によつてその組織を異にしてゐる。團體經營の無料紹介所は、主として工業・農業・鑛業等それぞれの労働組合が經營してゐるものであり、労働組合中には紹介事業を専業としてゐるものもあるので、比較的好成績を擧げてゐるのである。

(4) 米國 米國は新興國であるだけに、労働者の需要比較的多く、失業者の救済は大して重要な問題でない。然し慈善協會・基督教青年會・公立労働紹介所等があつて、失業者に對する授職・失業期間の扶助等に從事してゐる。此等紹介所の数は比較的少く、且つ相互の絡も報告交換以外にはない爲め、完全なる成績を擧げてゐない。唯ミソソリー、オクラハマ、ネブラスカ等の諸州の紹介所は、カンサス市に於いて業務を統轄し、相互の聯絡を計つてゐる。殊にカンサス市の紹介所は鐵道會

社と協約して、紹介する職工には乗車賃を半減せしむることとしてゐる。

(5) 日本 我國に於いては口入または私營職業紹介所等有料のもの外、救世軍・基督教青年會等の慈善的無料紹介所と、公共團體の經營に係るものがある。而して此公益的職業紹介所に對しては、政府より低利資金を融通する方法が講じられて居り、且つこれ等の公益的紹介所を統轄する爲めに、協調會をして中央職業紹介局を設立せしめた(「協調會」參照)。中央職業紹介局の報告する所に依ると、大正十年十月中に於ける全國公益的紹介所中九十七ヶ所の取扱つた紹介事件数は二萬百二十五件であり、其中、就職者は一萬三千二百二十七名であつた。また十一月中の九十二ヶ所の成績は、取扱件數二萬二百六十五件、就職者一萬三千二百九十九名であつた。尙失業者の救済については、失業保險労働者植民等の方法を採用してゐる處も多いが、我國に於いては職業紹介の外に、之が救済方法は講ぜられてゐないのである(「失業保險」參照)。

**自然法説**(シゼンホーセツ) 法律は元來超人的なものであつて、人類の意思の表示を待つて、始めて存在するものではなく、天賦の準則が自然に存在するものだ

なす解釋は、古代希臘以來行はれてゐた所である(「法」參照)。即ちプラトンの如きは既にかかる解釋を下してゐる。羅馬時代に至つて、シセロは法律と權利との關係を明らかにし、自然法上總ての人は平等であり、自然法上總ての人は生れ乍らにして自由であることゝ始めて説いた。やがて十二世紀に至りトーマス・アクィナスは恒久法・自然法・神法・人爲法の四を分ち、法律は命令ではなく、天賦の準則なることを主張した。ライブニツの如きもまた、大いにそれを高調したものである。政治學上に於ける天賦人權説なるものは偏へにこの自然法説に依據して樹てられたものに外ならなかつた。米國の獨立宣言・佛蘭西の公民宣言等は、悉くかかる觀念の上に立脚したものであつて、その意味に於ては注目に値する事いふまでもない。然しながら、自然法説は、法理論としては幾多の缺陷を有してゐる。即ち自然法といふ以上は、人類を通じて一定の準則として存在するものでなければならぬが故に、人種により、場所により時代によつて異なることを許さないものである。然るに事實上にはかかる永久不變の法律なるものは實在しないのみならず、かかる法律が實在することは、社會進化の理法に乖離

するものだといはれるやうになつた。この二面の反對論は、やがて自然法の現實性を失はしめたばかりでなく、天賦人權説の根據をも失はしむる原因となつてしまつたのである。

**自然經濟**(シゼンケーザイ) プルーノ・ヒルデブランドは經濟的發展階段を、交換の行はるゝ狀態の如何に従つて、自然經濟貨幣經濟信用經濟の三種に分類した。(「經濟發展階段説」參照)。自然經濟とは此中の最も幼稚な時代を指すもので交換が全く行はれず、若しまた交換が行はれてゐても、何等貨幣の仲介によることのない時代を指すのである。かかる幼稚なる經濟狀態は、更にまた二種の階段に分類されることがある。自足經濟・實物經濟がそれである。自足經濟とは生産が交換を目的とせず、自己又は自己の關係者たる家族等の同一團體員によつて消費されることのみを目的として行はれた時代における經濟狀態を指し、實物經濟とは交換は存在してゐるけれども、貨幣の存在なく、直接に生産物と生産物とを交換してゐた時代の經濟狀態即ち物々交換が行はれてゐる狀態を言ふのである。

自然經濟の特徴は貨幣が存在しないことである。故に交換は甚だ稀であり、貨幣經濟時代

において見るが如き交換を目的とする生産は存在しなかつた。従つて交換によつて生活資料を獲得することは出來ず、主として自ら主要生活資料を生産しなければならなかつたのである。此の時代の産業は甚だ幼稚であり、分業の行はれる範圍もまた極めて狭かつたのであるが、交換が次第に正規的となり、生活資料の獲得が交換に依據するに至ると、遂には貨幣なる媒介物が發達し、貨幣經濟の時代が出現するに至るのである(「貨幣經濟」物々交換」參照)。

**自然社會**(シゼンシャカイ) 自然社會なる言葉は、最初ルッソーに依つて民約論中に用ひられ、其後ベンタムによつて採用されて以來、漸く一般的となつて來たものである。然し乍ら其意義は必ずしも一様でない。即ち法學者等の解釋によれば各人の關係は平等であり、其の間に何等權力服從の關係なきものが自然社會であり、社會中一人乃至數人が他の多數民衆に對して權力を有し、それに民衆が服從する狀態にあるものが政治社會である。然るに社會學では人意による事なく、自然的集合の結果として發生した處の社會を自然社會と呼び、反對に、各人の意志によつて生ずる社會を人爲社會と呼んでゐる。

る。故に家族・群・部族・民族等の如き血縁的地縁的團體は何れも自然社會に屬することとなるのである。

氏族(シツク)

氏族とは血族團體の一種であつて、共同の祖先を有するか、又は共同の祖先を有すると信ぜらるゝところの幾多の人々を包括する團體を言ふ。蓋し、原始社會にあつて個人は獨立の生存を完らし得なかつたが故に、幾多の血族團體を總括する大血族團體を必要としたのである。これ氏族が原始社會に於ける共同生活の單位として、頗る重要なものとされた所以である。ゲルマン民族の氏族制度に就て一例を求むれば、原始時代の社會組織の單位となつてゐたものはジツペ(Sippe)またはゲシエント(Geschlecht)と稱せられる氏族であつた。即ちその制度を見るに、氏族は既に異族結婚をなし氏族の男子はその妻を同族内に求めず、異族から求めてゐた事實が明らかである。故に氏族は一つの通婚團體としての性質をも備へてゐた。氏族はまた軍隊組織の單位をなせるものであつて、民族異動に際しては血族關係を標準として區區が編成せられてゐた。即ち氏族團體が各自別々に一個の小隊を編成し、氏族の族長がその小隊長となつ

て指揮したものである。而して戰勝の結果として占領したる土地は交戦に従事したる各小隊(即ち氏族)に分割された。これらの分割された土地は一定の年數を限り、各氏族が交代にて使用収益する權利を有してゐた。この意味に於ての氏族は土地所有團體であつた。然るに時日の経過するに従ひ、斯くの如き土地は各氏族の永久所有に歸し、各氏族は土地共同所有の團體として、その地域に定住するやうになつて來た。これ血族團體としての氏族が地域團體としてのマルク團體に變じた徑路である(マルク團體参照)。斯くの如くに血族團體たる氏族はゲルマン民族の間に於て社會組織の最も重要な根柢を形造り、同時に經濟上の單位となり、これに屬する家族の單位は、氏族團體が土地に定着するやうになつてから、始めて重要な單位となつて來たのである。然し、それは氏族がこれに屬する家族を扶養後見する任務を有してゐた事によ來する。従つて氏族の族員が外部より損害を被むつた時は、損害の賠償を請求し、また殺戮された時は復讐する事が、氏族全員の共同の權利にして義務となつてゐた。それと共に所屬成員が外部に對して、斯くの如き非行をなした場合は彼等が連帶して共同の責任を負ふ

事になつてゐた。故に氏族は共同保護並に共同擔保の團體であつたのである。氏族に於けるこの特色は、ギリシアのゲノス、ローマのゲニス、スコットランドのクラン、アイルランドのセプト、支那及び日本の氏の如きも、これと大差なかつた。わが古代の氏族制度を見るに、例へば、高皇產靈尊の言葉の「吾所産兒凡有一千五百座」といふが如く、産めるといふのは同じ祖先より降生したる氏族を意味したもので、自らがその氏族の長なる事を語つたものであるに外ならない(日本書記一書)。その他大國主神が、八百八十神を有すとあるが如きも、これと同様の事實である。而してこの氏の長なるものは、氏上・氏長・氏の長者と呼ばれて一族を治め、各氏は共同の領地を有し、その所有の土地に神社を建てて、その先祖を祭つた。これが即ち氏神である。しかし後には日本の氏は法律上擬制的のものとなり、經濟單位たる實質が失はれてゐた。支那及び朝鮮の氏族も、これと大體に於て同じきものであつた。

小地主(シヨードマシ)

小地主とは過小地主よりも、土地を所有する事稍廣く、一家全體の勞働力を耕作に使用して過不足なく、その土地の收入は殆ど一家の

費用を辨ずるに足るべきものである。従つて一家内の口數が過多ならざる限り他の職業又は小作に従事する事なく、且つ特別な場合がない限り、自己所有地を小作に出す事もない階級である。わが國情に於ては五反歩以上一町歩未満の所有地を持つ者はこれに該當する。斯くの如く小地主に於ては農業經營の收入は、悉く一家の支出に充ててゐるものであるが故に、農業經營の進歩も中地主の如くには行かず、且つ農産物の價格の暴落肥料の暴騰等の諸原因が加はるに於ては、悲惨なる影響を蒙らざるを得ない。即ちこの階級の生活は決して安固なるものではなく、寧ろ種々たる自然的及社會的影響によつて、直ちに過小農もしくは小作人の階級に墜ちんとする危険が十分ある。殊に小地主の最下級に屬するものは、過小地主と同じく國家より農業政策上の保護を受くべき位置に在るものである。工業界に資本集中の法則が行はれる如く、農業界にも集中の法則は行はれてゐるのであつて、土地は次第に大地主の手に集中しつゝあり、小地主の階級は決して一派の學者の想像する如き祝福された地位に在る者でない。

衝動(シヨード)

(一)無意識若くは半意識になされた活動を

廣く衝動と稱する。例へば自己保存の衝動又は性的衝動といふが如きである。

(二)術語として嚴密の意味に使用される場合には一方には反射運動の如く何等目的の觀念なくして起るものと區別して目的の觀念を有し、又一方には熟慮に基ける行動より區別して熟慮を缺けるものを指す。

(三)良心の命令に基かざる劣等の欲望を指す場合がある。「道義なるものは凡て自由(放縱の意味)の制限である。眞正の自由は衝動に従ふことに在らずして、最善の思想に衝動を服従せしむるに在り」といふのは、この意味に使用した例であつて、道徳論者がよく云ふ所である。

右の如く、意味に種類はあるが、大體に於て衝動とは、漠然たる意味で知慮に基かざる活動の傾向を指すといふ點は一致してゐる。

傷害保險(シヨイホケン)

【概説】 傷害保險には任意保險として普通の營利會社に於いて行はれてゐるものと、勞働保險として強制的に行はれてゐるものとの二種がある(「勞働保險」参照)。然し此處では勞働保險としての傷害保險のみを述べる事とする。此の意味の傷害保險は、勞働者が従業中に生じた事故の爲め、一時的若しくは永久

的に勞働能力を喪失す可き傷害を受ける事を保險するもので、次第に機械化し、従つて危険の機會が多くなつて行く勞働生活を保護する爲めに、社會政策の一端として行はれて來たものである。この保險の濫觴は獨逸の雇傭者責任法(「雇傭者責任法」参照)にあるもので、強制保險となつて行はれるに至つたのも獨逸が最初である。他の歐洲諸國で採用されるに至つたのは、皆この獨逸に於ける強制保險法制定以後のことである。以下各國の實例に就いて、その組織を述べて見よう。

【組織及實例】 (一)獨逸 傷害保險に加入する義務があるとされてゐるものは、工業・農業・建築業・航運業等に屬する勞働者、海員・年收五千馬克以下の使用人等であつて、被保險者は保險料を納入する必要なく、すべての保險金及びその他の費用は傭主の組織する同業組合が負擔する事となつて居る。而して被保險者が傷害を被つた場合には、診療若くは勞働力の喪失減殺の期間だけ、一定の保險金を給される。然しこれは被害後十四週間目から始められるので十三週間は疾病保險の給與を受けてゐるのである。又被保險者が死亡した場合には、死亡手當金・遺族扶助料等が給與される事となつてゐる。官廳使用人の爲めに

は、官憲自身が保険體となつて此の保険を行つてゐる事もあるが、これは殆んど例外的の現象で、傷害保険の保険體は同業組合であることを原則とし、帝國保險廳及び聯邦の地方保險局が監督の任に當つてゐる。

(2) 墾地利 墾地利では、一八八七年法が一八九四年に至つて訂正を加へられ今日に至つてゐるが、これに依れば被害後四週間は疾病保險に屬し、五週間目から被害の爲め全労働能力を失つた場合には終身年金、一時的な労働能力の喪失乃至減収に對しては、其程度に從つて賃銀額の幾割かを給し、死亡した場合には埋葬料と遺族扶助料とを給する。保險料は使用主が九割、被保險者が一割を負擔することとなつてゐて、その執行監督は地方調停裁判所に管掌されてゐる。

(3) 伊太利 一九〇三年法に依れば政府の特許した工場は、特別の補償法のない限り、すべての労働者及年收二百リール乃至七百リール以下の雇人を國立傷害保險庫の保險に付さねばならぬ。然し其他の者は政府の認可する私設工業金庫・備主相互保險組合等を用いる事も出来る。かかる被保險者は五日以上從業不能の際は、被害の程度に依つて終身年金・定期手當金・醫藥費の補給等、また死亡

の際には遺族扶助料が與へられるのである。(4) 其他 英國では一九〇六年の法令に依つて、從業中の傷害に對しては使用主に補助を求むる求償權を認めてゐるが、強制的の保險は存在してゐない。佛國には國立傷害保險銀行なるものがあるが、任意主義のもので強制的保險ではない。これは収入の多寡に從ひ、三種の保險料を支拂ふことに依つて、被害の際にそれぞれの保險金を受領する事が出来る制度である。其他和蘭は一九一三年の労働保險法に依つて、強制保險を行ふ事とし、ルーマニアは一九一二年から強制傷害保險を行つてゐるやうである。

小學校教員(シヨールガッコ)

小學校教員とは國民普通教育に従事するもの、即ち尋常科及び高等科の小學校の教師である。小學校教員は小學校例正教員(訓導)及び(准訓導)の二種に分たれ、その他一時的の補足として代用教員なるものがある。正教員とは、相當なる資格を有する教員の謂であつて、これに、本科正教員と専科正教員の二種が區別されてゐる。本科正教員とは小學校の教科全體を教授する資格を有するものであつて、専科正教員とは圖書のうち唱歌・體操・裁縫・英語・農商等の一科、又は數科を限り教授

する資格のあるものをいふ。これに反して准教員とは正教員の授業を補助し、又は一時生徒を教授する任務に當るものをいふ。蓋し、小學校に於ては正教員の養成を十分でなく、これを緩和するために准教員の制度を設けて補助教授をなさしむる必要があるのである。而もこの必要は准教員のみを以てしても緩和し得ざる場合、特にこの准教員に代用するものとして、使用教員を以て一時に合はせることもある。故に准教員は正教員の補助的位置を有し、代用教員はまた准教員に代用する教員をいふのである。

然らばかゝる資格は何によつて決定されるかといふに、免許狀の有無によつて決されるといふが至當である。免許狀とはいふ迄もなく小學校教科の全部、又は一科乃至數科の教授資格の有無に關するものである。而して小學校教員の免許狀には普通免許狀及府縣免許狀の二種が存し、前者は文部大臣の授與にかかり全國を通じて有效なるもの、後者は府縣知事が授與し、その府縣限り有效なるものである。師範學校もしくは文部大臣の特に指定したる學校を卒業し、又は小學校の正教員の檢定に合格した者には、府縣免許狀が授與せられることとなつてゐる。全國に於ける正教員

准教員代用教員の總數は茲に述べず。

少額保險(シヨールガクホケン)

『簡易保險』を見よ。

【概説】 商業とは生産物に何等の加工を爲すこともなく、只その交換を媒介することに依つて利潤を得るところの職業である。即ち經濟的發展が進み、分業が發達して來るに從つて、生産と消費とは全然分離されるに至つた。生産者は多くの場合その生産物の消費者ではなく、消費者も亦其消費物の生産者でない事を原則とするに至つたのである。各人が消費する所の生産物が、交換によつて得られるやうになるに伴れて、生産と交換の連絡を計ることを任務とするものを生ずるに至つた。これが即ち商人である。

商業は農工業のごとく、生産物の生産加工等をなすことなく、單に生産者と消費者との間に立つて交換を爲すのみであるから、何等價値を生産することなく、且つ利潤を得んが爲めには凡らゆる手段を盡して仕入價格を安くし、營業費を節し賣上高を多くし、而して販賣價格を高くせんとするのである。かかる商業的精神は、今日に於いては他のすべての企業をも支配するに至つてゐる。商事會社と呼

ぶものが必ずしも商業のみを營むものではなく、商業會議所と云ふものが必ずしも商人のみの團體でないこと云ふが如きは、今日の企業が何れも商業的となつてゐるところより來るのであらう。

【沿革】 交換の行はれるに至つた當時に於ては、生産者と消費者とが直接市場に相會し、何等の仲介人なく交換を行つてゐたのであつた。然るに交換が普遍的規則となり、且つ交換が發達して生産物の交換範圍が遠方まで及ぶこととなると、旅より旅へ毎年通路を定めて交換の爲めに巡歴するところの旅商が生じた。これは商業の最も原始的な形態であつて、歐洲の中世に於ける、我國の足利時代までに於ける商業は、皆これであつた。

其後都會が發達し市が盛になると共に、市場に店舗を構へるところの商業が發達したのであつた。從來各地を遍歴して居つた旅商は、かくして何れも居商と變じた。而して卸賣業と小賣業との區別も、此の當時から表はれたのであつた。卸賣業は交通の中心地又は中央政府の所在地などに本據を置き、各地の小賣業及び生産者と連絡をとり、小賣業は大小の都市にそれ／＼店舗を構へ、近隣の住民を顧客としてゐたのである。

當時に於いても卸賣業の大なるものは、各地に支店を有し、多數の使用人と船舶倉庫等を有してゐたのである。彼等の或者は進んで銀行を設け爲替を營み、王侯の軍費を供給し、或者は家内工業の資本家となり、また他の者は海運業を營むに至つた。此處に於いてか内外の生産者は縱横に集散せられ、更に多數の小賣業を通じて一般に分配されることとなり商業の發達は著しく進んで來たのである。これは丁度西洋に於いてはマーカンチリズムの時代(『マーカンチリズム』参照)であり、我國に於いては徳川時代に當るのもので、商業は厚き保護のもとに極めて秩序的・組織的に行はれてゐたのであつた。

然るに十八世紀の終りに至ると、有名なるアダム・スミスの商業自由主義が表はれ、その精神は立法上にも用ひられて、各種の保護政策は廢止せられるに至つた。これは商業の發達及びそれに刺戟されたところの企業の勃興が、從來の保護政策を超えて進んで來たからである。我國においては徳川時代の終末に株制度等商人の有する獨占權が撤廢されて、立法の上にも營業自由の原則が用ひられるに至つたのである。

【現狀】 今日に於いては生産が甚だ大量的と

なり、交通運輸の機關も極めて發達して來たので、商業の面目も亦全然一新されることとなつた。手工業乃至家内工業が原則として行はれてゐた時代には、各生産者の生産高が甚だ少なかつた爲め、商業者は之を買集めるに多大の努力を費やした。然るに今はに於いては、一生産業者の生産高が極めて増大して來たので、商業者は最早買集めに努力を費やす必要もなく、商品の買集は極めて大規模になつた。従つて一々現品を點検して後、買集を行ふと云ふ事は困難となり、見本買集・標本買集等の方法が行はれて來た。これは家内工業手工業の製品の如く、品質が一定してゐない場合には行はれ得ないのであるが、機械的大生産に於いては品質がすべて均一である故に見本を呈示することに依つて直ちに取引を結び得ることとなつたのである。

商業旅行人即ち得意廻りの發達、信用調査機關の完成も亦、現代における商業の發達を助けるものであつた。今や得意廻りの足跡は絶東の諸港に迄及び、何れも見本による商業取引を營んでゐるのである。又信用調査の機關としては興信所があり、各商店大會社に於いては、それ／＼特有の信用調査係なるものを有してゐる(『得意廻り』『興信所』参照)。今日

の商業に於いては、廣告も亦極めて重要な位置を占めてゐる。廣告の發達は必ずしも近年のことであるとは言ひ得ないが、然し特に急速の發達を遂げたのは、全く近來に屬することである。これは製造業者がその製品の販路擴張の爲めに爲すもので、消費者の要求を喫る可くあらゆる手段が弄せられてゐるのである。若し廣告を爲すことなく、販賣を一切商業者のみに委託しておく時は、他の製造品に見返られる恐れがあるので、他の製品に對する競争の爲めに廣告は次第に盛になりつつある。最後にトラスト及びカルテル等市場の獨占を計らんとする企てが、製造業者の間につて來たことも亦、見逃すことの出來ぬ現象である。これ等の企業の合同乃至聯合は、大資本によつて販路を獨占せんとするものである。生産が大量的となり、販路の争奪が盛になるに従つて、益々盛になりつつある(『トラスト』『カルテル』参照)。其の他小賣業に於いてはデパートメント・ストアの如き大規模の百貨店が現はれ、小商店を驅逐しつつあるなど、今日の商業に於いては卸賣業・小賣業の何れにあつても、競争甚だ劇しく、小資本は次第に大資本に驅逐され行く有様である(『デパートメント・ストア』参照)。

地方長官の命令がある場合には商工業に關する學術・技術乃至經驗を有する者を特別議員として迎へ、これに對しては通常議員と同様の決議権を與へるのである。商業會議所の設立は、一定地方に於ける商業會議員被選舉資格者が、三十名以上發起者となつて農商務省大臣の認可を請ひ、次いで選舉資格者中から總數の三分の二の賛成を得て定款を作成し農商務大臣の許可を得た場合に始めて成立するのである。かくして成立した商業會議所は、其の地方に於ける有資格者に對して加入を強請し、且つ經費を負擔せしむる等種々の權限を有するに至り、同時に前述の職責を行ふこととなるのである。

**商業旅行人**(シヨウギョーニン) 『得意廻り』を見よ。

**商業政策**(シヨウギョーセイサク) 商業政策とは國家その他の公共團體が、國民經濟の完全なる發達を助くる爲めに採る政策を言ふ。故にこれを稱して國民經濟政策と云ふものもある。商業政策は大體内國商業政策と、外國商業政策とに別つことが出来る。即ち前者は産業教育の完備を計り、商業使用人の保護を爲し、不正競争の取締を行ふ等、主として内地商業の完成發達を期するものであり、後者は貿易を調整して國民經濟の發展を計るものである。通商條約を締結して貿易の伸張を計り、輸出獎勵金、戻税の下附等を行つて輸出の増加を計るなどは、何れも外國商業政策の一部分である。

**商業使用人**(シヨウギョーニン) 商業使用人とは個人または會社經營の商店に雇傭される使用人所謂店員の事である。従つて商業使用人には大商店に通勤し、俸給を受けて生活する所謂商店員と、一方、昔ながらの丁稚制度による年季奉公をなす小僧・手代・番頭等との二種に分類することが出来る。而して前者は多くデパートメント・ストア、外國商館その他の大商店等に使用されるものであつて、その性質は銀行員・新聞記者等の如き俸給生活者と何等異るところはない(『俸給生活者問題』参照)。これに反して後者の場合は現存せる一種の徒弟制度と見るべきものであつて、數年の年期を定めて住込み、その間の生活は主家に起臥して衣食し、一定の俸給を受くることがないのである。これは主として小商店に認められる現象であるが、一定の期間だけを勤務すれば、所謂納廉を分ける」と稱して支店・出店等と與へられるといふ風習になつてゐる。然しこれらの風習も漸次都

西のマルセイユ港であり、一五九〇年の創立に係る。これに次ぐものは一七六八年紐育に設けられたもの、及び一七八三年グラスゴーに設けられたもの等である。我國に於いては明治八年東京に設けられたものが最初であつて、商法會議所と呼ばれてゐた。其後商業會議所の設立が漸く頻繁となるに従つて、當局者は外國の實例を參照して、明治二十三年に商業會議所條令を布いた。明治二十五年からは全國各地の商業會議所が參加する所の、全國商業會議所聯合會が組織され、毎年一回宛大會を開催してゐる。今日行はれてゐる處の商業會議所法は、明治三十五年に發布されたものであるが、これに依る商業會議所は、國內主要都市は勿論、大連・浦鹽・上海等にまで普及し、大正十一年九月の現在數は九十一の多數に上つてゐる。

我國の商業會議所法に依ると、商業會議所は五十名以内の議員によつて組織されるものであり、その議員は當該地方に居住する商工業者中一定の資格を有するものの中から選舉されるのである。商業會議所議員はまた、相互選舉によつて會頭・副會頭を選出し、必要に應じては有給の書記・事務員を使用して任務を遂行するのである。また一定の地方を管轄する

**商業會議所**(シヨウギョーカイ) 商業會議所は單に商業者のみならず同一行政區劃内における商工業者及び鑛山業者をして、彼等に共通なる利害を討究せしめ、且つこれ等産業の改良發達を促進せしむる機關であり、我國ではかつて商法會議所又は商工會議所と呼んでゐたものであつた。商業會議所は此目的を達するが爲めに、或は官廳の諮詢に應答し、或は商工業に關する法規の制定・改廢・施行等、商工業の利害に就いて當局に建言するのみならず、一定地方における實業家間の紛議の仲裁を爲し、商品陳列館、商業學校等、商工業に關する公私建設物の管理をなす如き諸種の任務に服するのである。商業會議所はまた、商工業者の依頼によつては、商品の需要者供給者消費者生産者の紹介を計り、商品の産地及價格の證明を行ふこともあれば官廳の依託に應じて商工業の狀況及び統計を調査し發表することもある。而してこれ等に要する費用は、其地の商工業者をして分擔支出せしめるのであるが、然し商業會議所の勤務を利用した人々に對して報酬乃至實費を請求し得ることは、商業會議所法の規定する處である。

最も早く商業會議所が設けられたのは、佛蘭

會地に於ては、廢れつつある所であるが、或種の商業に於ては尙ほこれを維持しつつあるものが少なくない。而して又かかる制度に於ては、假令舊時の習慣が廢れつつあるにしても、前記の場合の如き純然たる俸給生活者として、その知識または技術によつて生活する者を見做し得ない點もある。

消費(シ・ヒ)

消費とは人間がその欲望を充足する爲めに、何等かの財を消耗することをいふのである。故に自然的乃至偶發的事故の爲めに、財が破壊され、又は其の效用を失はしめられるが如きことは、決して消費とは呼ばれ得ない。すべての財はそれ／＼特有の效用を持つものである。而して其の效用を享受する時には、必ず財が消耗される。ただ一時的に消耗される財と漸次的に消耗される財との差異がある計りである(『財』参照)。即ち食物のごときものは、一度其の效用を享受されると全く消耗してしまふものである。一片のパンの效用は、之を喰ふことに依つてのみ發揮される。然るに家屋・衣服等のごときものはこれとは全く反對に、數十回・數百回に亘つてその效用を享受することが出来るのである。故に一見全く消費されざるかの如く見えるが、

然しこれ等のものは、絶えず幾分か宛消費され、従つて其の效用をも幾分か宛滅却して行くのである。即ちパンが一時的に消費されるに反し、衣服は漸次的に消費される譯である消費には人間欲望の直接的満足の爲めにされるものと、人間欲望の間接的満足の爲めにされるものがある。前者は衣服・食糧・住居等のごときものの消費であり、後者は生産原料・石炭・機械等の如き所謂生産機關の消費である。故に前者は消費の爲めの消費、後者は生産の爲めの消費とも呼ばれる。マルクスは前者を個人的消費、後者を生産的消費と呼んでゐる。また不再生産的消費・再生産的消費とも言はれる。

然し乍ら今日不再生産的と呼ばれる消費も、實は再生産の爲めの消費であると言ふ事が出来る。即ち労働者の飲み食ひの如きものは、その労働力を再生産する爲めに必要な消費であると言ふ事も出来るのである。労働力が一の商品となり、財となつてゐる以上、労働力の生産に要するものは當然再生産的消費と見做され得るのである。故に消費を再生産的・不再生産的と分類するのは、いささか妥當を缺く嫌ひがある。ただそれが人間欲望の直接的満足の爲めに爲され

るか、間接的満足の爲めに爲されるかといふことによつてのみ、二様に分たれ得るのである。生産財の消費は、消費そのことに依つて直ちに人間欲望が満足され得るものではない。ただそれに依つて得られるものが、人間欲望を充足せしめる事となるに反して、享樂財の消費は、消費それ自身が直ちに人間欲望の充足となるのである。

かつては奢侈禁止令が行はれ、個人の消費が制限されてゐたこともあつた。今日に於いては、一切が自由主義に基いてゐる爲め、個人の消費は全く自由であることを原則とするが米國のごとくアルコールを含む飲料の消費を禁ずる處もあり、我國における如く未成年者に對して酒及び煙草の消費を禁じてゐるところもある(『節儉の令』参照)。

消費組合(シ・ヒクミアイ)

【意義及起原】 資本家階級の搾取に對抗する労働階級の運動には、二つの異つた形態がある。一は生産者としての労働者が、労働條件の改善を要求する労働組合運動であり、他の一は消費組合の運動である。消費組合の經濟的意義は消費者としての無産階級殊に労働者が、分配及び生産を協同することに依つて、現在の小賣制買買に伴ふ弊害を除かんとする

消費の爲めの團結である。

消費組合は斯くの如き經濟的意義を有するのであるが、更にその根本に立ち入つて、生産と消費との間に介在して消費者を搾取する商人の利潤と、發達せる組合に見る如く、生産部門に於ける資本家の労働搾取が消費組合の精神と相容れぬものたることを知るとき、消費組合の社會的重要はヨリ大となり得るのであり、その發達如何は注目し價するものとなつて來るのである。

消費組合の發祥地は英吉利であつて、その精神は、かの英國社會主義の父と云はれるロバート・オーエンの思想に胚胎するものである。彼は理想社會の建設に熱烈な信仰を抱き、營利を目的とする所謂自由競争主義を排斥し、協同的生産と、生産物の協同的分配とを主張し以て貧困の絶滅を期したものである。彼れは思想の宣傳のみに満足せず、巨萬の私財を投じてその實現を企圖し、遂に失敗に終つたのであるが、利潤の爲めの生産に換ふるに消費の爲めの生産を以てし、營利者を驅逐せんとする彼の思想は、後日に至つて消費組合を生む誘因となつたのである。一八四四年クリスマスの夜に、英國マンチェスター市に近い一小都會ロッチデールに二十八人のフラン

ネル職工が集つて、一つの消費組合を開設した。これが英國並に世界の消費組合の先驅である。最初の資金は各自が一磅づつ出し合つたもので、その綱領とする所は左の如くであつた。

- (一) 組合員の生計に必要な食料及衣服の購入の爲めに賣店を設けること。
- (二) 組合員の爲めに家屋を建設し、若くは購入して、組合員の家庭的及社會的地位を改良すること。
- (三) 組合員の職業を有せざるもの、若くは屢々賃銀の減少に因つて困難するものに對し、一定の職業を與へん爲めに、組合に於て適當と認める商品の製造を開始すること。
- (四) 組合員の將來の幸福安寧を圖り、組合員中の職業を失ひし者、若くは報酬の甚だ少き者に耕作せしむる目的を以て、農場を賃借し若くは買入れること。
- (五) 成る可く速に生産・分配・教育及び自治の諸手段を適當に按配する方法を講ず

ること、換言すれば、利害を一にするもの自助自給的植民地を作り、若くは此種植民地の成立の爲めに他の組合に援助を與へること。

(六) 禁酒を助長する手段として出来るだけ速かに、組合の建物中に禁酒宿泊所を開始すること。更に後世消費組合の典型となつた所謂ロッチデール型の特長とする所は、第一に其商品を賣捌くに當り、普通の小賣相場と同額を以てし、得たる利益は購買額に應じて組合員に割戻すといふ點である。これは消費組合にとつて主要なる眼目であつて一方資本金に對する配當は成る可く少くするといふのである。第二の特徴は、總べて現金制を斷行することである。これは小額の賃銀に衣食する労働者にとつて一見無理のやうであるが、努めて之を勵行した爲めに組合は常に財政上に安固な地位を得たのであつた。消費組合は本來、労働運動の一形態として起つたものであるが、今日に於ては普く中以下の階級の生活維持機關として歡迎されてゐる【各國に於ける消費組合】 歐洲諸國に於ける消費組合の狀勢は、一九一八年に左の如き數字を示して居る。

英 國	獨 逸	佛 國	伊 太 利	瑞 士	ノルウェー	露 國	波 蘭
(一九一七年)	(一九〇七年)					(一九〇六年)	
組合員數	組合員數	組合員數	組合員數	組合員數	組合員數	組合員數	組合員數
一、三三九	二、七二七	二、一六六	二、二五〇	四、一六二	二、三三三	一、七三三	三、三三三
販賣額	販賣額	販賣額	販賣額	販賣額	販賣額	販賣額	販賣額
一、四三三、〇〇〇圓	八〇四、六三三圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓

これに依つて観れば各國みな特殊の發達を遂げてゐることが解るのであるが、今消費組合の一般概念を得るために、特に代表的なる英國の現状を例に採るならば、大要次に述ぶるの如くである。

(イ)組織 消費組合の組織は民主的である。組合員は出資金の多少又は男女の別を論ぜず、一人一票の選挙権を有する。

(ロ)出資 組合員は尠なくとも一人につき一口の出資を要する。一口は普通一磅である。組合員の持分に對する配當は成る可く均しくする方針であつて、假令組合の利益が多い場合にも持分に對する配當は増加しない。其結果成功しつゝある組合程配當率は低いと云ふ傾がある。販賣は賣店で行ひ、現金制度をもつて原則としてゐる。

ある。資本家又は卸賣組合から買入れた品物を得るのが本来の目的であるから、生産組合とは判然區別される可きである。

(ホ)卸賣組合 初め組合は大抵普通の卸賣商から物品を仕入れたのであるが、組合の勢力が擴大するにつれて卸賣商に因る搾取と手数を免れる爲めに、遂に組合自ら卸賣組合を組織し、直接生産者から仕入れる様になつた。現在、卸賣組合は、英蘭及蘇格蘭に行はれてゐる。卸賣組合は更に、輸入商の搾取を除く爲めに海外主要の地に出張所を設け、外國品の直輸入を企て、居る。尙その外に卸賣組合はその剩餘資金を利用して、銀行業及保險業をも營むに至つてゐる。

(ハ)消費組合聯合會 卸賣組合も一種の消費組合聯合會であるが、それは單に物品の賣買に關するものに過ぎない。消費組合全體に關する利害問題を研究する中樞機關として一八七二年に消費組合聯合會を設立した。同會は毎年大會を開催し、委員を選任し、教育的・政治的・法律的方面から組合の利益増進を圖つてゐる。

(ト)組合の被備者 組合には賣店の賣子、役員の外、生産に従事する多數の労働者が居る。一九一九年末現在これら被備人の總數は、十

萬三千人、是に支拂はれた給料年額は一千八百八十八萬磅に上つて居る。組合の所謂高級役員の給料は、一般會社のそれに比し少額で、組合の普通労働者の賃銀に近いと云ふことは注目に價するが、組合員たる労働者が労働者を使用するのであるから、茲に組合對組合労働者の間に労働争議が起ると云ふことは見逃し難い點である。最後に英國労働省の調査に係る、一九一九年末現在の統計に據つて、消費組合の大勢を見れば次の如くである。

組合員數	卸賣組合	二
小賣組合	一、三五六	
組合員數	一、三三三、三三三	
資本額	九、三〇七、〇九磅	
賣上高	三三、三六、八七磅	
利益金	三、〇七、七九磅	

尙、英國の實際に就て見るに、組合員及び賣上高は年々増加しつゝあるに係らず、組合員は漸減の傾向にある。これ一組合の有する組合員數の多き程有利なるが故に、組合の合併が行はれたことを意味するのである。

英國の現状は大略右の如くであるが今や二十四ヶ國、十三萬の組合、二千萬の組合員を包括する國際消費組合聯盟が組織されて居ることとは注目に價する。

【日本の現状】 元來消費組合なる名稱は、經濟學上の用語であつて、日本に於ける法律上の名稱ではない。日本では明治二十二年に産業組合法を制定し、所謂購買組合なるものを認めたのであるが、該法に謂ふ購買組合とは「産業又は消費に必要な物を買入れ、是に加工し、若くは加工せずして、又は之を生産して組合員に賣却する」社團法人のことである。以上の如き購買組合の數は、大藏省の調査に據れば、大正八年末に於て四百十九と計上された。併し注意すべきことは此等の組合の中には純然たる生産上の爲めにする原料購買組合が含まれて居る斯の如き組合は純粹の生産者たる小資本家の營利の爲めの組合であつて、前節に述べた如き消費組合とは相容れざるものである。然らば純粹の意味に於いて消費組合と云はるべきもの、數は如何と云ふに、現在に於て何等權威ある統計は存しないのであるが、暫く大原社會問題研究所の調査の結果に據れば、大正九年に於て略ぼ消費組合たる條件を具備せりと認められたものは僅に四十六組合である。又帝大助教本位田氏の調査によると、消費組合と目すべきもの大正八年末に於て約八十五、其内實力を認めらるゝもの四十九組合であると云ふ。依つて大

體を察知することが出来る。

現在日本に於ける消費組合の數字的概観は次の如くである。

(イ)組合員數 大正八年の一組合の平均組合員數は九百六十一人で組合の七割弱は五百人未満である。英國の三千人に比すれば遙に少い。

(ロ)賣上額 同年一組合平均賣上額は十三萬三千圓であつて、十萬圓以上は僅に十三組合である。

(ハ)組合員の職業別

主として官公吏より成るもの	二七
工場に附屬する組合(職工役員)	一
純労働者	一
其他	一一三

即ち組合の半數以上は所謂俸給生活者より成るものである。次に工場に附屬する組合は、一種の温情主義的設置として會社の盡力によつて作られたもので、日光の古河精銅所は、その最も成功せるもので、純労働者の組織に成るものは、月島購買組合だけである。俸給生活者より成るものの中には、基督教徒、佛教徒、在郷軍人等に依つて組織されるものを含む。更に代表的組合の組織及經濟状態を一瞥すれば左の如くである。

組合名	組合員數
購買組合共同會	三、〇〇七
爲替貯金局共濟購買組合	五、〇〇〇
日光精銅所共同購買組合	一、二五二
月島購買組合	一五九
購買組合名宗社	三、三九四

共同組合及び爲替貯金局の組合は高級役員に官吏を戴き名譽職とする。合名宗社では常務理事以外の役員は名譽職である。月島購買組合では労働運動者及び労働者が役員となつてゐる。

物品賣却の方法については共同組合及合名宗社は全然貸買配達の方法に據り、貯金局と月島購買組合は貸買と現金及び配達と直賣の併用主義をとり、日光精銅所は貸買と現金賣を併用するが全然店頭賣を勵行する。

賣價に就ては、貯金局の組合が實價主義を原則とする外、他は總て市價と實價の折衷主義をとつてゐる。組合の取扱ふ商品は主として米・味噌・醬油・薪炭・酒・菓子・雜貨等である。組合自ら加工の設備を有するものは、共同會が精米機械・味噌醬油の醸造設備を有する外、貯金局・日光精銅・合名宗社が精米機械を備へてゐるに過ぎない。

拂込濟出資金	賣上高
七六、五九一圓	八七六、七四六圓
六二五、〇〇〇圓	二〇七、〇六三圓
二九、二三一圓	三八五、二七八圓
四〇、五三九圓	二、八一九圓
	六六四、六七五圓

之を要するに本邦の消費組合なるものは、一二の例外を除いては、所謂供給生活者が生計の困難に耐えず組織したものか、若くは官廳工場等で被傭者懷柔策として設けた温情主義の産物に過ぎない。さればその組織が如何にも官僚的で消極的で、かのオーエンの流を汲む英國の組合の理想の如きは、未だ理解されて居らないと云ふも過言ではない。

元來消費組合の理想は、前述の如く中間利潤の廢除にあり、先づ消費者に直接關係する小賣制度より生ずる浪費と利潤を除き、次に卸賣に及び、更に生産事業に及ぼさんとするにある。消費組合はその實利的方面に於ては、組合をして安價な物品を購入せしむると同時に、一般市場を牽制して物價の低下を誘起することが出来る。その精神的意味に於ては共同と自治とが組合の經營上不可缺の要素となり民主的精神を組合員に教へ、賣買取引及生

産方面の經營の才を養成する効がある。

労働組合運動は資本階級に對抗するに當つてその本質上あらゆる無産階級を一傘の下に集めることは出来ないが、消費組合運動は、職業又は産業の別を論ぜず、その利害は凡ての無産階級に通ずるものなるが故に、運用の如何に依つては、社會改造の有力な手段となる。消費組合の社會的重要は實に此の點に存するのである。

商品(ジョーヒン)

商品とは生産者乃至その關係者が自家消費を目的とせず、他の生産物と交換する目的を以つて生産する所の生産物を言ふ。されば商品生産のもとにおいては、自己の造つた生産物が一度他人の手に渡つた後、その他人が果して之を使用するか何うか、又使用するとすれば如何なる形式を以つて使用するか、といふやうなことは、毛頭顧慮する必要のないことである。生産者はたゞその生産物を他の生産物と交換すればいいのである。

商品はこれを使用する人の何等かの欲求を充たすと云ふ性質即ち使用價值を有してゐる。然し乍ら使用價值は商品にのみ特有のものではない。空氣・日光・水等のごとき單なる自然物も、我々の欲求を満すところの使用價值で

ある。然しかゝる自然物はそれが如何に使用價值であればとて、交換されることのないものであり、従つて商品でない。

商品は何等かの使用價值を有する爲めに交換されるものであつて、單なる財貨とは異なり交換に役立つと云ふ性質、即ち交換價值を有するのである。換言すれば、財貨が商品となり得るのは、交換價值なる特殊の性質を附與された場合に限られる。交換の發生するまでは、すべての經濟財は單に使用價值のみを有する財貨であつた。然るに交換が行はれるに至つて、生産物は使用價值であると共に交換價值を有するに至つた。即ち商品の形態をとるに至つたのである。されば商品の出現及びその發達は、交換の發生及び發達と離る可からざる關係がある(『交換』参照)。使用價值であると共に交換價值であることは商品の特質である。使用價值を離れて交換價值はないが、さればと言つて使用價值が交換價值を決定するものではない。交換價值は使用價值と云ふ物理的・心理的關係の上に對象化された一の社會關係である。今茲に帽子と牛肉といふ二種の商品があると假定する。此の二商品はそれぞれ現物的性質を異にし、使用價值を異にしてゐればこそ交換されるのであるが、

然しその交換は必ず一定の數量比例に準據して行はれる。例へばMARKSの数字HILFの半と云ふが如くである。然るに數學上の計算は同一の單位においてのみ行はれる。十個の林檎より三斤の砂糖を引くと云ふが如き、全然單位の異つてゐる計算が不可能である以上、帽子と牛肉との間には何等か共通物があればこそ、かくの如き比例が生じるのである。然らば此の總ての商品に内在する共通物は何であらうか。それは商品の自然的性質ではなく、使用價值ではない。前に述べたごとく、商品は總て異なる使用價值を有すればこそ交換されるものである。そこで若し商品の中から、一切の使用價值を除去してしまふと、たゞ労働生産物たる性質のみが残ることとなる。使用價值を除去する以上、使用價值を構成するところの一切の現物的性質も除去される譯であるから、此の場合の労働生産物は最早帽子でもなければ、牛肉でもなく、その他一切の効用物でもない。

かくの如く一切の物質的性質を除去した後の労働生産物は、最早製帽労働の所産もなく、牧羊労働の所産でもなく、その他一の具體的労働の所産でもない。元來労働なるものは一面において一定の目的を達するためになさ

れる人間行爲であると共に、他の一面においては一般的人間労働力の生産的消費である。そして前者は人間の生産的行爲が異なる通りに異なるものであり、後者は人間の總ての生産的行爲の共通要素を爲すものである。然るに今、製帽労働と云ひ牧羊労働と云ふ一定の目的を達する爲めの具體的労働が除去された以上、これ等の具體的性質を篩ひ落された後の労働生産物は、抽象的たる人間労働の結晶であると言はねばならない。

此の一般的労働力の生産的消費、即ち抽象的人間労働の結晶が、帽子と牛肉と隨つて他の一切の商品を、一定の數量比例のもとに交換せしめるところの共通物なのである。而して交換價值とはかかる共通物が、種々なる數量比例のもとに、様々の商品に現はれる具體的形態に外ならないのである。

労働生産物は交換の行はれざる以前においては、たゞ單なる使用價值として具體的労働の生産物たる財貨としてのみ存在してゐた。然るに交換が發達するに従つて、生産物は益々商品の形態をとつて來るのである。而して交換發達が著しく進んでゐる今日においては、商品たらざる生産物、即ち交換價值を有せざる生産物は、殆ど影を潜めてしまつた。資本



制生産の行はれる社會に於ては、人間の勞働力すらが一個の商品と化してゐる。まことにマルクスが『資本論』の冒頭に言ふ如く『資本生産方法の専ら行はれる社會の富は、尨大なる商品集積として現はれる、個々の商品はその成素形態として現はれる』のである。資本制生産の基本的特質は、それが商品生産たるところにある。従つて商品生産は資本制生産方法のもとにおいて、最も完全に行はれるものであり、而してまた資本制生産と共に消滅して行くものである。

消費者餘剰(シヨビシヤジョー)

消費者餘剰とは商品の價格と、その使用價值との間の差額を言ふのである。即ち或商品に對して消費者が支拂はんとする最高價格と、市場に於ける實際上の價格との差異を一部の學者は消費者餘剰と呼ぶ。

例へば茶一斤の代價十圓なるときは一年に一斤、七圓の時は二斤、五圓の時は三斤、三圓のときは四斤、二圓の時は五斤、一圓五十錢の時は六斤、一圓の時は七斤を購入するものとする。一斤の價格が十圓の場合にも之を購入すると云ふ事實は、茶一斤の使用價值が十圓を限界とする證據である。故に七圓に下落した場合一斤を購入すれば、三圓の消費者餘

剰を生ずる。二斤を購入する時には、初めの一斤は價格十圓の場合と同様の使用價值を有し、次ぎの一斤は七圓の効用があるので、合計十七圓に相當する茶を十四圓で購入することになり、茲に三圓の餘剰を生ずる。また茶の價格が一圓に低下した時に七斤を購入するとすれば、第一斤目は十圓、第二斤目は七圓、第三斤目は五圓、第四斤目は三圓、第五斤目は二圓、第六斤目は一圓五十錢、第七斤目は一圓の効用を有するにも拘らず、此七斤の價格は七圓に過ぎないので、合計二十九圓五十錢の効用を七圓で購入し得て、茲に二十二圓五十錢の消費者餘剰を生ずる譯である。

これが即ち消費者餘剰の概念で、マーシャル教授の如きは、これを唯一の鍵鑰として、商品の價格とその効用との關係を説明せんとしてゐるのである。然し乍ら商品の効用即ち使用價值なるものは、全然主觀的なるものであり、個人的特殊のものである。これに反して商品の價格なるものは、社會的客觀的なる關係に支配されるものであるから、價格と使用價值とを對比すると言ふことは全然許されざることではなければならぬ。

餓ゑたる者は主觀に於いて、一斤のパンが百萬圓の財實に勝る効用を有すればとて、パン

の効用がすべて百萬圓に當るといふ事は出来ない。これでは一斤のパンを五錢の代價を以つて購入する場合には、九十九萬九千九百九十九圓九十五錢の消費者餘剰が生じなければならぬ理窟となるのである。元來、商品の使用價值は人により場合により全く異なるものであつて、決して一定してゐるものではないのである。一斤の茶を十圓で購入する場合があつたとしても、他の場合即ちそれが一圓に低落した場合に於いて、尙且つその中の一斤が十圓に相當する効ありとはいひ得ない。百萬長者に於いて、一斤の茶は常に十圓の貨幣以上の効用を有するかも知れぬ。然し、或者に於いては常に五圓の貨幣と同一の使用價值より持たず、七圓の場合には之を購入することがないであらう。して見れば、此の人にとつて、一斤一圓の茶が九圓の消費者餘剰を齎らすものであらう筈がない。

職業(シヨクギョー)

職業の意義に就いては種々なる説があつて、

殆んど歸一するところがない。或者は營利の目的に依つて爲される一切の繼續的勞働を職業と呼び、又或者は最初より收益を目的としないものでも、その結果が收益を齎らすものであれば、直ちにこれを職業と爲してゐる。

而も尙、職業と營業とを全然異なるものであるかのごとく説き、等しく收益の爲めになされる勞働をも、或る場合には職業と呼び他の場合には營業と云つてゐるものもある爲め、職業の概念は益々混亂して來るのである。

然らば職業とは何を指して云ふべきであらうか。我々はこれを「自己の生活を支える爲めに行ふ一切の繼續的勞働」であると見做し度いのである。故に原始社會にも亦、職業が存在してゐたと言はねばならぬ。人類の極めて陳腐なる時代においては、生活を支持する爲めの、反覆的繼續勞働を爲すことがなかつた。常に食糧を求めて彷徨し、或は草根木皮を採り、或は昆蟲を捕へて食としてゐた當時には、一定せる勞働を爲すことがなかつたのである。故に此の當時においては職なるものゝ存在する筈はない。然し乍ら人類がかゝる状態より脱出し、何等か一定の勞働を繼續的行ふことゝなれば、職業が発生するものと言はなければならぬ。

即ち狩獵を生活支持の手段として、反覆するものがあれば、彼において狩獵は職業である普通想像されてゐるが如く、狩獵の場合、狩獵に耐へざる婦女老幼が草根木皮の採取乃至栽培に従つてゐたものとすれば、彼等においてそれが一定の繼續勞働であり、その生活を支える手段である以上職業であつたと言はなければならぬのである。故に職業の成立は分業の發生と甚だ密接なる關係がある。印度の共產村落において見るが如き、發達せる分業は何れも獨立の職業であると言ふ可きで、社會的なる分業が發達するに連れて、職業は益分化し發達して來たのであつた。

家内經濟の時代においては、既に専門的手工業者が生じ、また臨時的に雇傭されることを目的とする手工職人も表はれた。これ等がそれ、獨立せる職業であつたことは言ふまでもなく、これに次いで表はれたと見做されてゐるところの、それ、専門の生産者及び交換を業とする商人のごときも亦職業者であることは疑ひ得ない。然し乍ら當時における職業は猶甚だ單純なものであり、その種類も少なかつたのである。然るに分業の發達は絶えず止むことなく次第に多くの生産部門を造り、職業をして盛々多岐ならしめた。更に産

業革命が到來し、生産界が全然一變されるに至つてからは、嘗に種々なる生産部門が分割されるに至つた計りでなく、交通機關の發達と文化の普及が隆盛となるに至つて、種々なる非生産的・精神的なる職業も發生し分化することゝなつたのである。

故に今日における職業の種類は、頗る夥しいものであり、而も尙益々分化し行かんとするのである。従つて其の分類も觀察點の如何に依り種々なる相異を來すが、大體これを企業的職業と非企業的職業とに大別し得ると思ふ。前者は更に企業乃至營業等と呼ばれてゐるものと獨立自由職業と呼ばれるものとに分れる。これは何れも一定の資本主に使用されるものでないことを特徴とし、企業たるか又は企業的なものである。即ち商工業等の獨立企業は普通に營業等と呼ばれるものであり、學者・俳優・畫家・醫師等の従事する職業は獨立自由職業と呼ばれてゐるのである。非企業的なる職業には、賃銀勞働者と俸給生活者及その他の使用人が含まれる。彼等は何づれも、他人の計算に於いて營まれる職業に使用され、豫め一定してゐるところの報酬を受けるのである。官公吏のごときもまた、これに屬するものであつて、世上普通に職業といふ場

合には此の種の職業のみを指すことが多い。職業は尙その性質によつて精神的職業及肉體的職業に分類されることもある。此の場合には獨立自由職業及び俸給による職業等、主として精神的労働を爲すものを精神的職業と呼び、賃銀労働主として筋肉的労働を爲すものを肉體的職業となすのである。尙附言す可きことは營業と職業との關係である。これは學者によつて、全然異なるものであるかの如く説いてゐることもあるが、然し營業とは本來法律上の用語であつて、職業中の或一部を指すものである。即ち小賣商店を經營すると云ふが如きは職業中の一と見る可きであるが、法律上では之を一の營業と見做してゐるのである。故に職業と營業とを實質的に區別するが如きは、誤りと云はねばならぬ。

**職業病**(シヨクギョービョウ)

特定の職業に従事することによつて生ずる特定の病ひを職業病と謂ふ。紡績労働に於ける呼吸器病や脚氣、鑛山労働の呼吸器病や十二支腸蟲病、硝子工業の呼吸器病等は、各國殆んど共通の現象である。工場法の存する國では、何れも労働者の衛生保健に關する規定を備えてゐるが、現今の程度では到底職業病を防ぐことは出来ない(工業法を見よ)。

職業病及び傷害によつて受ける労働者の損害は莫大なるものである。一九一一年に於ける獨逸の統計で見ると、労働者百人に付き一ケ年間の罹病回数は男子は、四四・〇、女子は三八・二で、その疾病期間は男子は一八・七日、女子は二三・七日であつた。即ち平均一人の男子は一ケ年に七日、女子は八日八分の罹病日数を持つわけである。また體質全體の上から見ても、工業都市の住民は一般農民に比して著しく劣等である。大正五年に於ける徴兵検査の合格数を千分率で示すと、東京三〇八、大阪二四五、京都三八〇、神奈川縣三四三、長野縣四三三、青森縣四六七、鳥取縣四七六、北海道四六五、秋田縣四九九、岩手縣五一二となる。然し何と云つても、日本で最も悲惨な罹病率を示すのは、紡績労働である。明治三十九年乃至四十一年の三ケ年につき平均一年の紡績女工數四萬七千六百七十七人に對し、六萬九千四百二十五人の罹病者を出してゐる。又、織物工場では、四千九百九十二人の女工に對し、七千五百二十人の罹病者を出してゐる。

**職業婦人**(シヨクギョーフジン)

職業婦人とは職業に就いてゐる婦人を言ふ。故に音楽家・俳優等の職業に従つてゐる婦人

も職業婦人の中に加へらるべきであらうが、普通にはかゝる自由職業及び賃銀労働に従事する婦人は職業婦人と呼ばれない。女子の賃銀労働者即ち女工は労働婦人と云はれ、職業婦人たる言葉は單に俸給に衣食するところの女事務員等に對してのみ用ひられてゐる。

通常用ひらるゝ狹義の職業婦人、即ち女子俸給生活者が表はれたのは近世に至つてからである。即ち資本制生産が勃興し、貧富の懸隔が甚しくなり、中流以下の生活が不安となるに至つて、中流以下の男子の晩婚化と、婦人も家庭外に出で、収入の増加を計らねばならぬ必要とが、婦人をして俸給取りたらしめたのであつた。労働婦人が多く労働階級の子女であるに反し、職業婦人は主として中流生活者の家庭から出てゐる。それは中流婦人に於いては、労働階級の婦人よりも比較的教養があること、社會的自負が多い爲めに生ずる現象で、俸給取りの婦人は必ずしも労働婦人以上の収入を得てゐる譯ではないのである。寧ろ労働婦人の収入は一般に多いのであるが、教養あり虚榮心の強い中流婦人は労働婦人となるのが少いのである。婦人の職業は今後益々増加し、従つて職業に就く婦人の數も次第に増大して行く。此の事實は社會生活

が益々切迫して行く以上避け難い現象であるから、職業婦人に附隨する種々の問題も、今後益々紛糾し行くものと言はねばならない(婦人職業問題参照)。

**職業紹介所**(シヨクギョージョウシヨ)

『失業問題』を見よ。

**食人種族**(シヨクジンシュツク)

人肉を食ふ風習を有する種族である。現在の文明國中には、かゝる種族は棲息しないが、昔は歐羅巴人中にも、この風習を有するものがあつた形跡がある。現在でも饑饉等の際にはかゝる状態が復活することもあるが、それは偶然性のものであるから食人種族といふことは出来ない。現に此風習をもち、又は最近までもつてゐたのは、オーストラリア、フィジー、アフリカ、アメリカ等に於ける一部土人である。食人に三機の別がある。第一は食料缺乏の爲の食人、第二は美味賞玩の爲の食人、第三は信仰に基く食人である。信仰に基く食人は如何にして起るかといふに、人肉を食へばその食はれた人間の性質迄も身に取入れられるとの信仰、或は死屍を土中に腐らせ、鳥獸に食はせるよりは、生前親交のあつたものが食つて了ふ方が死者に對する禮であるとの信仰などに起因するのである。食人種族は近

親の肉に限つて食ふものと、他人の肉に限るものと二種に區別することが出来る。

**植民**(シヨクミン)

【概説】植民の定義に就いては種々なる説がある。或者は「居住及び農業の目的を以つて一國の人民又は人民の團體が他國に移住する事である」と言ひ、或者は「文明程度の高き國民が、文明程度の低き處に移住することである」といふ。然し實際においては、國家が新たに他の領土を領有した場合には、その新領土を植民地と呼び、これに本國民が移住することを植民と呼んでゐるやうである。また國內に於いて從業開拓を怠つてゐた地方に人民を移植する場合に、これを國內移植と呼ぶことがある。然し乍ら國內に於ける移民は本來の移民とは嚴に區別される可きものである。植民は必ず本國以外の新領土に爲されるもので、またかゝる新領土の統治そのものを植民と呼ぶことも多いのである。

植民する土地、即ち植民地は事實に於いて必ず新領土であるが、これは保護國とは嚴重に區別すべきものである。即ち保護國は外交及び内政上の權力の一部を、保護を加へる國家が委任されるのであるが、而も保護國は全然その獨立を失ふものではないからであ

る。然し乍らかくの如き保護國も、漸次加護國の政治上・社會上・經濟上の勢力に浸潤せられる結果、遂にはその獨立性を失ひ全く加護國の主權のもとに立つこともある。かくしてその主權を失つた場合に、保護國は初めて植民地となるので、主權を失はざる間は植民地と呼ばれ得ないのである。

未開の國家が、最初より他の國家に征服されるが如き場合には、これ直ちに植民地である。かゝる場合には之を植民地と認識することに何等の困難もないのであるが、保護國が漸次にその勢力を失つて、植民地に變化し行く場合には何處までを保護國とす可きか、何處より植民地とすべきか明かでないことが多い。

【種類】植民地の種類については種々なる分類が與へられてゐる。或者は移住の動機より強制植民地・冒險植民地・合理的植民地とし、或者は歴史的分類により、太古の植民地・古代及び中世の植民地、近世の植民地としてゐる。又植民地に於ける主要産業によつては農業植民地・栽培植民地・鑛業植民地・商業植民地となすもの、商業植民地又は商業根據地、農業又は移住植民地、栽培又は採收植民地となすもの等がある。これ等の分類の外に植民地を分つて原始生産的植民地と根據地的

植民地となすものがある。原始生産的植民地とは、天與の産物に富んでゐるところであつて、獨立の經濟を営むことの出来るものであるから、また獨立經濟的植民地ともいはれる。然し乍らかかる植民地に於いても氣候風土の關係から、本國民の永久的居住に適するものと否らざるものがある。前者は多く温帯に位し、主として本國民が耕作に従事し永住し得るもので移住植民地と云はれ、後者は熱帯地方等本國民の永住に適せず、甘蔗・珈琲・ココア等の栽培に適するから、本國民は單に富むかするところであるから、本國民は單に資本を投ずるのみで、土人又は有色人種の移民等を使役し富源の開發を爲すを常とする。故にこれは採收植民地と呼ばれる。

また根據地的植民地とは、植民地それ自身が經濟的價値を有することなくとも、政治上軍事上の根據地として商業上の伸張場所として必要なるところである。故にこの植民地は原始生産的植民地のごとく、廣大なる領土であることを要しない。それは單に商業取引所又は軍艦の碇泊・石炭の貯蔵・軍隊の駐屯等に必要なる設備を爲し得れば足るのである。

【政策】 一國が植民地を領有し、且つ統治經營をなす爲めには、何等かの政策のもとに種々なる施設を爲さねばならない。而して近世國家が植民地に於いて施したところの政策は、大體に於いて(1)本國主義的植民政策、(2)自治主義的自由貿易主義的植民政策、(3)帝國主義的新重商主義的植民政策、(4)同化主義的植民政策の四種に分れる。

第一のものは、新大陸及び喜望峯航路の發見による全歐洲の政治的經濟的變動と共に發生したつた最初の植民政策であり、當時盛んであつたマーカンチリズムの影響を受け、植民地なるものは本國の富強を助長する以外に、何等の目的をも有せざるものとし、植民地をして全く本國に隷屬せしむることを主張たる故に、これはまた官僚集權的植民政策と呼ばれてゐる。

民を給養する目的で、それ／＼殖産工業の獨立の發達を爲す可き各領土の上に統一的中央集權的國家を成立せしめんとするのである。即ち特惠關稅・關稅同盟等によつて母國及植民地の經濟的結合を計り、陸海軍の統一的組織によつて兩者の防備結合を完うし、遂には統一的な大帝國を建設せんとするものである。これが本國主義的・重商主義的政策と異るところは、前者が單に本國のみの利益を計るものであるに對し、これは本國と植民地との相互利益を計らんとする點である。

最後に同化主義的植民政策とは、植民地をして本國の文化及び諸制度に同化せしめ、兩者の間に於ける區別を除かんとするもので、政治上にも經濟上にも植民地に對して母國同様の待遇を與へるのである。これは最も近年において發生し來つたものであるが、然し植民地に於いては、風土・文化等本國と全く異なるのが常であるから、事實としては行はれ難い所である。

【制度】 植民地を經營統治する根本的政策には以上述べたときものがあるが、その實際的制度としては、植民地行政を内國行政の一部とするもの、特別行政とするもの、及び植民地をも母國同等の地位に置き聯合行政とな

すものとの三種がある。

植民地行政を内國行政の一部とするものは、植民地を以つて全く母國の一部と見做し、これを母國各省の管轄區域内に包括し、代議制を奉ずる國にありては、これに代議士の選出權をも認めるのである。然しこれを行ふには植民地が母國に對して、地理的に密接なる關係を有する事、植民地の風土・人種・文化が母國と同一であるか、又は酷似してゐるかとの二條件を必要とする。

特別行政を以つて植民地を統治するのは、植民地に於ける諸種の事情が母國と全く異つてゐる場合に行はれることであるが、然し植民地の事情は多く千差萬別である爲め、特別行政と云つてもそれ／＼異つた内容を有するものである。例へば英國に於ける特別行政の植民地にも、王國植民地即ち植民省の直轄にかゝるもの、自治植民地に於いてそれ自身の自治制と代議制とを認められるもの、及び總督以下の官吏は總べて本國政府によつて任免されるが、一面に於いては代議制を認め、植民地行政に關してそれ自身の立法機關を有せしむるもの等がある。

また聯合行政となす制度は、植民地を本國同様の位置に置き、聯邦政府及び聯邦議會を組

織して、恰も獨逸及び米國の如き状態にせんとするのであるが、然し植民地をしてかかる待遇を受けしめるには、本國民の移住甚だ多く、殆んど本國同様の状態にあるを要する。

劣等人種の棲息する熱帯植民地のごときは、到底その資格なきものと言ふの外はない。【沿革】 植民の起源は遠く紀元前三五〇三年乃至三三三五年の頃、埃及の第六朝に尋ねられるが、今日の如き經濟的意義を有する植民地を開拓したのはフェニキヤ人である。蓋しフェニキヤ人は地中海東岸の狹隘なる土地に住したので、増殖する人口を他の土地に掘く必要あり、且つ通商航海の便を得る爲に、地中海諸島より漸次歐洲沿岸諸地方に植民したのである。希臘も亦狹隘な本土を有したので、他國に植民地を求め、其全盛時代(紀元前七〇〇年乃至五〇〇年)には東は黒海及小亞細亞より西は西班牙沿岸に至る迄數百ヶ所の植民地及び商業居留地を有した。羅馬は共和政體時代から市民の過超を防ぐ爲に伊太利本土を漸次征服すると共に諸方に植民地を求め其數七十に達した。帝政時代に及んで他國征服は益々甚しく所謂羅馬大帝國を建設したが、此等廣大なる領土は別に植民したのでなく、貢物を收納するに止つた。羅馬帝國衰亡の後伊

大利自由都市も又商業植民地を諸方に作つた。以上は何れも舊時代の植民であつて、現代の植民に密接するものは、喜望峯航路の發見前後に其端を發する。一四九二年コロンブスの新大陸發見とヴァスコダガマの喜望峯航路發見とは、西班牙及び葡萄牙兩國をして植民地獲得に熱中せしめ、葡萄牙はアフリカ、東印度、南米ブラジルを領するに至り、西班牙はカナリー群島、ブラジル以外の南米、西印度諸島、中央亞米利加、北米南部、東洋にありては比律賓を領有した。然るに英佛蘭諸國も漸次その實力を増し來ると共に植民地争奪の渦中に入り込み、佛蘭西は西葡兩國と十六世紀の始より争ひを續けて遂に同世紀の終末、一六〇〇年にかけて北米セント・ローレンス地方に植民地を獲得した。英國も始めは西葡兩國の壓迫を受けて植民地を獲る事が出来なかつたが、一六二〇年代清教徒の北米に植民するあり、一六四三年北米植民地が確定され、次いで印度に手を伸し亞弗利加に侵入した。併し十六世紀初葉以來西葡兩國の植民地を窺へる諸國中、他に先んじて最も成功したのは和蘭であつた。和蘭東印度會社及和蘭西印度會社は其有力な機關たりしもので、前者の開拓した商業植民地は喜望峯以東・東印度・錫

蘭・マラッカ・印度洋及び南洋諸島・臺灣・日本(平戸に商業居留地を置く)に及び、十世紀中葉に東洋南洋方面の蘭領植民地は三十ヶ所に達した。和蘭西印度會社は一五八〇年南米ギアナに植民地を開き、一六一四年ニュー・アムスターダム(今の紐育)を創設し、葡領を侵略してブラジルに植民地を得、阿弗利加・西印度・北米の諸方に發展した。十七八世紀は、西葡蘭英佛の植民地争奪時代となつた。併し大勢の赴く所、十六世紀末葉以來西葡領植民地は漸次他に奪はれ、十八世紀は英佛の活動最も激しくして蘭領植民地も亦漸次英佛兩國に分取せられ、英佛の争ひは一八〇五年トラファルガールの海戦の結果遂に英國の勝利に歸した。英國は斯くて世界一の植民地領有國、日の没せざる國となつたのである。

**職人(シヨクニン)**

手工業の當事者として親方と對立する觀念である。手工業は特殊の技術を以てその要件とするが故に、この技術の所持者たる親方は職人に對して、師匠・指南者の關係に立ち、殊に兩者は職場と世帯を共同にすること多くして面接の機會多き爲め、その關係は著しく親和愛顧の情誼を伴ふものである。勿論親方は職人を自己の工場に使役し、彼等の勞働の成果

を收得するが故に、經濟的に利得する所少くない。而も一方に於て職人の生活上の面倒一切を見るのみならず、一定の年期を終へた後は、彼に獨立の工場と顧客とを分ち與へ、一個の親方たる門戸を張らしむる義務を有して居る。斯る勞働組織に於ける人間的結合の色彩は手工業以前の奴隸使役時代に於ても、それ以後の資本主義時代に於ても共に見ることが得ざるものである。現在の資本主義時代に於ても猶未だ手工業的生產の行はる産業部門は少なからず、それに應じて昔日の情誼的遺風を見ることが出来る。勞資の關係に於て温情主義の唱導するものは、斯る親方職人の關係の復活とも見られるが、産業組織と勞働條件とを全く異にする近代工業の内部に於いて、親和恩惠の情緒のみを復活せんとするが如きは、空しき努力と考へられる。

**庶民的社會(シヨミンケシヤカイ)**

『種族的社會』の對比概念である。その項参照。

**少年裁判所(シヨウネンサイバンシヨ)**

少年裁判所とは特に少年を保護するの目的をもつて作られた裁判所であつて、一般の裁判所から獨立し、少年の犯罪のみを審判するものである。近世大都市の發達と共に、不良の少年増加し、少年の犯罪事件が頻繁となるに

至つて生じた制度である。普通の裁判所の法廷は公開せらるるを通過とし、犯罪の内容裁判の經過等は新聞等によつて一般に報導されるものであるが、未來あり神經鋭敏なる少年をして一旦の過ちから斯る屈辱を蒙らしめ、絶望を感じしめるのは、法の精神上から見て、又少年保護の上から見て不當であるとの理論により、社會事業の盛なる歐米には早くから少年裁判所の制が布かれた。日本に於ても近年漸く右の論起り、遂に大正十一年少年法及び矯正院法の發布を見るに至つた。而して翌十二年一月一日より實施される事となり、少年法による少年審判所は東京市及び大阪市に設置され、何れも三名の審判官と八名の保護司とが任命された。少年審判所の法廷は普通法廷と異り傍聴を許さず、又事件の内容を一般に報導することを許さず、専ら少年をして改悛の實を擧げしむるを目的とするのである。大正十二年一月より七月末日に至る受理件数を見るに、

- 東京二四四八人、東京府二一九〇人、大阪三八一四人、大阪府一五七八人、兵庫縣一九二〇人、神奈川縣二五八八人、京都府三一六六人
- 内、保護處分をなしたる者東京四六九人、大阪三六六八人計八三五五人にして、其内

感化院に收容された者は僅か一二に過ぎぬ。矯正院は此等の不良少年を感化矯正する事を目的とするもので、東京に多摩矯正院、大阪に浪花矯正院があり、前者は十二年七月より開院した。

**所得(シヨトク)**

所得とは半年又は一年といふ如き一經濟期間内に、一經濟單位(一家又は一會社等)に依て收得される財物若くは貨幣の總量であつて、その源は永續的であり従つて收得は回歸的性質を有するものである。今日の如き貨幣經濟の世の中では、所得は大抵貨幣をもつて其量額を計算され貨幣を以て收受されるが、農家の如く自然經濟が幾分残つてゐる所では、自家の消費物を自ら生産し市場に賣出して貨幣に替へない場合がある。併し之も所得のうちに含まるべきもので、金額に換算されるのが殆んど常例である。所得の源は永續的であつてその収入は回歸的であるといふのは、強ち所得の依つて生ずる源が不變不定で収入も亦常に一定した確實なるものであるといふのではない。勤勞所得の如きも世間の景氣によつて多少の變化はあり、企業所得の如きは殊に經濟界の消長、事業の成敗によつて、確實ならぬものである。併し所得は何れも繼續的に

行はるる經濟行爲若くは永續的財産から生ずるのであつて、贈與・拾得・相続・富籤當籤の如き一時的偶發的なる収入は之を所得とはいはない。所得は永續的な根元から生ずるのであるから、その根元は消費生活の基礎を成すものであり、所得は之を消費に宛つるも、基礎を滅却することのないものである。此點よりシユモラーは所得を定義して「所得とは經濟を行ふものが一定の期間内に於て當初の資産状態を不良にすることなく欲望満足の用に供し得べき經濟財の總量なり」といつてゐる。所得の典型的なるものは勤勞によつて得る『勞銀俸給』、土地から得る『地代』、資本から得る『利子』、企業によつて得る『利潤』である。一經濟單位の所得は、此等の所得の一旦は幾つかの總合より成る。尙ほ右の所得の外第二次的若くは派生的所得といはれるものに恩給・扶助料・休職手当等の如きものがある。

**所得説(シヨトクゼイ)**

所得税は所得(其項参照)に課せられるものであつて、租税中主要にして新しいものである。所得税が現はれたのは十八世紀の終りで十九世紀に入つて漸く盛となつた。その以前を見るに初めは『人頭税』(其項参照)が一般に行はれて、納税者の貧富収入の多少は眼中に置

かず各個人に對し一律の課税を行つた。然るに社會の貧富の懸隔が漸く大となるに及んで此課税法は不公平にして行ひ難きものとなつたので、納税者を幾つかの階級に分つて一階級に屬する個人に一律の課税をなすに至つた之を『階級税』といふ。然るに經濟發達と共に斯る概括的な課税法は社會の實情に適合せぬ不公平なものとなり、國民の能力に應じて課税すべしとの説を生じた。國民能力の標準は何に置くべきかの問題は茲に生じ、財産の多少によつて之を定むべしと思考されて、財産税の大に行はるる時代を見た。併し財産によらざる収入、即ち商工業企業家の収益、俸給による収入等が益々大となり、且つ財産収入の不確定なることが發見せられる等の事情により、遂に所得税が案出されるに至つたのである。所得税を最初に採用したのは英國で、次ぎは獨逸諸國である。日本は明治三十二年二月をもつて所得税法を布いた。所得税は國民各成員の消費能力に應じ課税されるものであるから、生活必需品を購ふに足るだけの所得しかない者には、之を免除すべしとの説あり、最低生活費を定めて免税額とする方法が各國にある。日本ではその額を年收八百圓と定めてそれ以下は免税されることになつて

る。また家族の大小により生活費に相異を來す理由を以て、小兒老人等經濟上の不能力者を包含する家の所得税は、不能力者の人數に應じて割引せられる。所得は大となればなる程、消費能力は累進的に大となり、効用遞減の法則に従ひ、財又は貨幣の増加は、その増加に比例して効用を増加するものでなく、益々少なき割合を以て増加するが故に、大所得を有する者は小所得を有する者よりも比例上多額の租税を徴收されるも苦痛を感ずるものではないといふ理論により、所得税には『累進税』を適用するのが諸國の例であり、我國でも之を行つてゐる。

**莊屋(シューヤ)**

莊屋とは徳川時代において一村乃至數村に一人宛あつて徴税その他の村務をとつてゐた者のことである。戰國時代以來、徳川幕府の初期には既に存在してゐたもので、普通庄屋とも書き、地方に依つては名主・年寄・村長などとも云つてゐた。莊屋なる名稱は、中世以後莊園の事務を掌つてゐた莊司・莊官・莊主等から出たのであらう。莊屋には普通土地代々の名望家などを推し、これを代官又は領主地頭等に具申して指定を受ける地方も多かつた。地方に依つては莊屋なる家格が代々定つ

てゐて、當主幼弱な場合には親戚などが後見して就職せしめるところもあり、諸國必ずしも一様ではなかつた。また給米と稱して村高百石以上百五十石までは二俵、二百石以上三百石までは四俵、四百石以上六百石までは五俵、七百石以上千石までは八俵、千二百石以上千六百石までは十俵を支給したこともあつた。『續地方落穂集』の名主年寄の誓詞について見ると、莊屋の職掌については小百姓に對して親切誠實を旨とし、納税及び檢視等に於ては偏頗の處置なく、宗門の檢察を怠らず、つとめて建訟の弊を除き、すべて法度に違背せぬよう期したとある。又數村乃至一郡に互つて、これ等の莊屋を總括する者があつた。これを天莊屋又は總莊屋・檢斷などといつてゐた。大莊屋には領主地頭等から帶刀を許され、給米を給せられてゐた者もある。正徳三年の制に依ると大莊屋・割元總代等は代官手代等と結託して私利を營むものがあり、弊害が多かつたので、此時悉くこれをやめ一村限の名主・莊屋・五人組等に村務を執らせることにした。しかし、地方に依つてはこれが爲め實務に滞滯を來たした處もあるので、享保十九年代官一人に對して其器に堪へた大莊屋二三人を置くことを許した。又、地方に依

つては莊屋の外に組頭、百姓代を置いて事務を執らしめたところもある。

**所有權(シューケン)**

所有權は財産私有制度が生んだ法律上の權利である。財産私有は實に古き歴史を有するものなるが故に、財産私有を法律を以て承認し之を犯すことを禁ずるに至つたのも、極めて古代に屬する。古代羅馬帝國に於ては財産私有の權利即ち所有權に關する精細なる法律を存し、今日猶羅馬法と稱して之を尊重し之に準據してゐる點が少くないのである。封建時代に於ても財産私有は許された。併し古代羅馬に於て、奴隸は全然財産の私有を許されなかつたと同様に、奴隸の所有權は認められず農民其他の人民の所有權も制限を受け、支配者によつて何時之を犯されるかも知れぬ甚だ不安心なものであつた。然るに近世國家が樹立され所謂法治國となるに及んで、一般人民は財産の所有を國法によつて承認保護されることとなり、政府と雖も之を犯すことを得なくなり、財産私有制度は確立された。財産私有は實に今日の社會の基石をなすものであつて、所有權を犯す事は即ち社會を危くすることとなるのである。されば所有權に關する事柄が今日の法律の大部分を占め、所有權を犯

す者に對する罰則は精細嚴重を極めてゐる。所有權は凡ゆる有形の財産を始め、鑛山採掘權・商標使用權・專賣權の如き無形の權利に至る迄、苟くも貨幣價值を生ずべきあらゆるものに認められてゐる。併し競争其他の事變に際して國家を防衛し公安を保持する必要あるとき一時所有權を停止し、或ひは公共事業の爲め止むを得ざる場合には一定の代償を與へて強制的に之を公共の所有に移し、又國家保安の立場から最初より或種の物の所有を禁ずる等の制限が存してゐる。

**集合意志(シューゴイシ)**

『集合意志』を見よ。

廣義には社會意識といふ程のことである。結合範圍の如何を問はず、兎に角に利害を共にし愛著を感ずるものの中には、何等斯る關係の存する事なく孤立乃至敵對の状態にある場合とは本質的に異つた觀念・意志・感情が存在する。斯る意識は之を純粹の個人意識と比するに、大體に於て感情の分子多く、從つて誇張的犠牲的である。社會そのものの表象及びそれに伴ふ傾倒的感情即ち俗に愛國心といふが如きものは之れである。この語を狹義に使用する時は、國民的生活の裡に發生したる

共同の意識が、言語・神話・風俗・法律となつて現れたものを指す。集合意識は多數人の意識なりと雖も、その一定の意識が暗示模倣等の作用によつて多數人の個人意識に同時に存在するといふのみであつて、個人の意識を超越して形而上學的な存在を有するといふ譯ではない。然し乍ら斯る意識が狹義に解せらるる場合、文書・衣裳・建築等諸種の外部的物質の裡に表象化する時は、全く個人意識より獨立し、その外部に超越的存在を保つこととなる。従つてそれは個人意識に向つて一定の意識を強制し燒きつけ、従つて斯る意識が何人によつても合理的には受け入れられざる場合にも、一種不可思議の力を以て萬人の胸にそれを生々と感ぜしむるのである。斯くて狹義に於ける集合意識は、國民的思想觀念の支持者であり、傳統の作成者である。最後に、集合意志は、多數の人に共通なる目的觀念と方向とを有する所の、意識部分を指すのであるが、一般には集合意識と混同して使用される。

**集合契約(シューゴケイヤク)**

『協約勞働』を見よ。

**收穫遞減の法則(シューノホクテ)**  
收穫遞減の法則はマルサスの人口律、リカル

ドの地代法則と共に、經濟學上の三大法則と稱せられるものである。此法則の要旨は、マシーナルの言によつて説明すれば、『土地の耕作に使用される資本及び勞働の増加は農業技術の進歩が之に伴ふに非ざれば、大體に於て比例以下の生産額増加を起す』といふに在る。この説は早く佛國の經濟學者チュルギーによつて唱へられたが、世に忘れられ、英國の經濟學者ウェストが一八一五年出版の「土地に對する資本充用に就ての考察」を著して、この法則を述べてから世に出づるに至つたのである。彼は同書に曰く、『耕作改良の道程に於て、總生産の收得は累進的に多き費用を要する。換言すれば土地の純生産の總生産に對する割合は絶えず遞減し行くものである。勿論總生産と茲に云ふのは、生産費に關係なく全生産をいふのであつて、純生産とは總生産より生産費を控除したる殘額をいふのである。耕作の進歩に伴ひ總生産も純生産も絶えず増加する。支出したる資本を回收するは勿論、此資本に對して増加即ち利益を生ずるにあらざれば、餘分の費用又は資本を土地に投下するものはなからう。此増加即ち利益こそ純生産たるものである。然るに予の見るところによつてすれば、支出する資本が増すに従ひ、之に

對する收穫の比例は減じ、従つて資本が多ければ多い程これに對する利益は其割合を減ずることになる」と。マルサスは又これに後れること數ヶ月、其著書の中に述べて曰く「穀物の實際價格が富裕にして益々繁榮し人口の増加する國に於て高く、又絶えず騰貴しつゝある所以は、絶えずヨリ貧しき土地を耕し、餘分の費用を要する機械を使用する必要に迫られるによる」と。この法則に言ひ現はされた事實は、農耕に従事する者が經驗によつて古くから知つてゐることである。が、右の人々によつて學説化され更に後世ジョン・スチュアード・ミルによつて大成され經濟學上の通説定論となるに至つた。右の法則に就て特に注意すべきことは、「農業技術の進歩が伴はなければ」といふ制限のあることである。農業の技術が進歩すれば、遞減の率は緩和され、遞減點は一時先へ延されることになるのである。

**主觀學派(シュカンガク)**

主觀學派とは經濟現象殊に其中心たる價值現象を専ら人の心理的主觀的方面より説明せんとする學派である。價值現象を説明するに専ら客觀的立場よりし、價值とは一財が他の財と交換され得る能力であるとし、價值發生の原因は、生産費の投入であるとする正統派の

説とは正反對である。主觀學派の先驅たりしものは、獨人ヘルマン・ハインリッヒ・ゴッセン、英人スタンレー・ジェヴォンス、瑞人レオン・ワルラ、奥人カール・メンガーの四人である。ゴッセンは一八五四年『人類交通の法則の發達、並に之より生ずる人類行動の規則』なる書を著し快感不快感を中心として極端な主觀的見地から價值を研究した。「人間生活の目的は生涯の快感享受を出来るだけ高むるにある」と彼は云ふ。而して一般快感の享受は次の諸法則により支配される、「第一、同一享樂の大きさは其快感を絶えず繼續する時は逐次遞減し、遂に飽實點に達する。第二、嘗て經驗せる快樂を繰返す時は、其享樂の大きさは同様に遞減する。而して繰返されたる享樂其ものが減ずるのみならず、之を始むる時の享樂の大きさも前より減ずる。又享樂を享樂として感ずる時間の長さも一回よりは二回目、二回目よりは三回目に於て短く、飽實點に到達するに早く、反覆の速かなる程、其享樂の大きさも繼續時間も減ずる。之よりして次の如き實際生活の法則が立てられる。「多種の享樂が併存する時も時が之を許さぬときは其受くる享樂の量を最大ならしめる爲めに、各種享樂を其一部に止る享樂を止めたる間に於て各部

より受くる享樂の大きさを均等ならしむるが如くする。前者は所謂効用遞減の法則を心的方面から道破したるもの、後者は今日限界利用均等の法則として知らるゝものである。然らば價值の本質は何であるか。ゴッセンは定義して曰く「生活の目的な助くるが如き外界状態、之を稱して外界は吾人にとり價值を有すといふ」と。即ち價值の大きさは外界が吾々に與ふる享樂の大きさによつて正確に量らるべきである。此見地よりして、彼は外界の目的物を三種に區別した。即ち第一、直接單獨に享樂の用に供し得べき「享樂資料」、第二、他の貨物と結合して始て享樂の用に供し得る「第二級目的物」、第三、享樂資料作出の用に供せられ、それ自身は決して享樂資料でない「第三級目的物」である。第二級目的物の價值は、現に或貨物と結合したる場合に供給し得る享樂の大きさが、其結合全體に對する價值を定めるだけで各個の部分に對する價值は之を量るべき正確な標準がない。第三級目的物の評價は、享樂資料作出に貢獻する程度により間接に定められる。而かも之に依て決定されるものは其場合に於る第三級目的物の總體の價值のみで、各個部分の價值を判定する途はない。ゴッセンは更に進んで、享樂は繼續するに從ひ其強

度を減ずるといふ事を基礎として、遂に次の命題に達した。「凡て一般に價值を有し得べきものも唯其中の一定量のみが價值を有し、此點以上の増量は常に無價值となる。此無價值點は量の増大と共に近づき来るを以て最初の單位は最高の價值を有し、新に加る各量は夫夫ヨリ少き價值を有し、終に無價值點に到達する。而して人は最大の價值を獲得するに努めるが、價值の獲得は通常或程度の努力を要する。然るに努力の苦痛は享樂遞減法則の反面として却つて遞増する。従つて最大價值は價值獲得に對する努力によつて努力の苦痛が價值と平均する點まで到達する。ゴッセンは更に進んで、交換により有無を調和するの結果は一人にとり無價值點に達したる財を他人に與へて彼の享樂に供し、又他人により無價值となれるものを取て自己の享樂に使用することとなる故に、結局は價值の増加を來すと説明した。ゴッセンは以上の説明に於て價值を使用價值の意味に解したが、價格の變動に就ても使用價值即ち購買者の側に於て豫め想定されたる享樂の評價如何により決定されたと説いた。ゴッセンの説は不幸世に顯はれなかつたが、其後二十年を経てジェヴォンス、ワルラ、メンガーが現はれて相似たる價值學説

を述べ、一般に認識するに至つた。ジェヴォンスは「價值は全く利用に基く」と斷言した。ワルラも亦價值の源泉は利用に在りと唱へ、この利用は財の蓄積が増大するに從ひ之と反比例して減少すると説いた。然し主觀的價值論を一般に普及せしめたのはメンガー並にその後繼者たる奧太利學派の諸學者である。メンガーは價值を定義して曰く「價值とは吾人の欲望満足が特定財若くは財の一定量を供用し得ると否とに依存することを自覺し、之が爲に吾人が其財に認むる重要(Importance)である」と。メンガーは又財の欲望満足に對する距離を標準にしてゴッセンと相似た分類をなした。メンガーは價值の起原並に價值の計量に關し次の法則を立てた。(一)財が吾々に對して有する重要即ち價值は轉嫁されて來たものである。本來吾々にとつて重要なものは満足のみである。然るに欲望の満足が、或る財の有無に依存することを自覺するや、茲に吾等は推論の結果として、本來欲望の満足に認むる重要をその財に轉嫁する。(二)個々の種種なる欲望の吾々に對する重要は大小種々にして、其大小の程度は吾々の生存維持並に幸福に對する緊要の程度による。(三)同じ道理により、財に轉嫁されたる欲望満足の重要即

ち價值の大小は一樣でない。其大小は問題となる財によつて充たされる欲望満足の吾々に對する重要の度によつて定まる。(四)一定の場合に於て、一經濟主體に屬する或財の一定部分の喪失によつて取去られる欲望満足は、其財の全量によつて保證される欲望満足中該主體に取り最も重要なもののみである。(五)一經濟主體に屬する或一種の財の全量中、其一個若くは一定部分の價值は其全量によつて保證されたる欲望満足の中、該主體に取り最も緊要ならざるもの的重要に等しい。而して一定の場合一定量の財によつて保證されたる欲望満足中、重要な程度の最も低きものに相當する財の効用を限界効用と名づけ、メンガー等の説は一に限界効用説として知られてゐる。メンガーの後には、其門下フリードリッヒ・ギーザー、及びエミル・ザツクス、ボエム・バヴェルク等が現はれて、彼の説を補修應用した。

**主觀經濟學(シュカンケイザイガク)**  
『主觀學派』を見よ。

**主權(シュケン)**  
主權は國家の最高權力であり、自主獨立の性質を有する。この場合自主といふのは、國家な社會的結合の内部において、すべての成員

を服従せしめ彼等を拘束する所の力を指し、獨立とは他の國家の權力に制限されざる事を指す。主權は自己の意思に基づかずしては何者にも制限されざるものであつて、主權者に具現されてゐる。故に主權者は國家の最高權威者であると同時に、最高機關である。國家には直接機關と間接機關とあり、直接機關は唯一なることも二以上なることもある。君主專制國においては、直接機關は君主だけであり他は全部間接機關であるが、立憲國においては常に二以上の直接機關が存在する。立憲君主國においては、君主と國會と二ヶの直接機關があるが、その地位は決して對等でない。即ち君主だけが國家の最高機關であり主權である。法律上における最高機關とは國家に活動能力を與ふる機關であつて、これが意志に基かずしては國家の統治權も發動し得ない。この最高機關は君主國においては君主、共和國においては國民乃至その代表機關たる議會である。故に君主國においては、議會の召集開會等すべて君主の意志に基くのである。若し議會が君主の召集を待たずして自ら成立する權能を有し、君主の裁可なくして法律を成立せしめ得る國家ならば、名義上君主國といふも實は純然たる共和國で、君主はもはや主

權者と思はれなくなるのである。

**手工業**(シユネーギョー)

手工業と譯される原語は英のハンドクラフト(Handicraft)獨のハンドヴェルク(Handwerk)佛のメチエ(Metier)であつて、原語にハンド(手)とある點から手工業と譯されるのであるが、元來手の工業と云はんよりは寧ろ職人を云ひ現はせる言葉で、之を工場制工業・工場手工業・家内工業等と相並べて手工業と稱するに至つたのは近來のことである。この狹義の手工業は、ゾンバルトの定義によれば「工業的勞働者が藝術と普通の手先仕事との中間にある技術を應用して、工業的使用物品を製造し、又精製し、之によつて己の勤勞又は生産品を相當の對價に代へて交換し、自己の生活を支へんとする經濟状態である。又ビュッヒャーによれば「手工業とは生産者が一切の經營要具の所有者として自家の設計に屬せざる消費者の爲めに交換價を生産する工業上の經營状態をいふ。之を平易に解すれば、要するに賣渡を目的とする工業で、勞務なることもあり、一定の生産品なることもあるといふ點は一致してゐる。さて手工業と他の工業とを比較するに、手工業なるものは賃仕事と工場手工業との中間に位置するものであ

つて、それが賃仕事と異なる所は、勞働者はその勞働に必要な要具及原料を一切自ら所有する點にあり、又工場手工業と異なる所以は製造品は單一人によつて完全なものに作り上げられて製造上の分業なく、しかも製造品は一般市場に賣出されるものではなくて註文者或ひは一町一村内といふ如き狭く限られた範圍の人々に賣渡され、購買者は之が直接の消費者たる點にある。手工業者は勞働者たると同時に資本の所有者である。ブュッヒャーは曰く「手工業の社會的の強味は勞働と所有、勞働所得と財産所得との密接なる結合にある。而して其所有は勞働の成果にして、土地の如く自然物の占有されたるものではない。土地所有は所有者を束縛する作用あるに反し、勞働の成果たる財産は却て之を自由ならしめる力がある」と。手工業は、勞働に加ふるに財産を以てして、社會に新しき資産階級を生じ、手工業が工場手工業となり更に工場制工業となるに及んで、益々近世資本階級の發達を來たしたのである。併し手工業者が盡くこの好運を享けた譯ではない。工場手工業起り工場制工業起るに當つて、小規模なる生産に従ふ手工業は大規模なる新工業の爲めに非常な壓迫を蒙り、彼等の製品は高價となり販路

は杜絶し、親方は破産し徒弟は解雇され、手工業の破壊時代を現出した。而して從來親方として生産機關を所有してゐた者が續々として無資産者となり、貸銀勞働者として新しき大工業家の下に使役されることとなつたのである。手工業者は社會の中産階級と認められるといふ意味で、之が救済を企つる運動は所謂「中産階級保護運動」なるものであつて、一時歐洲に旺であつた。併し手工業は資本主義の發達と共に必然的に滅び行く運命にあるもので、保護運動の成功は何處にも之を認めることが出来なかつた。我國には手工業と工場制工業との中間に位置する工場手工業なるものは殆んど認められない。それは歐洲の發達したる工業が、手工業時代の我國に一時に輸入せられた結果と見做される。(「家内工場」工場手工業参照)

**宗教改革**(シユネーギョーカイカク)

【起源】宗教改革(Reformation)は十六世紀のヨーロッパに起つた羅馬教會反對の運動である。羅馬教會は内部の墮落と中世神學の缺陷とによつて人心に倦かれてゐた上、過重の租税を課してゐたので各階級の反感を買つてゐた。そこへルネッサンスの運動を中心として新科學・新思想が各國に傳播して來たので、

遂に古き信仰と古き教會に對する反對運動が起るに至つたのである。のみならず、當時における王權の發達は法王の無上權と兩立しがたい状態にあつた。この事も宗教改革運動を生じ來つた主要な原因であると言はねばならない。宗教改革の萌芽は十二世紀のフランスに起つたワルドイ教徒に發してゐる。十三世紀には、英國のウヰクリッフ、ボヘミアのフッスなどの外、ネーデルランドやドイツにもローマ教會の形式主義に反抗し、バイブル中心の基督教を主張するものが現はれた。しかしながら、宗教改革運動の導火線と目すべきものは、一五一七年ウヰッテンベルヒ大學の神學教授マルチン・ルーテルが、同市の寺院に九十五ヶ條からなる檄文を掲げて羅馬教會の態度を難詰し、弊政の改革を要求した事件であつた。この檄文はドイツは勿論、他のヨーロッパ諸國に非常な感動を與へた。羅馬法王は數回交渉の末、遂にカール五世にルーテルの處分を依頼した。一五二一年カール五世はウォルムスの國會にルーテルを召喚し、意見の取消しを求めたが、ルーテルは頑として應じないので、法王の破門狀を實行しようとした。然るに諸侯及び國民の輿論はルーテルに組し破竹の勢ひを以つて宗教改革の運動が

起ることとなつた。ルーテル及びその友メラソヒトンが新神學を教授してゐたウヰッテンベルヒ大學は、この運動の中心となり、歐洲各國の青年はウヰッテンベルヒに集つた。而して故國に歸り自ら宗教改革の運動に従つた者も多かつた。スウェーデン、デンマルク、ノルウェーの改革の如きは、主として彼等の起したものである。

【各國に於ける状況】(一)ドイツ この國では一五二四年まで燎原の火の如く擴大して行つたが、その後農民の叛亂、過激な改革派の騷擾等があつて屢々蹙退した。その上、政治外交等の問題の交錯から、諸侯は二派に分れて開戦し改革派は遂に敗北した。爲に新舊兩派の勢力は略々互角となつたが、一五五五年アウクスブルヒの宗教和約で、初めてプロテスタントが憲法上認められることとなつた。しかし兩派の抗争は絶ゆることなく、一六一八年に至つて遂に三十年戦争が起つたのである。

(二)スウエス この國においては、ルーテルと殆んど同時にツヅキングリが、チュウリッヒを根據として改革運動を起した。彼の主張はルーテルよりも更に過激であつた。ツヅキングリの運動が起ると、低地の諸州は略々これに従つたが、山手の五州は頑として改め

なかつたので、遂に干戈を交へることとなり、一五三一年新教派は敗北しツヅキングリも亦陣頭に戦死した。一五三七年ジュネーヴを中心としてカルヴキンが第二の宗教改革運動を起した。彼の思想はルーテル及びツヅキングリの間で立つてゐたが、彼は新教神學を組織し改革派教會の基礎を据ゑ、遂にオランダ、南ドイツ、フランス、イギリス、スコットランド等における新教主義の牛耳をとるに至つた。(三)オランダ ルーテルの運動が起ると、この國にも新教派に加る者が現はれたが、一五五五年王位についたフリッパは熱心な舊教信者で新教派信者に暴虐なる壓迫を加へた。故に國民はオレンヂュ公ウヰルヘルムを首領とし團結して獨立戦争を起し、四十年の後始めて獨立することが出来た。一六〇九年の休戦條約以後事實上獨立國となり、一六四八年他のヨーロッパ諸國からも獨立を承認されたので、信仰の自由を獲得することが出来た。(四)フランス フランソワ一世の代に始つた改革運動は、爲政者の方針が屢々變化したのと、朝廷における黨争のため、國內に二宗派二政黨が生じ最も悲惨な結果を招來した。即ち戦争を起すこと八回、一五六二年より一五九八年に亘り、一五七二年のサンバル

テルミー祭に於ける虐殺事件は殘忍悲慘を極めた。一五九八年、アンリ四世はナント勅令を出して新教徒の權利を保證したので、宗教上の紛争は一と先づ沈静したが、これに依つて新教徒の得た特権があまりに過大で國家の主權及統一と扞格するところがあつたので、ルイ十三世の代に至り大宰相リシュリエーは武力に依つて新教徒の政治上における獨立權を奪取した。(五)イングランド ヘンリー八世の代にその端を發したが、王及び人民の多數は、ルーテル派及びカルヴキン派の何れにも従ふことを好まなかつた。蓋し彼等の目的はローマ法王の權力を否定し、獨立の國立教會を建てるにあつたからである。ヘンリー八世は舊教とも新教ともつかぬ教理信條を編成した。その後カトリック主義の教育を受けたメーリが王位に就くに及んで、舊教の執力が天下を風靡することとなつた。急進的新教徒は難を大陸に避けて成行を傍觀してゐたが、一五五八年新教主義のエリザベス王位を繼ぎ、新舊兩派を満足せしむべき調和主義の信條を造り、新禮拜法を設け、急進派に對しては出来るだけ寛容な態度をとることとなつた。これがため宗教改革運動も解決を告げたのである。その他スコットランドにおいては

カルヴキン門下のノックス、活動してカルヴィン派に従つた。イタリア、イスパニア、ハンガリア、ポーランド、ポヘミア等にもこの運動は擴がつてゆかうとしたが、迫害が劇しかつたため不成功に終つてしまつた。通常宗教改革の時代といふのは、一五一七年から一六四八年に至る間を指す。  
**シュメーリング**(アントン・フォン)  
シュメーリング(Anton von Schmeining)は奥太利の政治家で、一八〇五年ウヰーンに生れた。初め法律を學び自由主義を奉じてゐた。メッテルニヒの保守政策に反對し、一八四八年三月ウヰーンの暴動が起るや、これに加つて活動した。同年フランクフルトに獨逸憲法制定の議會が開かれた時、委員として之に列し一時その議長となつてゐた。次いで獨逸國民議會の議員となり、一時、帝國大臣となつて、内務及び外務を管掌してゐたが、プロイセン黨と戦つて遂に大臣を罷め、一八四九年ウヰーンに歸つて司法大臣となつた。彼はこの時陪審裁判制度を創めたが、一八五一年内閣を退き、最高法院議長となり、一八六五年之を辭した。一八六七年、奥太利貴族院議員となり、一八九三年歿した。  
**シュモラー**(グスタフ)

シュモラー(Gustav Schmoller)はドイツの經濟學者で、一八三八年ハイルブロンに生れた。チュービンゲン大學に學び、一八六四年ハルレ大學國家學助教授に任ぜられ、翌年正教授に昇進し、一八七二年ストラスブルグ大學に招かれ、一八八二年ベルリン大學に轉じた。プロイセン學士院を初め、内外學會の會員として推重され、一九一〇年には閣下の榮稱を受けることとなつた。歴史派經濟學の泰斗で、ヒルデブランド、タニス、ロツシアーなどの唱導した歴史派經濟學に新系統を立てた。その經濟學は心理・倫理・社會・歴史・經濟等を融合し、これを史的及倫理的思想を以つて統一したもので、所謂新歴史學派を成す。また獨逸社會政策學會の創立者の一人として、社會改良に貢獻した。彼の經濟學を大成したものは、『國民經濟原論』(第一卷一九〇〇年刊第二卷一九〇四年刊)で、その他『社會政策及び國民經濟學の二三の根本問題に就て』(一八九八年刊)以下多くの著書があり、一八八一一年以來『獨逸立法行政經濟年報』を發行し、一八七八年以來『國家學及社會科學研究』を監修してゐた。  
**出版法**(シュッパンホー)

て規定する法律のことで、明治二十六年四月に發布された。本法は主として普通出版物、即ち文書・圖書及び専ら學術・技藝・統計・廣告の類を記載する雜誌に適用し、新聞及び上記以外の定期刊行物は新聞紙條令の適用を受けることとなつてゐる。  
**出版權**(シュッパンケン)

狩獵法とは獵具・獵法・狩獵免許・鳥獸保護及び罰則を規定した法律のことである。狩獵は銃器・網・罠又は撲を以つて鳥獸を捕獲すること、爆發物・劇毒藥・振銃又は危険な罠・陷阱の類を用ひることを許されぬ。而して日没前日没後又は市街人家稠密のところに於いて銃丸の達する虞ある建物・船舶・汽船等に向つて發砲することを許されない。狩獵は地方長官に届出て免狀を受けなければこれを許されない。免狀に甲乙二種あり、甲は銃器を使用せず、乙は銃器を使用するものに下附され、十月十五日より翌年四月十五日までを期限とし、次の免許税を徴される。(一)一等 所得稅百圓以上、地租五百圓以上若しくは營業稅百五十圓以上を納むるもの及びその家族は二十圓、(二)二等 所得稅三十圓以上、地租三十圓以上若しくは營業稅二十圓以上を納むる者及びその家族は十圓、(三)三等 一二等以外の者は二圓。  
**シュルツ・デーリッテ**(ツランツ)  
シュルツ・デーリッテ(Franz I. erratin Schulz-Delitzsch)は一八〇八年プロイセンのデーリッテに生る。ライプチヒ及びハルレの兩大學に法律を學び、司法官となつたことがある。一八四八年國民議會の議員となり、一八四九



年下院議員に當選し、爾來獨逸帝國議會及びプロイセン下院議員として貢獻した。彼が著名になつたのは、『シュルツェデーリッヒ信用組合』なる産業組合を創意してからである。これは、組合員が資金を組合から借用する期間に比較的短く、利子も八分乃至一分に及んでゐる。しかし借用の目的及び借主の地位の如きは深く問題とされず、商工業者の集合してゐる都市にありては頗る便利であつた。故に當時ライプサイゼンが創案した信用組合が農村に歡迎されると同じく、各都市に盛に行はれた。彼は生涯産業組合の發達に盡力したので、一八八三年彼の死去した時には、獨逸國內に三千四百八十二の消費及び信用組合を見ることが出来た。一八九一年にはデーリッヒに、一八九九年にはベルリンに、彼の功を徳として銅像が建設された。

**集産主義**(シューサンシュギ)

『社會主義』を見よ。

**修正派社會主義**(シュカイセイハ)

『レイジニズム』を見よ。

**集積説**(シューセキセツ)

【重商主義の集積説】集積説 (Theory of Accumulation) は十七八世の頃歐洲諸國に行はれた『マーカンチリズム』(其項参照)により唱

導せられた經濟學説の一である。マーカンチリズムは重商主義と譯されるのであるが、マーカンチリズムは此譯語の意味よりは重要な他の意義を持つてゐる。即ち、マーカンチリズムは歐洲列國が近代的國家として成立しつつある當時、對外國關係より國家統一の必要を感じて生じた思想であつて、國家の確實なる樹立は、國民の鞏固なる經濟的基礎に俟つことを主張し、國家の經濟的統一、國富の増進を主眼としたのである。この富國の第一方法として思考されたのが、貨幣集積説である。國を富ますには、國內に貨幣を多く集積しなければならぬといふのである。この考は富と貨幣を同一視するものとして、今日排斥されつつあるが、當時の事情として、あまりに貨幣を重要視したる過ちから出たので、貨幣も富の一部である以上、全然誤れるものとはいはれない。

【マルクスの資本集積説】マルクスは、資本主義の社會に在つては資本は次第に少數大資本家の手に集中され、多數の少資本所有者は無産者若しくは資本家として立ち得ざるものとなる」と説いた。資本が少數者の手に集中されるには、二つの方法をとる。一つは集積、他は集中である。集積とは、資本家が労働者を使

用し生産を行つて獲得した利潤を資本となして最初の資本に加へ、之れを以つて生産を行ひ獲たる利潤を再び資本化し、斯くて幾回も繰返すことによつて、漸次にその所有資本を増殖することであつて、これを蓄積ともいふ。集中は、近世的生産の必然として小規模生産は大規模生産と對抗し得ず、大資本を廻轉するものが必ず勝利を占めるので、多數小企業は資本は少數大企業に集中併呑されるといふのである。マルクス説はこの資本の集積と集中、即ち益々少數なる資本家の資本壟斷は、資本制生産の必然的過程であつて、斯る集中が可能である故に、資本家は生産を行ふのである。然るにこの必然的過程の中には實に資本制生産の行詰りを招來すべき矛盾が藏されてゐると見る。今日の生産は、購買力のある人の慾望を充すべく行はれてゐる。即ち買手を目當とする商品を生産してゐる。商品は如何に多く生産されれば、之を欲する人に購買力即ち貨幣が無ければ、結局無駄に生産されたこととなり、生産者は利潤を失ふ。然るに社會の貨幣が益々少數の資本家に所有され益々多數の無産者を生ずると、資本家によつて生産された商品は遂に購買者を見出し難きに至り、資本家の利潤は漸次少くなつて

行き結局資本制生産の目的は失はれて、茲に行詰りを生ずる。之に對してゾンバルト一流の反對説がある。ゾンバルトは獨逸漢堡市に於ける實際の統計をあげて、總體的財富の増殖と共に資本主の數も増加し、各階級の資本主の平均収入も同様に保持せられることを示してゐる。彼は又、資本制生産は、それ自身に内蔵する矛盾によつて行詰る様なことは決してないと主張する。一般の消費者に購買能力が無くならうとも、資本家の生産は資本家同志の間の需要を目的として生産されるといふのである。今日の資本主義の生産は、それが發達すればする程、直接消費者を目的とする領域は小となり、生産機關の生産が大部分を占めて来る。即ち産業が發達すればする程機械・原料・建物等の生産が起り、資本は之に投ぜられて多々益々辯ずるものであるといふのが彼の反對説の論據である。マルクス説の祖述者はゾンバルトの説に更に駁論を加へて曰く、生産機關の生産は畢竟それによつて一般の生活必需品が生産されるから有用であり存續し得るのである。従つて生活必需品生産の望なき生産機關の生産は無駄である。外國市場の開拓・戰爭・軍備擴張・其他鐵道敷設築港等の事業は、國民の消費物に關する所なき

生産に大資本を要求するが、それとても資本の集積集中の傾向に應じて永久に増大し行くものではなく、マルクスの見た如く資本制生産方法なるものは早晩行詰る事になると。

**出獄人保護事業**(シュツゴクニン)

今日の社會において、出獄者は生活の資とするに足る財産が、特殊の技能を有してゐなければ、出獄後の生活が極めて不安である。社會の信用は容易に得がたく、親戚故舊等も努めてこれを敬遠する風があるから、さうでなければ就職の今日、彼等が生活の手段を發見する事は、極めて困難である。そこで再び犯罪者となり入獄せしめられる者も少なくない。出獄人保護事業は、かかる状態にある出獄者を救済保護し、これに道徳的感化を與へて益々其個人的性質を改善せしめ、一方彼等に職業的訓練を與へて、彼等の重ねて犯す罪を防ぎ社會の安寧秩序を保たんとするものである。

我國に於ける出獄人保護事業の萌芽は、寛政二年旗本長谷川平藏が、時の老中松平定信に策を獻じ、江戸の石川島及び佃島に入居寄場を設け、刑餘の無宿者を收容した事にある。寄場は同年筑前郡上郷村にも設けられ、文久元年には函館にも設けられた。しかし、これ等のものは當初専ら慈善保護の目的で創立さ

れたのであるが、後年に至つて當初の目的と遠ざかり、刑餘無賴の徒を拘束することを主とし、恰も第二の監獄の如き状態となつた。明治二十一年静岡に設けられた免囚保護會社は、我國における出獄人保護事業の嚆矢とも目すべきもので、翌二十二年には東京に齋修會、茨城縣水戸に茨城縣保護會が設けられた。二十三年には埼玉縣浦和町に埼玉慈善會保護院、大分縣大分町に大分縣保護會が設けられ、爾來、一私人乃至地方團體の經營にかかる保護事業が各地に行はれるに至つた。最近數年の出獄被保護人員は次の如くである。

年次	繰越人員	新保護	保護を解きたる人員
大正元年	三、五五	九、八五	八、四〇
大正七年	八、七五	三、六〇	三、〇六
大正八年	一、六九	三、六〇	三、六〇
大正九年	三、三三	三、三三	三、三三
大正十年	三、三九	三、三三	三、三三

**種族的社會**(シュツクテキシャカイ)

ギチングスの用語 ethnic society であつて同じく彼の用語たる庶民的社會 (Cemotic society) に對比される。吾々の單なる一時的結合、例へば商取引の如きものでなくして、生活の各方面に互れる永續的の結合たる合成社會に就て見るに、その中には二種の類型ある

ことが見出される。その一は即ち種族的社會であつて血縁の共同を以て主なる結合紐帯とする社會である。血縁の共同といふは、出生そのことによつて生じたる共存が、血統の同一といふ表象によつて意識的に持續せられることを指すのであつて、出生による共存が破壊されたる後、單に居住を共にし面接の機を多くするといふ事由によつて親和と共働とを發生する所謂地縁なるものによる結合から區分されるのである。第二の類型たる庶民社會は即ち地縁による結合であつて、歴史上の國家は多く之に屬する。偕て種族社會そのものの合成の状態及び社會組織に就て見るに、そこには三個の種別が存する。社會合成の最低單位たるものは家族である。而してこの家族から直接に合成する所の社會即ち家族のみを含む所の社會は、之を群(horde)と稱する。その構成が單純にして原始時代より何れの場所にも存在したことを以て特色とする。次に來るものは部族である。幾つかの群が相合して一つのヨリ複雑なる社會を合成する場合に、この全體は部族(Tribu)と稱せられ、その單位なる舊來の群はこの場合民族と稱せられるのである。第三の種別は部族同盟又は部族國家である。幾つかの部族が外敵の壓迫に對抗す

る必要上相團結する場合には茲に部族同盟を現出し、更に進んで是が一つの部族によつて支配され特定の地域に居住を定むれば、部族國家となる。部族國家は種族的社會より庶民的社會への過渡時代を代表するものである。最後に注意すべきは、種族的社會に於てその血統が辿られる場合に、母系を以てするか父系を以てするか二種がある。原始社會に於ては多く母系の血統制度が行はれた。それは亂婚が行はれて、子はその父の何人たりやを認めること難く、爲に人々は自己の直接の出生者たり又扶養者たる母を以て、唯一の親と考へる他なかつたからである。その後、男子の扶養者となり、同時に出生に對する男親の役割が充分に認識せられるにつれて、漸く男子を以て血統の支持者と目するに至つた。種族的社會の如何なる段階に於て、母系より父系への轉換が行はれたかは周圍の經濟事情の如何によつて種々なる差異を生ずる。

**選舉權(追加)**

大正十四年三月二十八日貴衆兩院を通過した所謂普選法案は、原則として二十五歳以上の男子には悉く選舉權、三十歳以上の男子には

被選舉權を認めてゐるが、選舉權の缺格者として左の除外を規定してゐる。(一)禁治産者及び準禁治産者(二)破産者にして復権を得ざる者(三)貧困に依り生活のため公私の救助を受け又は扶助を受くる者(四)一定の住居を有せざる者(五)六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたる者(六)刑法第二編第一章、第三章、第九章、第十六章乃至二十一章、第二十五章、第二十六章乃至三十九章に掲ぐる罪を犯し、六年未滿の刑に處せられ、其執行を終り、又は執行を受くる事なきに至りたる後、其刑期の二倍に相當する期間を経過するに至る迄の者(七)六年未滿の禁錮に處せられ、又は前號に掲ぐる罪以外の罪を犯し、六年未滿の懲役に處せられ、其執行を終り又は受くることなきに至る迄の者。其他華族の戸主は選舉權、被選舉權とも有しない。尙、特別の場合として陸海軍々人にして現役中の者及び戦時又は事變に際して召集中の者は選舉權及被選舉權を有しない。但し未だ入營せざる者及び歸休下士官は之れを有してゐる。又兵籍に編入せられた士官學校幼年學校の如き學生及び志願に依り國民軍に編入せられた者は、上記同様に選舉權及被選舉權を有しないことになつてゐる。

**T**

**田口鼎軒(タグチテケン)**

通稱は卯吉、安政二年四月二十九日を以て江戸目白臺の徒士屋敷に生れた。始め大藏省の翻譯官となつたが、明治十一年官を辭して東京經濟雜誌を創刊し、二十七年には東京から選出せられて代議士となつた。明治三十八年四月十三日死す。

法學博士である彼は、經濟學者にして、同時に政治家であり、且つ和漢洋の學に通曉し、好んで國史を研究してゐた。また鐵道會社を創立して社長となり、小山前橋間に兩毛鐵道を敷設して、明治二十三年一月にその開通式を擧げたこともあれば(之は我國に於ける私設鐵道の嚆矢である)南島商會を設立して、南洋諸島に於ける植民地開拓を試みる爲め南洋に航したこともある。彼には自由交易日本經濟論、日本開化小史、支那開化小史、史海、古代の研究、日本外史と續史餘論等の著書があり、又大英商業史、經濟哲學泰西政事類典、富國論等の翻譯もあ

**總業(タイギョウ)**

『サポターヂュ』を見よ。

**隊商(タイシヨウ)**

隊商(Trade)とは、嚴密に言へば歐洲に於ける商業旅行者が、ベルシア、シリア、メソポタミア、亞細亞土耳其等の、砂漠地または未開地を安全に通過する爲に、隊伍を組んで旅行したもののみを指すのであるが、聖地巡禮者などが隊を組んでこれ等の地方を旅行したのをも、一般には隊商と呼んでゐたさうである。隊商が最も盛に行はれたのは、交通の方法がまだ十分に發達しない時代の事であつた當時は勿論今日の如き道路もなく、土耳其、ペルシア等は、僅かに足跡を印するのみの通路があるに過ぎなかつた。且つ阿弗利加及び亞細亞には廣汎な砂漠が横つてゐたのである。而もこれらの地方は、社會的發達が遅れて居り人口が稀薄であつた爲め、至る處に掠奪を事とする慥悍な遊牧者が彷徨してゐたのであつた。斯くの如く障礙の多い中を、安全に旅行するには勢ひ多人數が協力するより外なかつた。

商業旅行者が多くの財貨を攜帶してゐた事は勿論であるが、聖地巡禮者も亦多くの財貨を持つてゐた。彼等は聖地を巡禮してその信仰心を満足させるわけではなく傍ら商業的投機を行つて利益を得る事をも目的の中に加へてゐたので、常に多くの商品乃至正貨を持つてゐたのである。これに對して、掠奪者の群が默過する筈はなかつた。それ故に旅行者は先づ此の掠奪者を防禦する用意が必要であつた。然し掠奪者の防禦は、一人よりも多人數の方が容易でありまた砂漠、未開地等を通行するには食料品飲料水等の用意をもして置かねばならなかつた。かかる旅行者は數日乃至數十日の間屢々人家を見ない事もあつたのである。食料品等の用意も掠奪者の防禦と同様に、多數の方がなつたのである。隊商は旅行の安全を計る爲に組織されてゐたものであるから、隊員は何れも武器を携へる事をしてゐたが、これは威嚇する爲に用ひられてゐたもので、慥悍な盜賊に襲撃される場合には、多く武器を捨てて逃走するのであつた。それ故に、特別の貴重品を輸送する場合とか、非常な危害を蒙る事が豫測される場合には、護衛の爲めに兵士の

一隊を雇ひ入れる等の事があつた。また隊商は、出發前に隊員の同意の下に任命される統率者を有してゐた。統率者は隊員の代辯であると同時に隊の支配者であり、隊員相互間の紛議を裁決する裁判官でもあつたのである。かかる隊商は、おもき貨物を運送する爲めには多く駱駝を用ひてゐた。それは沙漠等の乾燥した地方を旅行するには、特に饑渴に對して耐久力を有する動物が便利であつたからである。然し岩石が重疊してゐる峻険な通路では、騾馬又は驢馬を用ひる事もあつた。駱駝のむれは綱によつて結ばれ、先頭のものに夥だしく盛裝される事が常であつた。かくして一團の隊商に使用される駱駝乃至騾馬の数は甚だ多數であり、時には四五百頭から千頭にも上る事があつたのである。

隊商は駱駝乃至馬の群と離して考へられないと同様に、旅行季節ともまた密接な關係に立つてゐた。夏及び冬は何れも旅行に不便であつたので、主として春先及び晩秋の頃に行はれ、出發の日は回々教の經典によつて吉日とされてゐる金曜日と定められてゐた。隊商はまた回々教徒の習慣に従つて、一日五回の祈禱を捧げる事を常としてゐたが、旅程の都合によつては延期又は省略すると云ふ習習も

存してゐた。斯くの如き隊商は、その後交通の發達文化の普及が進むに従ひ、次第に衰へて來て、今日では最早行はれなくなつて終つたのである。少數の商人が、隊伍を組んで旅行する事は、今日でも行はれてゐるが、これは中世期に於ける隊商とは全く趣きを異にしてゐるので、要するに隊商とは中世の交通機關が發達してゐない時代にのみ行はれた特殊の現象であつたといひ得る。

大正大震災(タイシヨウダイシンサイ)

【概況】大正十二年九月一日、東京・神奈川・静岡・千葉・埼玉の各府縣を襲つた大震災をいふ。初震は一日午前十一時五十八分四十四秒で、震幅は四寸に及んだ。鎌倉・逗子・國府津等の海岸では、激震と同時に大海嘯が襲來して、倒壊した家屋や、壓死者などを凌つてしまつた。火災も各地に起つたが、東京・横濱の兩市の火災は最も激甚を極めた。東京市は翌二日夜に至るまで鎮火せず、日本橋・深川兩區の全部と、本所・浅草・麻布・京橋・神田等各区の大部分を焼土と化してしまつた。東京市調査課の調査に依ると、全市における焼失戸數は四十萬七千九百戸(焼失前六十三萬八千八百六十戸に對し六割四分)、その罹災人口は百五十四萬五千二百九十九人(焼失前二百四

Table with 4 columns: 區名, 焼失戸數, 罹災人口, 百分率. Lists districts like 麹町, 神田, 日本橋, etc., with corresponding statistics.

十三萬七千五百三に對し六割五分)に及んでゐる。各区の内譯は次の如くである。

二萬三千七百六十七人、負傷者は四萬八百八人に及んだ。臨時震災救護事務局神奈川支部の發表に依ると、神奈川縣下各地方の災害は次の如くである。

Table with 4 columns: 地方名, 焼失倒壊, 半壊, 死者, 傷者. Lists locations like 横須賀, 川崎, 鶴見, etc., with corresponding damage statistics.

死者二十、小山地方の家屋倒壊二千八百死者約五百、伊東の家屋倒壊千六百死者約六十、熱海の家屋倒壊五百五十、死者約五十、三島の

【震源及餘震】震源地に就ては學者の諸説紛紛として歸着するところがないやうである。しかし、中央氣象臺に於いては、震源地が伊豆七島と熱海の間で、北東に向つて線狀を形づくる岩層線に沿つて地面が横から縦に這つた所謂地這り地震であると發表してゐる。東京における餘震は初震から二日正午までの二十四時間に八百五十六回あり、二日正午から三日正午までには二百八十九回あつた。それより連続して、二十三日正午から二十四日正午までの間に一回もなかつただけで、九月二十六日まで毎日少くとも二回、多きは百七十三回の餘震があつた。その後時折可なり激しい餘震が襲來した。

【應急對策】東京横濱兩市に於ては、激震とともに、通信交通機關の全部が杜絶した爲め各所に流言蜚語が行はれ、人心は極度の恐怖に襲はれてゐた。翌二日政府は東京市及び府下に戒嚴令を布き、横濱及び湘南地方へは救援のため軍隊を派遣した(「戒嚴令」參照)。海軍においては直ちに軍艦を以つて、食糧・醫療品・建築材料等の輸送に従事し、避難民の輸送に努めた。また臨時震災救護事務局なるものが設けられ、東京市社會局等と連絡をとつて、取敢へず官公立學校・寺院等に罹災者を收容したり、軍用天幕を以つて、宮城前その他の空地にテント村を造つたりした。又、食糧品の配給、傷病者の救療、バラックの建築等に從事した。戒嚴司令部でも、食糧品の配給等に努力した。交通通信機關の復舊には各地の工兵隊が活動して活動し、海軍では東京・清水港間の無貨輸送に従事した。政府では、震災に對する應急策として、諸種の法令を公布したが、そのうち緊急勅令として九月二日公布の非常徵發令(「徵發令」參照)九月七日公布の流言浮説取締令・支拂延期令(「モラトリウム」參照)、暴利取締令、二十

二日公布の物資供給令(「物資供給令」參照)、二十七日公布の手形再割引令(「手形再割引

令(参照)等はもつとも重要なものである。この震災に依つて蒙つた國家的損害は、概算東京七十億、横濱三十億、横須賀その他で十億計百十億と稱せられてゐる。従つてこれが打撃は殆んど全國に及び、帝都の商工業者は勿論、各地方の農業者に至るまで少なからぬ災厄を蒙つた。

タッカー(ジョサイア)

ジョサイア・タッカー(Josiah Ticker)は一七〇一年英國カーマーテン州のランガンに生れ、『セント・ジーンズ・カレッジ』に學び専ら精神の研究に従ひ此校の教師となり、後ブリストルの副教師となつた。有名なる商業都市に於ける滞在は、彼の經濟學研究心を刺激し、再び斯學の研究に没頭せしめた。一七五八年分科大學長としてグロースターに移され一七九九年に死んだ。彼はアダム・スミスの先驅者と稱されバットラ、ヒュームの影響を最も多く受けたものである。彼の著述中重きを爲せる『政治及經濟論集』の第一編はスミスより早きこと實に半世紀である。彼は經濟學を以て欲望の學なりとし、其法則は天界の法則にも比すべきであるとした。自利心を經濟生活の根本動機となし、殊に自制的競争は外國貿易に於けると否とを問はず、等しく生産者消費者

を利するが故に自由放任の政策を最も可とする」と論じた。彼はまたベターの影響に負ふ所多く、富を作るものは労働と勤勉であつて、商業は労働の交換、貨幣は労働の證明書と見てゐたのである。

タムソン(ウキリアム)

ウキリアム・タムソン(William Thomson)は一七八五年愛爾蘭コーク伯爵領に生れ、一八三三年に死んだ。ダブリン、オックスフォード、倫敦に學び専ら政治・社會・倫理を研究したが倫敦滞在中ペンタムの家に寄寓しその影響を受くる事最も著しく、死に當つては財産を社會主義運動に、遺骸を解剖に、圖書を協同組合に寄贈すべしと遺言した程である。彼はオ一エン學徒中の俊才で、オ一エンの協力主義社會を支持するに、哲學上に於けるペンタムの急進主義を以つてした。彼は正統派經濟學が富の研究に腐心するを難し、分配の公正の重んずべきを痛論し、交換價値は労働によつてのみ生産され得べしと論破した。彼は又現在の私有財産制の下にありては、利子及び地代の假面の下に、労働の全生産物と労働者の分前として給與せられる生産物との差額が生産機關の所有者に絞取せられる事實を指摘し、利子地代は實に資本家が労働者より搾奪

せる分捕品であるとしたのである。而して是が唯一の解決策はオ一エンの協力的社會主義に依るの外なく、新社會に於いては分配はその正當なる需要に應ずべく、労働能力あるものは何人も社會的に必要なる労働を爲すべきであると説いた。著書には『富の分配の原理』其他がある。

手形(テガタ)

手形とは爲替手形・約束手形・小切手の三種を總稱する言葉である。手形は何れも金銭の支拂を目的とするものであるが、其中約束手形は振出人が一定の手形金額を支拂ふ可きことを約束するものであり、爲替手形及び小切手(小切手)の項(参照)は、振出人が一定金額の支拂を第三者に委託するものである。手形は記名式・指圖式・無記名式・選擇無記名式の四種によつて、債權者を指定するものであるが而も法律上指圖證券であることを原則とするものであるから、指圖式を以て發行される場合は勿論、たとひ記名式を以て發行される場合でも、裏書禁止の記載がない限り、裏書によつてこれを適宜に譲渡することが出来るのである。無記名式乃至選擇無記名式の爲替手形及約束手形は金額三十圓以上の場合に限つて發行を許されて居り、また、選擇無記名式によ

つて發行される手形即ち「某殿又は持參人」なる宛名によつて振出される手形は法律上無記名式のもの同一の取扱を受けるのである。手形の支拂日、即ち満期日を指定する方法には、確定日拂・日附後定期拂・一覽拂・一覽後定期拂の四種がある。満期日の記載なき手形はこれを一覽拂となす可きもので、小切手は常に一覽拂である。故に小切手は割引(手形割引(参照))をされる事がないのである。満期日が到来した時は、手形所持人は手形を呈示して支拂を求むることが出来るのであるが若し支拂を拒絶された場合には公證人乃至執達吏に依屬して支拂拒絶證書を作成せしめ、手形裏書人又は振出人に手形金額及利息の償還を求むることが出来るのである。かかる償還の請求を止むる爲めに、豫め手形に記載されてゐる豫備支拂人、又は其他の第三者が振出人に代つて支拂を爲すことを参加支拂といふ。但し小切手に就いては参加支拂を許されぬこととなつてゐる。

爲替手形または小切手の支拂人は、假令振出人によつて支拂人に指定されるとも、それに依つて必ず支拂を爲さねばならぬ義務を負はされるのではない。ただ支拂人と振出人との間に於ける關係においてのみ、即ち一定の債

務を有する場合において、振出人に向ひ償還する代りとして支拂を爲すまでである。通常行はれてゐるごとく、銀行が支拂人となつてゐる場合に於いては、振出人の預金に對してのみ、支拂の義務を有するのであつて、預金以上の金額を支拂ふ義務はいささかもないのである。

また爲替手形に對しては引受制度が設けられてゐる。即ち手形所持人が手形を呈示した場合に支拂人が引取をするならば約束手形における振出人と同様、絶対的支拂義務を負はねばならぬこととなるのである。一旦引受人となつた者が、引受の拒絶を爲すならば、所持人は公證人乃至執達吏に委屬して引受拒絶證書を作成させ、引受人に對する擔保の請求を爲すことが出来るのである。かかる請求を休止せしめる爲め、豫備支拂人乃至第三者が引受をなすことは、これを参加引受といふのである。

手形印紙税(テガタインシゼ)

手形印紙税は印紙税の一種であつて我國では約束手形に課するものと、爲替手形に課するものとの二種がある。後者の税率は一般に三錢であるが、前者は手形金額の如何によつて決定せられ、小切手及び金高五圓以下の約束

手形・爲替手形は免税されてゐる。若し印紙を貼付せずして手形を發行した場合には、貼付すべき印紙を二十倍したる科料乃至罰金に處せられる事となつてゐる。尙約束手形の税率は二百圓以下三錢、千圓以下五錢、五千圓以下十錢、一萬圓以下二十錢、二萬圓以下五十錢、三萬圓以下一圓、五萬圓以下二圓、十萬圓以下四圓、十萬圓以上七圓の割合である。

手形交換所(テガタコーカンジョ)

手形交換所とは小切手を交換し、その債權債務等を相殺することを目的とする機關である。銀行は預金乃至貸出金の辨濟として多數の手形小切手等を收受する事となるので之を取立を一々支拂銀行に赴いて爲す事は、甚だしい手数を要する。故にこれらの手数と時間とを省く爲め組合銀行に於いては各代表が一定の處に集合し、互に手形小切手等を交換して債權債務の決済を爲すこととしたのが、即ち此の手形交換所である。

我國最初の手形交換所は、明治十二年大阪に設けられたもので、これはその後日本銀行大阪支店内に交換所が新設されると共に廢止された。東京では明治二十年に始めて行はれ、二十四年からは倫敦交換所の制に倣つた東京交換所が設けられるに至つた。現在では東京

大阪を始めとして各地ともに手形交換所の設  
がある。かかる手形交換所に於いて手形小切  
手の交換を爲し得るものは、其地の銀行集會  
所に加入し、日本銀行と當座勘定の取引ある  
もの、即ち通常組合銀行と呼ばれてゐるもの  
に限られてゐる。而して尙、保證として無記  
名國債券を交換所に差し入れて置く事となつ  
てゐるのである。

組合銀行は豫め一定の交換関係を定めて置き  
交換の有無に拘らず一定の時間には交換所に  
出席せしめねばならぬ。我國の商法に依れば  
小切手の所持人が支拂人の加入してゐる交換  
所に小切手を差し出した時には支拂地に之を  
呈示したのと同様の效力を有する事となつて  
ゐる(『小切手』参照)。又呈示期間内に小切手  
の提出及び支拂拒絶があつた時には手形交換  
所の證明書へあれば支拂人に對して償還の請  
求を爲すことが出来る。若し又手形の不渡、  
交換の錯誤等が生じて、手形交換所はその  
實に任ずる事がない。

**手形仲買人(テガタナカガイニン)**

手形仲買人は、最初手形買賣の仲介者として  
賣手と買手との仲間に立ち、少額の手數料を  
得て居た者であるが、其後次第にかかる媒介  
業者たる性質を失つて、今日では、銀行その

他から資金を借入れ、手形の買入及び賣却に  
従事してゐるのである。故に手形仲買人と云  
ふよりは、寧ろ手形商人とも呼ぶ可きもので  
ある。然し我國の手形仲買人は、その發達が  
後れてゐる爲め、今も尙手形の仲買のみを爲  
してゐる者が多い。

手形仲買人の業務は、その發達程度に依つて  
異り、一定してはゐないのであるが、英國に  
於ける實際を見ると大體之を三種に分つ事が  
出来るやうである。第一は銀行等から手形を  
受取り、之を最高價格に賣却して、その手數  
及市場の實狀に對する知識の爲めに、一定の  
報酬を受けるもので、ランニングブローカー  
と呼ばれ、第二は手形をランニングブローカー  
一等より買受けて、銀行その他の買手に賣却  
する一種の小賣人である。第三は通常割引會  
社と稱へられるもので、手形を割引して買ひ  
入れ、小賣業をも營む者であつて、多額の資  
本を運轉してゐるのである。

我國に於ける手形仲買人は、手形割引の仲介  
コルマネーの取扱及び擔保附借の仲介を  
主たる業務としてゐる者である。即ち手形の  
割引を爲さんとする者があれば、その手形を  
受取つて、歩合の低い銀行に赴いて割引した  
り、また我國ではコルマネーの發達が遅れ

てゐる爲め、銀行から手形仲買人に貸附ける  
やうな事がないので、一時餘裕のある銀行か  
ら資金の不足してゐる銀行への貸附けを仲介  
したりするのである。而して此の場合には貸  
附契約の成立と同時に借入れ銀行から擔保品  
を差入れ、資金の授受を爲すのである。其  
の他手形仲買人の營業科目には、爲替及び荷  
爲替の賣買、有價證券の賣買、不動産賣買及  
抵當貸借等の周旋が掲げられて居つて、これ  
等の仲介に對しては何れも一定の手數料を受  
けることとなつてゐるのである。

**手形割引(テガタワリビキ)**

手形割引とは後日支拂はる可き手形を、満期  
までの利子を額面金額から差引いた上買入れ  
る事を云ふのである。即ち手形割引は貸出の  
一種であるが、割引の際に一定の利子即ち割  
引料を前納せしめる點に於いて、普通の貸出  
しと異つてゐる。然し乍ら割引依頼者は手形  
に裏書きをした上で交付するものであるから、  
割引者は同時に手形上の權利を有する事  
となり満期日には手形の振出人乃至支拂人か  
ら手形金額を受けるのであるが、若しこれ等  
の債務者が支拂を拒絶した場合は割引依頼者  
に償還を請求する事が出来る計りで、依頼者  
が償還しない時は、割引者の損失となるので

ある。故に手形割引は貸出しの形式となつて  
ゐるが、實際上は買入れを爲すと同様である。  
割引を爲され得る手形は、約束手形乃至爲替  
手形であり、且つ一定の期限を有し満期とな  
つてゐないものに限られ、満期手形及び一覽  
拂は割引の対象となり得ないのである。此の  
割引に當つて差引かれる利子は、割引料と呼  
ばれて居り、割引料の歩合は割引歩合と云は  
れてゐる。割引歩合は通常百圓に對する日歩  
を以つて定められてゐるが、歐米諸國に於て  
は年利率を以つて定められて居るのであつ  
て、割引歩合の高低と云ふことは割引料即ち  
利子の高低と云ふ事を指すのである。又割引  
依頼者に支拂はれる手形金は、即時に現金を  
以つてされることもあるが、一旦依頼者の當  
座勘定の貸方に記入せられ何時にても請求し  
得る所の債權となる事もある。それは手形割  
引が多く商品の買入れ、債務の辨済の爲めに  
依頼されるもので必ずしも現金を必要としな  
いからである。即ち受取つた金を銀行に於け  
る自己の預金に振替て置き必要に應じて小切  
手を發行すれば良いからである。故に銀行は  
手形の割引に依つて、必ずしも貨幣の支拂を  
爲すものでなく、却つて預金を増加せしめる  
事となるのである。

**帝都復興院(テイトフコウイ)**

大正大震災の後を承けて、『東京及び横濱に  
於ける都市計畫、都市計事業の實行及び市  
街地建築物法の施行その他復興に關する事務  
を掌る』(同官制第一條)官署である。之が官  
制は大正十二年九月二十七日勅令第四百二十  
五號を以つて公布された。内閣總理大臣の管  
理に屬し、總裁(親任)、副總裁(勅任二名)の  
下に、關係各廳高等官を始め、有力なる實業  
家等が參與に任ぜられてゐる。

**帝都復興審議會(テイトフコウイ)**

大正大震災の後、『内閣總理大臣の諮問に應  
じ、帝都其他震災地の復興に關する重要な  
る案件を審議する』(同官制第一條)爲めに設  
けられたもの。これが官制は大正十二年九月  
十九日の勅令第四百十八號を以つて公布され  
た。委員は國務大臣の禮遇を受くるもので、  
内閣諸大臣を始め、各政黨首領・大實業家な  
どがこれに任ぜられてゐる。

**帝國主義(テイククシユギ)**

帝國主義とは政治上の術語であつて國家の擴  
張を以て社會生活の最高善又は最良策となす  
ものをいふ。故に如何なる主義理想を有する  
に拘らず自己の勢力及びその勢力を用ふる機  
會の許す限り、世界の表面に於て成べく多く

の領土を割取し、又はその勢力範圍を扶植す  
るを以て主義とするものである。かかる理想  
を高調したのは、マキアベリであつて、彼  
は國家を以て最上の善なりとし、國家以外に  
文化的存立は到底存し得ないが故に、これが  
ためには何事をも犠牲に供せねばならない。  
蓋し國家は道徳を保護し、人類の文化的事業  
を保護するものなるが故に、國家があつて然  
る後始めて家族及びその他の團結をなし得  
る。従つて國家が一度滅亡するに於ては、現  
世に於ける生活を幸福ならしむる基礎が全然  
破壊せらるるを以て、如何なる手段方法を用  
ふるとも、これが繁榮を圖らねばならないこ  
とを説いてゐる。この意味に於て、帝國主義  
はその領土擴張と勢力扶植の政策を敢行せん  
がために勢ひ最後の手段として武力的勢力を  
必要とするやうになつて来る。即ち必然に軍  
國主義を隨伴するものといはざるを得ない。  
古代羅馬の帝政主義、近世の英國に於ける植  
民政策、二十世紀に於ける獨逸の汎獨主義は  
何れもかかる帝國主義の理想より起されたも  
のである。

**テロリズム**

テロリズムは英語の恐怖(Terror)から出た  
ものであつて、恐嚇主義といふ意味である。

爆弾・劍銃及びその他の武器を以て、ある人を襲撃したり暗殺したりする手段をいふ。勿論他人を暗殺襲撃することが直ちにテロリズムといふのではなく、政治上または社會上の要求が尋常なる手段を以て達せられない場合非常手段に訴へて要路の大官なり、或は特にその要求を阻止せんとする者なりに對して恐怖手段を用ひ、彼等を威嚇震懾せしむる行動をいふ。従つてテロリズムの行はれる場合は極端に言論の抑壓が加へられる時か、政府又は資本家等が武斷的にかかる反抗を誘致するやうな行動を採る時に現はれるものである。

例へば露西亞の虛無黨員がアレキサンダー二世の治下に採つた非常手段の如きは、その最も代表的な事實と見る事が出来る。〔虛無主義及虛無黨(參照)〕

**鐵道(テッド)**

鐵道なる言葉を極めて廣義に解すれば、鐵乃至鋼鐵の軌條を作り、人又は貨物を運送する爲め車輛を運轉する設備を總稱することとなるが、普通には鐵乃至鋼鐵の軌條に依つて、蒸汽力を用ひ公衆の爲めに交通及び運輸の便を計る機關を意味するものとされてゐる。即ち動物力によつて運轉する鐵道馬車、電氣による電車等は鐵道の中に包括されないことに

なるのである。

鐵道は交通運輸の機關として、今日最も重要な地位を占めてゐる。一八一四年ステフェンソンによつて蒸汽機關車が發明されて以來、鐵道が産業發達の上に齎した功績は實に著しいものであつた。産業革命によつて全く一變した生産の増進に應じて、之が運搬販路の擴大の機關となつたものは、實に此鐵道であつたのである。

世界最初の鐵道は一八三〇年に開業されたリヴァプール・マンチエスター鐵道であつた。其五年前にも蒸汽機關車を運轉せしめるところの、ストックトン・ダリーントン鐵道が開かれたが、これは純然たる營業鐵道ではなく、且つ蒸汽力の外に動物力をも併用してゐたものであつた。故に公衆の爲めに營利的に設けられ且つ蒸汽力にのみ依る狹義における鐵道はリヴァプール・マンチエスター鐵道を以て最初となしなればならぬのである。

米國も亦一八三〇年に鐵道が開通された。一八三二年には佛蘭西にも行はれ、一八三五年には白耳義及獨逸に開通された。また同三十七年には埃太利、同三八年には露西亞、同三九年には伊太利及び和蘭にそれ／＼蒸汽鐵道が設けられた。我國に於いては一八七二年に

東京横濱間の鐵道を開いたのが最初である。今日における鐵道の世界總哩數は、七三二、八八〇哩に及んで居り、其の約三分の一を米國が占めてゐる。即ち一九一六年において米國は二六一六、三八〇哩を有してゐたのである。其他の諸國中、ドイツは三九、六〇〇哩(一九一四年)、英國は二三七〇九哩(一九一六年)、佛蘭西は三一、九五八哩(一九一四年)、露西亞は四八、九五五哩(一九一六年)の鐵道を有してゐる。また我國に於ける總哩數は一九二四年に九、九九七哩強であり、臺灣及び朝鮮に於ける哩數は一、四四一哩である。

**鐵道政策(テッド・セーサク)**

鐵道は經濟的社會發達に對して、頗る緊密な關係を有するものである。故に鐵道に對する保護監督は、何れの國家に於いても重要な問題とされてゐるのである。鐵道政策、即ち鐵道に對する保護監督の方針の中で最も重要とされるのは、之れを國有とす可きか、私とす可きか、また私有制度の下に於いては、如何なる程度の干渉を爲す可きかといふ事である。

鐵道國有論の主張する所は、鐵道敷設は莫大な資本を要し、且つ産業發達の爲めには利潤を得ることの出來ぬ地方にも敷設しなければ

ならぬものであるから、私營に任ずことは不利益であると云ふにあり、是に對して私無論者は私營の場合には競争が生じ、事務の敏捷賃率の低下が計られるといふ理由で、私營主義を可とすると主張してゐるのである。

然し乍ら此問題は、各國産業狀態の相異、即ち資本主義の發達程度、及びその他の事情の異なるに從つて、それ／＼其適する所を決定するより外はない。國有か私るかの問題は相對的のものであつて、決して絶對的のものではないのである。事實上、英米は私有主義に一貫し、獨逸は大體國有主義に從つて居り、また佛・埃は私有・國有相半する状態にある。

英國は近世工業の誕生地であり、且つ自由主義の國である。故に鐵道は全部私人の資本を以つて建設され、何等國家の補助を借らずして今日に至つたのである。然し乍らその自由主義の英國政府も、産業上の状態が全く異なる處の植民地に對しては國有政策乃至補助政策を採る外はなかつた。植民地に於いては産業の發達頗る遅く、私設會社を設ける事は甚だ困難であつた。然しかゝる地方を開闢する爲めには政府自ら經營するか、私設會社に對して多大の補助を與へるかによつて、鐵道を開通せしめねばならなかつたのである。

米國も亦私有主義であるが、然し鐵道の現はれる最初においては、産業開發の爲めにその敷設を奨励せねばならなかつた。一時鐵道が濫興し、種々なる弊害が生じたのは、かゝる政策の結果だつたのである。其他、露・獨・埃・佛等の鐵道政策は、何れも其の經濟的及社會的事情によつて決せられてゐるのであるから、國有・私有の問題は一般的に決定することが出來ないのである。

我國に於いても、鐵道の輸入されたのは産業の發達極めて幼稚であり、一般の企業者も大規模の事業に慣れぬ時代であつた爲め、最初は國費を以て經營されてゐたのであつた。其の後一時私營を奨励し、國有鐵道をも私立會社に拂下げた事があるが、私設鐵道が濫興されて、激烈なる競争を生じ、苦境に立つ鐵道會社も續出したので、明治三十九年より四十年にかけて私設會社の買収が行はれた。以來全國重要線路は全部政府の直營となり、私設鐵道に對しては一定の監督と保護とを與へることとしたのである(鐵道參照)。

**哲學(テツガク)**

哲學の原語は希臘語のフィロソフィアである。しかしてこの文字はフィア(愛)とソフィア(智慧)の兩者より成るもので、字義通りに

いへば「智慧を愛す」の謂に外ならない。而してフィロソフィアなる言葉を最初に用ひたのはソクラテースであつたが、彼は愛智の最も高度に進められたる結果と解してゐた。元より哲學なるものは愛智の結果たることいふまでもないが、今日説かれてゐる定義は歸一するところがない。

抑も我々が萬有一切の現象に向つてその現象の眞を知らんとするのは智の要求である。而してその要求を満足せんとして努むるのは智を愛する所以に外ならない。哲學がその要求に出でたことはいふまでもないが、それと共に、一切の科學及び一切の學說もまたこれに淵源してゐるのであるから、單に愛智を以て哲學となすことは出來ない。茲に於て哲學とは愛智が高度に進められたものであるといふ。即ち現象の相互關係より生ずる眞を知らんとすれば、これらの關係の由つて生ずる所以の眞を探求するものである。換言すれば現象以下の状態作用を知るのみを以て満足せず、その現象の根本原理を發見せんとする學問が哲學である。それ故に哲學の意義を最も廣く解すれば、宇宙の根本原理を究明する學問なりといふことが出来る。然し哲學は宇宙の根本原理を研究するを以て目的とするも

のではないが、その攻究せられたる知識は單に各種の原理を蒐集するのみではなく、秩序の統一及體系を有する思考の全體でなければならぬ。これ同一の原理を示すにしても、詩歌及び藝術と意義を異にする所以である。而してまた哲學が科學と異なる所以は、科學に於ては一つの現象を他の現象より局部的に制限し、その特殊相の範圍内に於て他の相との關係を檢覈するに反し、哲學は此等の特殊相を以つて研究の對象とせず、直ちに宇宙全體を以つてその研究對象とする。従つて哲學は科學が局部的なるに反し、普遍的な學問である。のみならず、科學は現象を實在とし、その現象以下に於て諸原理を發見せんことを目的とするものであるが、哲學はこれらの現象以上に溯り、その現象の起因本體に關する原理を求めんとする學問である。更にこれが宗教と異なる所以は、宗教が情的に信仰を以つて満足せんとするに反し、哲學は合理によつて満足を得んとする。故に宗教は實踐的にして主觀的なれど、哲學は理論的にして客觀的である。

これを要するに、哲學は宇宙全體を研究の對照とし、科學的思考によりてその最始源の原理、即ち萬象の存在または發現の第一原理を

攻究するものであつて、更にこれを分類すれば、事物全體の第一原理を攻究する形而上學(本體論)知識の第一原理を攻究する認識論(知識論)と更に事物存在の第一原理を攻究する人生哲學・宇宙論・究竟哲學等に分つことが出来る。

鐵工業(テツコーギョー)

鐵工業なる言葉を狹義に解すれば、鑄冶された鐵材を以つて、機械及び工具等を製造する工業のみを指す事となるが、普通には採掘したまゝの鐵礦を材料として、機械工具の製造及び造船等に用ひられたる鑄鐵・鍊鐵・鋼鐵等の鐵材を製造する處の製鐵業も亦、包括されることとなつてゐる。鐵材に鑄鐵・鍊鐵・鋼鐵の三種があるのは、炭素含有量の如何に依るのであり、鑄鐵の炭素含有量が最も多く、鋼鐵これに次ぎ、鍊鐵は最も少いのである。鑄鐵は炭素の含量が多い爲め、鈍くして鍛合に適應ぬものであるが、低度の熱によつて容易に溶解するので、機械製作上の材料として需要される。含量が少い鍊鐵は溶解すること困難であるが、然しその性質柔軟であり鍛合に適應するので橋梁や鐵道等に用ひられる。鋼鐵には普通鋼及軟鋼の二種があるが、普通鋼は堅剛であるから及物類に、軟鋼は柔

軟で鍊鐵に似てゐるので、機械・電氣・建築等の用材に使用される。

今日生産上使用される機械及び工具は、殆んど全部鐵材を使用して造られるので、狹義に於ける鐵工業は甚だ重要なものであるが、我が國に於いては明治に至るまで、其發達極めて微々たるものであり、僅に砂鐵と木炭で造られた鐵材を以つて、日常の小器具を製造してゐた過ぎなかつた。維新以後は製鐵事業も盛になり、岩手縣釜石の田中製鐵所、九州の八幡製鐵所(官營)を初めとして各所に製鐵が行はるゝに至つた。然し歐洲大戦の行はるゝ迄は、我が國に於ける機械工業、即ち狹義の鐵工業は、鐵材の大部分を海外に仰いでゐたのであるが、大戦による輸入杜絶に刺戟を受け、内地産の鐵材が用ひられる量も次第に多くなつて來たのである。

機械工業は、機械製造業・船舶車輪製造業・器具製造業・金屬器製造業等に分たれ、その中鐵材を使用することの最も多いのは機械製造業であり、船舶・車輪製造業及び器具製造業がこれに次ぎ、金屬品製造業は他の金屬を使用することが多いので鐵材の使用量は最も少いのである。何れにもせよ、狹義の鐵工業はこれ等の機械工業の中に包括されてゐるの

であるから、その發達も亦機械工業の發達と相伴つてゐる。

尙、製鐵品の中で最も重要視されてゐるものは、機械類・附屬品類・建築用材等であつて、價格の上から見れば、これ等の三種は總鐵製品中の七割を占めてゐるのである。

土地(トチ)

土地は經濟學上では勞働及び資本と共に生産の三大要素として擧げられる。蓋し土地は人類の生存に必要な一定の空間と一定の場所を與へ、有機無機的生活資料を包蔵し、植物を生長せしめるのである。而して土地は不變性及び可變性を有する。不變性とは面積及延び長に關する方面である。土地の廣袤は人力を以て如何とも爲し得ぬと同時に、一定面積の土地が如何なる地位にあるかと云ふことは、その土地に特殊の氣候及地形を與へるものである。つて、これも人力で變更する事の出來ぬものである。土地のかかる固有性は住民の文化及經濟の上に大なる影響を及ぼすものである。商業が地中海沿岸の諸港に最も早く發達したこと、又は氣温の低い土地に住んでも自然界と不斷の闘争を續けねばならなかつたゲルマン民族の間に文化が非常に發達したことなどは、その一例である。土地はかく不變性・固

有性を持つものであるが、人類の經濟的活動の發達は實にこの不變性に打ち克つことである。文明が進むに従ひ、土地の不變性が人類に與ふる抑壓は益々緩和される。近世交通の發達は、土地の地位的特性の上に大なる影響を及ぼしたのである。土地の可變性とは土地の豐度のことである。土地の物理的化學的性質は人力によつて著るしく變更することが出来る。耕作は即ち土地の豐度を増す目的を以つて行はれるもので、古來様々の段階を経て今日の如く發達した耕作法を見るに至つたのである。然し土地豐度は無限に増進し得るものでないこと勿論である。土地は面積に於て有限なると同時に、豐度増進の可能にも一定の限度がある。收穫遞減の法則なるものが茲に生じて來る(收穫遞減の法則參照)。

土地は、社會學の方面では、血族關係と共に、人と人とを結合せしむる要素として重要な事を認められてゐる。地域團體なるものは即ち土地をもつて結合せる團體である。地域團體の最も發達したものは今日では國家であつて、國家は一定の土地・人口及主權を基礎として成立するものである(地域團體參照)。

土地制度(トチセード)

【概説】現代に見る如き土地私有制度は、動

産の私有制度よりも遙かに遅れて發達したものである。如何に遠い原始時代に溯つて考へて見ても人が動産に對する私有の觀念を絕對に持つてゐなかつたと云ふ事は有りさうもない事である。然し土地に對しては恰も現代人が海に對する如き考へを持つてゐた時代はあつたらうと思像されるのである。人類の文化が稍進んで民族團體を生じてからでも、狩獵民族は土地に對しては特別の注意を拂はなかつた。ただ狩獵の必要上一定の地域をば氏族全體の勢力範圍としたに過ぎぬ。牧畜民族も亦然りで、彼等は初め群をなして、草原の彼方此方をさまよひ歩いたのである。後ち土地への定着が始つてからでも、氏族全體に依る共有制は、私有制の出現迄久しい間續いた。農業民族も矢張り同様である。彼等は他の民族に先んじて、大地への定着を始めたが、共有制は一般に行はれ各人は共有地に對する使用權を認められるに過ぎなかつた。人口増殖し生産方法が發達し、大家族制が現るゝに及び、共有性は漸次に私有制に移り、世襲が行はれるやうになつた。而して封建制が崩壊し、近世社會が建設せられるに及び、個人による土地の私有制が成立したのである。(原

始共產制參照)。

【日本の土地制度】 上古時代に於ける日本の土地制度は封建制度に類似したものであつた。朝廷の直轄に属するものは御縣・屯倉御子代・御名代等の土地で、國造及縣主等は各地に蟠居して土地及人民を私有し、臣・連等の諸豪族は田莊を私有した。この外に寺神領と稱するものがあり、神社及佛寺に屬してゐた。中古時代は大化改新に始まる。大化改新は從來の封建的制度を改め、中央集權の制を立て郡縣制を採つた。諸國の屯倉御子代及び御名代を廢すると同時に、田莊を沒收して國有となし、人民に分與し、位階に従つて官吏に分與する制を立てた。班田收授の制と稱するものは即ち是れである。同法は宅地及圃地は奴婢牛馬と共に人民の私有を許したが、田地公有を一般原則とし、永世所有を許さず、唯使用收益のみを認めたのである。然るに班田の制は唐制に模倣したのであつて、當時の國內の實情に合つたものではなかつたので間もなく廢れる様になつた。即ち『田地』及『園地』は最初より純然たる私有地と認められ賣買することを許され、『墾田』といつて各人が開墾した土地を私有する事を許されたので富者は競つて開墾し私有地を擴大した。又『功田』といふものは、功勞あつたものに給與した土地

であるが、此等の私有地より漸次に莊園が發達し、土地は世襲相傳を一般の原則とするに至つた(班田參照)。近古時代に入つて源頼朝は武家政治を開き、封建制度を布き、莊園を化して封地とした。頼朝は諸國に守護を置き、莊園に地頭を置いた。守護は刑事裁判官を勤め、地頭は初め收税の任に當るに過ぎなかつたが遂には裁判權をも收めるに至つた。かくて多くの莊園の裁判官が將軍の御家人たる地頭の手に移つたので、莊園の大部分は封地と化するに至つた。鎌倉時代には領家即ち莊園の領主は、地頭と相對立することが出来たのであつたが、南北朝室町時代を経て、全國の土地は大抵武家の所領となり、大名領地の發達を見るに至つた。大名領地の制は徳川幕府の時代に於て中央集權的封建制度が確立するに至り、完成された。徳川時代の土地は、祭典・御料・幕府直轄地・大名領地・社寺領地に分れた。封建時代の人民は、各領地の内にあつて、各家族による實質上の土地私有を行つた。名目上は於て土地は領主の所有であつたけれども、人民は各々土地を賣買し世襲し、領主に對しては租税及賦役を提供したのである。明治維新となり、封建制廢れて純然たる中央集權の國家が成立するに及び、人民

は自由に土地を私有し賣買し得ることを公法上に認められ、政府に對しては一定の地租を納めれば足ることとなつた。但し土地收用法なる法律があつて、公共の利益の爲に必要と認められた時には、一定の代償によつて、所有主の意志如何に關らず、土地を收納することの規定が存してゐる。私有地以外の土地としては、皇室御料及び國家の所有にかゝる共有地と地方團體の所有にかゝる公有地とが存する。

トインビー(アーノルド)

トインビー(Arnold Toynbee)は一八五二年倫敦に生れ、幼くして父を失ひ一度軍人を志し、轉じてオックスフォード大學に哲學歴史經濟を學び學位を受けて母校バリオル・カレッジに教鞭を採つたが、初め東印度統治を講じ、後經濟學原理及經濟史を研究し、享年三十一歳で一八八三年死んだ。

トインビーの名は英國産業革命史の研究とは不離の關係がある。彼は一學究に止まらず進んで社會事業に身を投じた。社會民衆の物質的的徳的向上は、上下二階級の接觸融和にありと信じ、其事業は著しく救貧的色彩を帯びてゐた。彼は暇ある毎にロンドンの貧民窟に投じ、無智を誨へ、困窮を救ふと共に又

主義思想の宣傳に力め、所謂『ユニヴァーシチ・エキステンション』運動の急先鋒を爲した教會の改革、勞働組合の組織、博愛事業等、彼に負ふ所多く、彼の歿後は同志相謀つて『トインビー・クラブ』を組織し『トインビー・ホール』を建設して彼の名を傳へた。その著としては『産業革命論』あるのみである。

問屋(トイヤ)

【概説】 問屋とは他人の委託を受け自己の意義のもとに商品の販賣及び買入を爲すところのものである。故にこの言葉は、卸賣商なるものと同様に使用せられることもあり、また我が舊商法に於けるが如く、仲買人と呼ばれることもあるのである。然し乍ら問屋は、かの代理商のごとく、特定の商人の爲めにのみ營業するものではない。問屋は他人の代理者となつて賣買に従ふ際にも、自己の意義を用ひ、賣買の相手方に對して自ら權利の主體となるものである。問屋はかくの如く自ら賣買取引の主體となつてゐるにも拘らず、その賣買は他人の計算において爲すのである。即ち取引の結果たるところの損益は全く委託者たる他人に歸するのであつて、問屋そのものは全く一定の取次行爲を爲すに過ぎない。而してその取次行爲の報酬として一定の手數料を

得るのである。卸賣商なるものは、自己の爲めに大量的なる商品賣買を爲すものであり、問屋は卸賣商と同様に感じられるにも拘らず、實は他人の委託のもとに他人の計算において取引を爲すのみである。されば、問屋と委託者との間の關係は全然委託關係であつて、その契約については問屋規定中に特別の定なき限り、民法委任に關する特別規定が適用されるのである。

【沿革】 問屋の起源に就いては種々なる説があるが、然し古代に於いては商業取引が甚だ幼稚であり、且つ遠隔の地に對する取引がなかつたが故に、問屋の存在を見ることがなかつたと信ぜられる。中世に至つて海外貿易が勃興し、商人は本國を離れて遠く外國に通商を營むこととなるに従つて、自己の資本を以つて他人の爲めに取引を行ふところの問屋(Factor)が生じて來たのであつた。然し乍らこれも最初は極めて一時的なものであり、今日に於けるが如く一定の營業所を有するが如きことがなかつた。其後海外取引が漸次盛になり、商人は各樞要地に支店を設置して取引に從つたが、此の方法によるときは、取引の結果、損失を招く場合にも尙、支店維持の費用を支出しなければならぬ等、不便なこと

も多かつたので、其地に定住する商人に委託し此の商人の意義によつて取引を爲さしむるに至つたのである。殊に十六世紀初頭における郵便制度の普及と、それによる通信方法の發達は、問屋の發達を助けること著しかつたのである。

我國に於いては慶長及寛永の頃よりして問屋が存在してゐた。然し乍ら當時において問屋と呼ばれたのは、一種の卸賣商のことであつて、嚴密なる意味での問屋ではなかつたのである。即ち問屋は製造者と販賣者との中間に立ち、その貨物を媒介するものであり、各販賣者はこれに就いて貨物の有無を問合はせ、その買入れを託するものであつた。問屋なる名稱はこゝから來たものである。且つまた問屋は問丸・津屋等種々なる稱呼を與へられてゐたのであつた。問屋の組合は名譽・正徳年間より江戸に行はれ、享保六年に至つては幕府が自ら諸問屋聯合の制を定めた。而してその種類を區別して十組問屋と呼び、西河岸に命所を置いた。十組合は其の後、毎年冥加金を輪納し株式を受けて營業することとなり。若し破産する者がある場合には、聯合の者を以て虚株を擁せしめ、適當の者を選んでこれを譲與させたのであつた。天保十二年に至り



冥加金の輸納は廢止せられたと共に、聯合の制もまた廢されて、賣買取引は全く自由に行はれることとなつた。然るに賣買が自由となつてからは、市場の物價は忽ち平準を失ひ貿易は滯滞して來たのである。嘉永四年に至つて再び聯合の制を用ひた。而して此の度びは冥加金を納付せしめないこととし、文化以前の種目によつて定めたので、それ以後に創立された問屋は、これに加入することが出來なかつた。文化以後設立された問屋は、小額の冥加金納付を願ひ出でて許されたのである。かゝる制度は維新に至るまで繼續してゐたが、明治に入ると共に廢止され、問屋は何等の拘束もなく、自由に何人に依つても經營され得るやうになつたのである。

**統計(トーカー)**

統計は數學が數そのものを研究の對象とするに反し、數を手段として社會の現象を個々の見ず全般を對象として取扱ふものである。故に數學が數に終始するに反し、統計は觀察したる社會現象を數及量によつて表示するものである。従つてまたその觀察したる同一種類の現象を、過去に比較し、以つて將來を推測することを得るものであり、且つこれを他の社會に於ける現象と比較して、その優劣多

少を知る事も出来るのである。

要するに統計は社會の大量的現象に對し、數字的説明を與へるものであつて、これ等の説明を簡易にし、また分類し、種々なる社會現象の關係を明瞭ならしめるところの方法であり、統計の編成は普通數字を以て爲し得るものもあるが、複雑なるものは高等なる數學思想を必要とする。統計學とは、かゝる統計的研究方法であると同時に、社會の大量的現象なる特殊の研究對象に對し、統計による特別の研究を爲す處の科學であるが、その定義に關しては多くの學者により、種々なる説が立てられてゐる。その最も著しいものは、統計學は單なる研究の方法に過ぎぬもので、科學として獨立し得るものでないと言ふのと、獨立の研究方法及その研究對象とを有するものであるから、優に獨立の科學と認め得るものであると爲すものとである。

然し統計學は一面に於いて研究方法たると同時に、他の一面に於いては一個の科學として獨立し得るものであるから、その一面のみを以てしては全意義を包括せしむる事が出來ないのである。即ち統計學は統計、換言すれば數及び量を以つて、社會の大量的現象を觀察し、その特徴を明かにし、推移及變化を研究

する所の學問なのである。

**徳川吉宗(トクガワヨシムネ)**

紀州侯徳川光貞の第三子、貞享元年和歌山に生れた。元祿十年、越前鯖江に封ぜられたが、光貞薨じて兩兄も早く世を去つたので寛永二年に紀伊家を繼いだ。正徳六年、將軍家繼世して嗣子がなかつたので、出でて八代將軍となり在職三十年、治績大に擧つた。晩年西丸に隱居し寶暦元年六月六十八歳で薨じた。徳川中興の名君と仰がれる彼の治績としては(1)自ら率先して節儉を勵行し、前代以來の幕府財政の窮乏を救つたこと。(2)前代に新井白石が計畫した貨幣改鑄の事業を完成したこと。(3)米價の動搖を防いで、種々なる調節策を試みたこと。(4)物産の發達を計り、薬用人參の栽培、甘藷の移植、砂糖の製造等に努めたこと。彼には紀州政治草、紀州政治鏡等の著があつた。

**得意廻り(トクイマワリ)**

得意廻りとは商品見本を携へて、得意先を訪問し註文を集むる所の商人を云ふ。得意廻りの中には、主として商工業者等の如く商品交換乃至加工して營利を計る者を得意とするものと、一般の直接消費者を得意とするものがある。所謂御用聞きなるものは後者を指し

商業旅行人(Commercial Traveller)と云はれるものは、通常前者を指すものと解せられてゐる。消費者を顧客とする得意廻りは、甚だ小規模であり、訪問範圍も極めて狭小な地域に限られてゐるものであるが、商工業者を顧客とする得意廻りは、何れも大規模であり、旅行範圍も廣く、遠く各國を巡遊する者が多いので従つてまた國際間の問題ともされるのである。以下此の意味の得意廻りのみに就いて述べる。

かゝる得意廻りの現はれたのは、極めて近代のことであり、商工業の發達が最も進んでゐた英國に於ても十九世紀に入つて漸く發生したのであつた。それは十九世紀に入つて以來交通機關が著しく發達し、従つて市場の擴張が行はれて來たこと、物品の生産力が増進して來た爲め、新販路の獲得が必要になつて來たこと、に依るものである。十九世紀の後半以後は、さらに著しく得意廻りが發達して來た。そして外國にそれを派遺することも亦盛になつて來たのである。従つて此の種の得意廻りは新商品の紹介、新販路の獲得に貢獻すること極めて多く、外國貿易の發展上重要な機能を盡すものとなつて來たのである。

得意廻りは其の數が増加するに従つて團體を作つて共同の利益の増進を計り、相互救済に努めるやうになつて來た。これは各國ともに共通の現象であつて、或は鐵道會社に交渉して鐵道運賃の引下げを爲さしめ、或は商業に關する法律の制定に付き當路者に意見を陳述し、或は得意廻りの養成、潰族の救済に努める等種々なる活動を爲すに至つたのである。これと共に、得意廻りが増加するに従つて、内國商業保護、國庫收入増加、保安警察維持等の爲めに、各種の制限を設くる國家が生じて來た。即ち或は一般外國人の入國乃至營業を禁止、或は註文取集を爲すには其國官廳の許可を要することとし、この許可に對して重税を課し、或はまた見本に對して重税を課す等の如きいづれもそれである。

かゝる制限が得意廻りにとつて、不便極まるものであると言ふまでもない。従つて商業の自由を高調しこれ等制限の撤廢を要求する叫びも次第に盛になつて來たのである。これが、近時締結される通商條約中に、入國營業等の自由、見本品の條件付免稅等が規定される所以なのである。

**特殊部落(トクシユブラク)**

特殊部落なる用語は比較的新しい言葉で、從

來穢多非人と呼ばれ、普通人民と隔離されて別に一個の部落を形造れる一部の人人を指すのである。穢多非人が如何なる起源を有し、また如何なる待遇を社會一般より受け來つたかは、別項『穢多』に述べてある。兎に角穢多族は日本國民中、最下層の民として昔から取扱はれ、通常の百姓町人も之と對等の交際を拒んだ。穢多族は社會より最も賤しまれた職業、主として皮革に關する職業を行ひ、普通人民の間に伍することを許されずして、村や町はづれなどに、一廓をなして住居したのである。明治維新後穢多族なるものは國法上抹殺されて、新たに普通の平民の列に加へられたのであるが、彼等に對する古來よりの傳統的觀念は抜け切らず、こと更に『新平民』などと稱して賤しんでゐたのである。彼等は、正當なる國民として、國家に對する義務は完全に負擔せしめらるゝに至つたに關らず、一般社會は彼等を依然として昔ながらの屈辱の中に止めて置かうとするのである。被壓制者と壓制者とが存する限り、何時の世にも兩者の闘争は免れることが出來ない。古來穢多族に關して起つた社會問題は枚擧に暇がない。大正九年の米騒動には、彼等は中心動力であつたと云はれてゐる。明治四十年の内務省調査に

よれば、全國を通じてその部落數五千四百餘、戸數十三萬七千餘、人口七十九萬九千餘であつたと云ふのであるが、この數は年々増加しつゝあるものと見て宜い。從來特殊部落民は社會外にて社會を作り、一般社會と接觸することが稀であつたから、自然と言語・風俗・習慣等に特異の點が多く、生活の標準は甚だ低位である。彼等の生業は不定であり収入は尠ない。狭い社會内で婚姻せねばならないから、勢ひ近親結婚が多くなる。住居の範圍が限定されてゐるから、人口は殖えるに従つて密集する。此等の原因は相俟つて彼等の體質的・道徳的の墮落を來さねば止まぬ。特殊部落が屢々惡疫流行の源となるのは之が爲めであり、犯罪者を出すのも之が爲めである。かくて特殊部落改善と云ふ様な問題が、社會政策によつて提唱され始め殊に先年の米騒動以來この方面に注意を向ける人が多くなつたやうである。然し乍ら屈辱と綱望の暗黒のどん底に、光を求めつゝある人間本能は、彼等をしていつ迄もなまぬるい偽善的政策に満足せしめては置かないだらう。社會的精神が緊張し行くに従つて、彼等は何等かの形態に於て自己の解放を企つるに至ることは想像するに難くない。

富 (トミ)

富とは財を總括的抽象的に云ふ言葉である。従つて富を構成するものは一切の財でなければならぬ。即ち價値を有する財(經濟財)のみならず、無價値なる財(自由財)例へば空氣日光のごときのもの、富なる言葉に包括されるのである。(『財』參照)。

然るに富は往々にして經濟財のみの包括的・抽象的名稱であるかの如く解せられてゐる。即ち三井・三菱の富と言ふが如き場合には、三井・三菱の有する經濟財を意味してゐるのである。かゝる解釋は、財なるものを經濟財のみに限ると同様の誤りであると言はねばならぬ。財は必ずしも價値を有するものでない空氣、日光のごとき無價値のものも、それが人類の欲望を充足し得る資料である以上、決して財でないと言ふことは出来ない。欲望充足の資料を、個々に具體的に言ふものが富であり、之を總括的・抽象的に言ふものが富である以上、富の中には無價値のものもあり得るのである。(『價値』參照)。

富なるものを經濟財の總稱と解する誤謬は、また富の分量が必ず貨幣價値を以て示されたものであるとの結論を生むのである。即ち學者によつては、財は米何俵、家屋幾棟と云ふ

ごとく、種々なる單位を以つて言ひ表はされるが、三菱の富は米何俵家屋幾棟なる單位を以つて表されず、心ず何百萬圓と言ふ貨幣價値を以て示されると説くのである。然し乍ら此主張は全く誤りで、日光・空氣に價値なく、従つて貨幣價値が生ぜざる限り、富の全部が價値を以つて表はされる筈はないのである。

富の觀念に對する誤謬は、アダム・スミスを始め多くの經濟學者に發見される。彼等が國家の富を計るに、「國內に於ける財の總量の貨幣價値と、外國に對する債權額と、國內に於ける貨幣總額の合計から外國に對する債務額を控除する」ものとなすのは、即ち此の誤謬に基くものである。

トラスト

【概説】トラスト(Trust)とは市場の獨占を目的とする企業間の合同を云ふ。今日の社會に於いては自由競争を原則としてゐるので、市場における競争は、次第に小資本の企業を驅逐し資本の集中を促進せしめる。(『資本集中説』參照)。かゝる傾向が個人的企業をして漸次に株式會社による合同的企業に進ましめたのである。トラストは合同的企業の最も大なるもので、かゝる個人的乃至株式的の合同企業を統合し、以つて他の企業を征服し市場の

獨占を計らんとするのである。等しく市場の獨占を目的とするものにカルテルがある。然しこれは企業間の聯合を爲すものでトラストの如く合同ではない。即ちカルテルを形成するものは、多くの獨立せる企業であるが、トラストは構成分子の全部が合同して一個の企業を成すのである。故にカルテルを企業聯合といひトラストを企業合同と呼ぶ。トラストは市場の獨占到於いて、カルテルよりも更に有効なものである。それは先づ第一に生産費を節約し得るからである。即ち經營を集約的と爲し、生産費を低廉ならしめ、生産能率を増加せしめ得る設備を爲すことが出来るのである。嘗てウキスキー・トラストが八十の工場によつて行はれた時、その中六十八工場を閉鎖して、十二工場に全力を注ぎ以つて従前通りの生産を爲したことは著名なる事實である。斯くの如く集約的經營が行はれる以上、労働者及び諸使用人の節約が行はれることは言ふまでもない。米國においてはトラストの成立する毎に、多數の労働者が失業の悲運に逢著せることは、動かす可からざる事實である。トラストはかくして生産費を節約し得る許りでなく、實に原料・補助材料等の購入に際しても、多くの利益を得ること

が出来るのである。しかのみならず、トラストはまた販賣上の諸經費をも省き得るのである。即ち小企業家が個々に廣告・販賣出張員・代理店等を維持し且つ擴張する爲めには、少なからざる費用を要するのであるが、之を合同とする場合には甚だ多くの節約を爲し得るのである。例へば米國の醸造トラストが、販賣員の節約のみで年百萬圓の差を生じたと言ふが如き事實に徴して、これ等のものの節約が決して少なくないことが知られる。

此の外に尙、生産物の運送費が節し得られる。各企業分立の場合には、それ／＼販路全體に互つて運送を爲さねばならぬのであるが、若しトラストに集合されるとすれば、運送業者に對して有利なる地位に立ち、運賃の割引等を行はしめ得るのみならず、またそれ／＼の販路に最も近き工場より輸送を爲し得ることとなるのである。更にトラストは大經營に伴ふ利益として、製品貯蔵額を減少し得るのである。この事もまた見逃がす可からざる利益となつてゐるのである。

かくの如く種々なる利益を持つトラストは、市場に於ける他の小企業者と競争する場合に、極端たる投資をも行ふことが出来るの

である。それは生産品が低廉なる上に、多額の資本を擁するからである。この點は他の小企業者にとつて全く致命的打撃で、一と度び投資を行はるれば彼等は遂に市場における敗殘者とならねばならぬのである。即ちトラストは市場獨占の目的を、かくして容易に達し得るわけであるが、市場獨占の目的を達した時においては、彼等は生産費の低廉なる爲め、多少低廉なる商品を提供すると、尙莫大の利益を擧げ得るのである。

【種類】トラストにはその組織の異なるに従つて、(1)信託組織、(2)票決委員組織、(3)合併組織、(4)持株組織、(5)利益共同の五種がある。トラストは本来信託組織のものゝみを稱し、他の種類に屬するものはその轉化したものに過ぎない。即ち信託組織に於いては、合同せんとする各會社の株主が、その株式所有權一切を擧げて之を信託委員と稱するものに一任し、此の委員(それは通常七名乃至九名から成る)によつて組織される信託委員をして一切の株主に代る營業權を行はしめんとするのである。従つて株主の信託は一切これを取消すことの出来ぬものであり、信託委員會は各會社の株主が信託する株式數に應じて、それ／＼信託證券に對して利益の配當

を爲すのである。此の場合各會社は表面上獨立してゐる如く見えるのであるが事實に於いては全く信託委員の支配下にあるのである。票決委員組織に於いては、株主は従前通り株式を所有し、唯株主としての票決権を永久に票決委員の手に委ねるのである。また合併組織とは以上二者とは異なり、加盟企業を全然合同して、全く一個の統一的大會社となすものであり、加盟會社は表面的にも實際的にも獨立性を失ふのである。これは新設の大會社が舊來の會社を買収する形式を以て行はれることが多い。

株主組織とは合同を爲す會社の株式を購入する新會社を起すのである。即ち別に一會社を起し、此の會社をして各合同會社の株式を全部又は半数以上購入せしめるのであるから、各企業の經營權は當然新會社の重役に移ることになる。最後に利益共同組織と言ふは、何等強制的なる約款によることなく、同種各企業の間同一の利害關係を生ぜしめ、従つて同一の歩調をとらしめて、以つて市場獨占の目的を達するのである。その爲めには、加盟企業が互に他の企業の株主となることもあれば、各企業の間利益均分の組織を設けることもあるのである。

り、且つ一定の資格を有する者のみに取引を爲さしめるものである。取引所はまた投機市場とも云はれて居る。それは取引所において行はれる取引の大部分が、投機取引であるところより生ずるのである。取引所は必ずしも投機取引のみを目的とするものでなく、實取引をも併せて行ふのであるが、事實において投機取引は取引所業務の殆んど全部を占めてゐる。即ち特定せられたる方法及び條件の下に獨占的資格を有する者が、特定の物件に對して投機的取引を爲してゐるのが、取引所の實狀であるから、是に對して投機市場なる言葉が用ひられるのである。

【目的物】 然らば取引所業務の對象となり得るものは何であるかと言ふに、それは(1)市價の變動を豫知し難き條件を具備し、(2)需要の範圍廣く且つ運搬に便であつて、(3)代替性を有するところの物件でなければならぬかゝる條件を具備したものは、甚だ少數であり、實際上各國取引所において取引の對象となつてゐるものは、證券と生産物とである。故に取引所は證券の取引所即ち株式取引所と、生産物の取引所即ち商品取引所とに區別される。我國における株式取引所の對象は、株券・社債・公債證券等に限られて居り、金銀爲替

【沿革】 トラストは米國において最も盛に行はれてゐるが、同國においては一八八一年に石油業者のトラストが行はれたのが最初であつた。即ち其の翌年には總計四十六の石油企業が包括され、ロックフェラーを會長とする信託委員會が之を統一し經營したのであつた。これに次いで製糖トラスト、火酒トラスト等多くのトラストが現はれ、米國經濟界は漸くトラストの弊害を感ずるに至つたので、各州はそれ「非トラスト法」を制定して之が禁止を行ふこととなつた。然しかる法律的制限が効果を奏し得ざることは當然で、表面トラストは廢れたが、之に代るものとして持株組織・合併組織等が現はれて來たのである。かくて米國に於いては盛なるトラストが行はれ大規模なる經營が市場を獨占してゐるのである。即ち一九〇七年にはトラストの數二百五十七を越え、總資本約七十億に達してゐた。此の中一九〇一年設立の米國製鋼會社の如きは約十五億の巨資を擁し、毎年平均十九萬五千五百の労働者を使用し、一億五千萬平均の利潤を擧げてゐる有様である。

トラストは、その他の國においては比較的振はない。即ち英國に於いては、一八八一年電報事業の合併組織が行はれたのを最初とし、

手形の賣買は銀行に於いて行はれるのであるが、歐米の株式取引所の中には、金銀爲替手形等の取引を行ふものもある。また我國の商品取引所では、穀物・綿・綿絲・生絲・肥料・石油等が重要取引物とされてゐるのである。

【組織】 取引所の組織には株式會社組織と、會員組織との二種がある。歐米の取引所は主として會員組織であるが、我國のそれは殆んど全部が株式組織である。我國の取引所法は株式組織及び會員組織の兩者を認めて居り、嘗ては會員組織の取引所も行はれたが、今日では全國四十二の取引所中、會員組織のものは一つもない有様である。蓋し信用の發達が遅く、商業道德の低級な我國では、株式組織の方に多くの利便が伴ふからであらう。株式組織の取引所は一の商會社であり、取引に要する設備を提供することに依つて、其の設備内に行はれる賣買契約から手数料を徴集するものである。故に取引所の株主と、實際上取引を行ふところの仲買人とが、全く別人であつても差し支へないのである。然るに會社組織の取引所においては、實際上取引を爲す者が會員となり、會費を以て取引所の費用を支辨するのである。如何なる組織の取引所も取

一八八八年に六十四企業を合同した製鹽合同、一八九一年には四十八會社を合せたアルカリ會社等が現はれ、一八九八年には、製綿紡績及び撚絲染業・羊毛染業・梳毛・綿布形染・壁紙・ポトランドセメント等の合同が行はれたのである。然し乍ら英國に於て行はれたのは、主として合併組織であつて、本來のトラスト即ち信託組織のごときは甚だしく、總じて米國よりも盛でないものである。獨逸に於ては主としてカルテルが行はれ、合併組織持株組織等は主として企業集中に利用され、獨占の爲めに行はれることは稀である(「カルテル」參照)。我國においても、日露戰爭後に於ける企業の隆盛と共に、ビール會社・製鋼會社・製麻會社等の合併が行はれたのを初めとし、合併組織乃至持株組織による獨占的契約が、屢々行はれてゐるが、然し米國におけるが如き盛なる發達は遂に見ることが出來ない。これ我國の經濟的發達、企業の發達が幼稚な結果であつて、此等が進むに伴はれて市場獨占の爲めの合同も亦盛となる可きは、豫想し得る所である。

【概説】 取引所とは現物の呈示を爲さず、銘柄標準のみに依つて賣買を爲す處の市場であ

引所内に行はるる賣買取引を擔保し得るものであるが、實際においては歐米の取引所は其の責を負はないのである。然るに我國における取引所が、直接その責に任ず可き事を強制されてゐるのは、著しい特徴であると言はなければならぬ。

【取引の種類】 取引所における營業は、直取引・延取引・定期取引の三種である。この區別は契約履行の時期に依つて生ずるものであり、直取引は五日以内、延取引は百五十日以内において、双方が約定した時日に取引物の引渡を爲す可きものとされてゐる。また定期取引は三ヶ月以内において、取引所が指定する日限に之を行ふ可きものとされてゐるのである。此の内、直取引及び延取引は實取引と云ふべきもので、専ら相對入札・羅賣買の形式によるもので、受渡期日前に轉賣買戻しに依つて取引關係から脱退することは許されぬのである。然し豫合及び債權移轉の方法に依つて、此等の實取引を差金取引たらしむることは、事實上行はれてゐる所である。何れにもせよ此種の取引は投機取引と見做されてはゐない。故に、取引所稅の對象とはならないのである。然るに定期取引は、全く投機取引であり、取

引所取引の本體とも云ふべきものである。即ち豫め市場の規約に依つて時價及び買買單位を定めて置き、一定の標準乃至銘柄によつて競買の方法に依る取引を行ふのが、此の定期取引である。而して更に注目すべきことは轉賣買戻しの制度である。會員組織の取引所においては同一當事者乃至循環的關係者間に於ける賣買戻の外、前取引と反對の取引を行つて、期限内に契約を消滅せしむることは出来ないものであるが、株式組織の取引所では賣買當事者は前取引の反對取引を爲すことに依つて、相手方に通知することなしに、その賣渡契約と買受契約とを相殺することが出来るのである。これが所謂轉賣買戻であり、その際に生ずる取引を差金取引と云ふのである。

此の轉賣買戻の方法が行はれ、取引當事者が隨時何等の拘束なく取引關係から脱退する事は、一見相手方にとつて危険なるものの如く感ぜられるが、然し我國の株式組織取引所においては、法律に依つて取引所が買買取引の擔保を爲す可きものとされてゐるので、全く何等の危険もないのである。若し買買取引に就いて違約者が生じた場合には、取引所が代つて其の相手方に對し契約履行の責に任ず可きものであるから、取引當事者は一々相手方

の資産信用状態を顧慮する必要はなく、寧ろ取引所を以つて取引の相手方と見做すことが出来るのである。故に此の轉賣買戻の制は、我國における株式組織取引所の特徴たる取引の擔保を巧みに利用したものと云ふべきである。

取引所税(トリヒキジヨゼー)

取引所税は取引所に行はれる有價證券及び或種の商品の取引に依つて、偶然に生ずる利益に課税するものである(『取引所』参照)。我國に於いては、明治二十六年取引所法の制定と同時に、取引所税法も發布され、其の税率を商品及び有價證券は買買約定金高の一萬分の六、國債及び地方債證券は一萬分の三と定められたのである。

其後三十七八年戰役の當時、一般的増税の結果、特別税法による税率の引上げが行はれ、有價證券及び商品は買買約定代金の一萬分の十二、地方債は一萬分の五と改められた。そして國債の取引に關しては、明治四十二年以來免稅されることとなつてゐる。尙、直取引延取引、及び定期轉賣買戻の場合も、此課税より免稅されることとなつてゐる。又、取引所税は取引所が納付するものであり、毎月の買買約定金額に相當する税額を、翌月五日ま

でに届出で二十日までに納む可きものとされ  
てゐるのである。

トロエルストラ

トロエルストラ(Troelstra)は和蘭の社會主義領袖であり又教育家である。彼は一八六〇年和蘭のリューワルデンに生れた。グロエンゲン大學で法律科を修業後リューワルデンに歸つて辯護士をしてゐた。而して専ら同盟罷工をした労働者の爲に種々なる法律上の事件に携はり一八九三年ウトレヒトに於て『先驅』を創刊した。之は後に『社會民主』と改題し和蘭に於ける社會民主黨の機關紙となつた。社會民主黨が日刊新聞を始めや、彼は直ちに選ばれて主筆となり大にその才幹を發揮した。後、彼はハルレムに於て再び辯護士をしたが病弱の結果退くに至つた。著書には『和蘭に於ける社會民主労働黨』其他がある。

トロッキー(レオン)

レオン・トロッキー(Leon Trotsky)は一八七七年ベトログラードの近くに生れた。本名はライバ・ブロンシュタインといふ。レオン・トロッキーは其の變名である。チエルゴフ中學に學び更にオデッサ大學に學んだが彼の聰明と熱情は彼を驅つて革命運動に投せしめた。彼は直ちに労働者の仲間投じ、郊外の秘密集會

に出入し、間もなく南露労働者同盟に加盟した。一八九八年オデッサ監獄に投せられ、後四ヶ年のシベリア追放に處せられた。一九〇二年彼は流刑地より逃亡してシベリアに於ける社會民主黨第二回大會の組織準備に活動した。その後ゼネヴァに亡命して有名なイスクラ誌に筆を執りツァーノワの決定的危機の切迫を強調した。一九〇三年ロシア社會民主労働黨大會はボリシエキキとメンシエキキとの分裂を伴つた。彼は此時兩派の何れにも組せず、その調停に盡したが失敗した。彼は間もなく歸國した。一九〇五年の革命は、ソヴイエットの組織を生み專制政府と資本家階級を戰慄せしめたが、彼の名は當時ブルジョア自由主義者の勁敵として治く世に知られた。又彼れの特珠の材幹たる、雄辯の力と民衆に理解し易い簡單平明な文章を書く技術とが廣く認められた。革命敗るゝや逮捕せられてシベリアに再び流刑せられた。が、護送の途上逃亡した。後、維納に居を定め、一九一四年迄同地の社會主義労働運動に協力し、又『労働者新聞』を發行した。一九〇七年彼はブレハノフやレニンと共にストットガルトの萬國社會黨大會に列席し、一〇年ブレハノフ、レニン、チノヴァイエフ等とコーペンハーゲン大會

に列した。一九一二年ブルガリア土耳古戰役に戰時通信員となつて従軍し、佛獨塊瑞を歴遊して益々反戰的國際主義の信念を固くした。一九一四年露塊の交戦に禍せられてチュリッヒに移轉し、軍事費を協賛し軍國主義を支持せる獨塊側及び聯合國側の社會黨を痛罵した。

彼の著『戦争とインターナショナル』はその態度を最も明瞭に物語つてゐる。トロッキーは間もなく巴里に轉じて、ロシア亡命者の社會主義新聞『吾等の言葉』に協力した。一九一六年チンメルワルド大會で彼はレニン等と最左翼に立つたが、その決議案は少數の故に敗れた。此時レニンとトロッキーには猶、意見に懸隔があり、レニンの主張は遙かに徹底してゐたと云はれる。一九一六年に彼は佛國のメエレーム等が企てる各國社會黨の國際關係復興を目的とする會合にも加盟し力を盡した。一九一六年佛國政府は『吾等の言葉』の發行を禁止したのみならず、トロッキーに對して退去命令を發した。彼は止むを得ず佛蘭西を追はれ瑞西を経て妻子と共に米國に赴いた。紐育に於ては彼は露字新聞に執筆した。革命の報一度び到るや倉皇歸國の途に就いたが、加奈陀の官憲に捕はれ、倫敦、ストツク

ホルムを經由して、レニンに運るゝ事一月、五月十七日にベトログラードに到着した。翌日ベトログラード・ソヴイエットの委員長チュヘーゼは社會革命黨の内閣を承認する動議を提出したが、此時彼は明白にブルジョアとの協力の矛盾を痛論した。六月に入つて形勢は急轉した。七月の大攻勢の失敗は反亂を誘起し、ケレンスキーの反動政策となり、彼も亦クレテイー監獄に繋かれた。然しその釋放と共に、彼はソヴイエットの委員長となり、ボリシエキキと行動を共にし、ソヴイエット政府を樹立した(革命の經過及び革命の施設に就ては『露西亞革命』参照)。ソヴイエット政府は成立したが、獨逸軍閥の攻撃はロシアの革命運動を脅威して遂に勞農政府はプレストリトフスクの談判を開く餘儀なきに至つた。トロッキーはその外務委員として所謂言葉の彈藥を以て、獨全權ホフマン將軍と角逐し、非併合非賠償民族自決の三原則を貫徹した。任を完了して彼は軍務委員となり、革命露國のために盡してゐたが、最近ゲノヴァエフ一派の幹部と衝突して國外に放逐されたと傳へられる。

都市(トシ)

【概説】都市は村落と等しく一の地域的團體

である。然し村落が人口の密度比較的薄く、その範圍もまた狭少であるに反し、都市は人口稠密であり、その範圍も廣いのである。是に加ふるに、村落に於いては其の構成人員が殆ど固定してゐるに反し、都市を構成するものは甚だ浮動的であり變化が多い。故に村落の構成者は比較的相互の交渉が多く、都市に於いてはそれが甚だ少ないのである。都市は又村落に比して、經濟的、文化的發達が進んでゐる。即ち産業の隆盛、交通の頻繁、學術の發達は都市に於いて最も著しいのである。都市は次第に膨脹しつゝあるが、村落は寧ろ衰退せんとしてゐるのが今日の傾向である。斯くの如く活動の盛なる都市は、居住者に對して種々なる刺激を與へ、その精神的發達を助長せしめると共に、彼等を極端なる神經質に陥れる。所謂都會病なるものは、都市居住者の過度に神經的なる状態を指すのである。

【古代】都市は必ずしも近世的產物ではない。古代にはメンフィス、テーベ、カイロ、バビロン等の諸大都市があつた。然し古代の都市はメンフィスの如く宗教的意義を有するもの外、多くは政治上の中心地とされてゐたのであつた。即ち何れの市にも嚴重なる城壁が周らされ、王宮を中心として統治が行は

れてゐたのである。故に此の時代の都市は、今日見るが如き經濟的中心地ではなかつた。然しかかる非生産的なる都市も、その後次第に經濟的發達を爲すに至つた。即ちアテネ市の如き紀元前五世紀に於いて、恰も世界的市場たるが如き状態となつてゐた。當時アテネ市に居住する商人・海運業者・工業者等の數は十三萬に及び、彼等は十萬の地方農民に對して政治上の優先權を有してゐたのであつた。また羅馬の如きは、都市成立の初期に於いて既に職業分割が發達し（『分業』參照）、商工業のごとき、それ／＼獨立してゐたのである。そのうへ海に近く、且つタイパー河畔にあつたことは、羅馬をして附近市場に對する中央市場たらしめたのである。

【中世】中世に入るに及んで、都市は全くその面目を改めた。即ち中世都市は何れも市場を有し嚴重なる建築物は悉く市場の附近に設けられ、市場は市民が生活資料を得る處であると共に、生産者及び外部商人との取引の中心地でもあつたのである。且つまた此の時代の都市は、都市居住者の財産及び生命を保護する機關ともなつてゐたので、市の周圍には堅牢なる防禦の城塞が築かれてゐた。中世都市に集合してゐたものは、何れも商工業者で

あつた。而して彼等は、初めその保護を都市當事者に委ねてゐたものであつたが、次第に發達すると共に、自ら都市の統治權を握り、また外部に對し、ことに諸侯の勢力に對して對抗するに至つたのである。かゝる變化は彼等が經濟上の實權を握り、ギルド、ツンフト等の同業組合を結ぶに至つて生じたものであつた。かくして獨立した都市が即ち自由都市と稱する所のものである（『自由都市』、『ハンザ同盟』、『ライン同盟』等參照）。

【近世】かゝる中世都市も、社會の經濟的發達が進むに従つて漸次に崩壊して行つた。都市は最早經濟上の單位としてのみならず、政治的單位たることも、不可能になつて來たのである。近世の都市は、從來の都市に於ける如き政治的・經濟的獨立性を有しないのである。而して近世都市に於いては、分業の發達が益々著しくなり、且つ近世的工業の隆興が甚だしくなつて來たのである。故に地方農民の都市に吸収されるものは次第に増加し、都市人口は急激に増加して來た。近世の大都市に於いて、何れも住宅問題が附隨してゐるのは、かゝる傾向の結果である。

都市はまたその産業の發達と共に、交通状態の頻繁なることを特色とする。歐米の各都

市に於いては、市街電車・地下及高架鐵道の發達頗る著しいものがある。我國に於いても、大都市には何れも市街電車が設けられてゐるのである。其の他種々なる文化的機關の發達してゐることは、古代及び中世の都市に比して、遙かに著しいのである。また近世都市は社會的及經濟的發達の中心地として、またその先驅者として、現代社會の進展し行く傾向を最も卒直に表はしてゐる。故に都市の有する色彩及病弊は直ちに現代社會の有する色彩及病弊でもあると言ふことが出来るのである。

トータム

トータム(Totem or Totem)とは野蠻人が自己と特別な關係を有するものと信じて、一種の有形物に對し迷信的崇敬を與へることをいふ。即ち兎・龜・蛇等の一類を始め、草木等植物の一類、稀には又無生的自然物の一類、人工物の一類を特に崇敬し、同一の祖先より來れる血族なりと信じ、これを殺傷採ることなく保護するのである。トータムには一氏族共通に代々傳へらるる氏族のトータムと、一氏族の男性のみ又は女性のみ共通する男女のトータムと、一個人のみに屬してその子孫に傳はる事なき、個人的トータムとの

三種類がある。その中で特に重要なものは氏族のトータムであつて、原始時代に於ては社會組織の紐帶となつてゐた。即ち一氏族全體の成員はそのトータムを以て己が名とし、同一の祖先より來たれる血族なる事を信じ、各人相互に共通の義務を負ひ、而してトータムに對して共通の信仰を有してゐたのである。故にトータムを同じうする者は、假令血族の關係がなくとも親族として信じ従つて同一トータムの間にあつては結婚が許されなかつた。現在でもアメリカ印度人オーストラリア人等の如き原始民族の間には、この風習が残存してゐる。即ちトータムは人を保護するものなりとして崇敬する方面と、氏族内に於ける相互の關係、及び他の氏族の人に對する關係を規定する方面との、二様の範圍に於て行はれてゐる。かくトータムの性質は宗教的方面と社會的方面との兩面の意義を有してゐるが、宗教的方面の意義のみが残されて社會的方面を失へるもの、或は社會的方面のみが残存して宗教的方面が喪失せるものと、二つの方面が分離されたものもあるが、最初は先づ一種の迷信によつてかゝる信仰が生れ、而してそれに社會的意味が加へられるやうになつたので、本來分離すべからざるもので

あつた事は明らかである。トータム制度研究の權威は英國のフレイザーであつて、その『トータム及びエキンカミー』四巻は現代人類社會の根本的研究書といはれてゐる。

徒弟制度(トデーゼ)

徒弟は英語でアプレントスシップと云ひ、歐洲でも日本でも手工業時代には最も重要な勞働制度であつた。手工業は一つの獨立せる經營體であつて經營の主體を『親方』と云ふ。親方は生産機關を所有し、若干の助手を使用して自らも勞働する。この助手なるものは『徒弟』及び『年期上り職人』(ジャーニマン)である。手工業の親方として身を立てようと思ふものは、初め徒弟として親方の下に年期奉公に入るのである。奉公の期間内は一定の勞働賃銀を取ることなく、たゞ衣食及び少額の小使を支給されて、親方の仕事を手傳ふ。年期の期間は仕事により種々であるが、日本では大工・鍛冶屋・疊屋等大抵七年位である。英國では手工業の盛な時代には、一般徒弟年期を七年とする法律が存した。年期を勤め上げると徒弟は職人に出世する。職人は親方と共に徒弟を助手として仕事をし一定の賃銀を受けるのである。徒弟を終へた職人は修業の爲めに諸國を巡回する習慣が日本にも西洋にもあ

つた。日本では之を『渡り職人』又は『西行』など云つた。『ジャーニマン』と云ふのは同様な事實から出て来た言葉である。職人は勉強次第で親方となるのが出来た。蓋し手工業に要する資本は比較的少額で足りたからである。徒弟として一定年限の間苦勞するのは、つまりは親方となるのが目的であつた。而してその目的を達する事は可能であつたのである。手工業より工場手工業へ、工場手工業より近代的なる工場工業へと推移するにつれ、徒弟及び職人階級は到底經營者となることは出来なくなつた。徒弟も職人も共に『賃銀労働者』として、資本家の下に働くこととなつたのである。彼等は最初から賃銀を取り、奉公をする必要はなくなつたと同時に、親方となる希望をも失つたのである。今日もなほ残つてゐる手工業の内部には徒弟制度は幾分か行はれてゐるが、賃銀労働に比してその重要は云ふに足りない(『中世ギルド』ツンプト『参照』)。

**外山正一**(トヤママサカズ)

嘉永元年九月、江戸に生れた。幼にして幕府の書寫調所に學び、次いで著作麟祥の門に入つた。慶應二年十月、中村敬宇・菊池大麓等と共に幕府の留學生となつて渡英した。當時彼は十六歳の少年であつた。明治元年六月幕

府瓦解の報を聞いて、歸朝すると間もなく、靜岡學問所の洋學部長となつた。三年十月外務省の官吏となつて森有禮の渡米に隨行した。四年には外務權大録に進んだ。五年二月官を辭してミシガン大學に學び、後に東京帝國大學教授となり社會學の講座を擔當した。三十年大學總長となり、其の翌年伊藤内閣の成立するや、招れて文部大臣となつた。明治三十三年三月、五十三歳を以て病死した。彼は井上哲次郎・矢田部良吉等と共に、明治文壇に於ける新體詩の創始に貢献した。また漢學廢止論を唱へローマ字の採用を主張して、ローマ字會なるものを創立した。彼の著書には『民權辯惑』『日本知識道徳史』等がある。

**ツアドルガ**

ツアドルガ(Noble)はスラヴ民族の間に行はれ、今日も猶南スラヴ民族の一部に存在する一種の家族共産團體である。社會の發達が今日のごとく進んでゐなかつた時代には、個人本位の家族が社會の單位となつてゐたのではなく、共産的家族團體が社會的・經濟的單位となつてゐたのであつた。スラヴ民族は、ゲルマン民族に較べて、文化發達の程度が遙に遅れてゐた爲め、社會上經濟上の状態も亦従つて遅れ、ツアドルガの如き組織も今日ま

で猶その片影を残してゐるのである。しかし社會の進化につれて斯くの如き原始的社會の經濟状態を維持することは不可能となるから、ツアドルガの制も早晚全く失はれてしまふべき運命に在る。

ツアドルガを形成するものは、必ず同一祖先から出た血族に限られ一棟の家屋乃至一定の地域内に住み、家長たるゴスボダーの指揮の下に一切の家族は共同の勞働と共同の生活を營んでゐるのである。一ツアドルガに屬する家族員は、十人乃至二十人を常とするが、時には五十人乃至六十人に及ぶこともあり、成員の数が多ければ多程、その團體の幸福が多いものと考へられてゐる。更に家族の減少を防ぐ爲め、女子が他のツアドルガの男子に嫁ぐ事を好まず入嫁を迎ふる事を喜ぶ風がある。ツアドルガに於いては、個人の所有地なるものなく、土地は全部共有である。一ツアドルガが有する土地の面積は、大抵二十五乃至五十ヨフである(一ヨフは大凡半町に當る)。之を耕すには五頭乃至八頭の牛と、十五頭乃至二十頭の馬及び約二十頭の羊を飼養することを常とし、自給自足を原則としてゐるけれども、自家の生産に餘りがある場合には家長の見込によつて外部へ賣り出すこともあ

る。ツアドルガの内部に於いては、貧富の懸隔もなければ生活難もないので、犯罪の數も亦至つて少ない。そして家族員相互の間に祖先を崇め、同族相和し、吉凶助け、禍福相共にする社會道徳が發達してゐることは、文化の進んでゐる諸國においては見ることに出来ぬ美はしいものであるといふ。

**通貨(ツーカー)**

通貨とは、通用する貨幣と云ふ意味で、法貨と對立する言葉である。即ち法貨は法律上強制通用力を與へられてゐるものであるが、通貨は強制通用力の有無に拘らず、實際上通用してゐる貨幣を稱するのである。外國では金屬貨幣・紙幣等の外、手形等の流通證券も亦通貨と稱せられてゐるが、我國では鑄貨・紙幣等の法貨若しくは流通を禁止されてゐない舊貨幣のみを指し、商業上の流通證券等は通貨なる言葉に包含されないものと解せられてゐる。

**ツンプト**

【概説】ツンプト(Zunft)とは中世の獨逸諸州に存在してゐた手工業者の組合の事で英國に於けるクラフトギルド(『中世ギルド』参照)と全く同一のものである。ツンプトは工業が親方職人によつて行はれる手工業時代に

至り、始めて生じて来たもので、一〇六六年ウラムス市の漁業者がツンプトの組織を爲したのを最初として、一一二八年にはウルップルヒ市の靴工、一一四九年にはケルン市の織物工、一一五八年にはマゲデブルグ市の靴工等の間に、何れもツンプトが組織されてゐたのである。故にツンプトは十二世紀に始つたものと云ふべく、十三世紀には各地に普及するに至つたのである。ツンプトは工業の發達による自由獨立の手工業者が、自らその生産を保護し交換營利を安全ならしめんが爲めに自發的に組織するに至つたものである。十二世紀の頃は英佛兩國では既に中央王權が成立して居り、都市民はその庇護にかくれる事が出来たが、獨逸では僅かに都市主宰者の實權に頼り得るのみで、多くは自己の力に俟たねばならぬのであつた。これに加ふるに、農村は比較的親密な血縁紐帯に結ばれて居り、同一地域の住民は何れも一樣の生産に従事し、互に相扶けて生活してゐるが、都市住民は農村よりの移住者も多く、かゝる結合が弛緩してゐたので、其財産を保護し産業を安全ならしめる爲には、勢ひ同一の利害關係に立つ者が結合する外はなかつたのである。ツンプトは即ちかゝる諸種の原因によつて發生

して来たものである。

【争闘時代】十三世紀頃にはツンプトの發達は猶十分でなかつたので、其の職分は主として産業の保護にあつた。即ちよき商品を産出し、利益を確實ならしめんが爲めに工業警察の取締を嚴重に行ふなどと云ふ事を其の職分としてゐたのである。然るに十四世紀に入つてからは、ツンプトは著しく進歩して来た。即ち獨逸の手工業が長足に發達して来たので、手工業者の勢力も従つて増大し従前の如く封建貴族の下に屈服してゐる必要はなくなつた。ツンプトは斯くて次第に勢力を獲て、管に産業上の事項のみではなく、政治上の事項にも干渉するに至り、兵役の義務にも服し、宗教上の禮拜をも司る事となり進んでは都市の政權を己が手中に收めんとしたのである。當時は、都市の實權が都市の名門であり、財産家であり、また多くは商人である所のゲシュレヒター(Geschlechter)の手に掌握されてゐた。ツンプトは此ゲシュレヒターの手から、その政治的權力を奪はんとしたので、これが爲めには種々なる争闘を重ねてゐたのである。かゝる争闘が最も早く行はれたのは、一二五九年にケルン市に起つたツンプト對ゲシュレヒターの衝突であるが、十四世

紀に入つてからは、到る處に政權爭奪が行はれ、遂には全獨逸の都市がその實權をツンフトに把握される事となつた。かゝる争闘時代はツンフト・カンフ(Zunft Kampf)の時代と呼ばれてゐる。

【專横時代】都市に於ける政治上の權力を握つたツンフトは、手工業のみの利益を許り恣にその權力を濫用してゐたのである。親方制度の如き、年期制度のごとき、または旅務(Mander Jahre)の如きものが現はれたのはその爲めであつた。これに依つて彼等は、新來の職人が親方となる事を拒み、自己の特權を確保しようと企てたのである。かゝる制度は何れも十四世紀から十六世紀にかけて行はれたので、手工業者たらんとする者は、一定の年期を勤め上げた上、更にゲゼル(Geselle)として旅務に出で、數年間の修業を積んだ上、巨額の費用を要する親方制作(マスターピース)を提出し、更らに盛大な披露の宴を張らねばならぬのであつた。故に親方の子弟か金持の子弟でなければ、容易に親方となる事は出来なかつたのである。

兩者の間には明瞭な區別が出来、ゲゼルは親方の子女と結婚するか、その寡婦と結婚する外には容易に親方となり得なかつた。かくて手工業の親方たる地位は、世襲的となり、ゲゼルは一生ゲゼルに終らねばならぬ事となつた。ツンフトはかゝる獨立の手工業者のみに占有されて來たので、遂にヘレン・ツンフト(Heren Zunft 親方ツンフト)なる名稱が生ずるに至つたのである。

【その崩壊】斯くの如くツンフトは種々なる弊害を重ねて來たので、是に反抗する所のゲゼルの亂が起る許りでなく、ツンフト改革の聲も次第に喧しくなつて來た。然し手工業が工業生産の基礎となつてゐる時代は、手工業者の勢力が強し、ツンフトもまた従つて勢力を持つてゐたのであるが、生産技術が進み工業の發達が進んで來るに従つて、ツンフトの勢力は手工業の勢力と共に、次第に衰へて來たのであつた。十八世紀に至つては機械の發明がしきりに行はれ、工業は機械によつて行はれる事となつたので、ツンフトの勢力は益々微弱となり、僅かに辛うじて餘命を保つてゐるに過ぎなかつた。斯くて瀕死に際してゐたツンフトは、一八六九年工業の自由を認める法令が發布されるに及んで、完全に崩

壊し終つたのである。

通商條約(Traffic Convention) 通商條約はまた通商航海條約とも呼ばれるもので、國際間の交通貿易關係を確立する爲めに締結される條約である。通商條約の内容は、條約國間の交通貿易上の關係、及び社會上經濟上の關係の如何によつて、必ずしも一定してゐるものではないが、大體次の如き六種の條項を含むものである。即ち(1)通商航海の自由に関する條項、(2)居住・旅行・營業等の自由に関する條項、(3)納税その他の義務に関する條項、(4)關稅に関する條項、(5)最惠國條款、(6)其の他の特殊の事項、等がそれである。

此の通商條約第一の目的たる通商航海の自由に関する條項とは、聯盟國間の通商航海に關して、内外人・内外品・内外船等の差別を設けざることを指すのである。此の條項の目的は聯盟國の人民が自由に入國・住居・旅行・營業し得ること、及び動産不動産を自由に所有・相續・處分し得ること等を規定するに依つて始めて達成される。尤も此の種の自由には、大體内國人民同様の取扱を爲すものと、最惠國人民同様の取扱を爲すものとの二種があるやうである。また關稅並に最惠國條款も

今日の通商條約に於いては、甚だ重要な地位を占めてゐるのである(最惠國條款參照)。また通商條約には、關稅條約・互惠條約・最惠國條約・單純條約の四種がある。關稅條約は稅率を協定し、且つ最惠國條款を結ぶものであつて、互惠國條約を結ばざるを言ふ。また最惠國條約とは、稅率の協定を行ふことなく、單に最惠國條款のみを爲すものである。最後に單純條約なるものは、稅率の協定を爲すまでもなく、また最惠國條款をも爲さず、單に交通貿易に關する一般的條約を定めるに過ぎないものである。通商條約はまた政治的條約と異り一定の有効期限を有するものが多い。無期限のものは古代及び中世の通商條約、並びに未開國に對する條約中に多いが、現代の文明國に於いては全く稀である。有効期限のものは豫め一定の期限を定めて行はれるのであるがその期限の長短は一定してゐない。有効期間を長期にす可きか短期にす可きかと云ふ事は、條約の締結に當つて重要な問題とされるものであるが、經濟狀態の變化が甚しい處に於いては概して短期とするを便とし、經濟狀態の比較的固定不易なる所に在つては、概して長期とするを便とされてゐる。

補 遺

ティレット(ベンジャミン)

英國著名の労働運動者ベンジャミン・ティレット(Benjamin Tillet)は、一八六〇年ブリストルに生れた。家貧なるため、八歳にして既に煉瓦製造場で使用され、その後水夫となつて労働の凡ゆる辛酸を嘗め、長じて労働運動に興味を感じ、ドック人夫組合を組織し、後ちドック總聯合組合の書記となり、一八八九年のドック人夫大罷工に牛耳を執つた。しばしば下院議員選挙に立候補したが失敗を重ね、一九一七年に漸く當選した。歐洲大戰に際しては、參戰を主張し、労働組合の參戰輿論を喚起するに與かつて力あつたといはれてゐる。

トーマ(アルベール)

佛國一流の社會主義政治家アルベール・トーマ(Albert Thomas)は、一八七八年シャンピニー・スー・マルンに生れ、長じて高等師範學校に學び、社會黨主領ジョレスの門に入つた。ジョレスの補導の下に社會主義史の一部を擔任編纂し、一九〇四年佛國社會黨機關リユーマニティーの創立に際し、ジョレスの推薦に依つて、其編輯部に加はつた。一九一〇年ソール區より下院議員に立候補して當選し、次第に頭角を現はして、社會黨有数の鐵道・鑛山・財

政通となり、大戰中は軍需次官として大いに功績を擧げた。彼は國際聯盟の熱心な主唱者で、一九二〇年國際聯盟労働局總裁に推され同時に國際労働局の總裁を兼ねた。

トルストイ(レオ)

露國の文藝家・哲人・社會改良家として、世界的に深甚なる影響を與へたレオ・トルストイ(Leo Tolstoy)は、一八二八年八月二十八日テウーラ地方のヤスナヤ・ポリナ村に生る。彼れの一家は彼得大帝以來の由緒ある貴族(伯爵)であつた。幼にして父母を失ひ、一八四三年カザンの大學に入り、放蕩淫逸の裡に學生生活を過ごした。一八五一年、陸軍將校となつて、カウカサス地方に至り、後、聖彼得堡に在住し、外遊して、郷里に歸り、地方長官となつて農民のために盡す所があつた。一八六二年の結婚後、農民に對する彼れの同情は益々純眞熾烈となり轉じて人生問題に興味を感じ、哲學宗教上の思索に深く没頭した。一八八一年、彼れの内的危機は絶頂に達し、煩悶の極自殺を企てたこともあつたが、漸くキリストの教に解脱を見出し、物慾を抛つて農民と生活を共にし、平和の裡に一九一〇年十月二十八日永眠に入る。

# U

## 宇宙(ウチュウ)

宇宙とは凡そ存在する凡ゆるものを總括する名稱であるが、場合によつてその内容を異にする。物質界殊に天體の全部を指して云ふこともあり、無限の過去より無限の未來に亙り無限の空間に存在する一切のものを指して、これを全一的總括的に宇宙といふ事もある。古代希臘人は宇宙間に美しい調和があると考へ、ピタゴラス派の哲學者は宇宙をコスモス(Cosmos)と名づけた。コスモスとは本來調和秩序等の義である。またストア派は宇宙を神體なりとし、プラトン派は之を神の肖像なりとした。後世パラセルス等は宇宙を有機體と見做して、人間を小宇宙と呼び、宇宙を大宇宙と呼んだ。ライブニツはデカルトのエーテル説に改良を加へて原子説を提唱し、シエリング、フイヒネル等は又古來の宇宙神靈説に改良を加へた。また天體の運動に關しては、古代希臘の天文學者アリスタゴラスが地動説を唱へ始め、是に反對する説や折衷説等

がその後現はれたが、十七世紀初葉にコペルニクス、ガリレイ等が出て遂に地動説を大成した。その後宇宙は有限であるか、無限であるかといふ問題が起り、近世の天文學者は有限説に傾いてゐる。また地球以外の天體にも生物が生息するかといふ問題が起り、カント、フオントネル等は是に肯定的の説明を與へた。

## 氏(ウジ)

【意義及び起源】 氏とは我國の太古に於いて存在してゐた氏族制度をいふのである。我國に於ける氏族制度は血族共産制度の性質を有すると共に、また私有財産制度の最初の形式を示すものであつた。それは我國に於ける歴史が血族共産制度より私有財産制度への過渡期に始まつてゐたからである。天孫人種は鞏固な血族的結合を爲して此の國土に渡來して來たと傳へられてゐる。天孫人種は武力的にか智力的にか先住人種に優れてゐた。故に天孫人種は日本國土の到る處に於いて先住人種を征服し、殆んどその競争に價す可き人種に遭遇しなかつた。天孫人種の混亂を招くことなく、且つ常に征服人種たる地位を保つことが出來た。此事實は我國に於ける社會的結合をして永く血族中心のものたらしめたと同時に、當時において既に私有財産制度を生ぜし

めた原因にもなつたと考へられる。何故ならば先住人種は多く農耕に従事してゐたので、彼等の開拓した土地と、農耕勞働に熟練した彼等自身とは、征服者にとつて好個の財産たるものであつたからである。

【氏の組織】 當時の日本國家は天照皇大神の嫡統を宗家とし、之を君長と仰ぐ血統的國家であつた。それぞれの氏は天皇によつて統轄されてゐたのであつた。然し天皇の統治權は各氏の長が領有する土地と人民には及ばず、たゞ間接に氏の長を通じてしらしめされるに過ぎなかつた。換言すれば、天皇は新に氏を創置し、或はこれを斷絶し、また其の訴訟を決斷するの大權を保有されてゐたが直接に各氏の長が統治する土地及び人民に命令されることはなかつたのである。故に若し天皇が各氏の領民を使役される場合には、直接その氏人に命令することなく、氏の長に命じて之を徵發されたのであつた。勿論天皇にも直屬の土地と人民とがあつた。天皇は皇室の嫡流に在す爲め、皇親・皇族を從へさせられ、且つ其の領有に屬する人民を直轄された。又各氏の長は土地を私有して之を其私民に分貸し、其の産物を盡く自家の手に收め漸次實力を蓄積してゐたので、此等の大氏を統御し給

ふ必要がら、天皇は新に土地を得る度に屯田と云ふものを置いて皇室の御料とし、其餘は皇族朝臣に賜つた。

皇族を除く國中の氏には皇別・神別の二種があつた。皇別とは代々の天皇の御子から出でた氏であり、神別とは神代以來の功臣の子孫であつた。而して神別には高天原から子孫に從つて渡來したものと子孫と、先住人種中の天孫人種に從つて臣下となつたものと子孫との二種があつた。皇別・神別の何れにもせよ、一の大氏は多くの小氏に分れ、一の小氏は更に數個の家に分れてゐた。當時は今日の如き小家族制でなかつた爲め、一家族は五六十人から八九十人に及び、其の正嫡の男子が家長として一家を整理してゐたのであつた。家長は小氏の長に隸屬し、小氏の長は大氏の長に隸屬し、大氏の長は多數の小氏の長を率ゐて天皇の命に從つてゐたのである。又氏の財産には土地と奴隸があり、奴隸に部曲(トモベ)奴婢(カキベ)の二種があつた。部曲は大小の氏に屬する私民で、其の氏人とは何等血統上の關係を有しない被征服者であつた。彼等は多くの場合何等かの技術を以つて用ひられてゐたのである。奴婢は又家部とも言はれ、大なる氏の氏人に隸屬し、使役されてゐた。彼

等も亦氏人と血縁を有せざる私民であり、當時に於ける重要な財産であつた。

【大氏の専横】 建國以來數百年の後天孫人種は九州において恐る可き敵を發見した。天孫人種はよく兵を用ひて之を征服し、其の禍根が海外にあることを知つて三韓をも征服した。而して三韓より工藝・農蠶等の進歩せる技術を輸入したので、各氏の勢力は頗る急激に増大した。大氏族の勢力が増大すると共に、皇室の實力も頗る増進することとなり、仁徳天皇から雄略天皇に至る數朝間は、明治維新以前に於いて皇室の權威の最も振つた時代であつた。當時朝政の重きに當つて皇室と實力を争つたのは、平群・大伴・物部・蘇我の四氏であつた。即ち此の四氏は當時の多くの氏の中最も勢力ありしものであつた。此の中平群氏は仁賢天皇の崩後國政を専らにし、臣節を失して大伴氏に滅された。大伴氏また外交に失敗して物部氏に彈劾された。物部氏と蘇我氏とは實力相匹敵し、互に政權を争つてゐたが、雄略天皇以後國家財政の兩に當り實力を蓄積して來た蘇我氏は、遂に物部氏を滅ぼして政權を得た。

【大氏の革新】 かくして大氏の横暴を制肘す可く、氏の制度の顛覆を計つたのが、大化の改新である。大化の改新において八省百官の制を立て國家の公職を秩序的組織的に制定されたのは、之によつて人材登用の道を拓き、身分の上下に依つて官職を決定する從來の制度を改められたのであつた。大化の改新以前においては、氏の尊卑が直ちに國家の公職であり、國家に對する權利でもあつた。即ち皇別大氏の長は臣(オミ)と稱せられ、其の中の勢力あるものが大臣と稱せられて朝政に參與した。また神別大氏の長は連(ムラジ)と稱せら

れたやうである。



れ、連の中勢力あるものが大連と呼ばれ、朝政に參與してゐた。然るに新政に於いては、地位の高下と身分の尊卑とは全然別ものとなつた。奴隷でない以上は各人その才能に應じて如何なる高位高官にも進み得ることとなつたのである。一方官位を制定したわけで、別に身分の尊卑を示す制度がなかつたならば、同一官職の者に身分の尊卑があつた場合種々の紛糾を生ずる恐れがあるのみならず、從來公私の生活に於いて絶對の優越権を持つてゐた氏長の不平を爆發せしめる虞れがあるので茲に爵なるものを制定して、彼等の反抗を未然に防ぐこととなつた。十九階の冠制を定めて、各人の身分の尊卑を表はしたのは即ちそれである。

此の制度の下においては、人臣は氏人でなければ奴隷であり、何れも氏の長に支配され、天皇は只民族の長に命じ給ふのみであつた。所が大化の改新は理論上諸氏の人民を氏長の手から解放し、諸氏の土地を悉く國家のものとした。人民は從來氏長の手に残餘生産物を天皇にのみ奉ることとなつたが、而も尙依然として氏長の下に統轄されてゐた。即ち理論の上においては、國家に對する權利を平等にせられたが、而も私的生活の上には

いては國民たることを保證されてゐなかつたのである。土地を悉く沒收して國家の公田とされたが、臣・連等は其の領有する土地收入によつて生活してゐた爲め、遽に之を沒するのには天下の大亂を醸すものであり、國家は之に對する三つの政策を施した。其の一は從來の私領に代つて食封を與へ、戸數を定めて朝廷に上納する庸調の全部若しくは幾分を、臣・連二造に給與した事であり、其の二は從來の國造中才幹あるものを郡司としたことである。而して其の三は從來の國造として新に中央政府の派遣した國司の監督をさせた事である。此の第三の政策は折角新設した郡縣の制度を完全に行ひ得なかつた原因となつたものであつた。大化の改新はまた天皇の大權に對し氏の制度において存しなかつた重大な權利を加へた。即ち直接人民を支配し、是に賞罰を行ひ給ふ行政上の大權——がそれである。『氏の衰滅』氏の制度は形式的には大化の改新によつて全く打破された。然し實際には氏は猶勢力を持つてゐたのである。氏人たりし人民は、朝廷と氏長とに二重の義務を負ふ事となつた。また地方における豪族は中央權力の及ばない爲めに、其の勢力を専らにし、他の豪族との私戦には『家の子』『郎等』を驅使し

てゐた。『家の子』とは良民であり『郎等』とは奴隷である。而して此の時代においては、戰功のあつた『郎等』は『家の子』に出世せしめられてゐたのであるから、血統的關係は最早人間結合の中心たらざるに至つてゐたやうである。加ふるに、中央權力の及ぶ地方において朝廷と氏長とに對する二重の義務に惱まされてゐた人民は、漸次流浪して地方の豪族の下に走る事となつた。即ち人民の流浪が始つたのである(『浮浪』參照)。かくて血統的團體たる氏の制度は次第に、實質的にも衰滅して行くこととなつた。多くは氏長の變形したものであつた地方の豪族が、次第に蜂起してそれ／＼争鬭を事とするに至つて、氏の制度は殆んど崩壊し去つたのである。

而してそれ以來、氏なるものは代々の系統を表はす家の稱號となつてしまつた。即ち平氏と云ひ源氏と云ふも何等氏の實質を有するものではなく單にある血統を繼ぐ家名に過ぎないのであつた。後世においては、此の氏なる稱號は苗字と混合され、苗字と名を連ねたものを氏名と云ふが如きである。これは太古に於ける氏の制度が、今日にまで殘存してゐる一の痕跡である。

氏神(ウジガミ)

氏神は又『うぢのかみ』とも云ひ、氏の祀る祖神を指すものである。我國の古代に於いては氏は一の血族團體として社會的結合の單位をなしてゐた。而して氏は何れもその祖先を神として祀り、氏的全成員は累代これを尊崇してゐたのである。されば氏の異なるに伴れて、氏神も亦それ／＼異つてゐた。中臣氏は天兒屋命を氏神とし、忌部氏は天太玉命を氏神としてゐたなどは、其の一例である。其の後に至つて、氏に特別の由緒ある神を祀るものも、また祖神同様氏神と呼ぶに至つた。橘氏が梅宮を祀り、平氏が平野社を祀り、宗盛の時に至つて日吉神社を其の氏神と爲さんとしたる如き、何れも祖神に非ざる神を氏神としたものであつた。後世に至つては祖神でもなく、又氏に由緒ある神でもないものを尊崇して氏神となすものも現れた。即ち源・平・高階・大江・中原・清原・菅原・秋篠の八姓の人々、何れも平野神社を祀つて氏神とし、自ら其氏人と稱したなどがそれである。今日に於いては産土神(ウブスナガミ)をも氏神と稱し、其の産子(ウブコ)は何れも氏子と呼んでゐる。これは産土神が其の生民を守護し給ふことと氏神の氏を守護し給ふに等しきものである處から混用するに至つたものであらう。然

し本來、氏神と産土神、氏子と産子とは全然異なるものである。氏子とは(古代に於いては氏人と呼んでゐた)氏神即ち祖神の子孫であり、其の血縁をひいてゐるものであるが、産子は産土神の守護し給ふ地域の生民たるに過ぎない。氏神を祈る祠は氏社と稱へられ、古は朝廷より社地を賜り、又祭田を賜つて、之が祭祀の費に充當せしめたことが多かつた。古代におけるその祭祀は、毎年二月・四月・十一月に氏の長者が各々其の氏人をひきめてこれを進行、子孫の繁榮、一族の安穩を祈つたものである。また其の日は朝廷にても五位以上の氏人に對し、殊に官符なくして京外に出づることを聽許されてゐた。當時に於いて、祖先の祭祀を重んずる風の厚かつた事は、これに依つても窺はれる。

氏子(ウジゴ)

『氏神』を見よ。

右傾(ウケ)

もと獨逸の國會に於て、保守黨は會場の右翼に席をとり、急進黨は左に席をとることとなつてゐたことから起つた言葉で、右傾といふのは右方に傾くこと、即ち、保守的に傾くことを意味するのである。之に反對して左方に即ち急進的に傾くことを左傾と稱する。

請負(ウケオイ)

請負とは一定の報酬を豫約して、何等かの仕事を完成す可引受けることを云ふ。即ち請負は労働そのものに對して報酬を受けるものではなく、労働に依つて生ずる結果に對し報酬を受けるのである。而して請負者は、普通、仕事の材料を自ら購入し仕事の完成に要する労働者をも自ら雇ひ入れるものであるから、請負は本質上企業に屬するものだと云はねばならない。我國では建築工事・土木工事等が専ら請負によつて行はれてゐる。請負師とはかゝる仕事の完成を引受ける企業家を云ふのである。我民法の規定する處によると、請負の報酬は仕事の目的物引渡しと同時に與ふ可きものであり、引渡しを終つた目的物に缺點がある場合には註文主は請負者に對してその補修を要求する事が出来、補修の代りに或は補修と同時に、損害賠償の請求を爲すことも出来るのである。更にその缺點の爲め、註文者が契約の目的を達することが出来ない場合には、契約の解除を爲すことも出来る。又請負者が仕事を完成しない間は、註文者は隨時請負者の損害を賠償して、契約を解除することが出来るのである。尙、請負は本質上企業に屬するものであるが

近世の労働者が資本家に雇はれて、本質上賃銀労働たる仕事に従事する場合にも此の請負形式が行はれることがある。請負賃銀制の下に於ける労働即ち請負労働と稱せられるものがそれである。請負賃銀は労働そのものに對してではなく、労働の結果に對する支拂として表面に表はれて来る。故に形式的に見れば請負賃銀制の下に於ける労働者は、一個の請負者であるかの觀を呈するが、然し請負賃銀は時間賃銀の一變形であり、請負労働は決して普通の意味に於ける請負事業に等しいものではないのである(「請負賃銀」参照)。

**請負賃銀(ウケオイチェンギン)**

請負賃銀とは労働時間の大小ではなく、生産物の出来上り高如何を標準として支拂はれる賃銀のこと、又出来高拂ひとも云ふ。即ち時間賃銀が労働力の消費分量に對する代價として支拂はれるに對し、請負賃銀は労働力の消費によつて生じた生産物に對する代價の形式を以つて支拂はれるのである。請負賃銀制は、表而極めて獨立的であり、かゝる制度のもとに於ける賃銀額の多少は、全く生産者の能率如何に懸つてゐるかの觀がある。然し事實上請負賃銀制において賃銀額を決定するものは時間賃銀の場合と等しく労働力一日の價

値と、一日の労働時間の通例の長さである。資本制企業においては、一人の労働者が平均的熟練及び平均的労働能率を以つて、一日幾許の生産物を造り得るか云ふ事は、容易に知ることが出来る。若し労働時間を十二時間とし、労働者一人の一日平均生産高は或る生産物十二個で、此の場合労働力一日の價値が二圓四十錢であると假定すれば、資本家は一時間二十錢の價値を以つて労働力を買ひ入れる事も出来れば、生産物一個十錢の相場を以つて労働力を買ひ入れる事も出来るのである。故に若し労働生産力が増進して、從來三分の労働を要した生産物を僅か十五分で造り得るに至れば、資本家は最早や其の生産物一個に對して五錢宛しか支拂はない事となるのである。

請負賃銀制のもとにおいて、労働者はその一日計算なり一週計算なりの賃銀額を多からしめる爲め、出来る丈け長時間の労働に服し、且つ精一杯の根をつめる事になる。かくの如き過勞は、彼等の身體の破滅を招く計りでなく、また其の労働力の價値を引き下げることにもなるのである。即ち彼等が非常に多量の生産物を造出す事になると、一個に對する賃銀は次第に縮められるからである。更に此

の請負賃銀制は、労働者と資本家との間に仲介人の介在を可能ならしめる。そして此等の仲介人は資本家が労働者に支拂ふ賃銀中の幾分を搾取して、其の生活を支へることとなるのである。請負賃銀制は又労働者の組織的團結と一致的行動とを妨げることになる。それは此の組織が労働者相互の間に競争を生ぜしめることと、自由獨立の労働に従事しつつあるが如き外觀を呈すること、屢々家内労働に於て見らるゝが如き労働者相互の孤立を生むこととに依るのである。

労働者にとつて極めて不自然なる請負賃銀制は、反對に資本家の爲めは甚だ利益である。請負賃銀制の下においては、外部的刺戟を待つまでもなく、労働者が自己の利益の爲めに毎労働時間出来る限り多量の生産を爲すことを、資本家は十分に期待し得る。そののみならず、労働者が平均的品質の生産物を供給したか何うかと云ふ事を、資本家は時間賃銀の場合よりも一層容易に監視する事が出来る。此の際若し生産物に何等かの缺點が発見されれば、資本家は全體の賃銀の引下を行ふなり缺點ある生産物に對する賃銀の支拂を拒絶するなりすることが可能である。故に請負賃銀制に於いては、労働者に對する監督の大部分

は不要となり、監督に要する勞力及び經費を節約し得る。更に或種の産業部門における請負賃銀制は、労働者の家内労働を可能ならしめる。此の場合には多額の設備經營費を節約し、他の場合では固定する管であつた資本を有利に處分する事が出来るのである。

請負賃銀は資本制生産に適した賃銀形式であり、工場手工業時代に入つて始めて大規模に應用されることとなつたものである。ギルド手工業の時代に於いては、未だ此賃銀形式は知られてゐなかつた。而して此の請負賃銀制は、近世大工業の發達期において、労働時間間の延長と労働價値の低減とを齎らす爲めに極めて重要な職分を盡したものである。

**運上(ウンジョウ)**

【意義及び沿革】 運上なる言葉が何時頃から始つたものであるかは明かでない。然し始めは運上即運送の義であつて、課税の意味ではなかつた。課税の一種として運上なる名目も起つたのは、室町幕府時代の末である。徳川幕府時代に入るや、總ての營業に賦課する租税の中等率によつて納付するものを運上と言ひ、定率なく免許を得て營業する爲めに上納するものを冥加と呼ぶに至つた。即ち運上は課税であつたが、冥加は一種の獻金とも言ふ

可きものだつたのである。運上の徴收又は免除増加等に關する事は「運上」が司つてゐたものであつた。運上は幕府下勘定所の一分科であつて、冥加も亦此の科で取扱はれてゐた。運上なる名目は、明治に至るまで繼續されてゐたが明治五年からは運上・冥加等の名目は廢せられ、何々税、何々免許税等と稱せられることとなつた。

【種類】 運上の種類は頗る多く、且つ諸國に於いてそれ／＼特殊の税目があり、税率の如きも一定してゐなかつた。水車運上・市場運上・間屋運上・小漁運上・酒屋運上・鐵砲運上等のごときものは、その中の重なるものもある。

(1) 水車運上とは米穀碾磨の用に供し、生業を營む水車に課税する水車税である。その税率は主として水車の大小を「準」として定められ、營業規模の大小によつても亦多少の異同があつた。(2) 間屋運上は數間屋・魚間屋等諸營業の間屋より納むるものであり、運上高は賣上の多少により異つてゐた。(3) 市場運上は開市町數の長短によつて運上高の多少があり、市の盛衰如何に拘らず年々間斷なく納むることを定法とするものであつた。(4) 小漁運上とは鰹鮓等の漁獲に課するものであつ

た。江戸時代には漁業税法も略定り、鰹鮓漁を大漁とし、鮓漁を小漁としてゐたのであるが、前者には一分を課し、後者には運上を課してゐた。(5) 酒屋運上とは酒税である。徳川時代以前の酒税は主として隨時に賦課するものであつたが、元祿年間に至つてからは一般運上として、年々定納せしむることになつたのである。(6) 鐵砲運上とは山獵税のことである。銃には二種の區別があり、生業の爲めにするものを獵銃と云ひ、猪鹿等を驅逐する爲めにするものを威銃と云つてゐた。此の二種は何れも課税されるものであつた。獵銃の税は威銃のそれよりも重かつた。蓋し威銃にまで課税したのは、銃器の濫用を防止する目的に出でたものである。

**運用資本(ウンジョウシホ)**

利子を生ずる資本に對し、生産行程に於て直接剩餘價値の産出に使用される資本をマルクスは *funktionelles Kapital* (運用資本又は機能資本) と呼んでゐる。同様に直接生産行程内に資本を放下運用する資本家のことを *funktionsrender Kapitalist* (運用資本家又は機能資本家) と呼んでゐる。即ち運用資本は生産部面の外部に作用する所の金利資本に對立するものであり、運用資本家は金融資本家に對立せ

る産業資本家を意味するものであつて、歴史的に言へば金利資本は運用資本に先行したものである。が併し資本制度に對する實質的價値の上より云へば後者は主、前者は従たる位置に在る。資本制隆昌の初期に於ては、運用資本のみが眞の資本であり、高利(金利)資本の如きは、全く罪惡の權化に過ぎないと見られた程であつた。

運輸(ウツラ)

運輸とは貨物人畜を空間的に移動することであつて、營利經濟の行はれる今日の社會に於ては主として營利を目的とするものである。是に對して貨物の時間的移動を、保管又は保存と云ふが、運輸乃至保管は生産行程に於いて造出された貨物の價値を實現する行程である。然しかゝる貨物の移動は、往々商品の流通行程その者を意味するかの如く考へられてゐる。それは流通を媒介すべき商業が、多くの場合運輸乃至保管を伴ふ爲めである。即ち商業は商品の買入と同時に、商品を輸送したり保存したりしてゐる爲め、これ等の事は商業の構成要素であるかの如く誤認され、ひいては流通行程そのものが此等の事を包括すべきものゝ如く感じられるのである。然し商業とは、貨物を一所有者から他の所有者の手に

移す行程を指すものであり、貨物そのものゝ移動即ち運輸保管を指すのではない。法律的に言へば所有權轉移媒介の營業化したものが即ち商業なのである。所有權の移動は多くの場合運輸を伴ふが、機能上より云へば此兩者は全く別個のものであつて、前者は流通行程即ち非生産面に屬し、後者は生産面に屬する一産業と見做し得るのである。

ウツラ

ウツラ(Usura)は言葉の意味としては、金錢の支拂といふ事で、最初は全くこの意味に使用されたのである。而して時には金錢ばかりでなく、物の使用に對する支拂をも意味した。これが不當法外に高率な利子を取ることを日本では云へば高利貸に當ることを意味する様になつたのは近世に入つてからのことである。今でも高利貸と云へば人非人の様に思はれるのであるが、古代の社會では、これを罪人と認めた。基督が「何を望まざりて貸し與へよ」といつたのは人のよく知る所で、同様な言葉は古代諸人種の間にも發見されるのである。ヘロドタスによると、ペルシア人は凡て買買といふことを否認したといふ。然しそれにも係らず、ウツラは到る處に實際行はれてゐた。希臘及び羅馬ではその爲めに小所有者を

常に役立つものとなつた。かくてウツラが公然認められる時期に到達するのは避け得られないことであつた。英吉利ではエドワード四世(一四六一—一四八三年)の代には未だ利子を取ることは禁じられてゐた。ヘンリ八世(一五〇九—一五四七年)の世には利率を制限するに止つた。然しロック、ヒューム、アダム・スミス、ベンナム等出づるに及んで、いづれも利子取得の正當なることを論じた。殊にベンナムは「利子の禁止は徒らに利率を増進するの結果を生ぜしむるのみである。世人は貸金を必要としてゐる。貸手は借手に便宜を與ふる者であるから、貸手に報酬即ち利子を受取る資格を與ふる事は公平である。禁止が行はれる時は、貸手は危険を理由として高率の利を要求するに至であらう。」と主張した。ブルジョア經濟學者は皆此意見に一致し、商業の自然的發展の上に拘束を加ふる勿れと叫んだのである。かくて今や貨幣貸付は制度の上に認められ、産業上に重要な働きを爲すに至つたのである。マルクスは資本の最も原始的なものは商業資本及びこの貸付資本であつて、近世の資本主義産業起るに及んで、産業資本のために蔽はれてしまつたといつてゐるが、マルクス以後の事實は寧ろ金融資本が優

勢になつたことを示してゐる。

ウクライナ

南西露西亞に介在する小國であつて、謂ゆる小露西亞人を住民とし、九世紀の頃キエフを首都として建設された。大戦後、列強間に立つて數奇な運命に飄弄されたものである。一九一七年十一月露西亞聯合共和國の一聯邦としてウクライナ人民共和國が建設されたが、一九一九年に至り露西亞ウクライナは塊太利ウクライナと合同した。一九二〇年、ソヴィエツト政府が樹立され、一九二一年三月のリガ條約に依つて、露波兩國政府はウクライナの獨立を承認した。これより先、一九一八年二月、露西亞ポリシエヴィスト軍は、ウクライナに侵入して首都を包圍したが、一方獨逸軍も同一の侵入を敢行した。一九一九年ウクライナ軍は波蘭出征を企て、九月にはデニキン軍と聯合して露國ポリシエヴィストを首都から驅逐した。しかるにやがて、ウクライナ政府は反ポリシエヴィストとの提携を斷つて、ウランゲルの下にデニキン軍と戰鬥を交ふるに至つた。ウクライナ共和國は、裏海とルーマニア及波蘭との間に介在する全領土(ドンコサック領を除く)を要求するものであ

ウルスター

つて、其地積は五十萬平方哩に及び、總人口四千六百萬に上つてゐる。愛蘭北部の四州を包括し、地積八千六百三十三平方哩、人口百五十八萬一千六百九十六、その過半は加特立教徒である。加特立教徒は多く愛蘭人で、他は新教を信する蘇格蘭及び愛蘭移民であるため、兩者の間に軋轢が絶えない。新教徒は愛蘭の自治獨立に反對して飽くまで大英國との結合を主張し、グラッドストーンの自治案に對抗して英國政界にユニオニスト派を生ぜしむるに至つた(一八八五年)一九二二年アスキスの自治案が議會に提出された際にも、彼等は擧つてこれに反對した。一九二一年十二月、愛蘭の自治は認められるに至つたが、ウルスター地方は自治外に立つる自由選擇を保留されてゐる。

大所有者の勢力下に置き貧民を文字通りの奴隷とすることを生じて、終には金權政治を出現するに至つた。アリストテレスはウツラを賣淫と同格に見た。プラトンも亦金錢が金錢を生むことは最も不自然なこととして之を排斥した。カトーは「ウツラを何う思ふ」と問はれた時「足下は人殺を何う思ふ」と答へた。希臘羅馬ではウツラを禁ずることが無効に終り、事實上一般に行はれてゐた。チャーチ

ファーザー(聖父)のウツラに反對せる事は猛烈であつた。教法會議が開かれる毎にウツラ禁止が議決された。然しウツラは益盛となり宗法の下に於てさへも、例外に例外を重ねて公許の状態を馴致するに至つた。されど原則としては未だ一般に認められなかつた。殊に新教はその最初期に當つて烈しくウツラを責め、高利貸の家を惡魔の家と呼ぶ様な状態であつたので、從來大分ウツラを認める傾向を示して來た加特立教も、反動的にウツラ攻撃に方向を變へた。然るに時世が進み、商業上の資本が發達し、貨幣を要すること益々多くなり、金利を支拂つて借入れる金錢は、従前の如く貧民の急場凌ぎの爲めとか、放蕩者の奢侈の爲めとかの目的で借入れられたのといふに意義を異にし來り、それは生産の上に非

# V

## ヴァイアン(エドワール)

ヴァイアン(Vaillant Edourd)は佛蘭西の社会主義者である。一八四〇年ウキエルズンに生れ巴里に於て工学及び醫學を學び、後ハイデルベルヒ、チュービンゲン、維納等に轉々と學を迫つた。一八七〇年巴里に歸り巴里コム・ミューンの重要な地位につき、文部大臣に就任した。幾許もなくしてコム・ミューン崩壊するや倫敦に亡命し、インターナショナルの一般委員の一員となつた。一八七二年ヘーグ會議に參列し、同年ゲル裁判に於て死刑を宣告せられた。一八八〇年の大赦後巴里に歸り、一八八四年市會に選出せられ、此處で堂々と常備軍縮小を説き、公益事業の國家的管理を叫び、諸種の社会主義的方策を力説した。彼は急進的共和黨員の臨機應變主義を攻撃した。屢々社会主義者として議會に選ばれ、一九一五年十二月十九日死す。

## ヴァンダーヴェルド(エミール)

エミール・ヴァンダーヴェルド(Emile Vanderveld)は白耳義の社会主義政治家である。一八六六年イックセルに生れ、長じてブラッセル大學に學び、法律及び社会学の學位を得た。彼は後に自ら社会主義を標榜して學生社会主義者團を組織し、又社会主義禁酒同盟を設立し、國際社会主義事務局の一員となつた。後その議長となり、第二インターナショナルの大立物となつた。一八九四年シアルロア選出の代議士となり、その雄辯に依つて忽ち政界に名聲を馳せ、一九〇〇年再選せられるや、議會内に於ける社会黨の首領として活躍した。一九一四年三度び議會に列した。時宛も歐洲大戰が勃發した。彼及び一味の同志は、獨逸の軍國主義に反抗して、歐洲の政治的自由を防衛すとの理由の下に、宣言書を發して社会主義者の參戰を決議した。佛蘭西の社会主義者も亦是れに倣ひ、第二インターナショナルは、パーゼルの革命的決議に背反する行動を採ることとなつた。ヴァンデルヴェルドは直ちに戰時内閣を組織し自らは首班となつた。彼及びその同志が頻に社会主義者としての參戰を論辯するに拘はらず、彼等の行動は、正統派マルキシズムを裏切る所の變前漢と見做された。一九二二年四月の第二、第三インターナショナルの會合に於ても、彼はラテック等の爲に此點を痛撃されたのである。

## ヴェルサイユ條約

大戰の結果、英、佛、伊、日、白、希以下二十六ヶ國と獨逸との間に締結された條約。一九一九年六月二十八日調印、一九二〇年一月十日批准、同日を以つて效力を認められた。聯合國側では、支那は調印を拒み、亞米利加合衆は中途退却した。獨逸は聯合國側の最後の通牒を受けて、漸く之れを承認するといふ有様であつた。最初の二十六ヶ條を以つて國際聯盟を確立し、領土の變更を規定した。獨逸はアルサス・ローレーンを佛國に、ポーゼン及び西部プロイセンを波蘭に讓渡し、更に波蘭の要求せる東プロイセン及上部シュレージン、丁株の要求せるシュレスウヰグ、白耳義の要求せるマルメディ及オイベン割讓については、人民投票を以つて決することとした。この投票の結果、獨逸は東プロイセンの全部と、上部シュレージンの大部分と、シュレスウヰグの一部とを保有し、メーメル、ザール流域の炭田地、ダンチヒ港を聯合國に讓渡して、ほかに植民地の全部を失ふこととなつた。その喪失地積二萬七千方哩(人口七百萬)。埃太利、波蘭及チェコ・スロヴァキア三國の獨立を承認し、條約履行の擔保として

聯合國は十五ヶ年に互りライン西部の獨領に駐軍を續けることとなつた。ライン東部地方三十一哩、及ライン西部全體に互つて、獨逸は一切の兵備を禁ぜられ、潜水艇、航空軍備の所有及びタンク、毒瓦斯等の製造を禁じられ、徵兵制の廢止、參謀部の解散を強制され兵員は十萬を超ゆることを許されず、小艦六艘、輕裝巡洋艦六艘、驅逐艦十二艘、水雷艇十二艘を除く以外、一切の艦隊は沒收されることとなつた。

## ヴィヴィアニ(ルネ)

ヴィヴィアニ(René Viviani)は一八六三年佛領北亞弗利加に生れ、若くして社会黨と關係し、最も光彩ある卓越した指導者たる位置に立つた。然るに一九〇四年社会黨が更めて聯合社会黨に組織せられた時、彼はブリアン等と共に閣外に止まつて自ら獨立社会主義者と稱してゐた。彼の議會的閱歷は一八九三年巴里市第五區選出の代議士になつたことから始まる。一九〇二年迄その職に當つたが、再選に失敗して四年後更に議席に列なるを得た。此年彼が一躍クレマンソー内閣に入つて勞働大臣の印綬を帯ぶるに及び、先年其味方であつた或は僚友であつた社会主義者を最も無遠慮に壓迫し、同志の極度なる憤激を買ひ、

間接に佛蘭西に於けるサンチカリズムの運動を促進した。後ドールメルジュ内閣に於ては文部大臣となつた。一九一四年、歐洲大戰勃發の惧あり、時運の急に應ずべき黨魁の首班を求むるの必要に迫られ、ヴィヴィアニは遂に議會に於ける信任投票の大多數を得て、七月大統領ポアンカレの名に於て首相に任命せられた。その主要なる功績は、三年兵役令の支持及び軍事的準備の爲にする十八億佛の公債の募集であると云はれてゐる。獨逸との開戦後、彼は戰時の故を以て、八月再び内閣を組織し、約一年以上首相の位置に在つたが、一九一五年ブリアンに首相の椅子を讓つて司法大臣の職に止まつた。大戰後、彼が華府會議に於て大いに佛蘭西軍國主義の爲に氣焰を吐いたことは周知の事實である。

# W

**ワグナー**(アドルフ・ヘンリッヒ・ゴットヒルフ) ワグナー(Adolf Henri Gottlieb Wagner)は一八三五年三月獨逸國エルラゲンに生る。ハイデルベルヒ大學に學び、一八五八年維納の商業大學の教授となり、その後ハンブルヒ、ドルパート、フライブルヒ等の教授となり以つて今日に及んでゐる。彼は獨逸に於ける歴史派經濟學及び講壇社會主義の代表的人物である。而して又獨逸基督教社會主義とも少からぬ因縁を有してゐる。經濟學のうちでは殊に財政學に異彩を放つてゐる。主なる著書は、『財政科學』(全四卷)、『企業利得と労働賃銀』、『社會主義・社會民主主義・講壇及び國家社會主義』等である。

**ワイトリング**(ヴィヘルム・ウェリグ) (Wilhelm Weiling)は一八〇八年獨逸ザクセン國マゲテブルヒに生れ、若くして裁縫職人となり獨逸諸方を放浪したが、後巴里に赴き偶新約全書を讀んで共產主義に想倒しバブーフ、カペー、フリエーを研究し

た。一八四〇年巴里共產同盟より共產主義宣傳の使命を託せられて、白耳義より瑞西に赴き月刊雜誌を發行して宣傳に力めたが、遂に『破戒者の福音』なる著書に依つて筆禍を蒙り禁錮追放の厄に逢ひ、再び普魯西政府の爲に追放され、一八四七年亞米利加に赴いた。而も尙宣傳を怠らず東奔西走したが、一八四八年の革命騒ぎに乗じて、再び伯林に潜入し雜誌を發行し、或は第二インターナショナルに列し、追はれて倫敦に逃れ、後紐育に移り、同地に於て社會民主的新聞を創刊し、ウキスコンシンに共産村を設けて大いに共產主義の爲奮闘したが、一八七四年遂に紐育に客死した。ワイトリングは獨逸に於ける最初の共產主義者であつて、その抱ける思想は結局バブーフ、フリエー流の空想的社會主義に出でないものであつた。

**ワイズマン**(アウグスト) (August Weismann)は獨逸の有名な動物學者である。一八三四年フランクフルト・アム・マインに生れ、初めゲッティングゲンで學を修めたが、一八六三年よりギーゼンでロイカルトに従ひ動物學を研究し、同年フライブルヒ大學の講師となり、後動物學教授となつた。一八八三年フライブルグ大學長とな

り、同年六月其講堂に於て『遺傳論』と題する就任講演をなし、其時以後約十年間に互る歐洲學界の大論戰の火蓋を切つた。著書は『進化論研究』『胚種淘汰論』其他數多い。

**ワイズマン**説(一セツ) ワイズマン説はワイズマンによつて説かれたる生物學上の一説であつて、通常新ダーキン説と呼ばれるところのものである(『新ダーキン説』参照)。ワイズマンはラマルク派の主張する如き生物がその一生の間に獲得したる性質の遺傳されるといふ説を絶対に否認し、又ダーキンの自然淘汰説は器官の使用不使用による變化の原則を無用ならしめるものだとその見解を押し、所謂ワイズマン説なるものを立つるに至つた。即ち彼は一八八三年フライブルヒ大學に於て『遺傳論』なる講演を試み、次いでこれを敷衍して『生と死』なる大講演を公にし遺傳問題に關する彼の所説を發表した。この二講演はワイズマン説の根柢をなすものである。元來この講演は生と死の問題を取扱ふ事を以て目的としたものであつて、彼は諸生物の生殖法を調べ、生物の生殖法を有性と無性に大別した。無性生殖はアミーハの如き單細胞生物が或る程度まで生長すると、自然にその身體が同じ大きさの二個體に分裂し、こ

の分裂した二個體が生長すると、又各々二つに割れて、永久にかく分裂しつゝ發育を續けて行く。この分裂法は實に單純なものであるが、如何なる高等生物と雖、その全身を組成する細胞は矢張りそれ／＼この分裂方法に従つて増大して行くのである。従つてかくの如き生物にあつては、自然の死といふものがなく、分裂した二個體は全く同一なるものであるが故に、老若大小の差異がない事を指摘した。然るに多細胞生物に於ては、その生殖は細胞分裂によつて行はれるが、各細胞には其生物個體の全身を生殖する力がない。多細胞生物の細胞は分化して、生殖細胞(卵もしくは精子)と身體細胞との二部類を成し、單細胞生物の不死性は有性生殖細胞にのみ傳はり、身體細胞は死を免れる事は出来ないものである。然るに多細胞生物個體の全身の大部分はその身體細胞から成立してゐるので、個體そのものもまた死を免れぬこととなるといふ。つまりワイズマンによれば、高等生物の全身は身體細胞と生殖細胞の二部類から成立し生殖細胞は胚種原質を以て充たされた電池の如きもので、雄性の生殖細胞に含まれるこの原質の一小部分が、雌性のそれと混一合體して茲に新個體が造られる。然しその合體し

た雌雄胚種原質の全部が新個體の身體組織に消費されるのではなく、その一部は新個體の生殖細胞内に含蓋されて、新にその生殖作用を掌ることとなる。かくてワイズマンによれば、生物の胚種原質は子々孫々永續して中斷する時がないといふことになる。これ胚種原質繼續説と稱するものである。彼はこの假定に基き、遺傳はただ胚種原質によつてのみ行はれるもので、従つて身體細胞に生じたる變化は絶対に遺傳せざること力説した。これが新舊ラマルク派の相違である。『新ラマルク説』(参照)。彼の見解は又、ダーキンの全身生殖の遺傳論(即ち生物の身體細胞はいづれも微細なる副細胞を派生し、それらの副細胞は或る微妙なる作用によつて、その生物の生殖器内に集中し包蓄されるものであつて、遺傳とはこの包蓄された細胞によつて行はれるといふ説)とも一致しないのである。

**ワレーズ**(アルフレッド・ワレーズ) (Alfred Russel Wallace)は一八二三年英蘭に生れ、十四歳より二十一歳に至るまで、兄と共に土地測量及び建築を學んだ。一八四八年アマゾン河流域に赴き、一八五二年に至るまで自然科學の研究に没頭した。一八五二年地中海で火

災の爲めに乗船が難破したので國に歸り、其後の二ヶ年を自己の経験せる冒険と發見とを著書とする爲めに費した。一八五四年より六年に至る間、モロッコ、ポルネオ、ニューギアナ等の諸地を旅行し、數多の鳥類や昆蟲を蒐集して國に歸り、多年にわたつて科學上及び歴史上の深奥なる研究に従ひ、一八九〇年頃より社會主義思想を抱くに至つた。著書には『土地國有論』『アマゾン及びリオ・ネグロ旅行』『驚異的世紀』其他自然科學に關するものが多數ある。

**ワレーズ**(グレヘム) (Graham Wallace)は一八五八年宗教家の子として、英國ダーラム州のサンダーランドに生れた。一九七一年より七七年に至る間、ミューズベリー學校に學び一八七七年より八一年に至る間オックスフォードの宗敎學校で古典學を修め一八八一年より九〇年に至るまで古典學の教授を勤めた。彼は一八八六年より一八九〇年に至るまで倫敦フェビアン協會の會員であつた。一八九〇年に至るまでロンドン専門學會議の代議員であつた。一八九六年より倫敦經濟學校の講師となり『國民自由俱樂部』の會員となつた。著書には『フランス・ブレースの生涯』其他

がある。

ワシントン(ブッカー)

ワシントン(Boker T. Washington)は米國ダージニア州に生れた。生年月日は不詳である。一八五七年頃ハンプトン學校を卒業し、一八九六年ハーヴァード大學を卒業して法學士となり、一九〇一年ダートマス大學を卒業した。彼の最大事業は、一八九一年にアラバ州のタスケギーに、黒人の爲めの學校を設立したことで、一八九三年には『タスケギー黒人協議會』を創設した。一九〇〇年、黒人の企業を振興する目的を以つて『國民的黒人企業同盟』(ナショナル・ニグロ・ビジネス・リーグ)を創立した。著書には『亞米利加黒人の將來』其他がある。

ワシントン(ジョージ)

ジョージ・ワシントン(George Washington)は一七三二年當時英領植民地であつた北米ダージニア州ウェストモアランドに於てオーガستن・ワシントンの後妻の第一子として生れた。彼の幼時に就ては餘り知られてゐないが通常の植民地生活を送つてゐたらしい。二十二歳の時英國政府の爲にカナダの佛蘭西軍と戦ひ功によつて大佐に補せられて退役した。次いで北米が英本國と争ふに及び彼はダ

ージニア選出議員として植民地聯合軍の爲に活躍し、翌年民軍の司令官となつて英軍と北米各地に轉戦し、英本國をしてヴェルサイユ條約を締結し北米の獨立を承認するの止むなきに至らした。ワシントンは直ちに退いてラントヴァーノンに起臥したが、獨立政府確定するや、彼は衆望を負うて北米合衆國最初の大統領に就任した。一七九三年再選せられ益々内治外交に力め名聲世界に擴まつた。國民から國父と稱へられた。任滿ちて退き後二年を経て歿した。時に一七九九年である。

ワット(ゼームス)

ゼームス・ワット(James Watt)は英國の機業學者である。一七三六年スコットランドのグリノーックに生れ、幼時多病で學校にも入らなかつたが讀書數學は最も好む所であつた。殊に器具機械製造に特殊の興味を持つてゐた。十八歳にしてグラスゴーに赴き器械商の徒弟となり、のちロンドンに赴いて同業に従つたが、一七五六年グラスゴーに歸り機械師となり、又土木技師ともなつた。一七五九年以來、蒸汽機關の研究に没頭し、凝結機を備へたる機關の發明より、進んでバルトンと協力し、一七七四年遂に近世的蒸汽機關を發明完成し産業界に大革命を興へた。又太陽及

遊星聯動機、平行裝置を發明し、遠心力應用の調整機、水量計・氣壓計等を發明した。騰寫器螺旋推進器・彫刻複製器等も彼の發明したものである。一七八四年その功に依つてエディンバラ王立學會員となり、一七八五年ロンドンの王立學會員に擧げられ、一八〇六年グラスゴー大學よりL.L.D.の學位を受け、パーミンガムに銅像が建立せられ、ウェストミンスター寺院に國民記念碑を建設せられこれにペリアムが頌辭を書いた。一八一一年にスターフォード州ヒースフィールドで死んだ。

ウエップ(ビートル)

シドニーウエップの妻ビートル・ウエップ(Beatrice Webb)は一八五八年、加泰陀鐵道會社及び其他の會社の重役たりしリチャードボターの娘として生れ、夙にスペンサーの學徒となり、東倫敦、及びランカシャーに於て勞働階級の生活を研究し、一八八五年チャールス・ブリスと協同して社會問題を研究し、ドック業・裁縫及狗太人社會に關する論文を雜誌『人民の生活と勞働』に寄稿し、一八八八年苦汗制度に關する彼女の經驗を貴族院苦汗制度委員會に提出した。一八九一年『英國消費組合運動』を公にし一八九二年シドニー・ウエップと結婚した。一九〇六年貧民法王室

委員會の一員となつた。良人と共同して『職工組合史』『産業民主主義』『近世産業の諸問題』其他を著した。

ウエップ(シドニー)

シドニー・ウエップ(Sidney Webb)は一八五九年倫敦に生れた。瑞西及獨逸に學を修め、一八七八年母國に歸つて官吏となり、陸軍省大藏省・植民省と轉々して、一八八一年遂に官界を退いた。其後倫敦大學に學び法學士の學位を得、一八八五年辯護士となり、續いて同大學の經濟學教授となつた。其頃から彼は漸く社會主義を信奉するに至り、ショーヤ其他の人々と共にフェビアン協會を組織した。一九〇〇年以後、改造後のロンドン大學財政學教授となり、同大學の經濟學及び政治學科の長となつた。一九〇二年ロンドン府會議員に選ばれ、同府廳の専門教育局長となつた。又一九〇三年より其翌年に亘り、職工組合法起草委員會の一員となつた。一九二四年マクドナルドの勞働黨内閣に入り、商務院總裁となる。彼は前年日本に渡來した事もある。然し其當時は彼が有名な社會主義者であり、フェビアン協會の頭目であるといふことは日本では餘り知られて居なかつた。彼の著書は澤山あるが、就中『職工組合史』『勞働組合運動

史』と題して、山川荒畑兩氏の邦譯あり)は有名で、外に『産業民主制度』『近代産業の諸問題』『英國の社會主義』『八時間勞働法』等は主要のものとして擧げられる。

ウエルズ(ハーバート・ジョージ)

ウエルズ(Herbert George Wells)は英國の小説家にして社會學者である。一八六六年ケント州ブroomリーに生れた。ミッドハースト・グランマースクール及びローヤルカレッジ・オブ・サイエンスに於て物理學化學天文学動物學生物學を學び後倫敦大學を一番で卒業した。彼の始めて文壇に出たのは一八九三年ポール・メーブル・ガセットの爲に評論を書いたに始まる。次いでネーチュア・アンド・サターデー・レビューの爲に筆を執つたが、彼の空想的なる航時機(タイム・マシン)以後は専ら小説に輕妙なる筆を染め、これに依つてその蘊著する所の科學的専門的創見を縱横に驅使し一流の政治社會觀を吐露した。従つて彼は單に小説家たるに止まらず、彼の見解は常に社會學的考察として寄與する所が少なくない。『先見』の如き其の好例である。『未來の發見』『神様の食物』『製作中の人類』『近世思想郷』『舊社會に代る新社會』等に於ては益々彼の非凡なる社會主義的理論が展開せられてゐる。

然し此の間に彼の小説家としての地位も次第に高まり、今日に至るまで英國文壇に一流の地位を占めてゐる。近來の評論としては、『日蔭のロシア』(ルシア・イン・ザ・シャドウ)が注目を惹いてゐる。

ウエルソン(ウッドロー)

ウエルソン(Woodrow Wilson)は米國ダージニア州スタウントンに生る。民法學者として又民主黨の驍將として、夙に有名であつた。一九一一年ニュージャージー州の知事となり翌年大統領となつた。關稅所得稅制の改正を行ひ、金融制度を刷新し、外には人道的外交を主張し、一九一四年歐洲大戰起るや、一度嚴正中立を聲明したが、一九一六年大統領再任後聯合國に加擔して對獨宣戰を布告するに至つた。大資本國たる合衆國の聯合國側加擔は獨逸の没落を早め、一九一八年彼によつて高唱せられた十四ヶ條を基礎として、同年十一月聯合國對獨逸休戰の條約が締結せられた。ウエルソンは又學問に優れ、神學博士の稱號を有し、嘗てプリンストン大學の總長を勤め著書としては『アメリカ人民の歴史』が有名である。一九二四年一月死去す。

ウワード(レスター・フランク)

ウワード(Lester Frank Ward)は地質學、古

生物學・社會學に造詣深き亞米利加の學者である。一八四一年イリノイス州に生れたが、その幼時は不明である。南北戦争に従軍後當時のコロンビア大學(今のワシントン大學)を卒業、二年後に同大學の法律科を卒へた。合衆國の大蔵省に七年間勤務した後、合衆國地質研究會の助手となり、更に同會の古生物學者として働いた。彼は夙に進化的現象に興味を有し、就中社會の進化に關しては深甚の興味を持つてゐた。哲學的基礎としてはスペンサーの體系を採り入れ、主張の展開に力めたが、スペンサーの社會政策の根柢たる自由放任主義的結論には極力反對してゐた。一八八三年彼は、廣汎なる大冊『動的社會學』を公にして人類の意識的方法に依る社會進化の可能性を述べ、併せて宇宙哲學大系の概説をなした。又凡ゆる社會現象の地理的特徴及び知性の卓越を『文明の地理的要素』の中に説述した。彼の社會學的理論は『純正社會學』及び『應用社會學』に纏めて述べられてゐる。彼の最後の大作は『宇宙瞥見』であつた。一九〇三年亞米利加社會學會の設立せらるるや、擧げられて最初の會長となり、同年更に萬國社會學會長に推薦せられ、一三年四月七十一歳を以て逝いた。彼れの名著『純正社會學』は最

近石川功に依つて邦譯された。

**ウァーリング**(ウヰリアム・イ)

ウァーリング(Wm. English Walling)は亞米利加の社會主義者である。一八七七年ケンタッキー州ルイスビルに生れ、一八九七年シカゴ友大學を卒へ、一九〇〇年より二年間、イリノイスの工場監督を勤めた。一九〇二年より五年間、紐育の植民大學に留りその後有名人種振興國民協會の幹部となり、インターカレヂアル社會主義者協會委員會の一員となり、ニューレヴェュー誌の監修者となり、マッセ誌の寄稿家となつた。ほかに種々なる社會主義關係の新聞雜誌にも寄書してゐる。著書の主なるものには『現今の社會主義』『社會主義者と戦争』『在るが儘の社會主義』『進歩主義及其後』等がある。

**ウァルフ**(ヘンリー・ウヰリアム)

ウァルフ(Henry William Wolf)は一八四〇年英國のリーズに生れ、初め私立學校で學んだのち、ボン及びハイデルベルヒ大學に入り數年間修學した。その後歐大陸の到る處を巡つて學業の完成と社會問題産業問題の研究とに資する所があつた。英國に歸つてから國際消費組合運動に参加して重要な貢獻を爲し、一八九四年遂に『國際消費聯盟』の創立

を見るに至つた。同盟は其後二十數ヶ國の消費組合を包含するに至つた。

**Y**

**野蠻**(ヤバン)

野蠻とは人類の原始的狀態にあるものを指すのである。モルガンの分類によれば、人類發達の階段は野蠻(Wildheit)未開(Barbare)文明(Civilisation)の三大期に分れる。野蠻期は更に第一期、第二期、第三期に分れる。野蠻の第一期は、人類の幼年時代である。この時代には人類は時々樹上生活を営んだ。かくする事によつてのみ、猛獸の襲撃を避け生存を全うし得たのである。彼等は熱帯又は亞熱帯の森林地方に住み草木の根と實とを食糧とした。明晰に言語を發することはこの時代から初まるのである。この状態は數千年の長期間繼續したと想像されるのであるが、人類の歴史時代が初まつてからは、何處にかゝる人類は發見されない。直接の事實によつて論證することは出来ないが、人類が獸類から發達したものとすれば、この想像は略々確實とせられなければならない。

野蠻第二期に入つて人類は魚類・蟹・貝その他

の水棲動物をも含む)を食料とし、火を使用し初める。火の發見によつて人類は氣候に抵抗し、地形より獨立することが出来るやうになる。河流と海岸とを傳はつて、野蠻的生活をなしつつ、地球上の大部分に散布されるやうになる。最初の武器たる棍棒や投槍の發明と共に野獸が食糧となつた。しかし専ら野蠻のみで生活した民族は皆て存在しなかつた。狩獵の獲物は不確實なるが故である。間斷なき食糧不安の結果としてこの段階には食人族が現はれた。オーストラリア人やポリネシア人は、今日まだ野蠻の第二期に在る。

野蠻の第三期に於ては人類は弓箭を使用する。これによつて野獸は常規的の食物となり狩獵を主とする種族が生ずる。弓箭の發明と同時に樹皮の纖維を材料とし、指先で織物を作る事や、樹皮や蘆で籠を編むことや、石器を作る事が發明され、獨木舟や、家屋を作る爲めの木材や板などを生産する。而して幾分か村落へ定着することが行はれ初めた。アメリカ北西部インヂアン人はこの段階に屬するものである。

**ヤング**(アーサー)

アーサー・ヤング(Arthur Young)は有名な英國の農學者であり、著述家である。彼は

一七四一年九月倫敦に生れた。十八歳前にして既に四篇の小説と若干の政治に關する小冊を書いたと云はれてゐるが、餘り大した價値はないものと思はれてゐる。一七六二年彼は農業を初めた。農事の傍ら田園に關する研究をもなし、これを以つて彼の生涯の事業とした。彼の個人的經驗に基く農業に關する著述の價値及び量は、優に彼をして英國に於ける農業著述家の先頭に立たしめるものである。彼の『佛蘭西紀行』は、獨り佛蘭西の農業を描けるのみならず佛蘭西大革命前の同國狀態を傳へたものであつて、フランスの農業及大革命の研究の爲には、缺くべからざる文獻と稱せられてゐる。彼は英國農業局の秘書となり世界の主要なる科學會の名譽會員ともなつた。著書で有名なものは、前記の外『農業年報』『イングランド及ウェールズ旅行』等である。一八二〇年死す。

**欲望**(ヨクボー)

欲望とは人の衝動を満足せしむる目的の觀念と、衝動そのものと、及衝動より生ずる感情との合成である。欲望の根柢にはあらゆる才能及び慣習を存してゐる。かゝる本能及び習慣が基礎となつて衝動を生じ、この衝動に伴ふ感情が知的要素たる目的の觀念と結合する

ところに欲望が生ずるのである。欲望の性質は以上の如くである。而して社會に於ける活動はすべて個人の活動であつて、個人の活動はすべてその有する欲望により生ずるものであるから、社會の一切の活動の原動力は欲望であると云ふことが出来る。欲望をもつて社會活動の原動力とする説は、米國社會學のウィードが社會力の名の下に唱へ出して以來、一般の認むる所となつたのである。欲望の種類に關する説は頗る多様であるが、今妥當と認められるものに就き略述を試みる。發生的順序より欲望は三つに分れる。第一次的のものは全く個體を中心とするものであつて、性的・經濟的・防衛的等の欲望がこれに含まれる。第二次的のものは種族及社會的の保存を目的とするものである。以上二者は社會生活より生ずるものではなく、反對に社會生活を作り上げるものである。第三次的のものは文化的・優勝的の欲望を含むものであつて、社會をして複雑なる體制を有せしめ、ひいては個人の生活の内容を無限に豊富にするものであつて、その發生は既存の社會生活に依つたものであり、社會の所産として生じ来たものである。以上の欲望を對象の上から觀察すると三つに分つことが出来る。一は外界

の自然又は異性を支配獨占せんとする欲望及び外界の自然又は同胞の侵害に對して防衛行動に出でんとする欲望を含む所の物的欲望である。二は、知識・道德的信念・藝術上の趣味等自ら保持し享樂せんとする文化的欲望である。三は以上兩者の何れにも屬せざる對象によつて満足せられる欲望であつて、血族の個人と相親しみ、又は同類のものと同交驢せんとし、若くは何等か勝れたる技能を有し之を同胞の間に行使しようと云ふが如き欲望を含むものである。この欲望を社會的の欲望と稱する。欲望を満足する程度の上より見ると、



養老保險(ヨーロッパ)

養老保險は生命保險の一種で、被保險者が契

約後一定年限内に死亡した時には、契約保險金の支拂を爲し、若しその期間後にも生存してゐる場合には、死亡の場合と同様に保險金の支拂を爲すのである。即ち一定の期限以上に生存する事によつて保險金を支拂ふ生存保險と、普通の死亡保險とが行はれるものであるから、これはまた混合保險とも呼ばれてゐる。

此保險は一八三九年、英國のブリッチュ・エンパイア生命保險會社が行つたのを最初とし、爾來諸國を通じて盛に行はれるに至つたもので、今日では死亡保險會社の、殆んど大部分に於いて營まれてゐる。

輿論(ヨロソ)

輿論なる文字は一般に使用するところであるが、政治學上に於いてはこれを英語の Public opinion の義に従ひ、公議輿論といふが普通である。元來輿論なるものは一の政治心理學上の問題であつて、これをその立場によつて解説する時は、頗る廣汎且つ多岐に涉らざるを得ないものである。然し簡単にいへば國家機關・政黨政派、及び一般政治家を圍繞するところの民政的勢力である。尙ほ簡明にいへば一定の政治問題に關する一般國民公同の意見なりといふを得る。輿論は一定の政治問題を

以てその對象とする。例へば或る國と戦ふべきか否か、親しむべきか否か、或る政策を變更すべきか否か、維持すべきか否か、或る處分は正當なるか否か等の問題が起されて、始めて輿論の發動を見るのである。然し、輿論はただ漠然たる意見に對して或る判断を加ふるのみであつて、精密嚴格なることを必要としない。例へば憲法を制定するか否か、或ひは修正すべきか否かといふことは輿論の範圍に屬し得るものであるが、その編章條項の如何は、決して輿論の問題となるものではない。斯く輿論なるものは、國民の全部が一定の政治問題に對してその意思を表示することはあり得ないが故に、新聞・雜誌・その他の刊行物に現はるところの思潮、もしくは、公會・演說會等の論調を綜合し、通觀し、これによつて、國民一般の意思の存するところを推測推定し、大體をとり、一定時期の社會的意向を抽出することに依つて與へられるのである。

輿論はこの意味に於て、政治社會に於ける自然的發生物である。故に國家機關又は法律によつて作製し得べきものではないが、今日の立憲國は、皆その憲法を以て、議論集會・出版の自由を保證して、輿論のためにその道を

排他的と連帶的とに分れる。性慾・經濟的の欲望、支配的の如き獨占によつて満足せらる性質の欲望は、自ら排他的ならざるを得ない。これに反して、智的・道德的・藝術的・宗教的等の欲望を含む文化欲望、及び外部よりの侵害に對する防衛の欲望の如きは、自他の連帶によつて満足を生ずるものである。猶また排除せんとするにもあらず、享有せんとするにもあらず、たと接觸交通を保つことによつて満足する欲望がある。血族的・群居的なる欲望がこれである。最後に發生的見地から概括的に配列すれば左の如くなる。

開き、その發達を助成せんことを期してゐる。然しながら、輿論は必らずしもかかる無形の空氣を捕捉することはかりでなく、憲法又は法律を以て、直接これに觸れる方法も設けられてゐる。レフェレンダムの如きはその一例である。又輿論を政治心理より見れば、多數民衆の意見の一致、即ち人間の宣傳性と模倣性との產物である。故に煽動家・野心家デマゴグ等のために乗せられ、單なるモツプのため致される事が屢ある。故に輿論とは異論なりとの皮肉な定義もある如く、動もすれば完全なる公義となし得ない場合もあり得るが、何れにもせよ、時代の傾向なり、人心の歸趨なり、思想の潮流なりは、この無形の輿論を以て大體を測定するの外はないのである。立憲政治とはかかる輿論の正鵠を判じ、その要求を實際施設の上に反映せしめんとするものに外ならぬが故に、輿論との間に重大なる關係あることを知らねばならない。民の聲は神の聲なりといふが如きは這般の消息を傳ふるものと解される。

豫算(ヨサン)

【意義】豫算とは國家その他公共團體の財政を調節する爲め、一定期間の歳出入を豫測査定する所の一覽表であるが、煩雜を防ぐ爲め



茲には専ら國家の豫算に就て述べる。豫算は國家の歳出入の豫測である故、初めから、正確に實算との合致を期する事は不可能であるが、略接近することは必要である。この目的を達する爲めには、豫め財政見込書なるものを作り、近き將來に屬する國家の財政の趨向を確め置き、それに基いて、後に述ぶる如き方法によつて豫算を作成する。財政見込書とは、日露戦後の所謂十年計畫の如きもので、政府はこの見込書により、將來の歳出入變化の模様を察して一定期間の豫算を作成し、又議會はこれによつて、豫算の過大若しくは過小を審議し得るのである。而してこの見込書は事實上政府の政綱をなすものである。見込書の期間は餘りに長期に亘るときは、未來を正確に察知し得ざる人間業としては無責任に陥るものとなり、餘り短きときは豫算と區別する意義がなくなる。豫算の原語は Budget 又は out であるが、此等の語は元來革袋又は錢入れを意味したものである。これが財政上の術語として使用される様になつたのは、英政府で新支出を下院に要求するとき、大蔵大臣が議會終了の際に、經費要求書を革袋より取り出し、これが提出理由を説明したに始まる。

豫算の一期(即ち國家の收支が、何年何月何日に至る間に生じたものは、何年度の計算に屬するかを定める一定期間)を豫算年度即ち會計年度と云ふ。現今文明國では大抵一ヶ年を一會計年度と定めてゐる。然し以前はこれよりも長期に亘るのを通常とした。日本でも日清日露の戦費に對しては、何れも戦役の繼續する期間を一會計年度としたことがある。現今の規定では四月一日より翌年三月三十一日に至る間を一會計年度とする。

【分類】豫算は之を編成の形式と内容との兩面より分類することが出来る。

甲、形式的分類。形式的分類とは豫算の結構の分析解剖である。先づ歳出豫算と歳入豫算とに大別する。更に此歳入歳出が常時的なるか又は一時的なるかに従つて、經常・臨時歳出入豫算に分つ。經常・臨時歳出豫算は各省豫算に分れる。即ち皇室費・外務省所管歳出豫算等と稱するはこれである。但し歳入は大蔵省が之を統轄し、各省大臣は收入管理廳として、其省に屬する歳入を取扱ふに過ぎない。各省の歳出を款・項・目・節の四者に分つ。款・項の二者を國法的科目、即ち議決科目と稱し、目・節の二者を行政科目と云ふ。前者につき議會は各款各項に一々獨立した議決を與へるもので、

政府は彼此流用することが出来ない。然るに後者は政府が自ら項以内で夫々を區分し、更に節を定めるので、行政上の便宜の爲めに存し、議會の拘束を受くるものではない。

以上の骨格より成る豫算には、總豫算・特別豫算・追加豫算がある。總豫算とは、總ての歳出入を纏めて編成したもので、豫算中の豫算たる最も重要なものである。特別豫算は總豫算の外に立つもので、特殊な行政機關若しくは基金に屬するものである。豫算はすべて總豫算中に包含せらるべきを本則とするが、特に法律を以てかゝる例外を設置し得るのである。追加豫算は、豫算の統一總合を確保する制裁であるが、國家財政状態に變遷を來し、又は政府が豫算を議會に提出した後、更に新事項の發生した場合等の應急手段である。然し政府が或計畫をたて、萬一失敗の恐れある場合に、總豫算に對し不評を蒙ることを免れん爲めに、總豫算と切り離して故意に追加豫算を作る如き場合がある。

乙、實質的分類。豫算の實質的分類は、總豫算と純豫算、經常豫算と臨時豫算、永久豫算と一時豫算(即ち議定豫算)等である。

一、總豫算と臨時豫算。總豫算とは總ての歳出入を包含し、一旦出で去り再び入り來るものも

其儘に計上するのである。純豫算とは是に反し、出と入とを決済し、純粹の收入を豫算面に表はすものである。例へば郵便収入年額三億五千萬圓にして、之が年支出は四億萬圓なる時、總豫算では歳入の部に三億五千萬圓を計上し、歳出に四億萬圓なる額を計上するが純豫算では差引五千萬圓の國庫損失即ち歳出を豫算に計上すれば足るのである。

二、經常總算と臨時豫算。經常歳出とは國家が秩序的に發展の爲、多年に亘り年々ほぼ一定の需要を生ずる經費であつて、豫め推測し得るものである。臨時歳出は是に反し、一時的支出であつて、或は豫期し得るもの、豫期し得ざるもの、或は豫測よりも巨額に上るものを包含する。然し乍ら兩者は實際上區分明白ならざる場合が多く、例へば軍艦の建造には勢力維持の爲めにするものと、増加の爲めにするものとあり、前者は補充建造と云ひ年々生ずる勢力の消耗を年々補充するものであるから、豫測し得るのみでなく、年々の支出もほぼ一定し、軍艦のある限り多年に亘つて必要である故、當然經常部に屬すべきものである。是に反して後者は新艦製造と云ふ。時勢の變化に應じて、一時増加を計るものであつて、豫期すべからざるものであるが故に

當然臨時部に屬すべきである。所が日本ではこの兩者を共に臨時部に屬させることとなつてゐる。經常臨時の兩部を分つてゐる國は、大抵以上の方法を採つてゐる。

經常豫算に就ては慎重な注意を拂ふ議會も、臨時豫算については、一時的・偶然的にして永く國民に累を及ぼすものでない云ふ考から、兎角兎諸に協賛を與へる傾がある。政府は之を奇貨として一時的増費の名目の下に多大の負擔を國民に課する事が往々にしてある。

三、永久豫算と一時豫算。これは國法上の區分で、永久豫算とは豫算の一部に對して一回のみ、若しくは多年度に對して一回のみ立法部で協賛を與へるもの、一時豫算とは、年々議會の決議に附するものをいふ。

【編成と議決】豫算の編製は行政官廳で掌るのであつて、先づ最下級行政区より始まり次第に上級官廳に至り、中央官廳たる各省で、その所管を一括して大蔵省に移し、大蔵省は之を纏めて内閣に提出するのである。その時期は、各省より大蔵省に移すのは豫算前年度の五月三十一日迄である。大蔵省は各省歳出入概算書と自省の概算書とを對照調理し、歳出入總概算書を作り、前年度六月卅日迄に内閣に提出し、内閣では前年七月十五日までに

審議決定し、各省大臣は内閣で決定した額の範圍内で各豫算經費要求書を調製し、八月三十一日までに大蔵大臣に提出し、大蔵大臣は之を纏めて歳出入豫算案として内閣に提出する。内閣は勅裁を乞ひ、十二月に召集される議會の初めに提出するのである。各省の歳出概算は、各省自らするが、歳入は凡て大蔵大臣が管掌する。

豫算はかくして、あまたの參考書類と共に議會に提出される。議會は大蔵大臣の豫算演説を聴取したのち本會議を開き、各派の代表者は此所に種々政治上の問題を提出し、議會が最も熱狂するのはこのときである。而して本會議は討議ののち豫算委員會に移す。豫算に關する嚴密の議事はこの委員會で行はれる。通例委員を細分して、豫算の各部分たる大蔵省所管歳出入豫算、海軍省所管歳出入豫算等を分擔せしめる。

この場合は、委員總會で大體の質問を終了し、更に各分科會で研究討議し、採否を決して、委員總會に移し分科會の意見を報告して總會の決議に附する。かくて更に豫算本會議を開き豫算委員長の報告に始つて討議に入り、議決を與へるのである。議決は款及項に就き一行ふのであつて、款及項が一千あれば議決

も一千回行はれる譯である(通例は或部分を分括して議決する)。

幼少年労働者(ヨウシヨウネン)

【概説】幼少年労働者とは成年未満の労働者を指す言葉である。巴里平和條約及び華盛頓第一回國際労働會議の解釋によれば、十四歳以上十八歳までの労働者が少年労働者であり、十四歳未満のものはこれを幼少年労働者と呼ぶ可きものと云ふ。

幼少年労働者の使用は可なり古くから行はれてきたものであるが、それが一般的となり且つ種々恐怖す可き弊害を醸すに至つたのは、十九世紀の初葉に至つて近世的生産制度が確立されてからであつた。この時代には英國を初めとして歐洲全般の産業界では、新生産制度に伴ふ極端なる労働力の濫用が行はれてきたので、幼少年労働者の酷使も亦甚しいものであつた。當時工業の最も發達してゐた英國では、満五歳の幼児をして労働に従事せしめたり、満三歳の幼児を母親の手傳として工場に働かしめたりしてゐたのである。一八六三年に於ても、スタッフフォードシャー州の

製陶所では、七歳の兒童をして毎日十五時間宛の労働に服さしめてゐた事が、議會に於いて報告された。

我國ではかゝる生産制度の輸入が遅い爲め、工場に於ける幼少年労働者の使用は比較的最近の現象であるが、然し古來徒弟制度なるものが行はれてゐた爲め、相當の年齢に達するのと、収入の爲めではなく商業乃至工業の見習の爲めに、商店、手工業親方等の下に小僧として奉公せしむることが行はれてゐた。これは近世工業における幼少年労働者とは甚だ異つたもので、温情的家庭的のものであつたからその弊害も比較的少なかつた。然るに近來は徒弟制度が本質的に全く崩壊し、小僧は單なる使用人に過ぎぬと云ふ傾向になつて來たので、工場に於ける幼少年労働者の數も次第に増加して來たのである。内務省社會局の最近の調査に依ると、全國に於ける幼少年労働者の數は約百三十九萬七千人に及び、その内譯は男七十一萬五千人、女六十八萬二千人であることである。またこれを職業別に見ると、職工が總數の三割一分、僕婢一割五分、下種一割一分、土方人足一割、子守七分、徒弟七分、其他二割九分の割合であると云ふ。

【保護法】幼少年労働者に對する保護が歐洲

に於いて行はれるに至つたのは、一八〇二年に英國で徒弟の労働時間を十二時間と制限する法律が行はれたのを最初とする。その後労働時間制限の運動が盛になるに伴れ幼少年労働者の就業時間も次第に短縮され、英國では一九〇一年の法律で十二歳以下の幼童使用を禁止し、且つ十四歳迄の幼年工は、少年労働者(十四歳乃至十八歳)及び婦人労働者の労働時間の二分の一を限つて就業を許されることとなつた。また此の少年労働者の労働時間は週六十時間を限度とするに至つた。其他瑞西では十四歳以下の兒童を使役する事を禁止し、十六歳までの少年工労働時間を一日十一時間(但し學校授業時間を含む)とした。佛蘭西では十二歳以下の幼少年労働者の使用を禁止し、十六歳までの者には十時間以上の労働を課すことを禁じた。また英國では一八八五年の法令に依つて、十二歳以下の兒童の使用を嚴禁し、少年労働者に對しては八時間以上の労働を許さぬこととし、獨逸では十三歳以下の幼少年を工場に使用することを禁止し、十三歳乃至十四歳のものには六時間、十四歳乃至十六歳の者に對しては十時間を最高労働時間と規定したのである。

我國で幼少年労働者の保護が行はれるに至つ

たのは、大正五年に工場法が實施されてからである。即ち工場法に依れば、『工場法』の項参照)十二歳未満の者の工場使用はこれを嚴禁し(但し業務の簡易なものは十歳以上十二歳迄の幼年を使用し得る除外例がある)十五歳未満の者は労働時間を一日十二時間に限り(但し施行後十五年間は十四時間に延長することを許してゐる)午後十時より午前四時迄の夜業を禁ずることとなつてゐるのである。この法令は極めて不完全なものであるから、政府は大正十年二月以來、工業労働法案を起草し、近くこれが實施を見るに至るであらう。この法案に依れば、工業主は十四歳未満の者を就業せしむることが出來ず、且つ十六歳未満の者は一日八時間、一週四十八時間を超えて就業せしむることが出來なくなるのである。然し此の場合にも除外例として、十二歳以上十四歳以下の尋常小學校卒業者は、これを使用するのを許されるのである。

友愛會(ユナイカイ)

『日本労働總同盟』を見よ。

唯物論(ユイブツロン)

宇宙間に於ける一切の事象は、延長性填充性等を有し且つ運動する所の物質に還元して説明し得べしとなす純正哲學上の見解である。

故にこの學說によれば、萬有の根本的要素は運動する所の物質であつて、普通物質現象とは別種と見做さるゝ意識現象の如きも此物質の運動に過ぎぬものとなるのである。

唯物論が明確な形に表はれたのはデモクリトスの原子論が最初である。デモクリトスの見解によれば、萬有は延長を有し形態の差異はあれども、化學的性質は同様なる小塊即ち原子より成る。而して此の原子は虚空に於て、それ自身の力を以て機械的必然的の運動をする。他より力を賦與されたものでなく、目的又は意匠によつて働くものでもない。原子は若干の重さを有する故に、自ら無限の空間を落下する。而して原子は其重さを異にし、落下速度を異にするが故に途中に於て衝突を起す。此衝突が複合して幾多の旋渦運動を起す。旋渦運動の爲めに重き原子は自ら中央に集り、輕き原子は周圍に集り、かくして幾多の原子の集團を作る。我々の棲息する世界は即ちこの集團の一である。此集團の中に於て相互に類似せる原子は相集りて物體を作る。例へば凸凹不齊若くは鈎形の面を有する原子は酸味又は苦味の物體を作り、平滑の面を有する原子は美味なる物體を作るが如くである。靈魂は最も微細なる最も平滑輕快なる原

子より成る凡ての靈魂原子が故障なく肉體内にあれば靈魂は意識的となる。その中の一定數が肉體を脱する時に睡眠が起り、意識を失ふ。その中の大部分が離れるとき氣絶失神等の現象を起す。全部肉體を離れるとき死を結果すると。

デモクリトスの原子論はエピキロス及びルクレチウスに依つて祖述され、近世哲學史上に於てはガッセンデーによつて祖述された。ストア學派は倫理上宗教上の立場に於てはエピキロスと正反對の傾向を有し乍ら、其學理的の實體論では唯物論をとり、性質・力・事物の關係と稱するものまでも物質なりと唱へたのである。其他ホッブス、ロック、ハートレー等は唯物論を採つた學者である。十七八世紀の佛國は近世に於ける哲學的唯物論の最盛期を示した。獨逸では十八世紀末及十九世紀の初めに唯心論が全盛を極めた反動として、十九世紀の中葉頃唯物論の勃興を見た。晩近の學界に於ては純粹な意味に於ける唯物論は餘り行はれなくなつたが、自然科学の研究が隆盛となり、殊に生物學が進歩した結果として、從來機械的説明の領域外に置かれた生活現象までも機械的な説明を下されるやうになつたので、一般の思想は冥々の裡に唯物

論的色彩に彩られてゐる。  
 ランゲは、カントの認識論によつて物質的の自然は主観を待つて初めて可能なることを明かにした。爾來、唯物論は萬有全體を説明する形而上學説としては到底成立することは出来ないが、自然科学的研究法の原理としては重要な價值があるとされた。蓋し物質界の現象は有機無機を通じて機械的に説明するを得べく、毫も靈魂の如き非物質的の原理を借りて來る必要なしとする唯物論の主張は争ひの餘地がない。自然科学はこの原理を中心として研究を進めねばならぬものであるが、然し宇宙には物質以外に精神の方面がある、この方面は到底運動と物質のみを以てしては説明し能はぬ故に、唯物論は萬有全體を對象とする形而上學上の世界觀とするには足りないといふのである。

**唯物史觀説(ユイブツシカンセツ)**

【概説】唯物史觀(即ち嚴密にいへば經濟史觀説)は、剩餘價值説と共にマルクス主義の根柢をなす基礎學説である。大體マルクスの學説は、經濟學的方面と、社會學的方面と、哲學的方面との三つの領域にわたるものであつて、剩餘價值説がその經濟學的方面、唯物的辯證論がその哲學的方面の特色をなすに比

し、唯物史觀説はその社會學的方面の貢獻とされてゐる。しかしマルクス及びエンゲルスは、ヘーゲル以後哲學は科學にその地位を譲つたといつてゐる如く、その哲學上の立場をなしてゐる唯物論に於いても、これを哲學として見るよりは、寧ろ唯物論を辯證法の進化的思维方法に結びつけたところに、獨創的な發見を認められるのである。即ちマルクス及エンゲルスの唯物論は、哲學上に於ては僅にフォイエルバッハの立場に一步を進むに過ぎなかつたが、これと辯證法と連結して、新に唯物史觀説を創見したところに、その偉大な功績を見出される。かくの如く、唯物史觀の構成分子は、辯證法的な考へ方と、唯物論的な見方であるが故に、デアレクチック(辯證法)の唯物論ともいはれてゐる(『辯證法』『唯物論』参照)。

然らばマルクスは五官の知覺する物質界を以つて唯一の世界なりとする唯物論と、事物に對する進化的思维方法を採る辯證法とを、如何に結合したのであるか。唯物論者は曰く人間社會の進化及び社會制度の進化は、唯心論者(理想主義者)がいふが如く、人の思想の變化した結果でなくその社會に於ける物質的條件の發達した結果である。即ち物質的條件が

社會の眞實の根本であつて、諸種の制度はそれに適應すべく變化して行くのである。人と人との間に於ける善惡正邪の思想にせよ、人と神との間の信仰上の思想にせよ、皆な等しく人間生活の物質的條件の變化に伴つて變化するのである。ティンヤバツタル等の唯物的史學者はかくの如く解釋する。マルクスの唯物史觀もこれと同様である。然し彼は進んで歴史の物質的諸要素を研究した結果、物質的條件のうちでも、ことに經濟的條件が歴史の進化の根本動力をなすことを發見した。これによつて他の唯物的史學者の説明し得ざることを説明し、以て科學的價值を與へられるに至つたのである。ここに唯物史觀の科學的價值と獨創的見解が認められる。

マルクスが物質的諸要素の中から、特に經濟的要素を選んでこれを歴史の進化の根本動力となしたのは、決して單なる思ひからなされたのではなく、物質的要素の中で變化し發達するものは、特に經濟的要素のみであつてその他の人種・地理・氣候等の如きそれ自身不變的な物質的諸要素は、決して社會を變化せしむる筈はないと説いた。ただそれが些かなりとも變化する範圍内にあつては、多少の變化を與へるものではあるけれども、それ

ら諸要素の影響は極めて微弱なるものであつて、經濟的要素の附屬たるに過ぎないことを確認した。殊にこれら諸要素の影響は、社會の進歩に従つて、漸次低微に向ひつつあるが故に、歴史進化の大體を論ずるには、これを問題外に置いて差支ないとしたのである。茲にかの經濟的歴史觀(economic interpretation of history)なる名稱が下された。かくて彼は社會の制度形態は、その社會に於て如何なる物が如何にして生産せられ、又その生産物が如何に交換されるかによつて決定されるとなした。従つて社會の變遷、政體の變化等は眞理とか正義とかいふ思想精神の進歩によるものではなく、生産及び交換の方法の變化に依るといふ、換言すれば、社會變化の原因は哲學にあるのではなく、ただ經濟の中にのみ存するといふ結論に達した。

【マルクスの要領記】唯物史觀に關する記述には、マルクスがその著『經濟學批判』の序文中に書いたものと、エンゲルスの名著『空想的及び科學的社會主義』中に書いたものとが求められる。殊にマルクスが『經濟學批判』の中に書いた唯物史觀の要領記は直截簡明にその要點を記したものとて貴重である。左に其全文を掲げる。

『人間が社會的にその生活資料を生産する時、或る種の必然な自己の意志から獨立した關係を作る。この關係は即ち、その社會に於ける物質的生產力の發達程度に相應する生産關係である。この生産關係の總和が、社會の經濟的構造をなすものであつて、法律的及び政治的の上部構造を作り上げる眞實の基礎であり、又これに相應する社會的自覺を生ぜしむるものである。この物質的生活資料の產出方法こそ、社會的、政治的、及び精神的の生活過程一般を決定する。人類の意識が人類の生活を決定するものではなくて、その反對に人類の社會生活が人類の意識を決定するのである。』

『然るに社會の物質的生產力はその發達の或段階に於て、現在の生産關係と矛盾することとなつてくる。換言すれば、この生産關係の法律的表示に過ぎないところの、而して從來この生産力を自己の内部に活動せしめてゐたところの、財産關係と矛盾することとなる。即ちこの生産力の發達形式たる事實から一變して、その障礙物と化して行く。茲に於て社會革命の時代が始まる。經濟的基礎が變化すると共に、その巨大なる上部構造の全部もまた、あるひは徐々に、あるひは急激に革命さ

れる。

『これらの革命を考察するに就て科學的に眞實の立證をなし得べき經濟的生活條件の物質的の革命と、人類がこの矛盾を意識してこれと決戦せんとするところより起る法律的・政治的・宗教的・藝術的・哲學的・これを一言にすれば精神的の革命とを、常によく區別する必要がある。我々が或る個人を批判するに、決して多くその人の自ら考ふるところに依らざると同じく、我々が或る革命時代を批判することにも、決して多くその時代の意識によることは出來ぬ。我々は寧ろその物質的生活の矛盾の中からして、この意識を説明せねばならぬ。』

『或る社會形態は、その内部に包含せる總ての生産力が十分發達した後でなければ、決して亡びるものではない。そしてヨリ進歩した生産關係が出現するには、それを決定すべき物質的條件が既に舊社會の翼の下に孵化されてあらねばならぬ。故に人類は常に解決し得べき問題のみを提起するものである。ヨリ精密にこれを考察すれば、凡そ問題なるものは必ずこれを解決すべき物質的條件が既に存在するか、あるひは少くとも發生しかけてゐるところにのみ生ずる事が知られる。』

『我々はアジア諸國・上古諸國・封建時代・及び近世資本制時代の各生産方法を以て、社會の經濟的進化的列次的大別となすことが出来る。而して今日の資本制の生産關係は、社會的生活過程に於ける最後の軋軋形態をなすものである。而してこの軋軋たるや、個人的軋軋の意味でなくして、各個人の社會的生活條件より生ずる軋軋である。』

『然るに此資本制の社會の内部に發達したる生産力は同時にまた右の軋軋を解決せしむべき物質的條件を作る。故に資本制の社會形態と共に、人類の歴史前記が終結を告げるのである。』

【事實と思想】 以上の要領記によれば、社會的生産の或る發達程度が社會構造の基礎となり、この基礎によつてその社會を形成する個人間に、生産及び分配の社會的過程についての、ある種の關係を生ずることが説かれてゐる。そしてその關係によつて個人々の間に於ける生産物の分配額が定まり、またそれらの結果として或る種の社會形態が定まり、或る種の社會制度が定まるといふ。すると今度は、その社會形態に適合するやうな、一般の心理状態及び諸種の道徳習慣が生じ、かくしてつひにその社會の哲學・文學・藝術等が起

参照)。此階級闘争の持續に依つて遂に不可避的な結果が生ずる。即ち經濟的には社會の必要貨物を獲得する、その新しい進歩した方法が急務となり、政治的にはその進歩した生産機關を運用する階級が優勢となる。そこで社會事物の新状態が生ずる。もしその新生産方法が大いに舊方法と異つてゐる場合には、そこに舊社會と大いに變つた新社會が出現する事となる。政治上の新制度、宗教上の新信仰、道徳上の新意見、藝術上の新趣味、哲學上の新學説が出現する。歴史の流れはかくの如く不斷の流轉を繼續し、盛衰を繰返してゐる。かくの如く二個の經濟力及びそれを代表する二個の階級が、社會的優勝のために生存競争をしてゐる時、強制力と説服力とは常に平行して用ひられる。その使用の方法と程度とは、地方的状態の如何によつて多少の差違はあるけれども、追々に新經濟力が増大するにつれ從來の定説たる思想に對抗して、新興階級の獨立の思想が形成され、それが次第に借物の舊思想を排除して、多數人の頭に沁みこむ事となる。元よりこの新思想の形成は甚だ緩漫なものである。殊にその新思想が多數人の心を動かすのは一層緩漫である。然し一度或る時機が到來して、社會が經濟的に十分變革さ

つてくることになるのである。故に或る社會に流行する思想は、その社會に對して強大な勢力を有する譯であるが、しかしその思想なるものは、この社會に於ける社會的事物の環境に源泉を有するものであつて、而もその環境なるものは、その社會の經濟關係の結果である。従つて政治的たるや、宗教的たるやを問はず一切の思想は如何に或る社會に流行して人心を支配してゐるにしても、その基礎根源たる經濟状態が變化すれば、自然にその流行が廢れて支配力を失ふこととなる譯である。然し現在のやうな階級的社會にあつては、流行思想なるものは單純な經濟状態の變化からばかりでなく、その經濟状態のために常に優勢な地位に立つてゐるところの、或る社會階級の希望要求に應ずる結果である場合が多い。故に或る社會に於て、同時に、幾種もの相矛盾する流行思想を生ずる場合が屢々ある。のみならず、社會の生産機關を所有して生産交換の機能を管理する階級は、自己の利益に適合するやう、その社會の制度習慣を作らしめるものである。然しそれをするには必ずしも強制力を用ふるものではなく、一種の説服力を働かすものである。それは支配階級が社會の精神的食物をもその手中に管理して

るので、巧に自己階級の正と善とを一般社會成員の頭裡に鼓吹するのである。そこで多くの場合、社會の全員は支配階級の思想に感化されてしまふのである。これは或る社會に於ける不動といはれる程の勢力を有する流行思想について言ふのである。しかし人間は發明力を有してゐる。自然界を征服する生産器具は絶えず進歩し變化してゐる。器具が變化すれば生産方法も變化する。自然界征服の方面も變化する。元よりその變化は急激に生ずるものではなく、新しい器具と新しい方法とは徐々に完成され、その器具の中に含まれた新しい經濟力は、不可抗の力を以て徐々に征服方面に延びて行く。その進歩は初めは極めて微力なものであつても、段段にその速力が加重して遂にはあらゆる障礙物を跳ね飛ばして猛進することとなるのである。故に一つの新しい器具が發明されれば、それは即ち新しい政治力がその社會に生じた事を意味する。この政治力は新しい器具が社會經濟に重要さを加ふるにつれて成長する。即ちこの政治力の把持者は新しい器具を使用する階級であつて、從來の生産機關を領有する支配階級と闘争することとなるのである。これ即ち階級闘争に外ならない(『階級闘争説』)

れると、その新思想は自ら社會の改革的要素となつて、舊事物の破壊を助成する。その時は經濟的變革から直接に利害を蒙る人々は元より、中間階級の人々、時としてはそれと全く利害の反した階級の人々さへも、矢張りその新たる思想に動かされて、新社會の新事物を憧憬することとなる。何となれば、新思想は常に經濟的變革の反映であつて、その經濟的變革が社會全體の進歩を意味してゐるからに外ならない。故に新思想なるものは常に經濟的狀態から、或は直接に、或は間接に産出されたものであつて、人間社會の進歩のため、階級間の闘争に於て、常に重要な地位を占めてゐるものである。何となれば如何なる新階級も、自己のために戦ふと同時に、又常に社會全體のために戦はんとするからである。

而も所謂抽象的な哲學を認めずに、これに代ふるに具體的な科學を以てしたのであるから、唯心論者からの反對は當然と言はざるを得ぬ。それに従へば、哲學的に考へるとき、物質的條件を思想に變せしむべき方法がないといふのである。従つて思想を物質的條件の結果と見ることが出来ないとする。殊に思想が歴史に及ぼす影響は、否定することの出来ない事實であるから、經濟的條件が歴史の主要動力となることは出来ないといつてゐる。例へばワイゼンゲリオンによれば、歴史なるものは全く法則を有せざるを以て、科學的にそれを取扱ふことは出来ないといふ。即ち或る時代の、或る歴史に對しては唯物史觀の説を當て候める事は出来るが、文藝復興時代の如きは、高尚なる思想の影響である事を否定し得ない。従て唯物史觀説は相對的には承認出来るが絕對的には承認し得ないものだといふ。故に生産機關の技術的發達に於ける變化のみを以てしては、一切の歴史事實を説明し得るものでない。これに對して唯物史觀説を辯ずるブチンのごときは、ワイゼンゲリオンが全然マルクスを誤解し經濟的條件といふ言葉と、技術的發達といふ言葉を、混雜せしめてゐる結果だとなしてゐる。元より生産

【唯物史觀説に對する批評及辯駁】 マルクス主義に關する賛否の批評は、今日の論壇に於ける最も喧嘩なる問題である。殊に唯物史觀説に於いてこの事實が認められる。唯物史觀に對する非難の最も代表的なものは、それが哲學的要素を缺くといふ點にある。これはマルクス自身が既に『オイエルバッハの『予の哲學は無哲學なり』といふ立場を是認し、

機關の技術的變化のみが一切を決定するものではないし、生産機關の技術的發達の變化は、通例社會の經濟的條件の變化に伴ふものではないが、しかし必然的に相伴ふものではなく、相互に別個の變化をなすものである。従つて生産技術の發達は社會の物質的條件の變化に對する主要な原因であるが、しかし必ずしもそれのみとは限らず、社會の物質的條件に影響する他の原因もあり、何等物質的條件に影響を及ぼさぬ生産技術上の變化もあるからマルクスは生産技術の發達が間接に歴史の進行に影響し、ただそれが人の生活する物質的條件に變化を起させる程度によつて影響を生ずるものたることを主張し、物質的條件の變化が歴史の第一動力だとなしてゐるに過ぎないと説いてゐる。

次に唯物史觀は個人の理想的活動の問題とは何等の關係をも有しないといふ非難がある。即ち唯物史觀は個人の理想的活動の動力を説明するものでもなく、個人活動の原因を説明するものでもない。而も人間は常に利己心のみによつて行爲するものでなく、全く自己の利益に反して行爲し理想的動機によつて行爲することもある。唯物史觀はこの事實に全然觸れてゐないと説く。これに對してブヂ

ンは理想的動機によつて行爲したと解せらるる行爲も、實はその人の屬する、或はその人の理想を産出したる階級又は團體の物質的利益のためであると見てゐる。例へば戦争なるものを見るに、愛國心といふ理想のままに幾百萬の人間が身を賭すけれども、戦争そのものは或る國と他の國との物質的利害關係の結果である限り、個人の行爲としては理想的動機の結果であつても、その實は經濟的條件の結果であると思はれる。殊に經濟的條件と經濟的利害關係とは必ずしも一致するものとは限らないが故に、唯物史觀説を以つて人間が常に利己心のみを以つて行爲すると説くが如く解するは、非常な過誤だとブヂンは説いてゐる。唯物史觀説が、個人の理想的活動の動機を無視するといふ非難は、代表的の非難とされてゐるが、マルクス主義の修正派としてレヴィジョニズムが分化したのは、この點に關する見解の相違に基き、彼等は唯物史觀に代ふるに、カントの理想哲學を以つてしたのであつた(『レヴィジョニズム』參照)。

唯心論(エイシロン)

唯心論とは觀念のみが眞實なる實在であると説くところの哲學上の一派の見解をいふ。古

代に於いてはプラトンの學説がこれを代表してゐるが、中世に於いてはプラトンの觀念論の繼承者は、同じ概念を眞實なる實在物として考へたが故に、實在論者と呼ばるゝに至つた。然るにデカルト以後唯心論なる語はその意味を變じ、外界に於ける事物の實在を拒否するところの學説を指すやうになつた。この説によれば、外界の事物といふものは、ただ精神内に於ける表象に過ぎないものである。その後ロック及びホッブスが立てて、事物の感覺的性質は事物の本質ではなく、ただ現象にすぎないといふ經驗説を主張するに至つた。またバークレーは物質の本質とは精神以外に存するものではなく、現實世界はただ精神の本質を形成してゐるものであつて、感覺的現象と名づくものが事物そのものであるとなした。然るにカントが出づるに及び、唯心論は批評的な内容を加へた。即ち彼によれば經驗の材料は感覺によつて與へられるものであるが、物それ自體は經驗の根源として豫定せられなければならない。また經驗の形式であるところの時空其の他の範疇は、經驗の形式であつて先天的に獨立したものとせねばならぬ。従つて我々は物それ自體を見ることは出来ぬけれども、現象のみを知ることが出来

るといふのである。これカントの批判的唯心論である。然るにフイヒテは我を以て世界の本質とする主観唯心論を説き、シェリングは我から獨立してゐるところの實在と思惟の一致を説いて客觀的唯心論を説き、ヘーゲルに至つて初めて絕對的唯心論、即ち一元的唯心論を主張するに至つた(『唯心論』參照)。

有價證券(ユーカーショケン)

【概説】有價證券とは一定の物權に對する請求權を表示する證券であつて、その權利を譲渡し或は行使するには、法律上證券そのものを占有することを必要條件とするのである。即ちこの權利と權利を表示する證券とは不可分のものである故に、證券を構成する物質には何等の價值もなにかはならず、恰も證券そのものが有價値のもの、如く見做されるに至るのである。従つて權利者が權利の行使利用を終る前に盜難その他の原因で證券を喪失した場合には、それと同時に權利を失ふ譯ではないが、權利を遂行するの便宜を失つたものと云はなければならぬ。従つて、更らにその證券を回復し得ぬ限りは事實上權利を失つたものとなるのである。有價證券の性質は上述の如くであるから、單に權利證明の効力を有するに過ぎぬもの、又

は、郵便切手・紙幣等の如く私法上何等の權利を有せず、而も其物自身價格を有するものは有價證券ではない。且つ指名債權の如く債權の譲渡をなすに當り債權者に對して通知を發し、又は承認を求めらるる必要あるものを表示する所の證券は有價證券でない。有價證券には數多の種類があり、その効能は種々異なるが、大體の要點を擧ぐれば、(一)有價證券の債務者は、何人に拘らずその證券を提示した人に對して債務を果たし、證券面に記載された債權者の名に拘はるる必要のないこと。(二)普通の債務では債務者は自ら債權者の住所で之を履行する義務を有するが、有價證券は是れに反するを原則とする。蓋し有價證券は市場に轉々流通し、何人が現在の權利者であるか必ずしも判然しないからである。(三)有價證券は、提示證券なることを原則とし、その表示する權利と不可分の關係を有するものなるが故に、證券の所持人のみ權利を行使利用し得るを原則とする。有價證券は以上の如き意義と効能とを有するものであるが、近世信用制度の發達に伴ひ著しく手形の流通が殖え、商取引の發達に伴ひ船荷證券・倉庫證券等の商業的有價證券が増加し、國際的取引が頻繁となるに従つて外國

爲替手形の賣買が盛になり、株式企業の隆盛に伴ひ株式賣買が旺んに行はれ、諸國の軍備費及政費の膨脹、國家事業の増加等は相俟つて公債の發行を激増し、資本主義制度の元成は茲に膨大なる價格の有價證券を出現せしめ、その賣買のみを專業とするものが有力な地位を占むるに至つたのである。【種類】有價證券は、證券の表示する物件によつて貨物代表證券と、金錢代表證券とに分つことが出来る。前者は船荷證券・貨物引換證券・倉庫證券等特定貨物の給付を目的とするものを云ひ、後者は、手形・公債證券・大藏省證券・社債等の如く不特定の金錢を代表するものである。次に資金證券と商業證券とに分ければ、資金證券は商取引に何等の關係なく、單に資金を支出したる權利を證券するものである。次に資金證券と商業證券とに分ければ、資金證券は商取引の生んだものに屬し、商業證券とは全く商取引の生んだものであつて、手形・船荷證券・倉庫證券・貨物引換證券等が之に屬する。而して商業證券は不特定の金錢又は特定の貨物の給付を目的とし、概ね個人間の評價によつて取引されるので、資金證券は、資金の放下を證券するもので、その性質として、一定の利息を生ずるか、又は不特定の利益配當を生じ、投資の目

的物として迎へられ取引所の投機目的物となり、従つて公定相場を有する。其の他期間による區別、公的證券と私的證券、記名式證券と指圖式證券、無記名式證券等種々異なつた方面から有價證券の區別を立てることが出来る。

日本で有限證券と認められる主なるものは公債證券・大藏省證券・株券・社債券・船荷證券・貨物引換證券・倉庫證券・手形等である。立ち入つた説明は當該各項に譲る。

### ユニオン・レーベル

ユニオン・レーベルは通常「組合票」と譯して用ひられてゐる。労働組合によつて保有される一種の商標の如きもので、労働組合と諒解を有する工場の商品にこれを貼付し、正當なる労働條件の下に製造せられ、労働組合會員はこれを良品として一般消費者に推薦するの意あることを表示するものである。ユニオン・レーベルの目的は、労働組合に友情を有する人々に訴へて、彼等の消費を、労働組合と好關係に在る資本家の商品にのみ限定せんとするものであつて、これは消極的な一種のボーイコットと見ることが出来るのである。組合票は一八七四年カリフォルニアの砂糖製造工が、支那労働者の侵入に對抗する爲めに

採用したのを嚆矢とする。組合票は斯かる起源を有するもので、濠洲の如き、低級労働者の排斥に成功してゐる所では、いまだ嘗て行はれないのである。英國では一八九三年に帽子製造工によつて採用せられた。然るにカナダ及び合衆國では、低級な生活標準に甘んずる労働者に對抗して、白人労働者の利益を保護する有効な武器として盛に用ひられたのである。一八七五年セント・ルイスに同盟罷工が起つた時、組合票の色彩に關して議論が起り、結局一八八〇年シカゴの組合會議に於て宵を採用することに決した。米國に於ける組合票の使用量は頗る大きなもので、一八八五年から一九〇〇年に至る間に、一億以上の數に上つた。

### 優生學 (ユースセーガク)

優生學 (Eugenics) とは人類の遺傳質の更改に關する研究、即ち肉體的及び精神的に將來の人種性を改良し、又は改悪する力を研究するものである。優生學が一個の獨立せる研究として起されるやうになつたのは、一八五九年にダーキンの『種の起源』が出版せられるや、これに暗示せられたゴールドンが一八六五年に至つて優生學の端緒を發表し、次で一八六五年に至り始めて Eugenics なる言葉を用

ふるに至つた。ゴールドンの發表した主張及び方法は極く小部分に於いては變更されたが、要するに自然淘汰の慘酷なる方法に反抗しつゝ、人為的に善良の部分を増加し、將來社會に有害にして且つ多くの負擔を政府に掛けるが如き分子を、可成的に減ずるやうにするといふ目的に於いては一致してゐる。然らば優生學に於ける善良な人とは何を指すかといふに、それは普通の意味に於いて善い人であるが、それ以上に結婚してからも優生學的に善い子を持ちたいと思ひ、實際に獲んと力める人を意味する。従つて普通の意味に於いて不具なる人、精神病の人であつても、負傷或は治癒し得べくして生殖細胞に害を與へざる病氣等に起因し、遺傳質に何等の缺點もなく優生學的に善良なる子を持つ場合には、かゝる人は決して劣等といふべきではない。それと共に優生學的に劣悪なる人とは、第一に遺傳質に病根が存してゐる人で、例へば酒を飲まざるを得ないとか、又は犯罪を重ねざるを得ないとかいふ人、第二は外見上何等の缺點がなくとも、その代々劣性となつてゐる病氣の遺傳質が存してゐる人を意味する。借て然らば優生學の實際問題は、如何にして優生學的に善良な人を増加せしめ、優生學的に不良

な人を減少し得るかの方法を研究する點にある。この優生學的に優良な人を増加せしめんとする方法を積極的方面といひ、これに反して不良な人を減少せしめんとする方法を消極的方面といふ。故に積極的方面では、偶然出現したる天才をして、その能力を繼續せしむる事業も一手段と見られるが、かかる場合は極めて稀である。依つて優生學の實際問題としては消極的方面、即ち遺傳質の悪いものの子孫は成るべく残さないやうにすることである。この方法は理性の發達した人に於ては、相互の意志を以て目的を達成し得るが、かゝる理性なきもの、例へば下層社會の労働者等に於ては、生活の負擔を省略するために、(産産兒制限の必要が説かれる所以である。(産産兒制限参照)。また低能、精神病又は犯罪性のものに對しては、法律命令を以て生殖を防止し、以て子孫を増殖せしめない方法を採用することも可能とされてゐる。例へば米國インディアナ州で一九〇七年に手術を施して生殖産物の外界に出る道を遮り、被術者の生殖力を奪ふ方法が採つたが如きは、その代表的な一例である。尙ほ他の一例は伊太利のアオスタといふ村であるが、一九〇〇年の調査によればこの村はクレチン病患者で充たされてゐた

### ユトピア

が、隔離病院を設けて生殖期間だけ性を別離せしめた結果、後十年を経て僅か一人の患者を残すに過ぎなくなつたといはれてゐる。ユトピア (Utopia) は理想郷と通常は譯されてゐるが如く、新しい理想社會の創造に就いて、一個の物語りとして記述したものをいふ。従つてユトピアにはその物語りの性質により、かかる理想社會を過去に置くものと、未來に置くものと、現在の遠き國に置くものと議論に置くものと四種がある。而してかかる理想郷に對してユトピアと呼ぶやうになつたのは、トマス・モアが一五六六年ユトピアと題する著作を出したに由來してゐる。この書は内外に非常な影響を與へ、十七世紀に至りベリコン(英)、カムパネラ(伊)を出し、更に十九世紀に至つて多くの類似作品が出された。尤もトマス・モア以前にかかると理想郷を描いたものには、プラトンの『理想國』、キケロの『共和國』、ブルタークの『リクルグス傳』、アウグスチヌの『神の國』等があつたが、彼のユトピアによつて、始めて理想郷なるものが一般に考へられるやうになつた。蓋し、當時はコロンブスのアメリカ發見直後であつたが故に、人心が歐羅巴の大

陸以外に理想社會を空想するやうになつたのである。それが十九世紀に入ると共に科學に對する興味が人心を刺戟し、且つ産業革命が生んだ社會的弊害を改革せんとして社會主義的なユトピアが出だされたのである。故にユトピアの梗概を示すことにする。プラトン『理想國』。プラトンの著書は多く論文と戯曲を兼ねた對話であるが、理想國もまた、その中の長篇の傑作である。即ち彼の亡師ソクラテースを一篇の主人公とし、女神ベンチスの祭典に長老ケファロスの邸で、十人ばかりの人々が正義に就いて談論する。その結果個人と國家との關係を明白にする必要が生じ、ソクラテースが胸中に秘めた經綸を發表して理想國家を説明するといふのが筋である。その理想國家は上に治者、中に武士、下に奴隷があり、結婚は治者が適當な男女を配合し、これに適當な制限を設けて人々を調節する。生兒は政府が引き取つて共同の家屋で保育し、哺乳は一定の時間を限つて自他の生兒を區別する所なく行はれ、夫婦關係の如きも公定年限を設け(女子二十歳乃至四十歳、男子二十五歳乃至五十五歳)、それ

以外に會ふものは野合と認める。即ち全ての財産と妻子を共有にして、國民はただ各自の職務を果たすのみである(紀元前三七五年の作)。

トマス・モーアの『ユトピア』。モーアがユトピアの中に書いたものは、彼がラファエルといふコロンブスのアメリカ航海への乗組員から種々の話をきく體裁になつてゐる。ラファエルはコロンブスと分れて尙ほも旅行を続け、遂にユトピアといふ國に辿りついた。ユトピアとは希臘語の ου(無) τόπος(處)で即ち『何處にもない』といふ意味である。然し彼の所謂ユトピアには五十四の都市があり、肯府アルモテは島の中央に位し、各都市は長老三人宛を首府に送つて國事を協議させる。又各市を中心とする各縣は面積を平均しこれに附屬する土地、家屋は國民の共有であつて、一定期限の間人民は交代に耕作し、共同の家屋に住む。一家族に給與せられた土地は四十人の男女が之れを耕種し、その中二十人は二年間田園生活すると都市の男女と代ることになつてゐる。その労働時間は一日六時間、その他は讀書・談話・音樂・遊戯に充てられてゐる。食事は一定の時間に共同に採り結婚は當事者男女が裸體になつて缺陷のなき

ことを證明したる後に行はれ、生兒は共同に育てられる。その他ユトピアの政治・法律・宗教等に就き詳しく叙述されてゐる(『モーア』参照)。

ペラミーの『回顧録』。ペラミーが回顧録を書いたのは一八八〇年である。新婚の主人公ウエストが催眠術をかけて貰つて、百十四年後に至り發掘されて目覚めるのが發端である。ところが百年餘を経たその時はすっかり昔と變つてしまひ、博士とその令嬢との間に不思議な會話を交す形式になつてゐる。その中に盛られてゐる思想は一つの國家社會主義であつて、百年後の社會にその時代が來ることと暗示したものに外ならない。その社會では金錢の代りに切符が發行されて、それが國民に平等に分配される。銀行や商店はなく、各人は平等に労働してゐる。そのみならず公共食堂や、學校や圖書館が澤山あつて、誰でも無料でそれを利用することが出来る。陸海軍は元より、警察も監獄もなく、議會も政黨もないが、政府の事務は簡單に運ばれてゐる。音樂の如きものはボタンを一つ押せば自由で聽かれるし、婦人は誰も美しい。主人公のウエストは全然變り果てた社會に驚ろいた、呆れたりする。——急に喚び起されるの

で目が覺めたら、依然彼は催眠術に掛けられたままで地下室に横はつてゐる。南柯の一夢に醒めた社會は、依然戰爭・船業・買占・物價暴騰等の新聞記事で埋められてゐる。その對照を最も面白く取扱つたもので、この種の著作の中では最も多く讀まれた。

モリスの『無何有郷記』。ユトピア物語りの中で、最も藝術的なものといはれてゐる。無何有郷記は一八九一年の作である。これもペラミーのと同じく物語り風に書かれたもので、前書がボストンであるに比してロンドンを舞臺とてゐる。ユトピアを描く上に於て彼の藝術的社會主義の理想がそのままに盛られ、商業主義の俗惡を脱した美の世界を説きその新社會に於ける人間の美、政治の美を語つたものである。カベールの『イカリヤ航海記』。これは一八四〇年に書かれたもので、キアセドル卿がイカリヤ島に航海して歸り、その見聞を友人に語るといふ趣向である。これとフリエーの『フランステリ』に關するユトピアは、共に空想的社會主義の理想を説いたものとして有名である。(『カベール』『フリエー』『フランステリ』参照)その他カムパネラの『日の國』、ペーコンの『新アトランテス』、コントの『西洋大同共和國』、リットンの『世

界人種未來記』、ヘルツカの『自由國』及び『自由國紀行』等諸種のユトピアを始め、トルストイの『光の中に歩め』、ウエルズの『未來記』『近代的理想社會』『神は見えざる王』、アナトール・フランスの『白い石』等に至る大小數十の同種著作が發表されてゐる。日本では明治三十五年に矢野龍溪が『新社會』といふユトピア物語を書いた。この書はトマス・モーアのユトピアを偲ばせるものである。

### ユーゼニックス

『優生學』を見よ。

### 優勝慾(ユージョウヨク)

優勝慾又は優越慾とは、歐羅巴語の want for difference (區別欲)、egoïstische Triebe (被認識衝動)等に相當するもので、人が他人に對して己れを誇示し、特別に認識せしめんとする衝動である。權勢慾、力の欲望といふが如きものも、この中に包含される。人間には種々なる欲望がある。ツガンバラノヴスキは、人間の欲望を大別して(一)直接的の生存欲望(二)性慾(三)同情的衝動(四)優勝的衝動(五)起利害的衝動の五種に歸してゐる。此等の欲望は勿論、人に依り時代に依つて強弱を異にするものであるが、如何なる人類と雖

も、何等かの程度に於いて、此等各種の欲望の發動を有しないものはない。然し此等の欲望が社會進歩の上に寄與する程度には著しき差異がある。例へば性慾の如きは、其結果に於いて寧ろ循環的反覆的であり、擴大的の傾向がないから、擴大そのことを特色とする進歩に貢獻する所は少ない。然るに優勝慾の如きは無限に擴大されて、盡くる所なく、人類社會の進歩に寄與すること極めて大である。マルクスの唯物史觀(其項参照)は、生活資料の生産力が歴史の進化を決定するといふ本來の出發點から、更に社會進化を決定するものは、前項(一)に屬すべき生存慾(物質慾、經濟慾)のみであるとの偏局的な結論に踏み込んだのであるが、かゝる見解は普遍的には決して妥當といふを得ない。人が餓死の境地に立つ瞬間には、經濟的の欲望が決定力を有するを常とするけれども、然らざる限り他の欲望が却つて經濟慾を規制することもあり、文明が進むに従つて經濟慾の決定力は制限される傾きがある。今日資本家が巨萬の富を積まうとするのは、決して富そのものに表裏する經濟慾充足のためではなく、富に體現する所の社會的權力を得んとするのである。人の物質慾は有限である。有限なる物質慾充足の

ために、限りなき富を蓄積するといふことは意味をなさない。また科學者や發明家が知識上の創造に没頭することも、これに依つて經濟上の利益を得ようとする欲望や、殊に知識そのこと、發明そのことを樂むといふ前項(五)に屬する超利害的衝動が動機となるは勿論拒み得ないが、その他にも己れの智的功績を認識せしめんとする優勝慾が可なり強く働くことも事實である。要するに優勝慾なるものは、人類の政治・科學・經濟・藝術各種の方面に強烈な擴大的影響を有するものであつて、社會進化の起動力として極めて重要な位置を占めてゐる(『欲望』参照)。

# Z

## 座(ザ)

座とは我國の中世に存在してゐた一種の同業組合であるが、その起源に就いては種々なる説が行はれてゐる。或者は鎌倉時代に發生したものであるとし、或者は室町時代に至つて生じたものであると説き、紛々として一定しないのであるが、鎌倉時代より存在してゐたものと見るのが最も妥當な見解であると思はれる。座の發達は、王朝時代の末に至つて著しく發展して來た商工業が、武士階級よりの壓迫を免かれんが爲め、當時勢力を得て居た所の社寺を中心として結合を計つたことにある。而して座なる名稱を帯びて起つたのは鎌倉時代の初めのことであつて、それが盛に行はれたのは京畿の大社寺であつた。康永二年の祇園社には、綿新座(人數六十四人)綿本座(人數四十人餘)小袖座等の外、糸綾絹布魚馬米麥等の座もあつたと云ふことである。一社に附屬する座人數は頗る多數に上つてゐた事と想像される。座は初めは單に座と稱せ

られてゐたのであるが、次第に發達してその數が増加すると共に、營業名を冠して絹座綿座等と呼ぶに至り、また舊座新座の區別も生じたのであつた。座に屬する商工業者即ち座人なるものは、社守の保護を受ける爲めに毎年一定の年貢を納めてゐたのであつた。而して社寺は此年貢を納めたものには神人の札を與へ、座外の者が營業する場合には官に訴へて停止せしめてゐた。即ち社寺はこれによつて收入の増加を計り、商工業者は營業の獨占と營利の保護を得てゐたのである。座人たることは世襲の權利であつて、この權利を賣買質入するものなどもあつた。而して嘗ては社寺をその本所としてゐたのであつたが、次第に權門勢家を本所とするに至り、禁裏の諸役所を本所とするものさへ生ずるに至つた。また幕府・守護・領主等より直接に特許を受けるものなども生じ、中には樂座と稱して賦役を許さるゝものもあつたのである。然るに寛永六年に至つて、かゝる座を組織することは嚴重に禁止された。即ち徳川時代に於いては、組なるものが座と同様の内容を以つて行はれてゐる。座なる名稱の殘存してゐるものもあつたが、それは全然別の意味に用ひ

られてゐたのである。第一は拵座・秤座・朱座等のごとく、幕府の直接監督の下にある特殊の商人に對して專賣を許してゐたものであり、第二は幕府直營の鑄貨發行局たる金座・銀座(『錢座』『金座』『銀座』參照)の如きものである。第三は即ち幕府直營の專賣局たる銅座・錢座等の如きものであつた。これ等の座は、本來の意味における座とは全く性質を異にするものであつて、鎌倉時代に生じた座なるものは、徳川時代に入ると共に滅亡したものと云ふ可きである。要するに座は歐洲の中世に於けるギルドやツンフトに甚だ類似したものであつて、商工業者の營利を擁護する爲めの自主的組合であつたのである。その發達が進み、種々なる弊害が生じて來てからは、遂に禁止されることゝはなつたけれども、座の本質は徳川時代の『組』に依つて繼承されたのであつた(『中世ギルド』『ツンフト』參照)。

## 財(サイ)

財の意義に就いては種々なる議論があるが、最も普通に行はれてゐるのは、人類が慾望充足に用ひる資料の一切を財と解する處の説である。財は内界の財、外界の財に大別される。内界の財とは、學問・才智・健康等のごと

く各人が自己の内部に有するものを云ひ、外界の財とは衣服・食糧等のごとく、自己の外部に存在するものを云ふのである。但し學問・健康等のごときものは、所有者から見れば内界の財であるが、之れを外部に表はして他人の爲めに提供する場合には、他人にとつて外界の財となるのである。財はまた何等かの形態を有するものと然らざるものとに依つて、有形財と無形財に分たれる。而して此の有形財はまた自由財及經濟財の二つに分類されるのである。自由財とは日光及び空氣等のごとく、何人も自由に得ることの出来る自然物を云ひ、經濟財とは自然物に對して何等かの人間勞働を加へたものを云ふ。この自由財及經濟財に就いては、學者の間に種々なる議論がある。即ち或者は無限に存在する財と、存在に限りある財とに依つて自由財・經濟財の區別を立て、或者は占有し得ざるものを自由財とし、占有し得るものを經濟財としてゐるのである。經濟財は享樂財・生産財に細別される。享樂財とはこれを消費することに依つて直接の慾望が充足されるもの、即ち食糧品の如きものを云ひ、生産財とは何物かを生産する爲めに使用せられる財、即ち生産要具・生産原料等のごときものを云ふのである。享

樂財は更に消費財と使用財とに分たれる。これは一度び慾望を充足すれば消費され終るものと、數回乃至數百回反覆的に慾望を滿し得る物とで、米・酒等の如きものは前者に屬し、衣服住居等のごときものは後者に屬する。また生産財も通常不可動財と可動財とに區別されてゐる。不可動財とは土地・家屋などの如き不動の財を言ひ、可動財とは貨幣等のごとく、自由に増加し、位置を變動し得るものを云ふのである。法律上動産と言ふのは此の可動財を指し、不動産とは不可動財を指してゐるのである。財をかくの如く分類する場合、外界の財、内界の財を共に經濟學上の財と呼ぶ可きか否かに就いて種々なる異論が生ずる。然し經濟學者の間にも最も問題とされてゐるのは、經濟財のみを財と爲す説と、經濟財に併せて無形財をも財と爲す説とである。而して此の場合無形財とされてゐるのは、勞働力・貸金・權利等のごときものであるが、かゝる無形財は財の中に加へられざるものであるとの説は、今日勢力を得てゐるやうである。然し乍ら勞働力が財であることは、それが商品となり、價値の生産者となつてゐる以上争ふまでもない問題である。勞働力を財に非ず

とする論者は、『若し勞働力を財なりとすれば、工場に備はれて生産に従事する勞働者は、製造品といふ財と勞働といふ財とを同時に生産するといふ矛盾に陥る』と説いてゐるが、之は勞働力と勞働との觀念を明かにしてゐない爲めである。勞働は勿論財ではなく、勞働力なる財の消費である。即ち勞働力なる財の使用價値は、之を消費することに依つて製造品を生ずる處にあるのである。(『勞働及勞働力』參照)。また貸金・權利等のごときものが財でないといふ説は、『これ等のものが買買の目的となり得るものは、それが財たる爲めではなく、財を得る手段たるが故である。且つこれ等のものはそれ自ら獨立して慾望充足の資料たることは出来ない』と言つてゐる。然し貸金・權利の如きものは、それによつて一定の利潤を生ずるものである。それによつて他の生産財の場合と同様に、間接的に慾望を充足し得るものである。故に買買の對象となり得るのであつて、これは土地が買買の對象となることと異なる筈はない。土地はそれ自身何等の價値を有して居らない。而もそれが買買され得るのは、一定の利潤を生ずることが豫想されるからである。この事實は、貸金や權利に在つ



ても同様たるべき管である。兩者の異るところは、單に、外部的形態の有無だけであるから、かゝる無形財も亦財の中に包括されるべきものでなければならぬこととなるのである。

ザイデル(エミール)

亞米利加社會主義者の領袖たる彼は一八六四年アッシュランドに生れた。彼は一八八五年から九三年迄獨逸にあつて木彫を學び一八九三年市俄古市展覽會の獨逸出品の助手となつた。ウキスコシ州州ミルウォーキーに於ける木彫組合の組織者の一人であり同地に於ける社會黨創設に貢獻する所あつた。一九〇二年にウキスコシ州知事改選に當り社會主義者として立候補し、一九〇四年から五年間市參事會員を勤めた。一九一〇年社會主義者は當時腐敗せる市政を一掃して、ザイデルを擧げ亞米利加に於ける最初の社會主義者市長たらしめた。彼は種々の改革事業を實行し、任期の終末に再選を争つたが、他の政黨の合同聯盟のため敗れた。一九一二年、彼は社會黨から合衆國副大統領の候補に立てられ、一九一四年再び市長に指名せられたが遂に敗れた。

財産税(サイサンゼー)

年の法律に依つて一切の財産より債務並びに資本及び營業の設備に屬せざる動産を控除したるもの、即ち資本財産を課税の對象とする。而して税率は累進法を採り、免稅は六千マルク以下の課稅價格、二萬マルクの財産價格以下を所有するもの、及び年所得九百マルク以下のもの等である。

北米合衆國及び瑞西の各州に於ける財産税の對象となるものは、一切の動産及び不動産であるが、その制度は州によつて異り、或は所得税を基本としこれを補助税とするところもある。和蘭においても一八九二年以來財産税が行はれてゐるが、これは所得税の補充税として行はれてゐるのである。

財政(サイセイ)

財政とは國家及び公共團體が、その存続と發達の爲めに必要とする収入支出を調べるところの經濟行爲を言ふのである。故に財政とは國家又は公共團體の經濟のことで、團體經濟又は強制經濟とも言ふことが出来る。従つて財政には必ず領土・住民・公益・權力の四條件が具備するなければならないわけである。

財政は言ふまでもなく公經濟であり、私經濟とは異なる次の如きいろ／＼の特質を有して

【概説】 財産税とは財産に課するところの租税であるが、課税の對象たる財産の意義に就ては種々の説がある。即ちプロイセンでは、財産の中生活財乃至生産財たり得るものに就いて課税してゐるが、其他の國に於いては自由處分の權内にある一切の經濟財に對して課税してゐる所もある。

學理上においては、財産税の對象たり得るものを資本財産のみに限定してゐることが多い。それは生産財中においても資本財産以外のもので、即ち收益及び所得財産は所得税や收益税等を以つて課税されてゐるものであるから、之に財産税を課する場合には所謂重複課税を招くこととなるからである。然し乍らその所得收益と雖も、一度び資本の一部を形成するに至れば、これに課税すべきことは勿論である。

尚、財産税の一種に、補充的財産税と稱せられるものがある。これは、財産所得をも勤勞所得と同様に取扱ふ所得税の補充として行はれるものであつて、生産財に課税して、財産及び勤勞所得の負擔を平均せしめるのである。

【沿革】 古代においては財産が課税の標準及び對象として最も簡明であつた爲め、財産税

ゐる。即ち第一に、財政は公益によつて限定され、その目的は、公共團體の主なる目的に對し、從たる地位を占めてゐるのである。この點は私經濟が私人の生活に於いて主たることと、全然反對の地位に立つてゐるのである。私人の經濟はそれ故に範圍を限られることがないが、財政は公益の爲めの經濟手段であるから、常に一定の範圍を限られてゐるのである。

第二に財政は出づるを計つて入るを制するものである。この點もまた私人の經濟が入るを計つて出づるを制するのと反對である。即ち財政は必要なる經費の支出を目的とするものであり、これに對して収入の途を講ず可きものである。第三に財政は収入を強制するものである。私經濟においては如何に収入が不足たる場合に於ても、これを強制して収入を得ることは出来ないが、財政は必要なる場合には強制手段を用ひて人民より徴收することが出来る。これ即ち財政は強制經濟と呼ばれる所以である。

第四に財政上の収入は二次的なることを特徴とする。私經濟に在つては、生産行爲等による第一次的収入であるが、財政はかゝる第一次的収入のみならず、他の収入の一部をも

は盛に行はれてゐた。初めは人頭税に對して補助的なる地位を保つてゐたが、漸次それに代つたもので、中世に至つて盛に行はれ、遂には租税の上に基礎的なる地位を占むるに至つたのである。

然るに十七世紀及十八世紀の頃に至り、財産税は殆んど廢止されるに至つた。それは(1)財産と生産量とが一致しない事、即ち同一面積の土地においても生産量がそれ／＼相違してゐる事、(2)財産上の所得以外に勤勞所得が發達した事、(3)財産のみを標準として課税し負債をみざる時は不公平に陥ること、(4)財産の種類が増加しその評價が困難となつた事、等によるのである。

十八世紀中葉より十五世紀にかけて、財産税は再び行はれることとなつた。然し、古代に於ける如く基本税とされることはなく、或は戰時税として、或は所得税の補充として行はれたものに過ぎぬ。その後社會政策的思想が勃興するに従つて、單に財源を求むる爲めのみならず、一の社會政策たる意味に於いても、これが必要を力説されるに至つたのである。

【現狀】 財産税の最も盛に行はれてゐるのは獨逸であり、プロイセンにおいては一八九三

強制的に納付せしむるものであるから、又第二次的収入と呼ばれるのである。最後に財政はその存在期間が極めて永久的であり、範圍も亦從つて廣いものである。個人には死滅があり、會社その他の私法人にも死滅があるが公共團體の存在は永久的である。従つて時間の制限がなく、その經濟的範圍も亦極めて廣汎である爲め、それが一般經濟社會の上及びぼす影響も亦、極めて大なるものがあるのである。

財政學(サイセイガク)

財政學とは財政に關する學、即ち國家及びその他の公共團體が公共の目的を達する經濟行爲に就いて、其原理及び政策を論究する所の學問である。故に財政學は國家府縣市町村等の公共團體が、公共の目的を達する爲め其の行爲に要する財貨の取得・管理・使用に就き準備す可き原則を研究し、且つまたこれが實行に關する政策をも明かにせんとするものである。

財政學は一面に於いて純理の學問であると共に、一面に於いては應用の學問でもある。従つてその職分とするところは、(1)國家又はその他の公共團體が必要なる収入を得、且つ支出を爲す手段に關し、事實の觀察をなしこ

れが利害の判断を下す事、(2)事實の觀察利害の判断の中に、一般的原则を見出して説明すること、(3)一般的原则を基礎として財政に關する實際問題を解釋する事等である。從來財政學はその範圍極めて狭く、主として租税と公債に就いて研究するものとされてきたが、今日ではその範圍も擴大され、凡ゆる公共團體に於ける租税その他の収入は勿論、一般支出及び豫算會計の諸事項にも涉ることとなつた。その結果、財政學は(1)歳出論又は經費論、(2)歳入論は收入論、(3)收支適合論又は公債論、(4)財務行政論・財務管理論又は豫算會計論等を分科として包含するに至つたのである。

**税關(ゼーカン)**

税關は關稅・噸稅及び關稅諸收入に關する事項や、船舶及び貨物の取締等に關する多くの事項を取扱ふ所の、特殊の行政官廳であつて大藏大臣の管轄に屬してゐる。即ち税關は其の上級官廳として大藏大臣の監督を受け關稅行政に關する法律命令を執行するものであり、必要に應じて其の管轄區域内に税關支署及び税關監督署を設けることが出来る。然しこれらの税關支署及び監督署は税關の下級官廳ではなく、税關の一部を構成するものとな

るのである。

税關の組織權限は、税關官制により定まるのであるが、官制によれば、税關は税關長一人を以つて組織する獨任制の官廳である。即ち税關長の意志は、税關官廳の意志となつて發表されるのである。税關長は委任官であつて、税關に關する一切の事務を管理する。税關長の補助機關としては、事務官・監視官・監定官等の委任官を始めとして、多くの官吏がある。

税關は横濱・神戸・大阪・長崎・門司・兩館の六港に置かれてあり、その管轄區域は勅令を以つて定められる。また税關支署の位置及び區域は、勅令によつて定められるものであり、税關監督署の名稱位置は大藏大臣がこれを定める。臺灣における税關は、淡水・安平の二港に置かれ、臺灣總督の指揮監督の下に、税關長は一切の事務を掌理するのである。而してその官制は大體内地におけるものと同様である。

**錢座(ゼニザ)**

錢座とは徳川時代に行はれてゐた銅錢・鐵錢等小額鑄貨の發行所を云ひ、また鑄錢座とも呼ばれてゐた。錢座は始め幕府の直營であつたが、後には鑄造の特許を得たものをして支

配せしめ、鑄造年額の幾分を特許税として納付せしめてゐたのであつた。錢座が鑄造した貨幣は、法定價格を以て流通せしめられ、價格と原料及び諸費を差引いた殘額を、經營者の所得とせしめられてゐた。錢座の沿革は寛永十三年江戸芝に設けられたものを嚆矢とし、翌十四年には水戸・仙臺・吉田・松本・高田・長門・備前・豊後等にも設立を許可されたのであるが、これ等は何れも常設的のものではなく、錢の鑄造に際して、一時的に設けられたものに過ぎなかつた。故に鑄造の必要が止れば直ちに閉鎖されるものであり、鑄造の必要が生ずれば開始されるのが常であつたのである(『座』参照)。

**族制(ゾクセー)**

族制(Organization of kinship)とは血縁關係の體制を謂ふ。血縁には自然的なるものと人為的なるものとがある。自然的血縁とは血を分ちたるものゝ關係であつて、その一形式は親子との間に存し、或は同じ親を持つ子女の間に存する。血縁關係なる言葉の解釋はきはめて廣義にいへば、總ての人類は根本の夫婦より生じたる子孫であるといふ意味に解すべきである。更らに生物學の説くところに依ると、自然的血縁はすべての有情動物の間

に存在してゐる。人為的血縁といへば習慣若しくは法律に依つて認められた血縁關係を謂ふのである。一團體が共通の祖先より生じたとする傳説上の假定に従ふ場合や、共通のトテム(其の項を見よ)に關係することによつて血縁を有すると爲す場合は、いづれも習慣によつて定まる血縁關係である。婚姻に依る夫婦の間に法律上の血縁關係を結び、養子に依つて生ずる親子關係、法律上の血縁關係などは、いづれも法律上から成立する人為的血縁である。人為的血縁の更らに擴張せられたるものに、宗教團體に於ける兄弟關係がある。血縁關係の體系を形式上から觀察すると、母權的家族若しくは母系的家族と父權的家族若しくは父系的家族の二つの形式がある。前者は社會發達の初期に存し、後者は前者に次ぐのを常とする。人類が動物の状態より進化するに方つて、生殖上に於ける父の役目の不明なため、家族團體を形づくるものは母と子に限られる。この時代を、母權的若し

くは母系的時代と呼ぶ。生殖上に於いて父の役目が判然としてくると、父はその子女との血縁關係を認められ、父の權力は、漸く母權力を凌駕して來るに及んで、血縁の基礎は、男性に遷る。即ち父權的若しくは父系的時代を造る。母權時代は群社會と觀、父權の時代は部族社會と觀ることが出来る。時代の推移や、社會の絶えまなき進化は、氏族の血縁關係より進んで、部族的となり、民的となり、さらに擴大されて世界的となつて來るのである。

**ゾムバルト(ヴェルナー)**

ゾムバルト(Werner Sombart)は獨逸經濟學者中の偉才である。一八六三年一月十九日ハノーバー・ハルツ州エルムスレーベンに生る。ピザ及び伯林で法律學と國民經濟學を修め、一八八八年ブレンタノ商業會議所書記長となり、一八九〇年ブレンタノ教授の後任者としてブレスラウ大學に聘せられ、一九〇六年伯林高等商業學校の教授となり現今に至る。

主なる著述には『社會主義及び社會運動』(ゾムバルト著書中最も有名で、各國語に譯されてゐる)、『近世資本主義論』(第一卷資本制度發生史第二卷資本制度發展論)、『プロレタリア論』、『猶太人の經濟生活』、『何故米國に社會主義無きか』、『カール・マルクスの事業』等がある。

**ゾンネンフェルス(ヨゼフ)**

奧太利の有名なる法學者警察學者ゾンネンフェルス(Joseph Sonnensfels)は、一七三三年モラビア州ニコルフブルグに生れた。彼の祖父は猶太人であつたが、家計困難なるため、陸軍の兵士となり、後ち維納に歸り語學を修め、一七五四年維納大學に入り法學を研究す。卒業後、同大學の警察學講座を擔任し民衆の保護教育に盡力して此方面に貢獻せる所少なからず、刑罰制度の改善には特に力を致した。一八〇六年維納の名譽市長となり、一八一七年死す。不朽の名著『警察原理』を遺した。

**社會問題辭典終**

人名索引

ルッソー(ワルデック—  
Waldeck Rousseau).....563  
ルーズベルト(セオダ—  
Theodore Roosevelt).....569

—(S)—

サン・シモン(クロード・アンリ・コント・デ  
— Claude Henry Comte De Saint  
Simon).....584  
セーニア(ナッソー・ウヰリアム—  
Nassau William Senior).....590  
セリグマン(エドキン・アール・エ—  
Edwin R. A Seligman).....594  
シマダイチロー(島田一郎).....637  
シスモンチ(ジャン・シャル・レオナル  
— Jean Charles Leonal Sismondi) ...650  
シュメーリング(アントン・フォン—  
Anton von Schmerling).....682  
シュモラー(グスタフ—  
Gustav Schmoller).....682  
シュルツェデーリッチ(フランツ・ヘルマン  
— Franz Hermann Schulze-Delitzsch) 683

—(T)—

タグチテ—ケン(田口鼎軒).....687  
タッカー(ジョサイア—Josiah Tucker) ...690  
タムソン(ウヰリアム—  
William Thomson).....690  
ティレット(ベンジャミン—  
Benjamin Tillet).....713  
トインビー(アーノルド—  
Arnold Toynbee).....698  
トロエルストラ(Troelstra).....706  
トロッキー(レオン—Leone Trotsky) ...706  
トーマ(アルベール—Albert Thomas) ...713  
トルストイ(レオ—Leo Tolstoy).....713  
トヤマサカズ(外山正一).....710

—(V)—

ヴァイアン(エドワール—  
Edouard Vaillant).....722

ヴァンダーヴェルト(エミール—  
Emile Vandervelde).....722  
ヴィヴィアニ(ルネ—René Viviani).....723

—(W)—

ワグナー(アドルフ—  
Adolf Henri Wagner).....724  
ワイトリング(ウヰルヘルム—  
Wilhelm Weitling).....724  
ワイスマン(アウグスト—  
August Weismann).....724  
ワレス(アルフレッド—  
Alfred Russel Wallace).....725  
ワレス(グレイハム—  
Graham Wallace).....725  
ワシントン(ブッカー—  
Booker Washington).....726  
ワシントン(ジョージ—  
George Washington).....726  
ワット(ゼームス—James Watt).....726  
ウエップ(ビアトリス—Beatrice Webb) 726  
ウエップ(シドニー—Sidney Webb).....727  
ウェルズ(ハーバート—  
Herbert G. Wells).....727  
ウヰルソン(ウヰドロ—  
Woodrow Wilson).....727  
ワード(レスター—Lester F. Ward) ...727  
ウォーリング(イングリッシュ—  
Wm. English Walling).....723  
ウォルフ(ウヰリアム—  
Henry Wm. Wolf).....728

—(Y)—

ヤング、アーサー—Arthur Young)..... 729

—(Z)—

ザイデル(エミール—Emil Seidel).....748  
ゾムバルト(ウヰルナー—  
Werner Sombart).....750  
ゾンネンフェルス(ヨゼフ—  
Joseph Sonnenfels).....751

ゴッセン(ヘルマン・ハインリッヒ—  
Hermann Heinrich Gossen) .....204

—(H)—

ハーデー(ケア—Keir Hardie).....208  
ハーゼ(ヒューゴ—Hugo Haase) .....246  
ハインドマン(ヘンリー・メイヤーズ—  
H. Mayers Hyndman) .....208  
ハックスレー(トマス・ヘンリー—  
Thomas Henry Huxley) .....210  
ハンター(ロバート—Robert Hunter).....215  
ハウプトマン(ゲルハルト—  
Gelhart Hauptman).....219  
ヘンダーソン(アーサー—  
Arthur Henderson).....224  
ヘルツカ(テオドル—Theodor Herzka) 224  
ヘルツェン(アレキサンダー—  
Alexander Herzen).....224  
ヒルデブランド(ブルノー—  
Bruno Hildebrand).....229  
ホブソン(ジョン・アッキンソン—  
John Atkinson Hobson) .....233  
ホッジスキンの(トマス—  
Thomas Hodgeskin) .....235  
ヒューム(デヴィッド—David Hume) ...246

—(I)—

イエヒトシンノ(舍人親王) .....248  
イタタクニホ(生田國秀) .....250  
イリー(リチャード・セオダー—  
Richard Theodore Ely).....257  
イシダバイガン(石田梅巖) .....258  
イタガキタイスケ(板垣退助) .....259  
イトージンサイ(伊藤仁齋) .....261  
イトーローガイ(伊藤東涯) .....261

—(J)—

ジョージ(ヘンリー—George Henry) ...284  
ジョージ(ロイド—David Loyd George) 284  
ジョレス(ジャン・レオン—  
Jean Le'on Jaures).....234

ジェヴォンズ(ウィリアム・スタンレー—  
William Stanley Jevons) .....263

—(K)—

カベ(エチエンヌ—Etienne Cabet) ...285  
カイバラエキケン(具原益軒) .....295  
カムパネラ(トマス—  
Tommaso Campanella) .....308  
カンピン(韓非子) .....317  
カンジ(管子) .....320  
カント(イマヌエル—Immanuel Kant) ...320  
カーペンター(エドワード—  
Edward Carpenter) .....321  
カーライル(トマス—Thomas Carlyl) ...322  
カウッキー(カール—Karl Kautsky).....326  
ケネ(フランソワ—Francois Quesny)333  
コミヤママサヒデ(小宮山昌秀) .....403  
コント(オーギュスト—Auguste Comte)409  
コンドルセ(ニコラス—  
Nicolas Condorcet).....410

コンラッド(ヨハンネス—  
Johannes Conrad).....410  
コルベール(ジャン・バチスト—  
Jean Baptiste Colbert) .....413  
コートクシュスイ(幸徳秋水) .....425  
クマザワバンザン(熊澤蕃山) .....431  
クライズ(ジェーム・アール—  
J. Robert Clynes) .....434  
クラーク(ジョン・ペーツ—J. P. Clerk) 434  
クリタリツリ(栗田栗里) .....435  
クロボトキン(ピーター—  
Peter Alxeievitch Kropotkin) .....435  
クサマナオタカ(草間直方) .....436

—(M)—

マクドナルド(ラムセ—  
Ramsay Macdonald) .....460  
マルクス(カール—Karl Marx).....464  
マルサス(トマス・ロバート—  
Thomas Robert Malthus) .....465

メンガー(アントン—Anton Menger) ...467  
ミラボ(オノレ・ガブリエル—  
H. nore Gabriel Riqueti Mirabeau) .....471  
ミル(ジェームズ—James Mill).....471  
ミル(ジョン・スチュアート—  
John Stuart Mill) .....472  
ミルラン(アレキサンドル—  
Alexandre Millerand).....472  
モア(サー・トマス—Sir Thomas More)473  
モンテスキュー(シャルル・ルイ—  
Charles Montesquieu).....474  
モリス(ウィリアム—William Morris)475  
ムッソリーニ(ベニト—  
Benito Mussolini) .....476

—(N)—

ナカエチョーミン(中江兆民) .....477

—(O)—

オーアンセキ(王安石) .....503  
オーエン(ロバート—Robert Owen) ...503  
オギューソライ(荻生徂徠) .....504  
オイケン(ルドルフ・クリストフ—  
Rudolf Christoph Eucken).....504  
オーノヤスマロ(大友麻呂) .....506  
オッペンハイマー(フランツ—  
Franz Oppenheimer) .....506  
オーシオヘーハチロー(大鹽平八郎) .....507

—(P)—

パンカースト(クリスタベル—  
Christabel Pankhurst).....512  
パンカースト(エメリン—  
Emmeline Pankhurst).....512  
パッテン(サイモン・ネルソン—  
Simon Nelson Patten).....509  
プライス(リチャード—Richard Price) ...509  
プラトン (Platon) .....510  
プレハノフ(ゲオルグ—  
George Plehnow) .....510

ブルドーン(ジョセフ—  
Joseph Proudhon) .....511

—(R)—

ラファルグ(ポール—Paul Rafargue).....513  
ラマルク(ジャン・バチスト—  
Jean Baptiste Pierre Antoin: de Monet  
de Lamarck).....513  
ラルキン(ジェームズ—James Larkin) ...514  
ラッサレ(フェルディナンド—  
Ferdinand Lassalle).....515  
レードラー(ウェリントン—  
Wellington Ladler) .....517  
レニン(ニコライ—Nikolai Lenin) .....520  
リー(アルガーノン—Argernon Lee) ...521  
リーブクネヒト(カール—  
Karl Liebknecht) .....522  
リーブクネヒト(ウィルヘルム—  
Wilhelm Liebknecht).....523  
リカルド(デヴィッド—  
David Ricardo) .....529  
ロック(ジョン—John Lock) .....559  
ロックフェラー(ジョン・デヴィソン—  
John Devison Rockefeller).....559  
ローチアス(ソロルド—  
James Thorold Rogers).....569  
ロムプロソー(チェザレ—  
Cesare Lombroso) .....569  
ロンドン(ジャック—Jack London) .....560  
ロリア(アチル—Achille Loria) .....563  
ロツァー(ウィルヘルム—  
Wilhelm Roscher) .....567  
ロス(エドワード・アルスワース—  
Edward Alesworth Ross) .....567  
ルクセンブルグ(ローザ—  
Rosa Luxemburg) .....567  
ルロアポーリュウ(ピエール・パウル—  
Leroy-Deaulieu) .....568  
ルッソー(ジャン・ジャック—  
Jean Jacques Rousseau).....568

# 人名索引

## —(A)—

- アッペ(エルンスト—Ernst Abbe) ..... 1
- アヴェリング(エドワード—  
Edward Aveling) ..... 1
- アドラー(ヴィクトル—Victor Adler) .... 1
- アドラー(フリートドリヒ—  
Friedrich Adler) ..... 2
- アークライト(サー・リチャード—  
Richard Arkwright) ..... 8
- アメノモリホーシュー(雨森芳洲) ..... 9
- アンシ(晏子).....13
- アヲキコンヨー(青木昆陽).....14
- アライハクセキ(新井白石).....15
- アリストテレス(Aristoteles) .....15
- アサミケーサイ(淺見絢齋).....18
- アスキス(ハーバード・ヘンリー—  
Herbert Henry Asquith) .....19

## —(B)—

- バーチャー(ヴィクター—Victor Berger).....23
- バクーニン(ミハエル—Michael Bakunin)23
- バザール(サン・アマン—  
St. Amand Bazard)..... 25
- ベール(アウグスト—August Bebel) ...26
- ベーコン(フランシス—Francis Bacon)...33
- ベームバヴェルク(オイゲン・フォン—  
Eugen von Böhn-Bawerk) .....33
- ベンタム(ジェレミー—Jeremy Bentham)35
- ベラミー(エドワード—Edward Belamy)35
- ビスマルク(オットー・エドワード—  
Otto Edward Leopold Bismark).....39
- ブランデス(ゲオルグ—Georg Bra des)...68
- ブランキー(ルイ・オーギュスト—  
Louis Auguste Blanqui) .....68
- ブレンタノ(ルヨ—Lujo Brentano).....69
- ブース(ウィリアム—William Booth).....71
- ビュッヒャー(カール—Karl Buecher).....74

## —(D)—

- ダニエル(デ・レオン—De Leon Daniel)106
- ダーキン(チャールズ・ロバート—  
Charles Robert Darwin).....106
- ダザイジュンダイ(太宰春臺) .....107
- デブス(ユージン・ヴィクター—  
Eugene V. Debs).....107

## —(E)—

- エベルト(フリードリヒ—  
Friedrich Ebert) .....143
- エンゲルス(フリードリヒ—  
Fredrich Engels).....139
- エオンホッシ(懸遠法師).....140

## —(F)—

- フィヒテ(ヨハン・ゴットリーブ—  
Johan Gottrib Fichte) .....153
- フィリップ・グイッチ (フォン・フィリップス  
ベルグ・オイゲン—Eugen Philippo-  
vich von Philipsberg) .....155
- フジタユウコク(藤田幽谷) .....163
- フクザワユキチ(福澤諭吉) .....169
- フランクリン(ベンジャミン—  
Benjamin Franklin).....170
- フランス(アナトール—Anatole France)184
- フリエー(フランソワ・マリイ・シャール  
—Francois Marie Fourier .....180

## —(G)—

- ゲーテ(ヨハン—Johan Wolfgang von  
Goethe).....194
- ゴッドキン(ウィリアム—  
William Godwin) .....201
- ゴムバース(サムエル—  
Samuel Gompers) .....202
- ゴーリキー(マキシム—Maxim (orky) 203
- ゴールドマン(エムマ—  
Emma Goldman).....203

大正十四年六月十二日印刷  
大正十四年六月十五日發行

(定價五圓)

### 會社問題辭典

編輯者

高 畠 素 之

發行者

佐 藤 義 亮

印刷所

富士印刷株式會社

東京市牛込區西江戸川町二十一番地

發行所

東京市牛込區矢來町三番地  
振替(東京)一七四二番

新

潮

社

電話牛込(國)八〇六番 八〇八番  
八〇七番 八〇九番

高島素之氏譯

新潮社出版

# マルクス資本論

全三冊 第一卷(近刊)  
▼菊大判約一千頁  
▼總洋布最上製函入  
▼定價金七圓五拾錢  
(送料拾八錢)

## ■全然、舊版の面目を一變せる改譯■

舊版は全部六拾圓なるが、改譯本は約三分の一にて發賣する見込み

マルクスの『資本論』は、有史以來、人類の科學的努力が産出した最大勞作の一つである。マルクスは其該博なる知識と、深刻なる論理のメスとを以つて、資本主義經濟の構造を餘蘊なく解剖し盡くし、次いで來たるべき新社會の曙光を暗示した。而して世界は今や、この科學的巨人の指示に従つて、悲壯なる改造を遂げんとしてゐる。刊行後六十年にして、時代の生命を現實的に燒熱し、時代の思潮を樞軸的に回轉せしむるもの、マルクスの『資本論』の如きは稀である。而も『資本論』は論旨深遠にして行文難解を以つて聞え、これを眞に理解せんとすれば、豊富なる原語の素養に加ふるに、克明なる思想の鍛鍊を以つてしなければならぬ。譯者はマルクスの研究に於いて良心的權威に叩頭する所の第一人を以つて任ずるもの、曩に滿六ヶ年の全身の没頭を以つて譯したる『資本論』全三卷一萬枚は、譯者にとつて寧ろ悲痛の追憶を存するのみ。震災のため舊版紙型全部焼失せるを寧ろ好機とし、茲に決死の覺悟を以つて譯筆を新たにした。舊版の難澁なる筆致は科學的嚴正を傷けざる限り、茲に全部理解し易き日本文に書き改められた。難解の外國文を轉じて、翻譯臭味なき邦文の『資本論』を完成したる一點のみを以つてしても、譯者の勞は永久に記念せらるべきものであると自信する。

# 社會哲學新學說大系

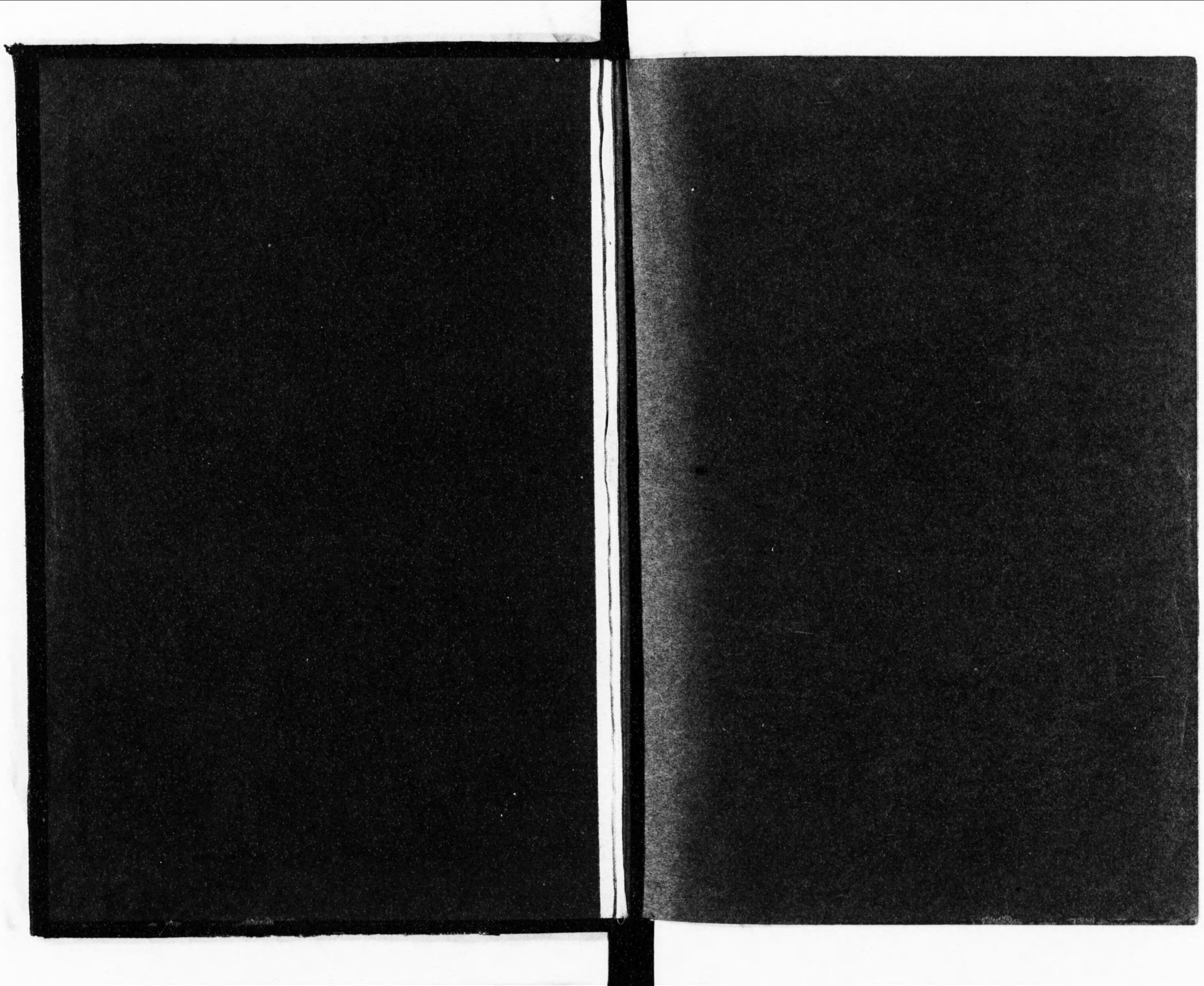
北 吟 吉 氏 高 島 素 之 氏 共 編

第一編	唯物史觀の改造	ツガン・バラノフスキイ 高島素之氏譯述
第二編	社會學的認識論	ラッツェンホーファー 宮崎市八氏譯述
第三編	時間と自由意志	ベルクソン 北吟吉氏譯述
第四編	田園・工場・仕事場	クローポトキン 中山啓氏譯述
第五編	アダムス富國論	アダム・スミス 神永文三氏譯述
第六編	社會生活と精神生活	オハイツケ 高橋正熊氏譯述
第七編	社會學通俗教科書	ギンツク 神永文三氏譯述
第八編	政黨心理の研究	ロベルト・ミヒェルス 西村二郎氏譯述
第九編	社會學思想の人生的價值(刊近)	アルビオン・ウエ・スモール 高島素之氏譯述
第十編	マルクス經濟學批判(刊近)	カール・コウツキ 石川準十郎氏譯述
續刊	遺傳法則論	グレゴール・メンデル 木村學氏譯述
本	プラトン理想國	プラトン 津久井龍雄氏譯述
能	と社會	ウキリアム・マリドーガル 宮崎市八氏譯述

頁十三百二約冊一數紙◆製特布背版六四新  
—、づ錢拾冊各料送◆錢拾貳圓壹冊各價定—

# 思想·文藝·講話叢書

■第一編	近代思想十六講	中澤長江氏著	價貳圓五拾錢 郵送料拾貳錢
■第二編	社會問題十二講	生田久雄氏著	價貳圓 郵送料拾貳錢
■第三編	近代文藝十二講	生田長江氏著 野上白川氏昇 贈夢氏著	價貳圓參拾錢 郵送料拾貳錢
■第四編	近代劇十二講	楠山正雄氏著	價參圓五拾錢 郵送料拾八錢
■第五編	改造思想十二講	宮島新三郎氏著 相田隆太郎氏著	價貳圓五拾錢 郵送料拾貳錢
■第六編	日本近世文學十二講	高須芳次郎氏著	價貳圓五拾錢 郵送料拾貳錢
■第七編	日本現代文學十二講	高須芳次郎氏著	價貳圓五拾錢 郵送料拾貳錢
■第八編	小說研究十六講	木村毅氏著	價貳圓五拾錢 郵送料拾貳錢
■第九編	婦人問題十六講	奧うめお氏著	價貳圓五拾錢 郵送料拾貳錢
■第十編	世界宗教十六講	木村毅氏著 相田隆太郎氏著	價貳圓五拾錢 郵送料拾貳錢
■第十一編	東洋思想十六講	高須芳次郎氏著	價貳圓五拾錢 郵送料拾貳錢





終